嵐山町議会平成２６年第２回定例会会議録

目　　次

招集告示……1
応招・不応招議員……2

第　1　号　（6月4日）

議事日程……3
出席議員……4
欠席議員……4
本会議に出席した事務局職員……4
説明のための出席者……4
開会の宣告……7
開議の宣告……7
会議録署名議員の指名……7
会期の決定……7
諸般の報告……8
行政報告……9
常任委員会所管事務調査報告……１１
広報広聴特別委員会所管事務調査報告……２１
請願の委員会付託……２４
休会の議決……２５
散会の宣告……２５

第　2　号　（6月9日）

議事日程……２７
出席議員……２８
欠席議員……２８
本会議に出席した事務局職員……２８
説明のための出席者……２８

開議の宣告……３１
諸般の報告……３１
一般質問……３１
　４番　長　島　邦　夫　議員……３１
　６番　畠　山　美　幸　議員……５６
　１番　森　　一　人　議員……７８
１３番　渋　谷　登美子　議員……９０
散会の宣告……１２０

第　３　号　（６月１０日）

議事日程……１２１
出席議員……１２２
欠席議員……１２２
本会議に出席した事務局職員……１２２
説明のための出席者……１２２
開議の宣告……１２５
諸般の報告……１２５
一般質問……１２５
　２番　大　野　敏　行　議員……１２５
　９番　川　口　浩　史　議員……１３４
１２番　松　本　美　子　議員……１５６
１０番　清　水　正　之　議員……１６９
１１番　安　藤　欣　男　議員……１９５
会議時間の延長……２０７
散会の宣告……２１２

第　４　号　（６月１１日）

議事日程……２１３
出席議員……２１５
欠席議員……２１５

本会議に出席した事務局職員……２１５
説明のための出席者……２１５
開議の宣告……２１７
諸般の報告……２１７
報告第１号の上程、説明、質疑……２１７
報告第２号の上程、説明、質疑……２１９
報告第３号の上程、説明、質疑……２２１
報告第４号の上程、説明、質疑……２２２
報告第５号の上程、説明、質疑……２２３
承認第２号の上程、説明、質疑、討論、採決……２２５
承認第３号の上程、説明、質疑、討論、採決……２２６
承認第４号の上程、説明、質疑、討論、採決……２３９
同意第２号の上程、説明、質疑、採決……２４２
議案第２６号の上程、説明、質疑、討論、採決……２４３
議案第２７号の上程、説明、質疑、討論、採決……２４６
議案第２８号の上程、説明、質疑、討論、採決……２５５
請願第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……２５６
閉会中の継続調査の申し出について……２５８
日程の追加……２５８
議案第２９号の上程、説明、質疑、討論、採決……２５８
発委第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……２６８
発議第９号の上程、説明、質疑、討論、採決……２７０
発議第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決……２８０
発議第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決……２８２
発議第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決……２９３
発議第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決……２９８
町長挨拶……３０４
議長挨拶……３０５
閉会の宣告……３０５

署名議員……３０７

◎　招　集　告　示

嵐山町告示第１３５号

平成２６年第２回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

平成２６年５月２７日

嵐山町長　　岩　澤　　勝

１．期　　日　　平成２６年６月４日

２．場　　所　　嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（１３名）

１番　森　　一　人　議員	２番　大　野　敏　行　議員
３番　佐久間　孝　光　議員	４番　長　島　邦　夫　議員
６番　畠　山　美　幸　議員	７番　吉　場　道　雄　議員
８番　河　井　勝　久　議員	９番　川　口　浩　史　議員
１０番　清　水　正　之　議員	１１番　安　藤　欣　男　議員
１２番　松　本　美　子　議員	１３番　渋　谷　登美子　議員
１４番　青　柳　賢　治　議員	

○不応招議員（なし）

平成２６年第２回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第１号）

６月４日（水）午前１０時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告（青柳議長）

日程第　４　行政報告（挨拶並びに行政報告　岩澤町長）

（行政報告　　小久保教育長）

日程第　５　常任委員会所管事務調査報告

日程第　６　広報広聴特別委員会所管事務調査報告

日程第　７　請願の委員会付託について

○出席議員（１３名）

１番　森　　一　人　議員	２番　大　野　敏　行　議員
３番　佐久間　孝　光　議員	４番　長　島　邦　夫　議員
６番　畠　山　美　幸　議員	７番　吉　場　道　雄　議員
８番　河　井　勝　久　議員	９番　川　口　浩　史　議員
１０番　清　水　正　之　議員	１１番　安　藤　欣　男　議員
１２番　松　本　美　子　議員	１３番　渋　谷　登美子　議員
１４番　青　柳　賢　治　議員	

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	山　岸　堅　護
書　　記	岡　野　富　春
書　　記	久　保　かおり

○説明のための出席者

岩　澤　　勝	町　　長
安　藤　　實	副　町　長
井　上　裕　美	総務課長
中　嶋　秀　雄	地域支援課長
中　西　敏　雄	税務課長
山　下　次　男	町民課長
石　井　　彰	健康いきいき課長
青　木　　務	長寿生きがい課長
植　木　　弘	文化スポーツ課長
大　塚　　晃	環境農政課長
山　下　隆　志	企業支援課長
根　岸　寿　一	まちづくり整備課長
新　井　益　男	上下水道課長

内　田　　勝	会計管理者兼会計課長
小久保　錦　一	教　育　長
簾　藤　賢　治	教育委員会こども課長
大　塚　　晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開会の宣告

○青柳賢治議長　皆さん、おはようございます。第２回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成26年嵐山町議会第２回定例会は成立いたしました。これより開会いたします。

（午前　９時５９分）

◎開議の宣告

○青柳賢治議長　直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○青柳賢治議長　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第８番　　河　井　勝　久　議員

第９番　　川　口　浩　史　議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○青柳賢治議長　日程第２、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

安藤議会運営委員長。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長　おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第２回定例会を前にして、５月28日に議会運営委員会を開催いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として青柳議長、出席要求に基づく出席者として岩澤町長、安藤副町長、井上総務課長にご出席をいただき、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、報告５件、人事１件、承認３件、条例１件、予算２件の計12件ということでございます。このほか、追加議案、議員提出議案も予定されております。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第２回定例会は本日４日から６月11日までの８日間とすることに決定をいたしました。

会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問は受け付け順として、６月９日に１番の長島議員から４番の渋谷議員、６月10日に５番の大野議員から９番の私、安藤といたします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

○青柳賢治議長　お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日から６月11日までの８日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から６月11日までの８日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○青柳賢治議長　日程第３、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案は、報告５件、人事１件、承認３件、条例１件、予算２件の計12件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、追加議案並びに議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、３月から５月末までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。平成26年５月７日に県民健康センターにおいて開催されました埼玉県町村議会議長会主催の議会広報研修会に、議会報編集委員３名が出席いたしました。平成26年５月27日、メルパルクホールにおいて、全国町村議会議長会主催の町村議長、副議長研修会に本職と副議長が出席いたしました。以上、議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

次に、さきの定例会において可決されました議員提出議案発議第３号　婚姻歴のない母子家庭の母についても税法上の「寡婦」とみなし控除を適用するよう求める意見書の提出についてにつきましては、内閣総理大臣、衆参両院議長及び関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本職宛て提出のありました請願第１号　手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願の写し、陳情第３号　適正な法曹人口の検討をはじめとする法曹養成制度全般の抜本的な見直しの実施を求める意見書ご採択のお願いの写し、並びに陳情第４号　地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売に関する調査協力のお願いの写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、議会基本条例の規定に基づき、第５回議会報告会を開催いたしましたので、報告いたします。議会報告会の実施に当たり、５月17日午前10時から北部交流センターで、18日午後２時からふれあい交流センターで開催いたしました。詳細につきましては、後ほど広報広聴特別委員長より報告いたします。

以上で、議長より諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○青柳賢治議長　日程第４、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。

なお、町長から行政報告に合わせて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可いたします。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げさせていただきます。

本日ここに平成26年嵐山町議会第２回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のためまことに感謝にたえないところであります。

本議会に提案をいたします議案は、報告５件、人事１件、承認３件、条例１件、予算２件、計12件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定でございます。何とぞ慎重なるご審議を賜りまして、原案どおり可決、ご決定を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

次に、平成26年２月から平成26年４月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条の規定による事務に関する説明書でご報告を申し上げましたので、ご高覧願いたいと存じます。

なお、４月１日現在の職員総数でございますが、三役を除きまして146名であります。新採用職員につきましては５名、退職者では８名であります。

また、スローシネマ方式の映画「じんじん」を各小中学校の子供たちをはじめ、多くの町民の皆さんに鑑賞をしていただきました。家族関係で希薄になりつつある社会の中で、家族とは何か、地域とは何か、これを考えさせられるすばらしい作品でありました。上映にご協力いただいた実行委員の皆様に厚く御礼を申し上げる次第でございます。この映画上映を機に、さらなる協働のまちづくりに町民と一丸となりまして取り組んでまいる所存でございます。

今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶並びに行政報告を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

小久保教育長。

〔小久保錦一教育長登壇〕

○小久保錦一教育長　地方自治法第122条による事務に関する説明書35ページをお開きください。

４月１日発令の人事異動につきましては、お手元の表のとおりでございます。31名転入、転出30名でございました。

36ページをお開きください。学校教育関係の（１）学校基本調査の結果について申し上げます。小学校児童数、本年度823名、前年度比マイナス36名、学級数は前年度

と同じでございます。中学校生徒数、本年度471名、５の減でございます。学級数は変わりません。嵐山幼稚園につきましては、本年度４歳児50人定員いっぱいでございました。

以上でございます。

なお、その他の工事関係等については、ご高覧いただきたいと思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○青柳賢治議長　日程第５、常任委員会所管事務調査報告を行います。

まず、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

吉場総務経済常任委員長。

〔吉場道雄総務経済常任委員長登壇〕

○吉場道雄総務経済常任委員長　委員会報告をします。朗読をもって報告といたします。

平成26年６月４日

嵐山町議会議長　青　柳　賢　治　様

総務経済常任委員長　吉　場　道　雄

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

１　調査事項

観光の推進とそれに付随するインフラ整備について

２　調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「観光の推進とそれに付随するインフラ整備について」を調査するため、４月17日及び５月21日に委員会行政視察を行い、調査研究しました。

（１）４月17日の委員会について。

当日は前回の委員会で課題となっていた部分について山下企業支援課長から説明を受けました。

ア　「道の駅いちごの里よしみ」の状況

（ア）補助金

・国土交通省　造成、駐車場、トイレ、広場（滑り台）などの整備

・農林水産省　造成を含む物産館、いちごハウスなど建物の整備

・その他　　町の財源、起債

・土地は10筆で借地なし

（イ）施設が点在しており、雨天時は来客時等に不便を生じさせてしまうため、大きな建物１カ所にまとめたほうがよかった。

イ　交通量、交通事故軽減を絡めた部分も必要。254バイパスは県の緊急輸送路に指定されており、嵐山町の場合もいざというときの拠点に考えられ、計画の中に盛り込む必要がある。

ウ　おもてなし日本一埼玉県観光づくり基本計画

「道の駅」の整備は相当の事業費、年数が必要になる。埼玉県ではオリンピックに関連した事業、観光づくり基本計画（平成24年度～平成28年度）の事業に対しメニューが広範囲にわたっている。直売所の関係では既存の直売所を充実させるために周辺を開発できる事業もある。町の事業に合わせて整備していくことが可能である。

以上、説明を受け、次の委員会は「道の駅いちごの里よしみ」を行政視察することとしました。

（２）５月21日の行政視察について。

当日は青柳議長、山下企業支援課長同席のもと、吉見町の「道の駅いちごの里よしみ」を視察した。

ア　立ち上げまでの経緯

第３次吉見町総合振興計画（平成７年度～17年度）に「道の駅整備の促進」が掲載され、第４次総合振興計画（平成13年度～17年度）に「道の駅の整備」が計画された。

イ　事業期間及び事業費、施設概要

（ア）事業期間　平成14年度～平成16年度

（イ）敷地面積　約２万5,000平方メートル

（ウ）総事業費　約10億5,500万円

（エ）経営構造対策事業（補助率：国２分の１　県２分の１）

・事業費　約２億8,400万円

・いちごの里物産館、食堂、体験室、売店、菓子加工室、その他（原材料室、事務室、トイレ、休憩室）

（オ）まちづくり総合支援事業（補助率：国３分の１　町３分の２）

・事業費　約７億7,100万円

・駐車場、円形広場、芝生広場等

ウ　有限会社いちごの里よしみの概要

（ア）第三セクター立ち上げの経緯

「吉見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」制定後、指定管理者が選定され、議会の議決を経て指定された。

（イ）出資者

・吉見町	500口（83.3％）
・埼玉中央農業協同組合	51口（8.5％）
・（株）埼玉りそな銀行	15口（2.5％）
・埼玉縣信用金庫	14口（2.3％）
・吉見町商工会	10口（1.7％）
・三国コカ・コーラボトリング（株）	10口（1.7％）

※団体出資は１口１万円

（ウ）役員

・代表取締役	１名	吉見町長（駅長）
・専務取締役	１名	吉見町副町長
・取締役	１名	埼玉中央農業協同組合長
・監査役	２名	吉見町商工会長、埼玉縣信用金庫吉見支店長

（エ）従業員

・特別職	１名	支配人
・職員	４名	職員３名、嘱託社員１名

・パート、アルバイト　約22名（シルバー人材センター会員含む）

（オ）総収益

・平成25年度　約１億300万円

（カ）入場人員　約100万人

（キ）オリジナル商品の開発

現在、オリジナル商品として「いちごジャム」、「いちごかりん糖」、「苺かまぼこ」、「いちごの里デザート」がある。

以上、説明を受け、現地へ向かい「道の駅いちごの里よしみ」を視察した。

次に、久喜市にあるＪＡ南彩直営の菖蒲グリーンセンター（農産物直売所）と農協食堂を視察した。

視察を終え帰庁後、委員会を開き意見交換を行った。

主な意見として

・農産物直売所周辺に「道の駅」ができれば、相乗効果がある。難しい面はあるが、緊張感を保ちながらお互いに伸びていくのでは。

・産業の発信起点に地場の食事ができる場所を設けるのが拠点になるための第１段階ではないか。

・補助金を使って大きな事業を実施するのではなく、初めは小さく、効果が出てきたら徐々に施設を拡張するほうがよい。

・吉見町は「いちご」というブランド品がある。嵐山町の場合は、自然（小千代山等）がある。自然を使った体験、集客の目玉となる活用ができないか。

・「道の駅」で位置づけたほうが整備しやすいか、観光づくり基本計画で位置づけたほうが整備しやすいか、具体的に調べたほうが嵐山町に合ったものができる。

以上報告し、中間報告とします。

○青柳賢治議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　吉見町の道の駅ですけれども、総事業費が約10億5,500万円ということで、８年たっているわけですよね。税収というのは、どの程度これによって伸びてきているのか伺いたいと思うのですけれども。

○青柳賢治議長　吉場総務委員長。

○吉場道雄総務経済常任委員長　税収でどれだけ伸びてきたかというのは調べていない状況です。一応総合費が、だから税収はわかりません。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

川口文教厚生常任委員長。

〔川口浩史文教厚生常任委員長登壇〕

○川口浩史文教厚生常任委員長

それでは、文教厚生常任委員会の報告を行いたいと思います。

朗読をもって報告にかえさせていただきたいと思います。

記とあります下から朗読をしていきます。

記

１　調査事項

「子ども子育てについて」と「少子化と学校のあり方について」

２　調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「子ども子育てについて」と「少子化と学校のあり方について」を調査するため、４月16日、４月30日、５月９日及び５月16日に委員会を開催し、調査研究を行いました。

初めに「子ども子育てについて」から報告します。

（１）４月16日の委員会について。

当日の委員会は、簾藤こども課長及び前田副課長に出席を願い、子ども・子育て支援新制度による方向性が出たということなので、このうち学童保育の埼玉県の進め方について説明を受けました。

前田副課長から、従うべき基準と参酌すべき基準があり、従うべき基準は従わなくてはならず、参酌すべき基準は地域の実情に応じて内容を定めることができるという説明があった。従うべき基準については、指導員の資格と指導員の人数である。指導員の資格について、常勤指導員は保育士や教員など、非常勤指導員は子育て経験者、資格取得予定の学生、保育指導を希望し外遊び可能な人である。指導員の人数は、常時２人以上配置し、児童30人以上は指導員３人以上が望ましいとのことである。

参酌すべき基準は、児童数の規模は40人を限度とし、41人以上はクラスを複数にすること、施設については、児童１人当たり1.65平方メートル（畳半分）以上の面積を確保、静養スペースを確保することとなっている。開所日数の規定はないが、平日、土曜日、長期休暇期間は開設し、学校休業日は必要に応じて開設すること。開所時間について平日は就業時間から午後６時30分、休日は午前８時から午後６時30分まで。

その他の基準として、非常災害対策、虐待等の禁止、秘密の保持に関すること、事故発生時の対応について定めることが適当ということでした。

平成25年度における町内の学童保育の状況は、次のとおりとなっている。菅谷小学校学童保育室ひまわりクラブは開所日数290日、登録児童数は39人、指導員常勤２人、非常勤２人である。ひまわり第２クラブは、開所日数289日、登録児童数39人、指導員常勤２人、非常勤３人である。志賀学童保育室てんとう虫クラブは、開所日数279日、登録児童数49人、指導員常勤２人、非常勤３人。七郷学童保育室子どもの森は、開所日数278日、登録児童数52人、指導員常勤１人、非常勤４人である。新制度の基準は県で示している人数がおおむね40人と言われている。てんとう虫クラブは、現状９人オーバーなのでクラス分けする必要がある。なお、子どもの森の登録児童数は52人であるが、常時利用しているのは40人以内であるため基準内と見ているという説明でした。質疑では、

（問）各学童保育室の保育料と給与体系を示してほしい。

（答）５月９日の委員会に資料を提出する。

（問）児童厚生員とは、どういうものか。

（答）２年以上児童福祉事業に従事した経験を有し、児童の遊びを指導する方をいう。

（問）４つの学童クラブは現状で継続するということでよいのか。

（答）基本的にはそう考えている。

（問）今後の方向性は。

（答）子ども・子育て支援事業では、給付対象として施設型と地域型がある。施設型は（認定）幼稚園や保育園のことであり、地域型は学童クラブなどのことである。今までの学童クラブは基準がなかった。数年前に第２種福祉事業という位置づけができただけである。この基準を設けていくことになる。

（問）保護者が役職をやりたがらない理由は何か。

（答）働いているから子供を預けているわけであり、その上、学童の役員を受けるのは大変だという意見がある。

（２）４月30日の委員会について。

当日の委員会は、午前中に七郷学童保育室子どもの森を視察、午後から埼玉県の出前講座を受けた。

七郷学童保育室子どもの森では、指導員より次のような説明があった。現在40世帯56人が在籍している。常勤１人、非常勤４人の指導員がいるが、常時の体制は常勤１人、非常勤２人である。保育時間は午後６時30分までとなっているが、実際は７時になることもある。質疑では、

（問）保育料体系が他のクラブと違うが、どのようになっているのか。

（答）15日以上が9,000円と維持費200円。５日だと3,000円と維持費になる。なお、毎日利用している児童は24人、10日利用は８人、５日以下は17人となっている。なお、菅谷、志賀の両小学校からも１人ずつ利用している。

（問）不足しているものなど要望は何かあるか。

（答）もう少し収納ができるスペースがあれば助かる。また、指導員体制が弱いこと。常勤が２人いると休暇取得を含め就業体制が充実する。あとは会長など役職が毎年かわることである。

（問）保育料が利用する日数によって変わるが、保育料収入が少ないのではないか。

（答）他のクラブより20万～30万円少ない。

（問）他のクラブと統一したい気持ちはあるのか。

（答）前にアンケートをとった。月１万円になっても利用しますかという問いに、３分の１が利用しないという結果だった。したがって統一は難しい状況だ。しかし、５日で3,000円は見直していきたいと思っている。

（問）体育館の利用はしているのか。

（答）現在は利用していない。条件が整えば雨天時の利用は検討したい。

午後から県の出前講座として子育てをめぐる課題と制度について、福祉部少子政策課主査、内田豊枝氏から次のとおり講演をいただいた。急速な少子化の進行がある中で、結婚、出産、子育ての希望がかなっていない現状がある。家族、地域、雇用など、子供、子育てを取り巻く環境が変化してもいる。子ども・子育て支援が質・量ともに不足もしている。対ＧＤＰ比では、フランス３％、イギリス3.27％、スウェーデン3.35％であるのに対し、日本は1.04％と低い状況にある。子育ての孤立感と負担感も増加しており、地域の実情に応じた対策が不十分な面がある。

こうした現状を踏まえ、子ども・子育て関連３法が成立した。その主な点は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくものである。具体的には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育への

給付を創設する。また、地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者の支援、地域子育ての支援拠点、学童クラブなどの子育て支援事業）の充実を図る。費用面では、消費税率の引き上げにより0.7兆円の確保とあわせ１兆円程度の追加を見ている。また、現在統一されていない体制を今後は内閣府に「子ども・子育て本部」を設置する。市町村には、子ども・子育て会議の設置を努力義務とするというものである。質疑では、

（問）施設型給付は、保育料を決めるのは国になるのか。

（答）今後も市町村で決めることになる。

（問）施設型給付に、幼稚園型というものがあるが、どういうものか。

（答）認可幼稚園と認可外保育園が一緒になったものをいう。

（問）保育士や学童指導員の給与は、どう変わるのか。

（答）５％（１万円）のアップがあると言われている。

（３）５月９日の委員会について。

当日の委員会は、前田副課長から、幼稚園、保育園、学童クラブの利用状況や希望を把握するためのニーズ調査の結果について説明を受けた。

お子さんが遊んでいる場所はどこかという問いに、「祖父母の家」と答えた方が52.7％であった。アンケート委託業者によると、この率は他の自治体から見て高い数字であるというので嵐山町の特徴として見ている。母親の就業状況はという問いに、以前は就労していたが、現在はしていないと答えた方が46.4％と最も多い。また、就労していても、フルタイムで働いているお母さんに比べ、パート等が多い。幼稚園や保育所などの利用希望については、幼稚園が52.5％、保育所が51.2％、幼稚園の預かり保育が34.6％であった。小学校に入学後の放課後の過ごし方では、自宅が61.2％、習い事が47.4％、学童保育が37.9％であった。質疑は、

（問）幼稚園においても保育料は応能負担に移行するのか。

（答）所得に応じた金額になる。現在準備をしている。

（問）子どもの森学童クラブの保育料は、１月の利用が15日以上で9,000円。他のクラブは、月の徴収で１万1,000円である。どう見ても子どもの森は安過ぎる。安定的な経営のために限度額を１万1,000円とし、他のクラブと同じにしていくべきでないか。

（答）父母会で決定することなので、町として引き上げの指示はできない。

次に「少子化と学校のあり方について」報告します。

（１） ４月16日の委員会について。

当日の委員会は、簾藤こども課長及び田中指導主事から次のとおり説明をいただいた。

嵐山町の小学校新入生は、平成26年度114人、平成27年度125人、平成28年度126人、平成29年度110人、平成30年度108人、平成31年度113人の見込みである。また、中学校の入学者は、平成26年度155人、平成27年度125人、平成28年度137人、平成29年度121人、平成30年度123人、平成31年度115人の見込みである。

複式学級の対象となるのは、１年生は８人以下、２年生からは16人以下である。

（問）七郷小学校の平成31年度の新入生は８人である。次の年も８人以下であれば、この児童が２年生、３年生に進級した場合、複式学級になるということか。

（答）現状ではそのようになる見込みである。

（問）平成26年度の菅小３年生は75人で２学級である。児童の理解度はどうか。

（答）２年生まで35人学級なので３学級であった。３年生から40人学級となるので２学級になる。クラスの人数が多くなったため、児童もなれていないということもある。低学年は人数が少ないほうがよいと思う。そういう点で、県では算数の授業に限りチームティーチングを行っている。

（問）各学校の学力差はあるのか。

（答）七郷小学校は学力が高い。少人数のため教員の目が行き届くことが一つの要因と言える。

（問）逆に、少人数のため支障を来す授業はあるのか。

（答）団体競技がある。ただし、七小は、志賀小と一緒に宿泊行事をすることにより、団体活動も身につけるようにしている。

（問）複式学級について悪いイメージがあるが、例えば４年生と３年生が一緒の場合、４年生が３年生を教えることがある。４年生は３年生の勉強を理解しているから教えることができる。４年生にとってもよいと聞くが、実際はどうか。

（答）複式学級のため学力が下がるということはない。複式学級ならではのよさもある。

（２） ５月９日の委員会について。

当日の委員会は、小久保教育長に出席いただき、「少子化と学校のあり方について」

を調査した。

（問）七郷小学校の統合は考えているか。

（答）まだ存続できる人数と理解しているので、統合は当面はない。小学校は少人数のほうがよいと考えているのもある。

（問）学校の広域化で町長のインタビューが載っていたが、以前は菅谷小学校に滑川町や東松山市から児童が通学していた。そういうことを今後は考えていっていいのではないか。

（答）現在、越境入学はできないが、今後はそういうことも考えていっていいのではないかと思う。

（問）志賀小学校は38人前後の学級が多い。クラスの人数が多いため、授業が大変難しいと思う。こういうところは町として補助教員を出すか、七小と統合してクラスを分けるか、そういうことが必要ではないか。

（答）今年、町は独自に２人の教員を採用しているので、人数の多い学級はチームティーチングを行っていきたいと思う。

（問）七小の人数が少なくなっているため、サッカーもできないという現状を踏まえ、学校間のネットワークにより音楽や体育の授業を共同で行えないか。

（答）少人数による弊害もある。それをカバーするのがご指摘の考え方だ。一貫校も広義ではネットワーク化として見ることもできるので、ネットワーク化は取り入れやすい環境にもある。検討していきたい。

（３）５月16日の委員会について。

当日の委員会では、この間の「子ども子育て」の調査研究を踏まえ、下記事項の改善の必要性について意見の一致があったので、町への要望、提案事項としてまとめを行った。

３　要望及び提案事項

以下のとおり、今後の学童保育運営に反映させていただくことを望むものである。

（１）指導員が長続きしないという現状に直面し、この一番の理由が指導員の給料の薄給にあるということであった。子供たちにとって、同じ場所に同じ指導員のいることが一番の安心になるということである。国も、指導員の処遇改善に目を向け給料を５％アップするということであるが、機会があれば国に働きかけていただきたい。また、厳しい財政状況を理解しながらも、町独自の加算も考慮していただきたい。

（２）各クラブとも指導員体制は厳しい状況にあり、指導員の休暇取得を含めた就労環境の改善が課題である。こうした状況の改善には、指導員の増員が一番の解決であるが、それに伴う保育料の引き上げは保護者に混乱を呼ぶ。しかし、町の負担でということも難しいところと認識する。そこで、各クラブの連携を緊密にすることにより、指導員の体制について柔軟に対応できるものと考える。検討をお願いしたい。

（３）指導員の給料体系、社会保障、就業規則がクラブで統一できるよう努力していただきたい。

（４）雨の日は、室内で児童を遊ばせているということである。学校の体育館が利用できれば、伸び伸びと遊ぶことができると考える。検討をお願いしたい。

以上報告し、中間報告とします。

○青柳賢治議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎広報広聴特別委員会所管事務調査報告

○青柳賢治議長　日程第６、広報広聴特別委員会所管事務調査報告を行います。

広報広聴特別委員会の調査報告を委員長に求めます。

長島広報広聴特別委員長。

〔長島邦夫広報広聴特別委員長登壇〕

○長島邦夫広報広聴特別委員長　議長の許可が出ましたので、広報広聴特別委員会の委員会報告を行います。朗読をもってかえさせていただきたいと思います。

平成26年６月４日

嵐山町議会議長　青　柳　賢　治　様

広報広聴特別委員長　長　島　邦　夫

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告いたします。

記

１　調査事項

議会報告会及びＩＣＴ（情報通信技術）について

２　調査結果

本委員会は、５月17日、５月18日に予定されている議会報告会及びＩＣＴについて、４月２日、４月21日、５月８日、５月13日に委員会を開会し、調査研究を行いました。

（１）４月２日の委員会について。

ア、議会報告会について

前回の委員会で議会報告会は下記に決定されており、日程は５月17日、受付、午前９時30分から、開会、午前10時から、場所、北部交流センター。

５月18日、受付、午後１時30分から、開会、午後２時から、場所、ふれあい交流センター。

また、報告会までの委員会、リハーサルの日程は、委員会、４月２日、４月21日、５月８日、リハーサル、５月13日と決定する。

以下のとおり、報告会について検討協議した。概要は「平成26年第１回定例会予算審議を中心に、主な議案、各常任委員会報告、その他の報告、意見交換など」と決定しているが、報告会のマニュアル（案）により検討、以下のような意見が出され決定した。

当初予算に関する報告については、予算特別委員会正副委員長で一般会計予算、特別会計予算総論資料を作成、他の議員は３グループの編成で各課資料を作成、予算特別委員長が説明する。続いて常任委員会報告、主な議案とその他報告の順とし、説明シートは各グループ４枚、説明ノートは作成者が説明資料に添える。

・前回報告会の反省及び参加者からの提言を踏まえ、意見交換も重視した報告とする。協議の結果、意見交換はテーマを設定せずフリーディスカッションでの方式とする。

・意見交換のグループ分けは２班とし、司会は常任委員会委員長、書記を副委員長とする。意見交換での要望、課題については所管の常任委員会で調査研究、検討する。

・各担当からの報告資料提出期限は17日までとする。

イ、議会モニターについて

議会モニターの任期が満了となるため、再任の意向確認を行った。９名の方に了解をいただくが、定員割れのため、再度公募する。募集方法はホームページ及び公共施設等への掲示、議会だよりに掲載（５月号）する。なお、委嘱は５月末、６月定例会

前とする。

（２）４月21日の委員会について。

ア、議会報告会について

・前回委員会での決定事項に従い、各担当者から提出された一般会計予算、特別会計予算及び常任委員会、その他の報告について、説明文の正確さ、説明方法、字体の統一、パワーポイント配色の効果など意見が出るが、基本は正確さ、見やすさであり、報告者の意見、作成者の意見も尊重し、全員でパワーポイントの確認を進める。

・前回委員会での協議も踏まえ、正式マニュアルを作成する。

（３）５月８日の委員会について。

ア、議会報告会について

・前回委員会の修正点を４月25日に議長、正副委員長、パワーポイント担当で精査し、再度、委員会で確認する。リハーサル前最終確認でもあり、細部として、写真キャプションの変更、各説明文の確認、字体をゴシックからメイリオに変更、色合いバランス、見やすさを重点に精査、修正する。

・意見交換部分の報告書については、各グループの書記が作成する。

・リハーサルの場所は北部交流センターに変更する。

イ、ＩＣＴについて

検討協議の方向性として

・本会議、委員会の動画及び音声インターネット配信

・登録者のメール配信

・紙ベースからタブレット端末を利用したシステム

上記の課題が提言された。システム等の有用性、費用対効果等、近隣市町村の取り組み事例を事務局が調査し報告する。

（４）５月13日の報告会リハーサル等について。

ア、リハーサルの進行等について

・開会、挨拶に続き予算報告、各常任委員会、主な議案とその他報告とマニュアルに沿い進める。

主な注意点として

・各説明は時間内におさめる。

・質問については報告内容に関したものに限定し、それ以外の質疑は意見交換時に

行う。

・意見交換は２班分けと決定されているが、班編成、人数等は司会へ一任とする。意見交換の取りまとめ及び合同での発表は書記が担当する。

・参加者の名前プレート着用が提案されたが、次回以降の検討事項とする。

イ、議会モニターについて

・議会モニター委嘱式を５月26日午前10時から行う。開催通知とともに議会報告会日程を送付する。

ウ、ＩＣＴについて

・事務局より調査報告がされ次回委員会の参考とする。

（５）５月17日、５月18日の報告会について。

委員会にてより住民に近い場所での実施が提案され、今回、北部交流センターで開催した。参加者は北部交流センターで10名、ふれあい交流センターで17名、２日間の合計で27名となっている。今回の特徴は、前回の反省、提言を踏まえ意見交換を実施した。身近なことでの意見交換を心がけたこともあり、各グループとも多面にわたり、充実した意見交換となった。また、質問は報告内容に限定したため、おおむね回答することができたと思われる。

以上報告し、中間報告といたします。

○青柳賢治議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

◎請願の委員会付託

○青柳賢治議長　日程第７、請願の委員会付託を行います。

本職宛て提出されました請願第１号　手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願は、文教厚生常任委員会に会議規則第92条の規定により付託いたしますので、ご了承願います。

なお、お諮りいたします。請願第１号の審査につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、請願第１号につきましては、今会期中に審査を終えるよう期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

○青柳賢治議長　お諮りいたします。

議事の都合により６月５日及び６月６日は休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、６月５日及び６月６日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前１０時５０分）

平成２６年第２回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第２号）

６月９日（月）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

第４番議員　　長　島　邦　夫　議員

第６番議員　　畠　山　美　幸　議員

第１番議員　　森　　一　人　議員

第13番議員　　渋　谷　登美子　議員

○出席議員（１３名）

１番　森　　一　人　議員	２番　大　野　敏　行　議員
３番　佐久間　孝　光　議員	４番　長　島　邦　夫　議員
６番　畠　山　美　幸　議員	７番　吉　場　道　雄　議員
８番　河　井　勝　久　議員	９番　川　口　浩　史　議員
１０番　清　水　正　之　議員	１１番　安　藤　欣　男　議員
１２番　松　本　美　子　議員	１３番　渋　谷　登美子　議員
１４番　青　柳　賢　治　議員	

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	山　岸　堅　護
書　　記	岡　野　富　春
書　　記	久　保　かおり

○説明のための出席者

岩　澤　　勝	町　　長
安　藤　　實	副　町　長
井　上　裕　美	総務課長
中　嶋　秀　雄	地域支援課長
中　西　敏　雄	税務課長
山　下　次　男	町民課長
石　井　　彰	健康いきいき課長
青　木　　務	長寿生きがい課長
植　木　　弘	文化スポーツ課長
大　塚　　晃	環境農政課長
山　下　隆　志	企業支援課長
根　岸　寿　一	まちづくり整備課長
新　井　益　男	上下水道課長

内　田　　勝	会計管理者兼会計課長
小久保　錦　一	教　育　長
簾　藤　賢　治	教育委員会こども課長
大　塚　　晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○青柳賢治議長　皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、平成26年嵐山町議会第２回定例会第６日の会議を開きます。

（午前　９時５８分）

◎諸般の報告

○青柳賢治議長　ここで報告いたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○青柳賢治議長　日程第１、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

◇　長　島　邦　夫　議　員

○青柳賢治議長　それでは、本日最初の一般質問は、受付番号１番、議席番号４番、長島邦夫議員。

初めに、質問事項１の広報・広聴の充実についてです。どうぞ。

〔４番　長島邦夫議員一般質問席登壇〕

○４番（長島邦夫議員）　おはようございます。議長より指名いただきました長島でございます。通告順に従いまして一般質問を行いたいと思いますので、明快なるご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

初めに、行政の広報・広聴の充実に関するところから質問したいというふうに思います。

行政運営において、地域住民への広報は、あらゆる手段にて伝えることが責務であり、住民からすれば、自分の住む町を理解するに当たり、欠かせないものであります。

広聴においても、機会がさらに増すことにより、理解の深まった町への提言、あるいは町への愛着も深まると考えます。振興計画の中には、「町民との協働によるまちづくりを進めるために、町民のまちづくりに対する意見や要望を把握し、施策に反映していく」というふうに明記をされております。

その観点から質問させていただきますが、１としまして、複雑化するこの社会において、一方的な発信だけで住民に理解いただけるのは非常に難しい。懇談での広報・広聴による、さらにお互いの理解が生まれるのではないかというふうに思います。行政報告会必要性についてお伺いをいたします。

２点目としまして、広報紙の役割は、行政の考え方や施策の周知、必要な情報の掲載など重要度はさらに増しているというふうに思います。広報紙の拡充についてお伺いいたします。

以上、２点ですが、よろしくどうぞ。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　それでは、質問項目１の小項目（１）についてお答えをさせていただきます。

ご質問は、懇談形式による広報・広聴の重要性についてでございます。議員ご質問のとおり、複雑化する社会において、一方的な情報発信だけでは、広報・広聴に限界があるものと考えております。同じ町の中でも、地域により、住環境をはじめコミュニティーの形態、住民意識もさまざまであり、そこから発生する要望や行政課題もおのずと地域により差が生じてまいります。町民との協働によるまちづくりをより効果的に進めるためには、それぞれの地域の実情を的確に捉え、相互理解を深めることが重要と考えております。

相互理解を深める広報・広聴の課題といたしまして、多様化するニーズに応じた情報発信システムの導入、並びに広聴機会の拡大がさらに必要であり、また同時に対面、対話による情報交換の機会確保が必要であると考えております。

このような考えのもとに、現在、地域事業に職員が参加してのミニ講座や、あるいはミニ説明会実施の取り組みを行っております。これは、区長会や自主防災会、あるいはコミュニティー推進代表者等に対し、それぞれが実施する事業や総会、役員会などの際に、交通安全や防犯、防災はもとより、さまざまな行政課題を含めてミニ講座、

あるいはミニ説明会等を設けていただくようお願いをしているものでございます。

その成果といたしまして、昨年は、防災訓練だけではなく、花いっぱい運動やコンサートなどのコミュニティー事業及び防犯活動などの際にもお声がけをいただきました。このような機会には、要望のテーマがあればそれに沿ったお話をさせていただき、懇談の機会を設けるよう心がけております。

議員のご質問は、行政報告会の必要性についてでありますが、当面、現在の取り組みをさらに広げられるよう努力してまいりたいと考えております。

続きまして、小項目（２）についてお答えをさせていただきます。議員ご質問のとおり、広報紙は、行政からのお知らせ的な要素だけでなく、町の現状や将来的な予測を含めた課題、あるいは行政施策の考え方やその背景など、町民との協働、まちづくりを進める上で、必要な情報を積極的に提供していかなければならないものと考えております。

広報を担当する当課といたしましても、平成26年度、課の重点目標として、広報の充実を掲げております。今年度取り組むことを具体的に申し上げますと、まず第１に特集記事の掲載でございます。例えば、今年度の新規事業である転入奨励事業などをテーマに、人口減少の現状や将来予測を含めた特集を組むなど、町民に身近な行政課題を取り上げて、年４回以上は掲載したいと考えております。第２に、地域コミュニティー活動の紹介コーナーの新設でございます。コミュニティーの大切さ、地域の特徴とよさを改めて知っていただくとともに、広報紙を身近に感じていただければと考えております。なお、このコーナーは７月号から掲載してまいります。第３に、庁内の広報体制の整備です。各課に広報担当者を定めていただき、各課協力のもとに、町民にとってより見やすい広報紙となるよう見直しを図ってまいります。また、今後におきましても広報の充実に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　それでは、再質問といいますか、確認のためにもう一度お聞きするところがあると思いますが、よろしくお願いをいたします。

いろいろな機会を捉えて集会をしていると、要望があれば出向いていってもしているというふうなことでございます。私も、前も聞いたことがございますが、要望があればさせていただきますというようなお話は聞いています。それは、それでいいので

はないかなというふうに思うのですが、町では、町でといいますか、年に１回の予算を組み、それで順次進めていくわけです。または、途中に補正も入ってきますが、それで進めていくわけでございますけれども、住民からすれば、その当初の予算を組んだとき、我々も住民の方にいろいろこのようなことだというふうなことで説明はしますが、それについての住民に対する広報というのは、ホームページまたは広報紙だけではないかなというふうに思います。

やはり住民との、町は今度このようなものをやるのだなという方針は、それを見ればわかりますけれども、その中身については頭の中をぱっと通り過ぎるだけではないかなというふうに思うのです。自分に関係することであれば、それはよく調べたり、役所に電話したり、また議員に聞いてみたり、いろいろするというふうに思います。ですけれども、やはりそういうミニ集会にかかわる人はいいですけれども、ごく一般のかかわらない、ご自宅でそのようなものをいつも考えていてもそういう機会がない人というのは、やはりそういう年に、例えば全体でも構いませんし、地区に行っても構いませんが、やはり町では今度はこういう施策のもとにやるのだというふうなあれをＰＲしていただかないと、アピールしていただかないと、住民の方は、せっかくいい施策であっても半分ぐらいしか理解されないのではないかなというふうに思うのです。そういうふうに、いわゆる新しい施政方針が出たとき、または新規事業についての説明をする。その新規事業についても、やっぱり住民のいろんなアンケート、または要望の中から、その施策というのは出てくるのだというふうに思いますが、それであっても、要望した人はいいですけれども、そうではない、要望していなくても自分に大きく関係してくる人はいるわけでございますので、その辺の集会を持つほうが私はいいのではないかなというふうに思いますが、もう一度ご答弁をお願いしたいというふうに思います。町長、お願いできますでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　広聴、広報の話ですけれども、議員さんおっしゃるように、この重要性というのは、日増しにといいますか、さらに深まってきている状況だと思うのです。そして、それをどうやったらいいのか、というのも日増しに難しくなってきているのかなというふうな感じがいたします。今の状況を見ても、広報を区長さん経由で地域のところに配っていただいている、そしてこれがどれぐらいな感じで届いているのか

というのも、はっきりした、何十何点何％届いているというのは、把握が町のほうでもできていないのだと思うのです。

そして、地域の共同体の中に入っている方、それとそこのところから漏れている方というのは、広報さえ届かないようなところがある。しかし、町とすると、そこのところを全部届けなければいけない、議員さんおっしゃるとおりだと思うのです。届けなければいけない。それで、どうやったらいいのかというので、場所によっては、新聞のチラシの中に入れるとか、県の広報はそうですよね。県民だよりなんかはそうですけれども、そういうようなこと、あるいは嵐山町とっているのは、住民登録がされている戸数が町民課のほうで確認ができるわけですけれども、その戸数分をお願いをしますということで、地域への助成も含めてお願いをしているわけです。しかし、現状では、なかなかというのが現状。

そういう中で、今おっしゃるように、個々にというか、説明会というお話ですけれども、個々に１軒のうちを見ても、子供からご高齢の方までいる。そうすると、話を広報に１枚紙ベースで配ったにしても、理解度というのは違ってくると思うし、全く違うと思うのです。ですから、最高のやり方とすれば、個々のところに全部話が届くような形をとるのが最高のあれだと思うけれども、それができないで、できないから今の状況でやっているということだと思うのです。

それで、申すまでもないですけれども、広聴もやっておるし、広報もやっているのです。広聴では、町政モニターをはじめとして、町民の声とか、ボックスだとか、今も話がありました地区の説明会だとか、地区懇談会だとかというのも行っております。これで、すぐある地区の説明会、懇談会というのも予定が組まれておりますけれども、そういうようなことでやっていく。それで、それをどこまでできるのかというのもこれからの大きな課題だと思うのです。人口が減少してくる中で、人口は減るかもしれませんけれども、地域がなかなか減るというのは、すぐすぐということではないと思うのです。範囲は狭まらないわけですから。その中で、行政がどこまでやれるか。一番わかりやすいというのか、今やっていただいている議員の議会報告会というのをやっていただいているわけですけれども、それに対する準備、段取りというのが、どれぐらい、どういう形になっているのか。そういうようなことが、地域のあれとやる場合には、いろんな資料も集めるでしょうし、何しろ周知を、やりますよということをしっかり知らせなければいけない。それを町内全体にそういうことをやっていくとい

うことの大変さというのを今考えると、課長の答弁のような状況になるのかな。

ですから、今やっている個々のこと、それをもうちょっと色濃くできないかなというふうに、当面町のほうとしたらやっていきたいなと考えております。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　いろんな方法をとって、町も十分やっているというふうには思っています。ただ、私が今なんか感じていることは、一つのものを町でこういうふうにお伝えをする、そしてそれにかえる。例えば町でも投書箱あるわけですから、その投書箱に対して必ず返事をしているわけです。返事はしますけれども、その人は受け取るわけです。ですけれども、その先はないのではないかなというふうに思うのです。その町の返事に対して、いや、そうではない、こういうふうに持ってきたほうがいいのではないかというふうな、また返事があるかもしれない。そういうふうなものというのは、町長はいろんなところへ出かけたり、町との個々にお話しする機会が十分あるかというふうに思いますが、やはりそういう会において発言される方というのは、かなり度胸も要ると思いますが、私はこういうふうに思うのだけれどもというふうなときのものを、そういうふうなやりとりの中のものを、また一つの情報にして、またネットでも何でも配信をする。そうすると、共有する人ももっと多くなるのではないかなというふうに思うのです。

だから、私は、そのキャッチボール、意見のキャッチボールをするところがいつも頭の中で重要視して考えていますから、やはり生の、どんな機会でも年に１回でも２回でもいいのですよ。やっぱり発言したい人というのはいるわけですから。だから、ぜひそういう機会を、私とすると、いろんな機会を得て、意見も、広報もしていますし、広聴もしていますというのは、それは十分わかるのですけれども、そういうふうな考えのもとに、どんなものかなというふうに町長、前は必要性があればやりますよというようなお話をいただきましたけれども、そうではなくて、ぜひやっていただくと、それなりの効果というものはあるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ、お考えをいただけるかどうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お話のとおりだと思います。ただ、それが現実の場合に、どこまでそういうことができるかなというのがあって、今の状況をとらざるを得ないというか、

そういう状況だと思うのです。その中で、欠けているものが当然少しずつあるのだと思うのですけれども、その欠けている部分を、欠けているというふうにわからないぐらいに、もうちょっと中身を濃くしたり、いろんな形で考え方を変えたり、今の方法に沿った形をやっていくかということが必要だと思うのです。

現状では、例えば回覧板を早く何かをやるから回してくださいということで、何かの事業のときにはそういう話が出てきます。しかし、地域の中に入って話を聞いてみると、回覧板が回ってきて、余り置いておくとあれだからというので回す。そうすると、若い世代は見たかもしれないけれども、年配の人たちは見なかったとか、逆におばあちゃんが回してしまったので若い者は見なかったとかいうようなことをよく聞くことがあるのです。

行政とすると、回覧板を回してくださいという形で要望があって回す、こういうふうに個々に回すような形をとるということになると、もうみんな周知ができたかなというふうにも感じ取れる部分てあるのです、全戸を回っていくわけですから。だけれども、さっき言ったように、そういう形で、うちには来たけれども、全部が周知ができていないという部分もあるし、また回覧そのものが回らないうちもできて、現状であるということですから、本当に難しいのです。どうやったらいいのかということだと思うのです。

それで、今、いろんなＩＴ機器が発達をしていてという話があります。それも、ＩＴ機器を使ってやるあれがご家庭の中で何％ぐらいなのかな。この紙ベースの紙というのを見ない人がどれぐらいなのか、見ていただける人がどれぐらいなのかということだとか、個々にいろいろ考えていかないと対応がしづらいかなというような感じがいたします。

それで、先般、私も毎晩というふうに回らせてもらってやったのがＰＦＩのあれでした。ＰＦＩの周知のあれですけれども、これは地域に関係する人たちに連絡が全て行って、出られない方も当然いますけれども、その中で出ていって、説明会を毎晩のように繰り返してやった。結果的に大変ありがたいわけで、いい成績が出てきているので、よかったなと思っていますけれども、全てが全てそういうような状況にできるかな。

今度の場合には、対象者がわかっているわけですから、ですからそういうのができたけれども、対象者がちょっとわからない。それで、何を周知をするべきなのかとい

うようなことということになってきたときには、なかなか絞り込みというのとも違ってくる。すると、まして、この人口減の中でいつも話していますけれども、地域によって年齢層が全く違うわけです。平均年齢が10歳から違うわけですから、そういう状況の中で一律にこういうふうにやればいいよということにはならないかなというような感じもしますし、それから独居のご家庭もふえてきているわけですので、そういうことを考えたときに、今までと、どこをどう補って、どういう形に変えていけばいいのかというのは、喫緊の私たちが突きつけられている一番大きな課題だと思いますので、これはおっしゃるように、これからしっかりいろんな形で、いろんな面で、いろんなケースで考えていかなければいけないなというふうに考えています。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　今、町長がＰＦＩの一例の説明会のお話をしましたですが、非常によい説明会ではなかったかなという。行政側とすると、非常に大変な労苦があったのではないかなというふうに思いますけれども、やっぱりあれだけの事業を進める、住民の人に理解していただかないと、せっかくこれを施行したとしても、応募者がなければ始まらないわけですから、やはり住民の方によって、ではうちに合わないかなというふうに思うところであっても、では、そうではない、こういうところがあるのだよというふうに言われると、ああ、ではうちでも申し込みしてみようかとか、そのようなことというのは話し合い、その場に行ってやってみないとよくわからないことだというふうに思うのですよ。

だから、特に私、しつこいようですけれども、新規事業のときなんか、私なんかよく聞かれるわけですよ。今度、こういうふうなあれが出ていたけれども、実際はどうなのだいとか聞かれるのですけれども、やっぱりＰＦＩのときもそうだったですよ。あれだけ説明会しても、我々もよくわからない状態のところに、どうなのだい、どうなのだいってよく聞かれました。

やはり、特に新規事業のときには、やっぱり住民のもちろんそういう意見があるから施行していくわけでしょうけれども、やはり関係してくるという人が膨大に多くなってくるわけですから、ぜひそういうような人たちの声を聞くあれが、持っていただくのが、私、しつこいようですが、そういうふうにいつも思っているものですから、ぜひ、できるものであれば、そのようなこと、ＰＦＩの説明会みたいなものを、そこまでいかなくとも、１カ所にここに、新規事業については説明をさせていただきます

よと。特に住民の方に、今回については大きく関係するものについては、説明させていただきますと。そのようなものもあってもいいのではないかなというふうに思いますので、ぜひご検討をいただければというふうに思います。

それでは、次に移らせていただきます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○４番（長島邦夫議員）　広報紙の役割でございますけれども、どこの実際の広報紙見ても、最近、何か非常に厚くなりましたよ。そんなに、20ページから30ページ、やはりこれだけの情報というのはあるのだなというふうに、どこの町もそうなのだなというふうに感じますけれども、やはり今の現状だと、各課から上がってきたものを、それをレイアウトして担当の方が載せている。一つの広報ということ、広報嵐山にするのだというふうに思いますが、やっぱり見やすさというのがここにも、課長にも答弁を見たときに、やっぱり見やすさというのが一番重要なのではないかなというふうに思います。やはり、我々も議会だよりつくっていますからわかりますけれども、一見見て、これでは見ただけで十分だよと、ぱっと見ただけでもうたくさんだなと。それだと、先に行かないものですから、やはり興味が湧くように、見やすいように、中をどんどん、どんどん進めていくわけでございますけれども、最初にちょっと聞くのですけれども、このページ数に限定といいますか、限りというのはあるのでしょうか、１回に出す。予算的なものもあるでしょうから、ちょっとその点から先ちょっとお聞きしたいと思いますが。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えさせていただきます。

ページ数の関係でございます。基本的には、見積もりをとるときには、24ページを基本にしてとっておるのですけれども、実際には、今はページ数を区切っておりません。各課から出されてきたものについては、基本的には載せるというふうに編集をしております。それで、一つの例を申し上げますと、平成25年度ですと、平均ですけれども、最大38ページ、それから最小が24ページ、平均的には30.33ページというのが平成25年度のページ数でございます。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　わかりました。それで、議会だよりなんかでも今意見が出て

いるのですけれども、見やすさをするためには、写真を多用するだとか、いろんな方法をとっていますけれども、もちろんレイアウトですよね。各課から上がってきたものを、それを校正するのではなくてそのまま載せているのだというふうに思うのですが、さっきお話も答弁の中にありましたですけれども、各課でもいろんなこれからはやっていきたいと、特集も組みたいということですから、ページの限定があるといけないなというふうに思ったものですから、いい方向に進んでいるかなというふうに思いますが、やっぱりページはページ多くなりますと、また非常に一目見ただけでもう、ぱっと置かれてしまっても意味ないですから、ぜひ、その中にもページ数がふえても見やすさを重点的にしていただきたいと思います。

その中でも、議会だよりでもカラー化ということも出ていますが、よその自治体のコンクールですか、広報紙のコンクールもあるというふうに聞いていまして、知り合いのところでも、何かいい賞をとったという話を聞いています、三芳ですけれども。そういうコンクールを目指すということではなくて、やはりある程度見やすさということになれば、カラー化も必要ではないかなというふうに思うのですが、どんなものでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　今、議員さんおっしゃられたとおりでございまして、先ほども答弁させていただきましたように、今年度地域支援課の一つの目標は、この広報紙をいかにやはり見ていただくか、見やすいものにしていくかというのが、一つの大きな課題だというふうに考えております。その中では、今、写真のお話もございましたし、また、それから例えば字の大きさ、レイアウト、そういったものも、今各課から上がってきている原稿をそのまま載せているような状態でございます。そういったものも少し各課の知恵もかりながら、より統一化されたもの、そして見やすいもの、それから特集ページ等を通じて町民の皆さんに興味を持っていただくというようなことを一つの課題としてやっていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　前向きな検討をしていただければいいのではないかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、もう一点だけお聞きするのですが、嵐山広報、広報嵐山ですか、昔は報道と言われたような時期もあったのではないかなというふうに思います。それで、あのころ議会だよりがあったかどうか、それは覚えていません、わかりませんが、町の一括したものを、全てのものを報道に載せたのか、それはちょっとよくわからない、議会も含めたものを出したのかどうかわかりませんけれども、民間の一般の住民の人も、この編集委員会があって、その中に入っていたような気はするのですが、いつからかそういう制度はなくなって、役所の職員の皆さんが編集を一人でなさっていると、そのようなふうに変わったのだと思いますが、変わった経緯というのは、大昔なのでしょうか、どうかそれはよくわかりませんが、逆に変わったことどうこうと言っているわけではないのですけれども、ぜひ民間の人も入れて意見を入れたらどうなのかなというふうに思うのですけれども、その点、町長どうでしょうね。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　広報紙に民間の意見、さっきから言っているように、課題はいっぱいありますので、当然必要だと思うのです。広い視野を持って。それで、民間の人にお願いするというけれども、民間に意見を聞くという、それと同じように、民間がやっていることを勉強しなければいけないわけで、ですから広報紙の研究をしていきたい、もっと今年は力を入れてやっていくということでございますので、そういうことも含めて行政のほうで考えているのだと思います。見やすくわかりやすくというのが、いろんな形で日本の漫画文化、これというのが世界でも認められているわけですけれども、やっぱりわかりやすく、字が少なく見てわかる、それで見やすい、カラフルというようなこと、そういうようなことも含めて、嵐山町では、博物誌をビジュアルな形に、キーボードをぽんとたたくと出るような形に変えたわけです。それで、アクセス数がすごくふえているということです。今までの紙ベースで見るのに比べて、かなり嵐山の中の状況というのをキーボードをぽんとたたいて、桜が咲いたか、ユリが咲いたか、川がどうだとか、バーベキュー場がどうだとか、あるいは行政がどうなのだとか、入札の関係がどうだとか、いろんな関係のことをやる形で、嵐山が発信をしているわけですけれども、そういうようなことも含めて、紙ベースの中でそういうようなことを意識をしながらやっていく必要というのはあると思うのです。

それで、ＩＴ機器だけでいいのだということになってくると、紙ベースなくなって

いいわけですけれども、なかなかそこまで踏ん切るというのは、今の状況だと難しい状況だと思いますので、どこまでどういうふうに、どういう人がどういう対象なのかというのにあって、やっぱり発信する内容というのは変わってくると思いますので、そういう広い視野、そして今おっしゃったような民間のやっている取り組み方、出版会社を中心として、どういう形でやっているのかというようなこともしっかり取り組んでいかなければいけないと思いますし、そういう意識で担当しているのだと思います。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　紙ベースに残すというのは、本当に大事だというふうに私も思います。幾ら情報、電子の情報の通信が発達しても、最終的に残すのはやっぱり紙ベースですよ。その紙があるからこそ信頼性もあるし、いざというときにはその紙が頼りになるのですよね。一瞬間的にそういう電子データというのは消える可能性もありますし、そうでなくてもいろいろなウイルスが入ってくる可能性もありますので、紙に残すということは大変だという、その点は、ちょっと私も重要性はありますよということをちょっとお話ししておきたいのですが、先ほど私言ったのは、やっぱり、では今年度の広報についてはどのように進んでいこうかというふうに思ったときに、やっぱり民間の編集委員が採用して、ではいろんなレイアウトをしたり、どうこうということではなくて、広報というのは、いろいろな情報をするものがいっぱいあるわけですから、特にこうして特集を組むということであれば、やっぱりこういうものを特集に入れたほうがいいのではないかと、そういう民間の、民間というか住民の方の意見を入れる機会があってもいいのではないかなというふうに思いますから、ちょっとお話をしただけでありまして、ぜひ、お考えできるのであれば、入れていただくのもいいのではないかなというふうに思います。ご答弁のほうは結構でございますので。

次に進ませていただきます。

○青柳賢治議長　それでは、安全・安心な通学路管理、指導について。どうぞ。

○４番（長島邦夫議員）　通学路の関係のことでございますが、交通安全は、誰しもが願うところであり、町内交通死亡者ゼロ、多くの方々の啓発のたまものであるというふうに思います。誰しもが気がせく朝の時間帯、暗くなってからの帰宅など、心配される通学風景が見られるわけでございますが、この観点から２つほど質問させていただきます。

初めに、通学路としての歩道、道路整備の計画など、要望についてもありましたら、お聞きをいたします。

２番目としまして、この前の予算審議のときでも若干質問させていただきましたが、中学生の自転車の通学の指導、また傷害保険等の加入の状況についてお伺いをいたします。

○青柳賢治議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長　私のほうからは、質問項目２の（１）につきましてお答えいたします。

嵐山町内の通学路は、国道をはじめとして、県道、１・２級町道、その他町道と、数多くの道路が通学路として指定されております。国道及び県道等につきましては、歩道整備が進んでおりますが、主要地方道深谷―嵐山線の菅谷地内及び県道菅谷―寄居線の志賀地内につきましては、歩道が整備されておりません。志賀小学校ＰＴＡからも、県道菅谷―寄居線の歩道整備についての要望が出されており、町としましても、県に歩道整備の要望を行っているところでありますが、現在、埼玉県の事業として、県道大野―東松山線の鎌形地内の歩道整備工事、主要地方道深谷―嵐山線の菅谷池内のなごみから国道254号線までの歩道整備事業を実施していただいているところであります。

今後、県道菅谷―寄居線につきましても、歩道整備事業を実施していただけると考えますが、県、町だけでは整備が行えませんので、土地地権者及び地元関係者の皆様にもご協力をいただきたいと考えます。

また、１・２級町道につきましては、歩道整備が進んでいるところでありますが、現在越畑地内の町道１―３号線につきまして、平成26年度より国の社会資本整備総合交付金をいただき、道路整備を実施する計画となっており、今後も計画的に歩道整備を実施していきたいと考えております。

その他町道につきましては、幅員が狭く、建物が近接している道路が多いために、歩道を整備することが難しいと考えられます。このような道路につきましては、外側線等の路面標示を設置して通学路の安全を確保していくよう考えております。なお、平成24年度に東松山県土整備事務所管内地区通学路安全検討委員会が設置され、比企郡内の各中学校、小学校、幼稚園等が実施をした通学路安全点検に基づきまして、各

市町村が策定した計画についての対策実施、報告等を行い、意見交換等を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（２）について、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　質問項目２の（２）につきましてお答えいたします。

まず、各中学校の自転車通学の許可状況と指導内容につきましてお答えさせていただきます。

菅谷中学校におきましては、直線で２キロメートル以上の生徒及び２キロメートル以内でも特別な事情がある場合は許可しておりまして、今年度91名に許可しております。

指導の内容ですが、特に１年生に対し、５月に小川警察署より講師としてお招きをし、自転車の安全な乗り方について実技指導を受け、その際、マナーについても指導を受けております。また、１、２、３年生ともに、４月に学級活動の時間に自転車点検を行った後、安全な乗り方と交通ルール及びマナーについて指導しております。

なお、朝や帰りの会で、随時担任より安全な運転及び交通マナーについて指導をしております。

続いて、玉ノ岡中学校の状況でございますが、全生徒198人に自転車通学の許可をしており、４月に交通安全教室と自転車点検を行い、菅谷中学校と同様、朝夕の学級活動において、事あるごとに通行マナーについて指導を行っております。

次に、保険加入状況でございますが、ご質問の通学途中等における事故等につきましては、日本スポーツ振興センターの災害共済給付で町での契約により、学校の管理下における生徒の負傷、疾病傷害、または死亡に対して、医療費、傷害見舞金、または死亡見舞金の支給されるもので、その運営経費を国、町及び保護者の３者で負担する互助共済制度に加入してございます。

なお、１人当たりの掛金は、町が485円、保護者が460円の計945円でございます。

それと、全国町村会総合賠償保険制度でございます。この制度は、対象となる町村等業務の中に学校管理下における児童生徒の事故も入っており、死亡及び後遺障害の場合に限り、死亡200万円、後遺障害８万円から200万円が補償されるというものであります。ちなみに、１人67円20銭を町で掛けております。

また、町といたしましては、学校に所属する生徒、職員に、死亡、後遺障害40万

4,000円、入院日額300円、通院日額200円の保険にも入っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　それでは、また再質問させていただきますが、前も、私、一般質問聞いていましたら、毎年１回、通学路については、学校と父母とＰＴＡと点検をしているというふうなことで、24年度については、ほぼ、そのときの答弁で聞いていましたが、ほぼ終了していると、終了する見込みであるというふうなことは聞きました。平成25年度の調査については、どうだったのでしょうか。道路の、通学路の路面の状態なんかも調査されているというふうに思いますが、その結果がわかるようでしたら、お聞きをしたいというふうに思いますが。

○青柳賢治議長　根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長　お答えいたします。

多分、通学路安全点検検討委員会で行っております点検の関係だと思います。平成23年度に嵐山町内の小中学校で点検をした結果が、一応５点ほどございました。それにつきましては、全て整備が終わっておりまして、この通学路の総点検につきましては５年に１度の点検でございまして、23年度に点検をいたしましたので、次回は、多分28年度に各小中学校のＰＴＡと学校で点検をすると思います。

つきまして、25年度につきましては、その点検をいたしておりませんので、どういう状況かというのは学校から来てございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　５年に１度見ているだけで、それ以外は、一斉点検というのはやっていないのですか。やっていないということでよろしいのですね。

○青柳賢治議長　根岸まちづくり整備課長、答弁を求めます。

○根岸寿一まちづくり整備課長　この通学路総点検につきましては、５年に１度でございます。あと各小中学校のＰＴＡが点検をして、要望を上げてきているときもございます。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　一斉点検としては５年に１度だけだということで聞きました。

こども課のほうにお聞きするのですが、随時というか、年に１度、新入生も当然毎

年上がるわけですから、そういう点検もしているというふうに思うのですが、その中で上がってきたものについては、検討して、道路の整備をしなくてはならないものについては、まちづくり整備課のほうに上げていくとか、そのような態勢をとっているのだと思うのですが、ちょっとその点をお聞きしたいと思いますが。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

毎年生徒がかわる、新入生等いますので、若干のコースの変更というのは、通らなくなった道もありますし、新規に指定しなくてはならないというような道もございます。これは入学前に、学校とＰＴＡ等で通学路の検討を１回して、指定をするという形になります。その中で、危険というか、そういった要望があった場合はお伝えして、まちづくり整備課のほうにお伝えをしております。

以上です。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　そういう態勢はできていると、大なり小なりあるかと思いますが、そういうシステムができているということで了解をいたしました。

それで、答弁の中のお話に移るのですが、県道については県に要望していると、それで、たまたま私の自宅の前もこの中の一つの文言に入っておりましたが、ほぼ完成する予定でなっています。あと、志賀小学校のＰＴＡから要望が出ている、志賀地内の県道菅谷―寄居線の歩道整備というのは、志賀小学校の近辺の歩道がないところの部分だというふうに思います。その要望については、進捗はどうなのでしょうか。

非常に、歩道をつくるとなると、大変皆さん方にご協力はいただかなくてはならないし、私、身をもって思ったのですが、本当に歩道があるというのは、歩道はいつも使いますよ。ほかのところ行っては十分使いますが、やはり、その自分の身近にあるというのは、非常に便利だ、子供たちも安全だなというふうに思うのです。

県でも非常に通学路の安全についてというのは、非常に力を入れているようですから、もちろん積極的にＰＲしているのだというふうに思いますけれども、どうでしょうか、進捗のほうについては。志賀小学校から要望が出ている歩道の整備については。お聞きをしますが。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長　菅谷―寄居線の歩道整備でございますが、志賀の堂沼から寄居方面に向かったところについて現在歩道が設置されておりません。それで、県のほうに何回かお話をさせていただいてありますけれども、まだなごみのところからの深谷―嵐山線の整備のほうが現在土地を買収中ということでございます。そこの整備がある程度めどがついてきましたら、菅谷―寄居線のほうへ入れるのではないかという状況でございまして、まだ地元のほうに県からのお話等はまだしてございません。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　やはり住民の方のご理解をいただかないと、非常に難しいというふうに歩道整備というのは思います。新しい道路をつくる場合には、歩道というのは当たり前ですから、さっとできますけれども、既存のところにわざわざこの家をどいていただいて、またその敷地の部分が少なくなるだとか、いろいろなことが出てきます。そのようなものは非常に難しいところが多いのですけれども、やはりこれは第１に掲げて、道路の整備も必要でしょうけれども、歩道の重要性というのを十分説いていただきまして、ご理解をいただいて、ぜひ前向きに進めていただければというふうに思います。まして通学路のことでございますから、よろしくお願いしたいというふうに思います。

それと、そのほかにも、出ているのだか出ていないのだかわかりませんけれども、嵐山の大蔵地内でも、かなり狭い道路、あれはグリーンベルトというのですか、グリーンベルトというのをつくって、ポールを立てて、そのところを子供たちが通学しているわけでございますけれども、何か通称ゾーン30というふうなあれもあるというふうに聞いていますが、嵐山町でゾーン30というふうに指定をされているところはあるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長　嵐山町では、ゾーン30に指定されているところはございません。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　非常に、そういうゾーンを指定をして、30キロの制限で30キロ以上はオーバーですよというようなことだというふうに思うのですけれども、やはり30キロ以下で走ってもらいたいようなところですから、多くのところは。新しい道路の拡幅が無理なのであれば、通学路もあそこを変更するということができないのであれば、徹底的にあそこの速度制限を守っていただくような、そういうふうな方法も、私もそんなにちょくちょく、余り狭いところだからなるべく通らないようにしていますけれども、やっぱり徹底的に守っていただくような、県にも県警にもお願いをしていくような、そのような姿勢が必要だというふうに思いますので、これ要望で結構でございますから、ぜひそこのところのあれは守って、指導をしていって、子供たちも十分注意して通っていただく、車のほうも十分そこのところは制限を落として通行していただくと、そのようなあれをしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、２番に移らせていただきます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○４番（長島邦夫議員）　県の条例でも、子供たちが、この近隣の町の中学校と比べてみると、ヘルメットの着用をきちんとされているところ、かぶっているのに指定されているのだか指定されていないのだか、よくわからないような状況のところ。でも、どちらにしても、ヘルメットを着用しているところが随分見受けられます。

それで、平成23年の12月に制定をされました県の条例でございますけれども、８条の２項に、子供たち、または生徒の保護者は、その児童または生徒に対し、乗車用ヘルメットの着用、その他交通安全対策に関する自転車交通安全教育を行うよう努めなければならないというふうにあります。

今、私がここで取り上げたいのは、ヘルメットの着用なのですが、学校のほうでは、ましてや先生方、いろんな学校を回ってきて、何でこの学校はヘルメットの着用はないのだろうと、そのような学校の中で、またはＰＴＡの中で、問題視されたことはないのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

特に問題ということで、学校から私どものほうにご連絡をいただいたという経緯は、

私が知る限りございません。学校の指導の中にも、積極的にヘルメットの着用をという指導はしているということは聞いております。

以上です。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　そういうもちろん、では学校として啓発をすると、しているということで伺いました。

着用することによって、着用すれば安全だということではなくて、着用しても、ヘルメットも、この下でヘルメットなんかいつもぽとんと落ちてしまう可能性もあるわけですから、やっぱり着用することによって交通安全に気をつけるのだと、自分の身を守るのだ、まして人にも危害は加える可能性があるわけですから、そういうものがあるのだという子供たちの自覚にもなってくるというふうに思うのですが、ぜひ、話が出ていないということであれば、先生方も、その前任の学校か、前々のところで、そういう学校にあったことがあると思うのです。ぜひそういうものを取り上げて話に出したほうが、父母の中にも本当はあったほうがいいのだけれども、なかなかそういう声が出ないのだと、そういうふうに思っている方もいらっしゃるかもしれませんよ。いや、あんなヘルメットなんか子供たちが嫌がるから、あんなものは出ないほうがいいなというふうに思う保護者もいるかもしれない。ですけれども、子供の安全ということを考えれば、当然議論してもいい話でございますので、ぜひ、教育長、その点についてお考えをお伺いしたいというふうに思いますが。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　ただいまの長島議員さんのおっしゃるとおりでございまして、事故が起きてからでは間に合わない、小学生は黄色い帽子をかぶって通学しておりますが、中学については、個人及び家庭の判断でということで、当町で行っているようでございます。また、私どもも必要に応じて、先ほどの志賀小付近、玉ノ岡中生徒がその近くを通って中学に行くわけですけれども、そういった中で、今後、それらについては、やはり父母、また教職員で登下校におけるヘルメットについて、考えていくことは大変大事なことでありますので、学校等の今までの経緯等もお聞きさせてあげながら、検討していくことは大切なことだと考えております。

いずれにいたしましても、児童生徒が特に自転車に乗る場合に、現在西部教育事務

所管内では、自転車による事故がやっぱりふえているのです。飛び出しです。やはり通学路等、きちっと乗っていても、自分のうちを出るときに１回とまって、信号のないところでは出てしまうというようなことも当然ありますので、ヘルメットがあった、なかったということではなくて、意識を持って交通安全のマナーを守りながら登下校させることは大変大事なことでありますので、これらについては、今後学校側と相談をしていければいいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　ぜひ、先生方もいろんな学校の経験をなさっているわけでしょうから、いろんなお考えを持っていると思いますよ。ですけれども、安全に増すものはないわけですから、子供たちにその点をぜひ啓発といいますか、そういうあれを出していただいて、その中で検討なさった結果がどうなるか、それは、私はなるべくそういうふうにしたほうがいいと思いますが、学校、またはＰＴＡで決めることだというふうに思いますので、ぜひご検討を、そういう機会をつくっていただくのがいいのではないかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、保険の関係なのですが、やっぱり県の条例の中に、11条の２項です。県は、自転車利用者の自転車賠償保険等への加入を促進するため、啓発活動及び広報活動を行うものとすると。県はこのようなものをして、実際にもいろいろお話が、指導もあるのではないかなというふうに思うのですが、町でも、私は加入状況にということでお聞きはしましたですが、加入状況の状況については把握はされていないわけですね。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　学校は、埼玉県ＰＴＡ安全互助会というものを、新入生徒、児童にお配りをしていると、それで、これは任意の保険ということで、例えば中学校両校は、年間保険料大体1,000円のを入っている方が多いだろうという考え方で、個々に加入を促しているというのが現状でございまして、学校で、では何人、誰が入っているかというところまでは把握はしていないということでございます。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　アンケートをとって、今損害、相手に対するということも含まれますので、自分の身は、中学生でもかなり運動神経いいですから、そんなに大き

な事故になるというふうには思いませんけれども、相手に危害を加えるという場合も想定しての保険の状況もお聞きしたいところなので、そういうアンケートは、まだとったことは学校としてはないのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

アンケートというのは特にとったことはないということでございまして、先ほど申しました、埼玉県ＰＴＡ安全互助会のパンフレットというか、申込書、それをお渡ししながら、その中には、個人加入ということで、傷害総合保険、個人賠償責任ということで、個人賠償責任と傷害補償ということで対象になるというような内容になっておりますので、特にアンケート等は、今のところとったということは聞いておりません。

以上です。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　それは、任意でいいと思いますが、通学時のことということになれば当然学校もかかわってくるわけでございますので、何か今いろんな方が一般質問していますが、損害賠償額というのが半端ではない金額なのですよね。それで、いろいろなものを見ると、大体１億までは補償はしますよというような保険が、定額の金額、自分でわざわざそこへ入らなくても、例としますと、お父さんが入っている車の自動車保険、任意保険に、それに年間1,000円だとか2,000円足せば、その家族の全部の賠償について補償しますよだとか、そのようなあれも随分最近は出ています。やっぱり高額な損害賠償額が出てくるから、そういうふうに保険会社もそういうふうなことになっていくのだというふうに思いますが、事故がどんどんふえれば、また保険金額も上がってくるかとは思いますけれども、やはりそこら辺の入っておいたほうがいいよ、ぜひお考えをしていただきたいと。自分の体にけがした場合については、高度医療もあるわけですから、さほどそんなに心配しなくてもあれでしょうけれども、他人にけがをさせてしまったら、もうその補償をするのにどんな状況になるかわからないわけですから、裁判で決まったらそれを払わなくてはならないわけですから、ぜひそこら辺のところの、現状はこうですよと、そういうふうに自分が加害者になることがあるのだというふうに啓発はしているのだというふうに思いますが、ぜひ学校の

入っている保険の現状はこうですよだとか、皆様方にもこのような保険の現状がありますから、ぜひ入っていただいたほうがいいのではないでしょうかという、さらなるお願いというか啓発はしたほうがいいと思うのですが、教育長、ぜひ前向きに考えていただけませんでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　いずれにいたしましても、学校での今行っている制度の中で対応しているところですけれども、それぞれのご家庭への啓発につきましては、やはり今後、命にかかわった、あるいは加害者になってしまった場合の対応というのは、どのご家庭に起きてもこれは大変なことでございますので、それらについては今後の課題ということで考えていきたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　ぜひ前向きによろしくお願いいたします。

それと、あと１点、ちょっとお聞きしたいのですが、指導員の体制というのが予定されているというふうに前答弁で聞いたことがございますが、現状、それのほうはもう運用はされているのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　指導員さんにつきましては、各学校ごとに、校区ごとに教員の方、それからその地域での指導員という形で既に配置がされておりまして、運用が開始されております。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　了解しました。

それでは、３番目に移らせていただきますが、よろしいでしょうか。

○青柳賢治議長　長島邦夫議員、一般質問の途中ですけれども、この際、暫時休憩したいと思います。

休　　憩　午前１１時０４分

再　　開　午前１１時１５分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

長島邦夫議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項３の日赤社屋の維持、管理について。

第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　それでは、３番に入らせていただきます。

旧日赤社屋の維持、管理についてお伺いをいたします。嵐山幼稚園に隣接する日赤社屋は、嵐山町に譲与されており、何度かの簡易改修、平成21年には大がかりな塗装改修、修繕もあったが、現状雨風による塗装の剥がれも見られます。今後の維持、管理についてお伺いをいたします。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　それでは、質問項目３についてお答えをいたします。

日赤社屋は、明治38年、1905年に現在のさいたま市、県庁に隣接して建設をされました。昭和58年に嵐山町へ移築、譲与され、本県を代表する近代木造建築物として、平成６年には埼玉県指定文化財に指定をされました。

この間、平成５年、11年、21年に、それぞれ外壁の塗りかえ工事等を実施して保存に努めてまいりました。現在、平成21年の工事から６年を経過しようとしており、過去の経過を参考とすれば、そろそろ塗装面の劣化が始まる時期に差しかかってきているものと考えられます。今後、現状を把握し、必要な措置を講じるよう努めてまいります。

なお、保存修理工事に際しては、埼玉県の補助金をいただく補助事業の対象となりますので、必要に応じて県へ要望をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　それでは、再質問をさせていただきますが、私も見る限り周りを見ますと、何カ所か剥がれ始め、前回の塗装のときに全部落として、それで２度塗りぐらいしたのだというふうに思いますが、やはりおろしというものがないですから、直接雨がかかるわけです。どうしても剥がれるのではないかなというふうに思います。

それで、ここに県の補助をいただいて事業と対象になりますということでございま

すが、全額県のほうで今まで出ていたのでしょうか。町からのあれも随分あったように思うのですが、その点お聞きします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　補助率は２分の１でございます。

県が２分の１、町が２分の１でございます。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　埼玉県の指定文化財ということでございますから、なかなかさわることというのは、補修というかあれは可能でしょうけれども、さわることというのはなかなか難しいのだというふうに思いますが、子供たちが、または一般の方があそこを利用する場合もございますけれども、町では公共施設についてはほとんど耐震化は済んでいるわけでございますけれども、あそこの場合についてはそのようなことはなさっているのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　耐震診断等は行っておりません。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　よく聞こえなかった。行って……。

〔「おりません」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　行うことが難しいのでしょうか。診断をしたとしても、そこを直すということができないからしないのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　お答えいたします。

まず指定文化財の保存につきましては、建設当初の姿、あるいはその価値を損なうことのないように現状を維持するということが原則でございまして、仮に耐震構造上問題があるという場合に補修工事等を実施するということは難しくなります。

以上です。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　なかなか難しいということであると、質問がなかなかできなくなってしまうのですが、コンクリートの建物でないわけでございますから、非常に木造ですからね、木ですから非常にやわらかいし、体にも温かさもありますし、教育現場には非常によいと思うのですが、やっぱり木造だとある程度の年数が来ると、幾ら文化財でも崩壊する危険性というのはあるのだというふうに思うのですけれども、そこら辺はどういうふうに考えたらよろしいのでしょうかね。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　平成21年の修理のときにも、柱ですとか、外壁ですとか、腐食している部分につきましては、これを部分的に新しい材料に取りかえる等の修理は行っております。

したがいまして、現状を維持すると、安全性も含めてですけれども、木質の柱を鉄骨にかえるとかそういう工事は無理でございますけれども、現状で腐食して、あるいは破損していれば、それをもとどおりに修復すると、そういうような形で維持をさせていただきたいというふうに考えております。

基本的に重要文化財、国宝に至るまで、木造の建築物たくさんございますけれども、そういう形で現状の維持ということで保存を進めているというのが現状でございます。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　現状維持するという修理であれば可能だけれども、ほかの構造物に、構造物というか鉄骨だとか、そのようなものにかえることはできない。新しい部材にかえることは可能なわけですね。そうなると、やはりそれを見る、よく見て管理をするというのは非常に大変な役目になってくるかというふうに思うのです。

それで、まして町で半分を出すということになると、やはり多くの方に使っていただくのが、使うというのが一番やっぱり寿命を延ばすには、使わなければいいというものではないですから、使うことによって寿命が延びるということも十分あるわけでございますので、やはりそこの活性化を図るということや、そこに人がより入ることによって、悪いところの箇所の指摘だとか、ものをして、なるべくこの２分の１ではなくて、なるべく県にほとんど任せて、それについては出していただきたい。幾ら譲与されたものであっても、町に余り負担がかからないような体制を考えていかないと、

壊すことはできない、なかなか難しいというふうに思うのですが、ぜひこれ教育長で、文化財についてはどなたに。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　正しいお答えになるかどうかわかりませんですけれども、現在嵐山幼稚園の園児が入園、入学含めて、入園、卒園等で講堂のほうを使っておる現状です。

だから、手前の会議室のところを来賓控室と、それのみ使っている現状でありまして、やはり今のご質問の中にも、できれば町負担でなく、県のほうで全面的にやっていただけるような体制ができれば、なおありがたいとは思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　私も子供のときから親しんでいる建物ですから、そこにずっとあってほしいなというふうに思うわけですけれども、物には寿命というものがありますから、いかに管理していくかというのは大変なことだというふうに思います。

ですけれども、町で２分の１負担するというのもなかなか大変だなというふうに思うところもありますので、ぜひいろんな方に使っていただいて、その現状を見ていただく、悪いところがあれば指摘していただく、そのようなことが必要ではないかなというふうに思いますので、あそこのより使う方向、隣の南部交流センターについても使用率がそんなにいいわけではないので、さほどそこを使ってくれといってもなかなか難しい面があるかというふうに思いますが、あそこの利用頻度を高めていくということもその維持管理にはつながっているというふうに思いますので、ぜひそこのところのお願いをしまして、要望いたしまして終わりにしたいというふうに思います。

ありがとうございました。

○青柳賢治議長　どうもご苦労さまでした。

◇　畠　山　美　幸　議　員

○青柳賢治議長　続いて、本日２番目の一般質問は、受付番号２番、議席番号６番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項１の高齢者対策についてからです。どうぞ。

〔６番　畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○６番（畠山美幸議員）　議長のご指名がございましたので、議席番号６番、畠山美幸一般質問を行います。

今回は、４つの大きなテーマについて質問をさせていただきます。

まず、１つ目です。高齢者対策について。現在、独居老人の増加、民生委員の負担増と高齢化、救急車の出動件数の増加、従来型のペンダント型等の緊急通報システムの限界、振り込め詐欺の電話がかかってきた場合の相談先がないため埼玉県は被害額が増加しています。今後は、孤独死、孤立死の防止、救急車出動の増加抑制につながる新たな緊急通報システムの導入が必要と考えますので、次の点について伺います。

①嵐山町の高齢者独居世帯の数、今後の増加予測を伺います。

②民生委員は地域の見守りなどにご尽力をいただいています。しかし、重責を感じている方、また男性民生委員の訪問に抵抗を覚えるひとり暮らし女性高齢者もふえつつあります。現在の民生委員男女構成比、平均年齢、業務の実情を伺います。

③現在の緊急通報システムは、固定型、ペンダント型がありますが、設置世帯数、年間予算、利用状況、更新に係る費用を伺います。今後の動向として、民間への移行のお考えも伺います。

④当町において今までに孤独死、孤立死の事例があったか伺います。

⑤振り込め詐欺は増加の一途で、埼玉県警ホームページ平成26年１月から３月の振り込め詐欺被害が264件、被害金額は７億5,000万円です。当町の被害状況を伺います。

（２）簡易聴覚チェッカーの導入について、平成23年９月定例会において質問をさせていただきました。その後導入したと聞きました。そこで伺います。

①どこで実施され、対象者は何人でしたか。

②結果については。

③今後の実施場所について伺います。

○青柳賢治議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）の①について、青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　質問項目１の（１）の①につきましてお答えをさせていただきます。

嵐山町の65歳以上の高齢者独居世帯数につきましては、民生委員が昨年実施をいたしました社会調査によりますと480世帯となっております。また、５年ごとに実施を

している国勢調査における統計数値では、平成22年に473世帯であり、総世帯数の7.1％を占めています。

今後の予測ですが、さきに公表されました国立社会保障人口問題研究所の都道府県別推計において、平成22年と団塊の世代が75歳以上となる平成37年を比較をいたしますと、埼玉県の高齢者独居世帯数は総世帯数に占める割合が7.3％から11.3％となり、また世帯数では1.61倍に増加をすると予測されています。

人口減少と相まって少子高齢化がますます進行することに伴い、嵐山町におきましても、埼玉県の推計値と同様、高齢者独居世帯数及び総世帯数に対する割合が増加すると見込まれるものでございます。

以上答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（１）の②について、石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　それでは、質問項目１の（１）の②につきましてお答えをいたします。

主任児童委員２名を除き、現在の民生委員、児童委員の男女構成比は、全体数39名のところ、男性14名、35.9％、女性25名、64.1％で、平均年齢は64.5歳です。民生委員、児童委員の定数は、町村においては70から200までの世帯ごとに１人とされており、現在39名が委嘱されておりますので、計算上は平均189世帯となりますが、大字ごとの割り振りにより、一番多い地区は約300世帯、少ない地区は約50世帯を受け持っていただいております。

業務の内容は、毎年６月に社会調査を実施し、見守りが必要な世帯などの把握に努め、愛情弁当の配食や歳末たすけあい支援金配付などの社会福祉協議会の事業協力や、県生活安全課からの依頼で交通事故防止、防犯等に係る高齢者世帯訪問なども通年で実施しております。

訪問する際には民生委員証を携行し、訪問の趣旨を説明しておりますが、男性民生委員の訪問に抵抗を覚える方もいらっしゃるかと思います。反面、女性民生委員にとっては、１人でさまざまな世帯を訪問することに抵抗を感じる場合もあるかと思います。

いずれにいたしましても、近年、地域での見守りや虐待防止、自殺対策などのキーパーソンとして、民生委員に対する期待は一層高まっており、それを重荷と感じている方もいると思いますが、各種研修会に参加をしていただき、毎月の定例会では事例

発表を行い、情報共有しながら民生委員としてのスキルアップを図れるよう事業計画を立てております。

町といたしましても、民生委員が少しでも活動しやすくなるよう配慮してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（１）の③、④について、青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　では、質問項目１の（１）の③につきましてお答えをさせていただきます。

町では、ひとり暮らしの高齢者が、急病や事故により緊急に救助要請を行うことができるよう、緊急通報システム事業を実施しており、現在のところ56名の方が当システムを利用しています。

費用といたしましては、１カ月の機器使用料が、電話機と送受信機を利用の場合は１軒当たり960円、送受信機のみでは１軒当たり410円、また新規設置費として１軒当たり3,132円が必要となり、今年度は増加分も見込み53万3,000円の予算額でございます。

昨年度の利用状況につきましては、緊急通報システムを利用しての通報が５件ございました。なお、機器の更新につきましては町の費用負担は発生しません。

今後の対応ですが、本システムは、直接消防本部につながり、迅速な対応が可能であり、かつ低コストで導入できるという利点があることから、当面は現行のシステムの利用を継続する予定でございます。

次に、④につきましてお答えをさせていただきます。人口減少と少子高齢化により、地域や家庭のあり方が変化しつつある昨今、高齢者の孤独死が大きな問題となっております。町では、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指し、地域の皆さんで見守り、支えていくネットワークの構築を進めています。

しかし、残念なことに、ここ数年、亡くなった状態で発見されるケースが発生をしています。なお、平成23年度以降、町で把握している孤独死は10件であり、うち65歳以上の高齢者に係るケースは６件でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（１）の⑤について、中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　それでは、⑤についてお答えをさせていただきます。

嵐山町での平成26年１月から３月までの振り込め詐欺の被害はありませんが、小川警察署管内では２件で200万円の被害がございました。また、５月に入りまして嵐山町で１件発生し、被害額は200万円となっております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（２）の①から③について、青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　では、（２）の①につきましてお答えをさせていただきます。

難聴や記憶力低下を早期に発見し、専門医への受診につなげることにより、介護予防に資することを目的として、平成24年度より簡易聴覚チェッカーを使用した聴覚チェックを実施しております。

実施場所につきましては、介護予防の２教室におきまして、休憩時間や送迎の待ち時間に行いました。対象者は、平成24年度は12名、平成25年度は17名、合計29名でございました。

次に、②につきましてお答えをさせていただきます。実施いたしました29名の結果ですが、聞こえのチェックでは、耳鼻科受診勧奨の対象となった方は、音の大きさでは11名、言葉の聞き取りでは２名で、実人数は12名でございました。うち、耳鼻科受診中の１名と手術後の１名を除いた10名に耳鼻科受診を勧めました。

また、記憶のチェックでは、１名に医療機関において認知症の検査を受けるよう進めました。

③につきましてお答えをいたします。聞こえの悪さからコミュニケーションが減少し、閉じこもりにつながるケースも考えられるため、今年度は実施会場を拡充し、介護予防事業の５教室において聴覚チェックの時間をカリキュラムに組み込み、参加者55名を目標に実施していく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　再質問させていただきます。

①から⑤まで、（１）のほうにあるのですけれども、全体的な質問になってしまうかもしれませんので、その辺よろしくお願いいたします。

先ほど①の独居増加の予測ですけれども、先ほど来、長寿生きがい課長からもござ

いましたけれども、日本経済新聞のほうに、これ４月の12日だったかな、の新聞だったのですけれども、国立社会保障人口問題研究所が11日発表した世帯数の将来推計は、ひとり暮らしの高齢者が全国で急増する2035年には、世帯主が65歳以上の高齢世帯のうち、ひとり暮らしが４割近くになる。

ひとり暮らしの高齢者は、10年は498万人だが、35年には762万人にふえる、53％の伸びだということが書いてありました。先ほど、嵐山町におきましても割合が11.3％に増えるということで、嵐山町ではなくて埼玉県では、というお話がございました。そういう中で、民生委員さんの先ほどの見守りのお話もございましたけれども、今の緊急通報システムですと、対象者から通報をいたしますと、比企広域消防指令室に連絡が行きまして、そこから場合によっては救急車出動、場合によっては民生委員さんに行っていただく。民生委員さんが不在だった場合には、長寿生きがい課にというような連絡経路がございます。

今、比企消防に限らず、消防のほうにいろいろと迷惑依頼というのですか、そういうものがふえている状況でございます。

先ほどの答弁では、嵐山町で救急で連絡をした方は５件だったという、割と少なかったなとは思ったのですが、やはりいろいろと、これ比企管内ですから、小川町、東秩父、ときがわとか全部のところからいろんなこういう見守り緊急システムの通報が行った場合には、それだけではなくて、ほかの救急要望もありますので、非常に今増加の一途をたどっている中で、大変な作業になってくるのかなと思います。

そういう中で、こちら2013年に発表された民間のシステムがございます。こちらは、本当に簡易的な内容になっておりまして、今の嵐山町のものも簡易型緊急通報装置というものは、非常のときは非常というボタンを押すようになっていて、簡易的にはなっていますけれども、民間で出しているものも非常に簡単になっております。

こちらは、オプションもいろいろあるのですけれども、一日動きがなかったりするとセンサーもありまして、トイレのところに置いてあったりして、トイレ一回も使わなかったという場合には、異常で警備員が見に行くというシステムになっております。

まだこれ新しく出たばかりですから、こういう情報はありますでしょうか。行政のほうにはこういう情報は現在ありますか。お伺いします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

今、嵐山町は、実はＮＴＴのシステムを使っているわけでございまして、同じ比企郡内の町でも、例えば滑川さんだとか、吉見町さんは同じシステムを使っているというふうに把握をしております。

ただ、その一方、民間のシステムを利用しているところもあるということでございます。この民間のシステムにつきましては、先ほど答弁の中でもコストのお話を、費用面のお話をさせていただきましたが、やはりどうしても民間のシステムを使うと若干高くなるというようなことがございます。

民間のシステムといっても、今議員さんが一例をお話をされましたが、いろいろなシステムがあろうかと思います。今回ご質問いただいたことをきっかけとしまして、実は私もいろいろ調べましたが、特徴がいろいろあります。24時間オペレーターがついて、例えばその方が倒れたときに通報が行くようなシステムがあったりだとか、今議員さんがお話しのようなシステムがあると。いろいろな今後新しいものが出てくると思いますので、今後そういったものも研究してまいればというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　先ほど答弁ありましたとおり、本町におきましては通報している方は５件ということで、人数は少ない。しかしながら、ひとり暮らし、ひとり暮らしというか、町内で孤独死をされた方が10件あって、そのうち65歳以上の高齢者の方がそのうちの６件だったという答弁を聞いて、こんなにあったのだと思ってびっくりしてしまったのですけれども、やはりいろいろと鑑みますと、今のシステムでも本当に十分発揮はしていただいていると思いますが、今後高齢化が進む中で、ましてや独居世帯がふえていく中で、やはりいろいろなものに変更をしていく時期が近々迫っているのではないかなということを思いますので、ぜひ研究をしていただきまして、この民間の緊急通報システム、費用対効果もございますので、これから人数がふえていく中でぜひ検討をお願いしたいと思います。

こちらですと、流れとしましては、ガードマンさんのほうに緊急システムが行って、救急車が必要な場合は、救急車の対応をガードマンのほうからやっていただけるという内容になっております。

コールセンターも設置しておりますので、先ほどオレオレ詐欺のお話がございましたけれども、嵐山町では防災無線で事件、事故が起こったときには瞬時に放送を流していただきまして、周知をしていただいている状況でありがたいなと思います。

しかしながら、電話がかかってきて、そういう被害にいつ遭われるかわからないときに、この民間のシステムですと相談というボタンがございまして、そこに今こういう電話があったのだということを瞬時に24時間いつでも対応していただけるという内容も盛り込まれてございますので、今後こういう方向で検討をしていただけたらありがたいなと思うのですが、町長はどのようにお考えになりますでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

今、課長のほうから答弁をさせていただきましたけれども、56人が使っている、そして５件の通報があったという中で、これのメリットもあるし、また違うよという話もあるわけで、当面は今のものを継続しながら様子を見ていきたいということですので、課長のとおりの方向で当面嵐山町では進めていくのがいいのかなというふうに思っております。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　当面というお話でしたが、ひとり暮らしで６人の方が、悲しいかなお一人でお亡くなりになっているという現状もございました。そういう中で、このシステムですと、やはりその人の動きが見られるものもあるということですので、近い将来、今、気温も嵐山町の防災無線で暑くなると窓をあけましょう、クーラーをつけましょう、水分をとりましょうという放送も流していただいておりますが、しかしながら、孤独死をされていく方が多く見られ、今の嵐山町６件もあったということですので、やはりそういう動きがなかったということで、いち早く見つけていただきたいと思いますので、ぜひとも今後、数の推移を見ながら時期を見きわめて、こういうものに切りかえていっていただきたいと思います。

民生委員さんも、先ほど嵐山町は、男性の方が３割、女性の方が７割近くということで、いいぐあいに人数が分かれているなと、女性ばかりに偏っていないなと思ったのですけれども、しかしながら、民生委員さんの仕事も本当に今いろんな面で仕事も大変になってきていると思いますので、ぜひとも推移を見ながらご検討のほうをよろ

しくお願いいたします。

以上で、こちらは。

次に、（２）のほうに移ります。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○６番（畠山美幸議員）　（２）のほうは、簡易チェッカーを導入をしていただきまして、24年度は12名、平成25年は17名ということで、チェッカーを使って聴力の検査をしていただいてありがとうございました。

しかしながら、またまだ人数が少なく、今後は拡大に努めるということで書いてございますが、嵐山町におきましては特定健診の中に65歳以上の方の聴覚検査が入っておりません。入っていただけるのが一番ベストだなと思うのですが、しかしながら、この聴覚チェッカーも非常にそういう高齢者の方々の聞こえに対しての能力を発揮するものだということで書いてありますので、どんどん場所を広げてやっていっていただきたいと思うのです。

この聴覚チェッカーなのですけれども、目的は高齢者の難聴に対し補聴器などの適切な対処がなされていない場合、認知症発症リスクは２倍程度に高まることが報告されているとあります。先ほど答弁の中にもありましたけれども、純音聴力検査というものと、35デシベルの音、45デシベルの音を聞かせて、どのくらいの範囲が聞こえているのかなという聞こえの調査と、言語聴力といいまして、これはペンギンとか鶏とか飛行機とかというものを聞かせて、ちゃんとその言葉が聞こえているか、あと認知機能を手軽にはかれる簡易聴覚チェッカーというもので、認知機能を手軽にはかれるということもうたってあります。これ、どういう調査をするのかな。

認知機能というのは、老人保健施設通所利用者に対して、被験者の聴覚と認知能力の関係性について調査するというのは、３つぐらいの言葉を言わせて、後でまたそれが何を言ったのかというのを確認するというテストだったのかな。そういう３つの項目がこの機械でできるということになっております。

それによりまして、高齢者によっての老人性難聴は、難聴自体を治療し改善することは難しい聴覚障害なのですけれども、伝音性難聴というものは、中耳炎ですとか、外耳炎ですとか、耳あかで塞がっているとか、そういう伝音性難聴の場合は治療もできますし、補聴器を早い時期からつけることによって聞こえをよくしていけるという効果があります。

そういう中で、やはりそれをいち早く見つけるためには、本当にこの聴覚チェッカーは必要なものだと思うのです。先ほど課長のほうで拡大を考えてくださるというお話がございましたけれども、今後はどういった内容で拡大を進めていかれるのか確認をしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

先ほどの答弁と重複するところがあろうかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

これまで24年、25年につきましては、介護予防教室の２つの教室で行っておりました、それを今年度につきましては、５つの教室で行うということがまず１点でございます。

それと、これまでは、ちょっとした空き時間、休憩時間とか、そういった時間を利用して希望者にいかがですかということでお話を申し上げてやっていたものを、そういった形ではなく、極力皆さんに参加をしていただいて受けていただくというようなスタンスで望みたいというふうに思っております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　先ほど介護予防事業の５教室で、今まで２教室だったところを５教室でやっていただけるということですので、空き時間といっても、介護予防の事業をやっている最中は、もう皆さんそちらに集中して、終わって、例えば午前10時からやって11時半に終わったとしたら、30分ぐらいしか時間がないわけですよね、30分くらい、お昼までには。

そういう中で、１回の検査をするのに５分ぐらいだって聞いています。５分ぐらいでできるのですけれども、今本町におきましては聴覚のその検査をするペギーちゃんは、何体あるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

購入したものが１台のみとなっております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　すぐにふやせとは言いませんけれども、５教室に対応して受けたかったのに、もう時間だから帰らなければいけないとかということも出てくることもありますので、ぜひとも今後の55名を目標に頑張っていただきまして、今後これ１台ではちょっと足りないなという時期が来ると私はうれしいのですけれども、本当に早い時期に皆様に聴覚の検査を気軽に、血圧をはかるような体制で、本当に気軽に受けていただき、認知症予防につながるような体制をぜひともとっていただきたいと思います。

あと、嵐山町では、11月に嵐山祭りもやっております。ああいうところで、ブースを設けていただきまして、聴覚検査を気軽に受けてみませんかという周知などをして、町民の方にどんどんいろんな場面で聴覚検査を実施していただきたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○青柳賢治議長　答弁はよろしいですか。

○６番（畠山美幸議員）　いいです。以上で。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員の一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

休　　憩　午前１１時５６分

再　　開　午後　１時２８分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告いたします。議席番号第４番、長島邦夫議員につきましては、所用により午後の会議を欠席しております。

ただいまの出席議員は12名であります。

それでは、第６番、畠山美幸議員の一般質問を続行します。

質問事項２の１次医療の備えについて、どうぞ。

○６番（畠山美幸議員）　２番に進みたいと思います。

５月５日震度５弱の地震が関東地方を襲った。５月13日には、埼玉県南部、神奈川県東部で震度４、都心部でも震度３の揺れがありました。できれば大震災が来ないことを願うわけですが、もしもの備えが大事です。今までもさまざまな提案をしてきましたが、今回は救急医療のできる体制が重要であると考え、質問させていただきます。

大地震などの災害が発生した場合、当然のことながら地域の診療所も被災します。公立の小中学校などの避難場所へ避難することになった場合、住民の中の医師や、看護師も避難所に行くと思います。外傷を負った町民が避難してきた場合、居合わせた医師、看護師は手ぶらで治療に当たることになります。ある程度の医療器材がないと治療に当たれません。自治会防災倉庫や避難場所には、毛布、簡易トイレ、発電機など備蓄がされていますが、医療救急機材の現状についてお伺いいたします。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　それでは、お答えをさせていただきます。

ご質問の災害用医療救急機材の備蓄は、現在町では行っておりませんが、埼玉県では１セット1,000人分を43セット、つまり４万3,000人分を県内各地に設けてある防災基地及び保健所に備蓄しております。

近くでは、東松山保健所に２セット、2,000人分、川島町の中央防災基地に６セット、6,000人分、熊谷市の循環器センターには２セット、2,000人分が備蓄されており、災害時には県からの支援が受けられる体制となっております。

一方、当町の地域防災計画においては、初期医療体制の整備として医師会、薬剤師会等の公的医療機関と協議して、事前に定めるべき項目の中に備蓄医療品もありますので、議員ご指摘の事項も踏まえ、町内医療機関等と意見交換を行い、さらに必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　再質問させていただきます。

本町にないということは知っておりましたけれども、この県のほうで準備をしているということですが、私資料のほうを皆様にお配りしました。こちらには、４種類の医療救護機材の提案ということで載っておりますけれども、こちらの県で１セット、1,000人分とか、43セット、3,000人分とございますが、こちらの内容のものはここに入っているものなのでしょうか、これよりももっと充実をしたものなのでしょうか、ちょっと確認をしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えをさせていただきます。

県で用意をいたしております救急医療品等の医療セットの内容品でございます。こちら１セット当たりの内容が、今議員さんのほうからご提示をいただきましたような医療器具、こういったものが一応全部そろっておりまして、例えば診療、いわゆる傷のケース、こちらが１セットの中に２個、この中には聴診器や体温計、血圧計、眼帯、縫合の止血セットや外科用具、それから輸液セット、注射器、固定具等が入っております。

それから、蘇生気管ケース、こちらについては気管内のチューブ、尿カテーテル、移管のカテーテルや喉を見る鏡のセット、それから携帯用の人口蘇生機、それから医薬品ケースとしては、局所麻酔剤ですとか解熱剤、鎮痛剤、降圧剤、利尿剤、強心剤等、それから衛生材料として包帯やガーゼ、ばんそうこう等、事務用品としてカルテや上質紙、それからマジック等、こういったものが１セットの中に全部入っているというものでございます。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　なかなか充実したものが用意をされているということで確認できました。しかしながら、本町にはないということで、先ほどお昼休みに血圧測定を議員はしてきたわけですけれども、増進センターには体脂肪計、血圧計などがあるということでお話は伺いましたけれども、しかしながら緊急なときのこの医療器具というものはないということです。

それは、無理もないと思います。ＪＲ東海、西日本、九州の３社は、昨年７月中旬から東海、山陽、九州新幹線の全編成に、乗客に急病人が出た際に使う医療支援機器を常備することになりました。

常備する内容は、聴診器、手動血圧計、ペンライト、脈拍や動脈血中酸素飽和度の測定器ということでパルスオキシメーターというものの４種類を設置するということです。

これは、最寄りの駅に停車して救急車に急病人を乗せるまでの間、乗り合わせた医師が応急的な診療に当たるようにするための措置です。

可搬型災害用医療資材・救急医療セットは我が国で開発され、世界へ輸出されているそうです。まずは、ＡＥＤを設置しているところが本町では11カ所ございます。嵐山町役場、健康増進センター、各小中学校などなど、11カ所に今ＡＥＤは設置してあ

りますが、緊急に備えてこういうものの設置のお考えはどのようにお考えになりますでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えをさせていただきます。

今、議員さんのほうからお話がございました。当町におきましても、防災、いわゆる備蓄の倉庫、各地域にあるもの、この中にはこういった救急の医療セットはございませんが、救急箱はございます。こういった形で三角巾ですとか、そういった一般的な応急的な処置のできるもの、これは20人分ずつがアルミのケースになって、それぞれの防災の倉庫に格納されているというものでございます。

そして、もう一点、この初期のいわゆるこの医療体制につきましては、まず避難所で応急手当てをするというのも実際にはあるのかもしれませんが、一応町の防災計画上は２～３日、いわゆる初期段階ではそういった医療の町内のまずは、第一は医療機関、そこがあればまずはそこにそういった方たちを収容をお願いするというのが、まず第一。

それができない場合には、いわゆる救護所を設けるというふうになっておりまして、救護所は今、町内で全部で７カ所設ける予定の地域がございます。その第１が健康増進センター、それから各小中学校、そして次の段階ではそこに派遣をする医師、それから今の議員さんご指摘の医療器具、こういったものの調達が実際課題になってまいるわけでございますけれども、この中には、県内には、救急の医療機関というものも設けられておりまして、そういったところはいわゆる医師等の派遣、備蓄の派遣もいたします。

実際には、そういった災害が起こった場合には、まずは救護所を町では設ける。そこに対するいわゆる医療品、そこで医師を調達というか、お願いをして治療に当たっていただく、そのための救急セットが必要になってくるというものでございまして、先ほど第１回目の答弁で申し上げましたように、県の支援は受けられますが、議員さんご指摘のとおり、さらに町内の医療機関でどのような機材があるのか、あるいはそれでは足りないもので、どのようなものを救護所として使用した場合に町として設置しておくべきなのか、こういったことも町内の医療機関の先生方と一度意見交換をさせていただいて、必要なものは議員さんご指摘のとおり、例えば健康増進センター等

にこういったものを最低限置いておくべきだろうというようなものは積極的に今後備蓄として考えていきたいというふうに考えております。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　今、課長の答弁にありましたように、地元の医師会との連携が必要だと思います。医師会の中心メンバーは地域の診療所です。災害拠点病院の医師ではありません。そして、優秀なお医者様であっても、災害時の可搬型の災害用医療資材救急医療セットの使用方法について適宜研修会を開き、スキルを磨いていく必要があると思いますので、そういうところも十分議論をしていただきまして、設置に向けてよろしくお願い申し上げます。

こちらは以上で終わります。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○６番（畠山美幸議員）　３番目のメール配信サービスについてです。

今や携帯やスマホはほとんどの方が持っている時代になりました。ＱＲコードを広報紙、健康カレンダーなどに印字し、それを携帯で読み取り、空メールをするとメールが届き、必要事項を入力、返信で登録手続が完了します。その後必要な情報をいつでも確認できるサービスです。

川口市は、きらり川口情報メールで、不審者・防犯情報、防災行政無線で放送された情報、各種ごみ・資源物の収集日の情報、子育て情報などをご登録いただいた方に、メールで配信するサービスを始めました。町のお考えを伺います。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　それでは、お答えをさせていただきます。

議員ご質問のメール配信サービスにつきましては、川口市のほかに近隣では東松山市が平成24年12月に導入をし、運用を開始しております。東松山市では、配信情報を10のカテゴリーに分けてメールサービスを行っておりますが、本年４月１日現在の登録者数は1,213人であり、登録者の多いカテゴリーの順位は１番が防災・気象情報、２番が防災行政無線情報、３番が市からのお知らせ、４番が防犯情報、そして５番が健康・医療情報とイベント・講座情報がほぼ同じくらいという状況だそうでございます。また、運営経費は、年額約250万円とのことでございます。

当町での導入の考え方でありますが、携帯電話やスマートフォンの普及に伴い、こ

のようなメールサービスによる情報発信はもちろん導入できれば有効な手段であると考えております。現状といたしましては、当町では本年３月から公式ツイッターによる情報発信を開始いたしました。地域支援課での試行後、全課に対する運用説明会も終了いたしましたので、今後庁内各課からイベント開催の告知や子育て情報をはじめ、旬な情報を積極的に発信するよう努めてまいります。

また、特に情報提供要望の高い防災情報メールにつきましては、早急に導入を図りたいと考えておりますが、ご提案のカテゴリー別メールサービスにつきましては必要経費を含め、今後十分検討させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　今、ご答弁にありましたけれども、東松山市でも配信が始まったということで、10のカテゴリーがあるというお話でした。私がきょう皆様に資料としてお渡ししたものがありますが、こちらの四角くなっているところがこれＱＲコードなのですけれども、こちらをスマホ、携帯から登録していただきまして、空メールを送ると、次に来るのがこの下に四角く囲った裏表に書いてあるものが、情報として必要であるものをチェックをしていってくださいねという内容なのですが、川口市は町も大きく、ごみの収集の、これには載せませんでしたけれども、ごみの収集日までもやっている状況です。

しかしながら、嵐山町におきましてはどこまでのアイテム数を入れたらいいのかなと思いますけれども、とにかく私としましては、防災はもうしかりなのですけれども、予防接種と健診、そういう項目はぜひとも入れていただきたいと思うのです。子供関係の防犯情報などは、現在嵐山町の小中学校では、防犯情報というものは今流しているのでしょうか。これは確認してもよろしいでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁できますか。

中嶋地域支援課長。答弁求めます。

○中嶋秀雄地域支援課長　防犯情報といたしましては、先ほどご質問にもございましたが、例えば振り込め詐欺、こういったものの注意は防災無線、こういったものを通じまして、あるいは例えばこれ以外にも犯罪に関して緊急に町内にお知らせをするような情報があれば、防災行政無線を通して、今はお知らせをさせていただくというふうに考えております。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　こども課のほうの不審者がもし出た場合とかには、こども課のほうで小中学校には不審者がどこどこに出ましたよとか、何か白い車がとまっていたら要注意してくださいよとか、そういうような情報は保護者の方にお流しはしていらっしゃるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えをさせていただきます。

その日に全部、当日、その日に父兄のほうに全部配信ということはできていないと思いますけれども、情報は子供たちについてはこういった車が出ていると、十分注意してくれと。それで、場合によっては、ペーパーでお子さんに持って帰らせるとか、あとはＰＴＡの情報網、これで流す場合もございます。

以上です。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　先日、茨城県、栃木県でしたっけ、茨城県でしたっけ、７歳のお子さんが悲惨な殺され方をして、犯人が捕まったわけですけれども、やはり嵐山町にも似たような薄暗い道とかありますので、ぜひこういう防犯情報というものは、各父兄に流れるような体制がとれるとありがたいなと思うのです。

とにかく登録さえしておけばいろんな情報を流していただけて、瞬時に確認をできますので、とにかく川口市さんでは幅広く載っていますけれども、私としましては、そういう防犯情報、防災無線情報は本当に今もしっかりやっていただいていますけれども、あと妊娠、出産情報ですとか、あと子育て情報ですとか、あと子育て情報の中に保育預かりというものがあって、本町におきましてはファミリーサポートセンターやっていただいております。

こういう情報なども適宜流していただけると、この間のやはり事件でベビーシッターさんに子供を預けて殺されてしまったという事件もありましたし、いろんな面で使えるツールがいろいろさまざま入っております。

これ川口市さんのを紹介したわけですけれども、あとはこれが戸田市では、モバイルというもので予防接種の登録をするとお子さんをお持ちの父兄のところに予防接種の情報が流れるというようなモバイル情報なども、こういうシステムもあります。

費用対効果ですので、費用のほうを伺ってみました。川口市さんのほうの費用ですけれども、きらり川口メール初期投資費用としましては25万2,000円、これは学校のメールも合わせてということでした。平成26年の２月に導入をして、消費税が５％だったので2,025万2,000円に５％の税金をつけ足したものが初期投資でしたと、ランニングコストが月で税別８万円かかりますという答弁をいただきました。

戸田市さんのほうのシステムは、こちらは26年度から始めたそうですけれども、構築保守費を含む131万3,000円ということで、先ほど東松山市の金額とほぼ近いものがあるなと思いました。

ツイッターなども始めていただいているところではございますけれども、今後の周知を、一番最初に長島議員さんが広報の、広報、広聴ということでお話をなさっておりましたけれども、こういうシステムがやはり時代に一致しているものなのかなと思いますけれども、この辺に関しまして町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　今お話ありましたように、広聴、広報については、基本的にはそういう考え方でございます。そして、今回のこのメール配信サービスにつきましては、答弁にありますようにメールサービス、これは情報発信がもちろんできれば有効なツールというふうな基本的な考え方を持っておりまして、そして現在公式ツイッター、３月からやっていて、庁内の各課の中でのいろんな情報の交流だとか、それに対する対応を行っていると。そして、今後については、特にこの防災情報メールについては、緊急性もあるので対応していきたい、答弁したとおりでございますので、そのとおり進めていきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　ぜひともよろしくお願いします。

防災ツールだけを使ってこの金額になるのか、果たしていろんなものを入れてもこの金額でいくのか、そういうところもよく研究をしてよろしくお願いしたいと思います。

次に、移ります。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○６番（畠山美幸議員）　４番目、空き家管理についてです。

空き家の質問はほかの議員さんもなされています。今年度中に空き家条例の制定が実施されますが、空き家の適正な管理が必要です。空き家に関する町への苦情は、雑草の除草、枝おろし、蛇や蜂などの駆除、不審者の侵入、放火などさまざまです。

そのようなことからふじみ野市では、空き家等の適正管理に関する条例に基づき、苦情のあった空き家の所有者に助言、指導、勧告を行ってきたが、改善が見られない空き家があった。

そこで、空き家管理業務提携事業を開始。所有者にかわり、町のシルバー人材センターで空き家の除草、樹木の伐採、窓の開閉、小修繕、見回りなどの管理を有料で行うものです。

所有者は、シルバーと年間契約を結ぶことで通常より１割から２割安い価格設定にします。空き家の苦情が出た場合、シルバーを紹介し、適正な管理を促していくことで、生活環境の保全と防犯対策、シルバーの雇用確保、倒壊などの危険となる空き家予防につながると思います。町のお考えを伺います。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　質問項目４につきましてお答えいたします。

管理水準の低下した空き家のもたらす問題として、治安の低下や犯罪の発生、安全性の低下、雑草繁茂や不法投棄の誘発による公衆衛生の低下、景観の悪化や地域イメージの低下が挙げられ、実際にテレビ報道等によって空き家が放火される事件や老朽家屋の外壁が道路に落下する事故等が報じられています。

町では、平成24年12月から平成25年７月にかけて町内全域の空き家の現地調査を行い、292棟の空き家の候補が確認されました。また、平成26年１月から２月にかけて、空き家と推定された住宅の所有者の方159人を対象に所有する空き家の設備や利用状況、維持管理状況、今後の活用意向等についてアンケートも実施いたしました。

この調査結果や、先進自治体の条例等を参考に地域の実情を考慮した条例の制定を考えております。なお、ふじみ野市シルバー人材センターと提携して行う、ふじみ野市空き家管理業務提携事業の取り組みについては、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　検討させていただきたいと思いますというご答弁をいただきましたが、ふじみ野市の空き家の適正管理に関する条例をちょっと引っ張ってみました。

第３条に所有者等の責務ということで、空き家等の所有者等は、当該空き家等を管理不全な状態にならないように維持管理し、資材等の整理整頓並びに建物その他の工作物、草木及び敷地の適正な管理を行わなければならないということでうたってはあるものの、新聞に載っていたものは、市は2011年４月に施行したふじみ野市空き家等の適正管理に関する条例に基づき、苦情があった空き家の所有者に助言、指導、勧告を行ってきたが、改善が見られない空き家が46軒あるという。

空き家管理業務提携事業は、所有者にかわりシルバー人材センターで空き家の除草、樹木の伐採、植木の剪定、窓の開閉、さっき言ったのですけれども、そういうものを１～２割の価格に設定してくれるということで、見回りをお願いすると、雑草の茂りぐあいや、家屋に異常がないかなどをチェックリストで確認し、異常があれば写真とともに所有者に知らせる。

対象は市内にある空き家で、原則として１年以上誰も住んでいない住宅及び１年以上使用していない工場や倉庫など、市は今後空き家に関する苦情が寄せられた場合、所有者にシルバー人材センターを紹介し、適正な管理を促していくというふうに書いてあります。

参考として、草刈り、枝おろしを年２回お願いした場合、通常料金は２万1,700円なのだけれども、このものに登録しておけば、割引後が１万7,000円でできるというような割引制度が持たれております。あと、除草は半日、年３回をやるということで年間契約をすると、通常ですと１万3,000円のところが１万円になったり、見回りが、年４回見回ることで１万円で見回りますよというような管理をしていただけるというものがありますので、ぜひ嵐山町でもシルバーさん、高齢者の方がふえてきて、雇用の場にもなりますし、こういうものと抱き合わせで空き家の管理をしていくと嵐山町がきれいで住みよい町になると思うのですけれども、町長はいつぐらいに大体めどに、大体抱き合わせで考えていかれますでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　抱き合わせで考えるかということですけれども、前々からこの嵐山だ

けでなくて全国的に問題になっているわけです。そして、何が問題かと言ったら、私権がどこまで介入できるかということなのですよ。ですから、いろんなところでこういう条例とか、いろんな制度をつくるけれども、何かきれいにしてくださいよ、きれいにしないと名前を公表しますよとかなんとかという形でこうやっているのだけれども、今言ったようになかなか成果が出ないということなのです。

それを、１つをこのシルバーさんにお願いしてやったらどうかということなのですけれども、それもいいあれだと思うのです。だけれども、シルバーさんがやったって、私権の介入というのは限界があるわけです。ですから、どこまでどうできるかというのは非常に難しい問題で、今までのあちこちのところの先進地がつくっているというものを、さらに踏み込んでやるというところはなかなかできなくて、国のほうがどうにかするというような話も出ているわけですけれども、そういうふうな状況だと思うのです。

そういう中で、シルバーさんを頼んであるというのは、何か言ったらすぐやってもらうということだから、こっちが今までやっていたのと余り変わらないかなという感じがするのだけれども、一つの方策だとは思いますけれども、行政のほうの手が足りなくなっているわけですから、どこかのところにお願いをしてやっていただくというのも一つの方法だと思います。

だけれども、根本的な解決にはやっぱり私権の介入というその大きな問題が横たわってしまっているので、ここのところをどうクリアができるか、なかなかできないと思うのですけれども、そういう問題だと究極的には思いますけれども。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　どのくらいの介入ができるかはあれなのですけれども、ここに空き家管理業務提携事業は所有者にかわり、シルバー人材センターで空き家の除草は外のことですけれども、窓の開閉なんていうのも書いてあるのです。ですので、ある程度の介入ができているのではないかなと思うのです。こういうことをしていただける、シルバーさんとの顧客、だから自分では全然管理する気がないような方に、もうシルバーさんで一切合財そういう幾らかのお金を払うことによって、年間でこれだけの費用を納めていただければ、全部管理はこういうふうにしていただけるのですよというようなことのご紹介をすることによって、安心安全なまちづくりにつながるのではないのかなって思うところなのですけれども、ちょっとどういうふうに思われま

すか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　ちょっと説明というか、私の答弁、あれがいけなかったかなと思うのですけれども、そこの所有者の人と、行政なりなんなりと話し合いができていれば全く問題ないのです。それができないところが問題になるわけなのです。

ですから、話し合いができていてシルバーさんをお願いしていいですか、では伸びてきたら切ってくださいね、汚れたら片づけてくださいというふうにできていればきちんといくと思うのです。だけれども、それができないところが問題なのです。人のこと構わないよというのもいるかもしれないけれども、返事も来ないというようなところがあるわけです。

それを外から見たら、ごみ屋敷か何か知らないですけれども、そういうような草がぼうぼう、うちも倒れそうだとかいうようなところが問題になっているのであって、そういうところをどうやれるのか。こっちで勝手に行ってやるということができない、だから、そこのところが一番究極の問題かなと。

だから、その前の話し合いができているものについては、シルバーさんなんかはいいと思うのです、行政のかわりにやっていただける。ですから、行政のほうの手が少なくなったり、それできれいにできるということになると最高に雇用も発生がしますし、いろんな形でいいかなという感じがいたします。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　本町におきまして例えば10手がつかないようなところがある中でも、例えば半分の５がシルバーさんと提携してやりましょうと、でも５は相変わらず何もやってくれないというところが出てしまうかもしれないけれども、でも10あったところの半分だけでもシルバーさんと提携をしてもらって、片づいていくといえば、半分残っているところは、また今後私もいろいろまた勉強して考えていきますけれども、しかしながらこの政策はいいのかなと思いますので、ぜひ本町におかれましても、今年度中に空き家条例をつくるところでございますので、ぜひこれを参考にしながら、仕事をそちらのほうに、やはり職員さんばかりに頼ってはいられない時代になってきておりますので、シルバーさんを活用しながら点検をしていただく方向で、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○青柳賢治議長　どうもご苦労さまでした。

◇　森　　一　人　議　員

○青柳賢治議長　続いて、本日３番目の一般質問は、受付番号３番、議席番号１番、森一人議員。

それでは、質問事項、嵐山町のイメージアップ戦略について、どうぞ。

〔１番　森　一人議員一般質問席登壇〕

○１番（森　一人議員）　議席番号１番、森一人です。

議長のご指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、大項目で１つ、嵐山町のイメージアップ戦略についてです。

岩澤町政は３月定例会において、人口減少の歯どめをかけるべく、子育て世帯等転入奨励事業の実施に踏み切りました。大変期待する事業であります。

私は、こういった事業を最大限に生かすためにも、今以上に町全体のイメージアップが必要だと感じます。幸いにも嵐山町は、町のイメージアップを図れる要素をたくさん持っています。例えば川のまるごと再生事業とその周辺整備でさらに魅力が増す槻川、春の都幾川桜堤、言わずと知れた嵐山渓谷バーベキュー場、紅葉シーズンの自然。

教育においても、小中一貫教育で感性豊かに育まれる生徒、児童、歴史と文化が薫る町として、木曽義仲生誕の地や杉山城跡等々。こういった要素を最大限に活用して町のイメージアップを図っていく、そして今後さらに町と各種団体等が協働でまちづくりを推進していくために、多種多様なイメージアップ戦略を持って進めることが重要と考えますが、以下について町のお考えをお聞かせください。

（１）「豊かな自然、あふれる笑顔、心の通い合うまち　らんざん」のキャッチフレーズを生かし、町の魅力を発信するポスター等を作成、配布することで町の魅力を発信する。

（２）嵐山町のＰＶ（プロモーションビデオ）を作成し、町ホームページで公開する。あるいは、動画共有サイトＹｏｕＴｕｂｅ等にて公開する。

（３）嵐山町在住の若者（嵐山町を愛する気持ちがあれば年齢性別は問わない）、または出身者で嵐山町をＰＲしたいと思っている方を嵐山町イメージアップサポータ

ーとして委嘱し、イベントやインターネットブログ等で嵐山町の魅力をＰＲしていく。

（４）町の統一感とイメージアップを図るために、嵐山町の風景やイベント等をおさめた写真コンテストを行う。優秀な作品は、庁舎や公有施設、商店等にも協力していただき展示をする。

（５）木曽義仲生誕の地を生かし、義仲まつりの開催。

（６）嵐山町のマスコットキャラクター「むさし嵐丸くん」のさらなる活用について。

（７）各種団体等や若者が町長、職員とまちづくりなどを語る機会を設けていく。

以上です。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）から（４）について、中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　それでは、お答えをさせていただきます。

私からは、（１）から（４）についてお答えをさせていただきますが、まず基本的な考え方といたしまして、議員のご質問にありますとおり、人口減少の抑制、高齢化の緩和対策として今年度から取り組む子育て世帯等転入奨励事業の推進に当たりましては、同時にさまざまな町のイメージアップ戦略を検討し、実施できるものから積極的に取り組む姿勢が大事であると考えております。そこで、（１）のご提案は、町の魅力を発信するポスター等の作成、配布についてでございます。

本年度当初予算では、このパンフレットの作成経費を計上させていただき、現在作成を進めております。このパンフレットでは、嵐山町に興味を持っていただき、行ってみたい、住んでみたい、ずっと住み続けたい町と思っていただけるような、町の特徴や魅力をＰＲできるものを目指しております。森議員のご提案も念頭に置きながら作成を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、（２）についてお答えをいたします。町のイメージアップを図る方法として、プロモーションビデオやＹｏｕＴｕｂｅなど動画の活用は確かに有効な方法の一つと考えられます。現在具体的な計画案はございませんが、今後十分検討させていただきたいと考えております。

続いて、（３）についてお答えをさせていただきます。（１）でも回答させていただきましたが、今後嵐山町の魅力を町外にＰＲするためには、さまざまな手段を用い、工夫を凝らせていく必要があると考えます。また、今後のまちづくりを進めるに当た

りましては、町民との協働で進めることが前提となるものと考えております。こういった意味におきまして、ご提案の嵐山町イメージアップサポーターというような制度もあり得るものと考えます。しかしながら、現段階では具体的な計画案はございませんので、今後の動向の中で十分検討させていただきたいと考えております。

続きまして、（４）についてお答えをいたします。（３）の答弁と重複いたしますが、今後嵐山町の魅力を町外にＰＲするためには、さまざまな手段を用い、工夫を凝らしていく必要があると考えております。そのためには、町民をはじめ商工会や観光協会、事業者の皆さんを含め多くの方々にご協力をお願いする必要があるものと考えております。ご提案の写真コンテストの実施も町のイメージアップを図るためには有効であると考えますが、現段階では具体的な計画案がございませんので、こちらにつきましても、今後の事業計画の中で十分に検討させていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（５）について、植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　私からは、（５）につきましてお答えいたします。

嵐山町は、木曽義仲生誕の地をはじめ、畠山重忠の菅谷館跡、杉山城跡など数多くの文化財や文化遺産があり、全国的にもまれに見る歴史的風土豊かな町であります。中でも、木曽義仲に関しては、嵐山町のほか埼玉県、長野県など４県35の自治体が加盟する義仲・巴広域連携推進会議において、ＮＨＫ大河ドラマの誘致をはじめとする積極的な取り組みが行われ、それぞれの地域の活性化が促進されつつあります。

ご質問の義仲まつりについては、こうした動きと軌を一にするものであります。ただ、これが一部の人々による限られた範囲の行事にとどまることのないように、何より町民が関連する情報と価値観を共有し、町を挙げて積極的に機運を醸成することが大切な前提となるというふうに考えております。

町では、去る５月27日、社会教育委員会議へ、歴史・文化資源を活用したまちづくりにおける社会教育の果たす役割についてを諮問いたしました。

文化財の保存活用や歴史上の人物への顕彰活動につきましては、行政や学校教育、民間団体などで独自に行ってきたさまざまな取り組みを踏まえ、さらに連携し、結集することで推進理念を再構築し、底辺を広げ、人材を育て、町の魅力アップに資することができるよう社会教育の立場から提言していただくことが狙いであります。

イベントを含むさまざまな事業につきましては、そうした動きが一過性の盛り上がりで終わることなく、地域の誇りと郷土愛を育み、伝統として根づくよう、あらゆる機会を利用して町民に周知し、広報に努め、積極的に推進をしてまいりたいというふうに存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（６）について、山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　それでは、私のほうからは質問事項１の（６）につきましてお答えをさせていただきます。

町のマスコットキャラクターでありますむさし嵐丸くんにつきまして、改めまして紹介をさせていただきますと、誕生日が2011年11月６日生まれのやんちゃな男の子で、里山を住まいとし、町のＰＲと観光地の美化清掃を仕事としています。また、趣味は虫取りと陣取り合戦で、辛モツ焼そばと芋ようかんを好物とし、エノキ、ツツジ、梅の木とオオムラサキが大好きという設定になっております。

キャラクターの誕生から今年で丸３年を迎えることになりますが、今後はさらに一歩踏み出した形での知名度アップを考慮したイベントへの参加や、新聞、テレビ局などへの情報提供をより積極的に行い、町の公式ホームページ上の商業、工業、観光、嵐丸ページの充実や、ツイッターでの情報発信もあわせて行うことを今年度の目標として動き始めたところでございます。

今後の展開としましては、嵐丸くんの弟、または妹の設定によるキャラクターの充実、または嵐丸くんのお嫁さん設定によるキャラクターの充実を考えているところであります。

さらに、関連グッズの充実も図っていく予定であり、観光協会及び商工会との協議、連携をさらに深めながら、徐々にではありますが、グッズ面での充実も図っていく予定であります。

町のＰＲ活動の中心的存在としての役割を担い、息の長いキャラクターとしての地位を築きながらも知名度を上げていくという考えのもと、今後も活動を展開してまいりますので、ご支援いただきますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（７）について、岩澤町長。

○岩澤　勝町長　質問項目の（７）についてお答えをさせていただきます。

森議員には、この質問も含めまして７項目にわたり、町のイメージアップの具体的な戦略をご提言をいただきました。課長答弁にもありましたが、人口減少の抑制及び高齢化の緩和、これは本町の重要課題であるとともに、全国自治体の共通の課題であります。それだけに、１歩でも２歩でもほかに先んじた取り組みを図っていくことが必要であります。議員も質問で述べられましたとおり、嵐山町には豊かな自然、これらをはじめ、魅力的な素材が数多くあります。この魅力ある嵐山町をさらにイメージアップし、町外の多くの方々に知っていただかなければなりません。

本年度の事業といたしまして具体化にしましたのは、子育て世帯等転入奨励事業、そして転入奨励用パンフレットの作成でありますが、この事業以外でも若手の職員を中心とした魅力アッププロジェクトチーム、これらからの提案、そして庁内各課からの提案などさまざまな企画が出されております。これらの提案については、さらに事業効果、実現可能性、これらを検討しながら、具体化できるものは積極的に実施をしていきたいというふうに考えております。同様に、今回のご提言も当然含めて検討を進めてまいりますが、なお、各種団体等の若者、また意見交換の場の創出につきましては、できるだけというよりも積極的にこのような機会を設けるよう心がけていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第１番、森一人議員。

○１番（森　一人議員）　それでは、順次、再質問といいますか、提案のご説明といいますか、させていただきます。

まず、（１）の再質問でございますが、子育て世帯等転入奨励事業において、パンフレットを作成し、対象者に配布を行うということです。

町のＰＲとして大変期待するところです。少しお話しさせていただきますが、２年前、私たちがあるイベントを自分たちで１から企画し、実行した話なのですが、宣伝に対してどのような対策を講じるか協議したところ、今の情報ツールを生かしてフェイスブックだ、ホームページを活用してというのをメーンに、それとまた町と区長会の皆様方には大変お世話になったのですが、広報に載せていただいたり、チラシを広報と一緒に配布させていただきました。

ポスターというのは作成したのですが、そのときはまだ形的に、格好づけで作成した経緯がありました。でも、つくってみると、結構町なかに張ってありますと、活気

が出るといいますか、商工会のほうにポスターを見たのだけれども、本当にやるのかいと、そういうお話を、問い合わせを結構いただいて驚いたのを覚えています。

なかなか費用もかかることですので、すぐすぐとはいかないかもしれませんが、そのキャッチフレーズを生かした、町ＰＲポスターを作成し、町内外の商店、こういう施設等に掲示すれば、それがなおかつメッセージ性が強いポスターであれば、これからの嵐山町はこういうふうにまちづくりしていくのだよって、町民にもメッセージ、方向性が伝わると思うのです。

一つご提案なのですが、行政単独としては難しい面があるかもしれませんが、観光協会、もしくは商工会などと連携して、東武東上線に協力を仰いで各駅に掲示させてもらえれば、観光のＰＲも含めてです。そうすれば、町外の方にＰＲ効果も期待できると思うのですが、町長、いかがでしょうか。お願いいたします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　いろんなご提言をいただきました。どうしたらいいのだろう、どこの市町村もみんなこういうことで悶々としているのだと思うのです。それで、なかなかいい発想が浮かばない。そして、それらをやっていくのには、金がかかる、人がかかる、時間がかかるということでなかなかうまく進まないというようなことですけれども、進まないでやらないで見ているだけだと、やっぱりいつまでもそういう状況だと思うのです。

何がいいか私に全くわかりませんが、今、いろんないい意見を出していただいて、そして各課でもみんなそれぞれ担当のところで考えていただいているわけです。それで、それらを、今言った、いろいろ７つですか、中にもあるわけですけれども、全く個々に、これがこうだ、こうやったほうがいい、ああがいいというのはちょっとわかりませんので、相対的にちょっと漠とした考えかどうか言わせてもらいたいのですが、こういうことは本当に必要だと思うのです。やらなければだめ、よそ者、ばか者、若者と言いますけれども、尽きるところ、これは発想が全く新しいということだと思うのです。よそから来た人が地域にこだわりというか、いろんなあれがない、ばか者と言われるのは、もう夢中になって取り組んでいく、ちょっとこんなことやったらおかしいのだろうなんていう考えはない。それで、若い人たちは斬新な発想でということで、今までのところにもこだわらないというのがちょっと飛んでしまった感じだと思

うのです。

さればどうすると言われても、さらにできないのですが、一つ思うのは、ここのところで東京オリンピックが誘致ができたのです。それで、この東京オリンピックというのは国家プロジェクトですから、これこそいろんなやり方だとか、何だとかというよりも、それこそ専門的な、あるいはいろんな人たちの知恵が、日本中の知恵が全部集まって、それで予算はどれだけあったのか知らないですけれども、これでもか、これでもか、どんどん、どんどんこういうふうにやって、結果として東京オリンピックは招致ができた。あれを見た中で、あのやってきたこと、当然同じことをやれというあれではないのですけれども、考え方の発想として、ああいうようなことが今、日本の中では一番最先端だとして考えられているのではないだろうかなというふうに思うのです。

ですから、あれをできるだけ削って、削って、削って金かけないで何ができるかということに突き詰めていくと、そういうことになるのかなと思うのですけれども、一番進んでやることというのが、この東京オリンピックに日本がかけたあれだと思うのです。

ですから、そういうようなことをいろんなところで考える中で、義仲まつりもあるかもしれないし、フィルムもつくっていくのも必要かもしれないですし、嵐丸くんを活用するのも必要かもしれないしというような、だからどこをどうだというのは、ちょっと私には頭が古くてできないのですが、ぜひそういうような発想というか、考え方というか、思いというものを一人でも多くの人が持つということが必要だと思うのです。

それで、嵐山町をどう発信をしていくのか。ですから、一人でも多くの人がそういうようなことを思っていると、同じ嵐丸が歩いていても、こういうふうに歩かせたらどうだとか、こういうふうにしたらどうだ、名札はどうするのだとか、何は尻尾はつけるなとか、頭はどうだとか、いろんなことが出てくると思うのですね、同じにやっても。

ですから、そういう関心を持つ人を一人でもふやしていく、それにはどうする。ですから、それには今議員さんおっしゃったように、いろんなところの人に働きかけをして、それぞれの立場で、考え方で、いろんなことに取り組んでいただく、こういう、それこそ国家プロジェクト、東京オリンピックだったわけですけれども、嵐山町のプ

ロジェクトとして、何かうまい方向に進んでいけばさらにいいかなというような感じがしております。

ぜひ、いろんなお知恵と力をかしていただきたいと思います。

○青柳賢治議長　第１番、森一人議員。

○１番（森　一人議員）　町長のご答弁で、今全てが終わってしまったような気がするのですけれども。

これからプレゼンという感じで、（２）から再質問させていただきます。よろしくお願いします。

（２）はプロモーションビデオについてなのですが、これは映像です。ポスターなんかよりリアリティーが感じられるわけです。このリアリティーというのは、百聞は一見にしかずで、ネットで嵐山町を検索した方、また庁舎なんかで用があって来た方なんかで、そのＰＶが流れていれば、嵐山町にこんなところなのだって、ＰＲへとつながっていくのだと考えるわけです。

また、これから嵐山町へ移住を考えている方、企業誘致において嵐山町に工場をと、いろいろ問い合わせる前に、そういう方々はネットを活用して情報収集をやっていると思うのです。そこで、町のプロモーションビデオが見られる環境があれば、本当に宣伝としての効果は絶大だと思うわけです。費用も多少かかると思いますが、ぜひとも前向きにご再考していただければと思います。

１点現実的に私どものイベントを映像に撮らせていただきまして、それが成人式実行委員会のメンバーの方が１人映像に携わっているお仕事をなさっていまして、快く予算もないもので、お願いできないかなと頼んだら見事につくってくれました。カメラ割りというのですが、映像のプロがやる仕事なのかなと。バックミュージックも流れながら、大変そのイベントが、ちょうど曲が５分ぐらいなのですけれども、ちょうど５分ぐらいにまとめていただいて、ＹｏｕＴｕｂｅ等にアップしてありますので、ぜひごらんください。これについては、ご答弁結構です。

（３）に移らせていただきます。

○青柳賢治議長　はい。

○１番（森　一人議員）　嵐山町メーンサポーターというものが必要ではないかと質問させていただいたのですが、これは単に、今こそ嵐山町全体で、先ほど町長がおっしゃいましたけれども、町をどうやって盛り上げていこうとかと感じたときに、行政、

または各種団体の関係者だけではなくて、町民の方々にもっともっとまちづくりやイベントに参加をしてほしいということで、イメージアップサポーターというのがあれば、一つのきっかけづくりになるのではないかなと思ったわけです。

私自身、嵐山町どんなところなのって町外の方に聞かれても、聞かれて、今、今年39になるわけですけれども、やっとこういうところだよって言える、こういうところだよ、嵐山町はいいところだよって説明できる感覚を、遅いながらも今自分は自信を持って嵐山町はこうだよって町外の方に言える自信があります。

そういう人間というのを、町民というのを、もっともっと、嵐山町ふやしていく。そうすると、イメージアップとともに町全体の活性化も図られていくのではないかなと考えるわけです。ぜひ、私は三国志が好きなので、すぐ三国志に例えてしまうのですけれども、すばらしいアイデアとか持っている方々は、まだ嵐山町の中にたくさんいるのだと思うのです。伏竜鳳雛を掘り出すというか、掘り上げる仕事も、行政も、各種団体も一緒になって、どんどん町全体で町を盛り上げていく、嵐山町頑張ろうよという雰囲気づくりをお願いしたいわけなのです。

ぜひとも、こういうことは１からなので、すぐすぐ結果が出ることではないかもしれないのですが、町全体で盛り上げていくという手段の一つだと思います。ぜひ、ご再考いただければと思います。

では、（４）に移ります。

○青柳賢治議長　答弁いいのですか。

○１番（森　一人議員）　はい、答弁結構です。

これも、（４）も答弁は要らなくなると思いますが、これも、町全体を統一感で１つにする、そしてやることによって町内の新たな名所とか、住んでいてもわからないところ、新たな名所の発掘です。日ごろは見落としてしまっている嵐山の魅力を再発見できる可能性も、こういう事業をすることであるのだと思うわけです。これを、あえて観光協会からというのではなくて、これを町が発信すると、町民ももっとそういう取り組みをすると盛り上がってくるのではないかなと思うわけです。

これもやっぱり嵐山町のよさを考え直すきっかけになる一つだと思います。また、こういうことを子供たち、児童生徒においては、嵐山町の誇れる名所や特徴、すばらしさを写真というものを通して見て、学んで、郷土愛を育むことにもつながるのではないかなと思うわけです。ぜひ、こういったことも町の活性化につながりますと思う

ので、ぜひご再考ください。これについても答弁は結構です。

では、（５）に移ります。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○１番（森　一人議員）　先ほど課長の答弁でもございましたが、嵐山町と災害時相互応援協定を結んでいる長野県木曽町、富山県小矢部市は、木曽義仲の名を銘打った、もしくは関連した義仲旗揚げまつり、源平火牛まつりというのですか、盛んに開催されていると聞いております。

もちろん当町においても時代まつりだったり、先賢顕彰会の皆様のご活躍などは承知しておりますが、せっかくのぼり旗があるのです。木曽義仲生誕の町嵐山です。そういったところでもう少し強く押し出して、そういう嵐山まつりですか、秋にやるときに義仲に関連したイベントを仕掛けてみたり、やっていくと町民が、嵐山町義仲を押すのだ、頑張っているのだって感じ取れると思うのです。

署名活動も集めていますが、もう少し町全体から盛り上がる、義仲で大河ドラマなればいいなと、町全体で盛り上がっていかないと、木曽町と小矢部市と比べてしまうとあれなのですが、ちょっと温度差が、一緒にやるにはきつい部分があるのではないかなと思うわけです。

これも、木曽義仲は嵐山町のイメージアップを図る、推進する要素の一つだと思いますので、そういったところを生かしながら、町全体の盛り上がりを期待します。これについてもご答弁結構です。

では、（６）に移ります。

○青柳賢治議長　はい、どうぞ。

○１番（森　一人議員）　先ほど、山下企業支援課長より、嵐丸くんについて未来が明るいご答弁がありました。本当に、これからの嵐丸くんの活動と活用に期待いたします。

これは私ごとなのですが、私も自分の都合が合えば、青年部の活動で年２回ほど着ぐるみと言っていいのかわからないですが、その中に入っています。やっぱり活動というのは、第二保育園に行きまして、クリスマスイベントと豆まきに嵐丸くんが登場して、園児と交流するというものなのですが、やっぱりそこでも嵐丸くんの人気は子供たちに大変絶大です。

その中でも、今度は子供に言われたことなのですが、嵐丸くんの声が聞きたいとか、

何か無理なことをその場で言われるのでなかなか対応し切れないところもあるのですが、やっぱり子供たちは子供たちで嵐丸くんというものを認知して、触れ合いたいわけです。そういうところに応えていくというのも、これから大事なことだと思っておりますので、ぜひご期待いたします。

参考までに、今後もっと各種商工会、観光協会だけではなくて、広く町民に活用方法だったり、グッズの、オリジナルグッズはどういうものがいいのだろうと募集していくのもおもしろいと感じます。これについてもご答弁結構です。

では、最後の質問に入らせていただきます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○１番（森　一人議員）　（７）でございますが、質問に対して大変前向きなご答弁をいただいたと思っております。

町長が若者や各種団体と嵐山町の未来や問題点について意見交換を行ったりすることは、大変有意義な取り組みになるのだと私は思っております。それで、行政と各団体、それぞれが自主自立でやっていくというのは、これから大変な時代になって、それはそれで大変大事だと、私は町長と多分同じ考えでそういう自主自立というのも仕事の分担ですか、やっていくというのも大事なことなのだと思うのです。ですが、時には、行政サイドのほうから、これからの嵐山町はもっとこうしていきたいのだよ、こうやってやりたいのだよって強く提案とか提言を各種団体に申し入れていくことで、その団体も、また今一つのことでは一生懸命やっていますが、また一つ課題が来て、その課題をクリアするためにどうするとまた話し合えると思うのです。

そういう交流の機会をどんどん、どんどんふやしていきながら話ができればなおさら町も、また各種団体も盛り上がっていくのではないかと思っております。

それと、町職員と、先ほど魅力アッププロジェクトチームというお話も出ましたが、そういう方々と意見交換ができる、それは余りかたい感じではなくてもいいと思うのです。ざっくばらんにいろんなことを話し合える環境づくりというのをしていくと、行政サイドの目線、または現場にいる方々の目線と、どっちも、ああそんなことなのだ、こんなこともあるのだと、驚くことは結構お互いにあると思うのです。そういったところを本当にざっくばらんにできるというか、お互いの立場を尊重し、語り合うことができれば、いい化学反応が起きればすばらしいアイデアが出たり、きずなもできると思うのです。そういったところを、ぜひともこういう取り組みをやっていただ

けたらと思うわけです。こちらからもぜひお願いしたいと思うところでございます。ぜひ、これからの嵐山を、特徴あるまちづくりを目指していくというのも大事なことだと思うのです。こういう話し合いなんかをしていきながら、気は早いかもしれませんが、そういう中からイメージアップ戦略協議会みたいなものも立ち上げるような感覚もできるかもしれませんよね。そういう感覚というのをつくりながら、イメージアップ作戦だったり、観光業の推進をこれからどうしていくだとか、それから嵐山町で一番今欲しいのは特産品です。特産品の開発であったりとか、各プロジェクトをみんなで協働で実践してつくっていければおもしろいと思うのですが、最後に町長、いかがでしょうか。お願いいたします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　いろいろ話をいただきました。大変前向きといいますか、サッカーの大会がある中で、アグレッシブという言葉がこのごろよく言われる。何かこう一生懸命取り組んで、しっかり前に進んでいこう。

今いろいろ話ありましたけれども、県内にもアニメでまちおこしをやっているところ、それからゆるキャラでやっているところ、Ｂ級のグルメが売り出しになって、あとは、コンビニの材料、商品にまでこの間なったのがある。お祭りを売り出しているところ、いろんな形でやっているわけです。そういうのを嵐山町の中に、どこにどうやってというのは、やっぱり話をいろいろするあれだと思うのです。それで、誰と誰とか、どことどうだとかというのではなくて、どこと行政の若い人とかというのでなくて、いろんな農業団体の関係の人、あるいは野球のグループの人、商工会の人、観光協会、あるいは食べ物のグループの人、文化団体の人、いろんな人のグループといろんな形でこういうふうに、地域経営のやり方ではないですけれども、いろんなところで絡まっていくのが一番、そのさっき言ったばか者、若者のあれがいろんなちょっと飛んでいるのではないかいというのが出てくるのではないかと思うのです。そういうのが出てこないと、やっぱり本物の話し合いのところになかなか行かない、何か落ちついた中でありきたりな話があっただけだと、なかなかこれというような、みんなが飛びつくようなものには出てこないのかなという感じがします。

ですので、そういうのを仕掛けをぜひ議員さんをはじめとして、若い組織の人たち、またそこから発信ができる人たちを抱き込んで、巻き込んで、話し込んで、そういう

うねりを嵐山町につくってもらえるとありがたいし、行政のほうでもできるそういうことはやらせていただきたいな。庁舎を挙げていろんなことに取り組んでいく、気力だけは持っていますので、ぜひ一緒に頑張っていきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　第１番、森一人議員。

○１番（森　一人議員）　ぜひアグレッシブにやっていきましょう。

町長、最近俺よく仲間といろんなことを話し合うのですが、2045年問題とか、この間ある、まだ20代前半の子なのですが、希望を持っていますよと、嵐山町よくやっているではないですかという若者もいるのです。ぜひ、私たちは諦めていませんので、嵐山町のイメージアップと活性化をお願いいたします。

以上で終わります。

○青柳賢治議長　どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　２時４３分

再　　開　午後　２時５６分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　渋　谷　登美子　議　員

○青柳賢治議長　続いて、本日最後の一般質問は、受付番号４番、議席番号13番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項１の子供の貧困に対しての町施策について、どうぞ。

〔13番　渋谷登美子議員一般質問席登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、渋谷登美子です。一般質問させていただきます。

子供の貧困に対しての町施策についてということなのですが、まず子供の貧困については、施策として教育と生活の支援、それから保護者への支援と経済的支援と４つの支援が必要であるというふうになっています。

その中で、嵐山町でできる子供の貧困についての町施策についてのことなのですが、まず最初に１番としてこども医療費の窓口払いの課題です。

経済的な問題でメディカルネグレクトがもたらされることについては、子供の貧困

ないしは虐待についての研究で数値として明らかになっています。これは、お示ししようと思ったのですが、ちょっと今ここまで書けなかったのですが、例えば2008年の阿部彩さんという国立社会保障・人口問題研究所の方が出しているのですけれども、貧困の子供の家庭は、通院の回数は少ないけれども、入院回数は非常に多くなる。子供の健康は、身長と体重が普通の家庭に比べて少ないということが明らかになっています。

子供は、健診や予防接種などは無料ですけれども、病気、けが等の医療費については、今現在嵐山町は窓口負担があります。経済的な課題を持っていない家庭は、還付払いで医療費にアクセスすることができますが、経済的な課題がある家庭では、子供の痛みやつらさを見て現金を捻出して受診するということが困難なことがあります。

嵐山町のこども医療費は、比企郡７市町村の中では最も低いというのは、これが先ほどお配りした資料なのですが、それに出ています。これ見ていただくとわかるのですけれども、これちょっと１カ所訂正しなくてはいけないのですが、嵐山町のこども医療費の24年度と25年度の総額がひっくり返っておりますので、24年度が3,685万2,728円、25年度が、あれ反対言ってしまったかな、すみません、この表を24年度と25年度ひっくり返した形になっているということで見ていただきたいと思います。

それで見ていただきますと、嵐山町の医療費が比企郡７市町村の中で最も低いということがわかります。これは、貧困の状況にある子供たちが医療へのアクセスが困難であることがその一因であると考えています。

窓口払いを続ける本町は、残念ですけれども、所得の再分配が悪循環になっていると考えられます。というのは、医療費の窓口払いをすることができないので、できないので子供がお医者さんに行かない、その部分が今度嵐山町では学年費に変わっていって、医療費を十分払うことができる人たちの学年費になっていくという悪循環です。今の論理でいくと悪循環になっていると考えます。

町長は、貧困とネグレクト、医療へのアクセスをどのように考えるか、伺いたいと思います。

次に、２番目です。貧困家庭の状況把握です。低賃金、長時間労働でダブルワーク、トリプルワークせざるを得ない家庭の子供の保育園、学童保育の休業日や夜間及び小学生高学・中学生のひとり親家庭で同居親族なしの家庭、地域での親族援助を得ることが難しい、これ「の」が入っていますけれども、消してください。子供の状況把握

と支援を聞く。伺います。

次に、３番目です。就学後についてです。修学前は、保育園で福祉的な支援がありますが、小学校入学後の福祉的なかかわりが弱くなります。経済的な困難があると推測される子供へのサポートをするため、学校、福祉、地域との連携のコーディネートの確立を伺います。

４番目です。経済的困難を抱えた家庭の子供には、身体の虐待、ネグレクトが多く、この事態に対して支援していない現状は、社会のネグレクトと呼称できます。町長は、貧困問題に対してどのように対応するか伺いたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えをさせていただきます。

１番の（１）ですけれども、比企郡市の平成24年度、25年度のこども医療費の支給状況を見ますと、１カ月当たりの支給金額はおおむね2,000円ほど、年で２万4,000円から２万5,000円くらいとなっている中で、嵐山町は１カ月当たり1,500円弱、年間で１万7,500円とおおむね３割程度低くなっております。

ご案内のとおり、この３割の医療費分と国保関連増加見込み分とをあわせまして、小中学校学年費の補助、また予防接種の費用、これらに充てております。

医療費の窓口払いにつきましては、ご批判もあることは十分存じておりますが、保護者の方々や医療機関からも評価をいただいており、大半の方々にはご理解をいただいていると捉えております。

貧困、ネグレクト、医療へのアクセス、どう考えるかということでございますが、貧困家庭においては生活保護、また小中学生のご家庭の対応といたしますと、経済的な理由による就学困難な児童生徒に対して、学用品、給食費などの援助を行う就学援助制度であります。要保護、準要保護といった制度がございますので、ホームページや広報、または民生児童委員からの情報等、さまざまな方法により制度を活用していただくよう努めており、要保護世帯、準要保護世帯が年々増加傾向にありますので、さらにより一層気軽に相談できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（２）について、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　質問項目１の（２）につきましてお答えいたします。

低賃金、長時間労働でダブルワーク、トリプルワークをせざるを得ない家庭の状況、ひとり親家庭で同居親族なしの家庭、地域での親族支援を得ることが難しい子供の状況把握につきましては、こども課として世帯の調査等実施しておりませんので、実態を把握しておりません。

養育相談等を受けたその中で、それぞれの家庭にあった支援を検討しているのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（３）について、小久保教育長。

○小久保錦一教育長　質問項目１の３につきましてお答えいたします。

経済的な問題も含めてでございますけれども、学校応援団の皆様や地域の民生児童委員さん等の情報により、それぞれ課題のあるお子さんや家庭等の状況を把握するよう努め、それぞれの問題に対し、関係課の担当者と情報を共有しながら協議し、家庭や学校と相談してもらうようにしております。

特に経済的な問題につきましては、地域の皆様の情報や学校においては、集金の状況等により、要保護、準要保護等の就学支援制度の説明等を行っております。先ほど町長の答弁のとおりでございます。

なお、要保護、準要保護の小中学生の状況といたしますと、平成23年度要保護16人、準要保護126人、平成24年度要保護17人、準要保護131人、平成25年度要保護20人、準要保護146人となっており、年々増加傾向にございます。

したがいまして、コーディネートは、はっきりどこが担当しているということはございませんけれども、中心的にはやはり児童生徒の状況等一番把握しやすい各学校がその役割を果たしていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、小項目（４）について、岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

現在経済的困難を抱えた家庭に限らず、虐待、ネグレクトといったご相談も多々ございますので、乳幼児においては健康いきいき課での健診時における身体的なチェック、また健診時に限らずさまざまな相談業務、またこども課による窓口での相談業務や昨年度から定期的に行っております、保健師を中心に保育園や幼稚園、小中学校へ

出向いての状況把握と関係機関との対応の協議、また民生児童委員さんや地域の方々の情報提供による家庭訪問等々を行うことにより、虐待、またネグレクト等を未然に防止するよう積極的に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　非常に残念な答弁、それぞれの方、残念な答弁だなと思っています。非常に一般的というか、建前論的な形のご答弁だったなと思って、ちょっと残念かなというふうに思っています。

特に１番の答えなのですけれども、最初に申しましたように子供の貧困の家庭、貧困家庭の場合は通院が非常に少なくなって、そして逆に重くなってから病院に入院する結果になるので、入院回数が多いというのは、これはドイツでもイギリスでも日本でもそういう研究結果が出ています。

ですから、ただでさえ貧困家庭というのは子供の状況を見ることができません。トリプルワーク、ダブルワークで、そしてお母さんやお父さんも疲れていますから子供の状況を把握できない。それになおかつ、医療費を窓口払いをしなくてはいけないというふうな形になっていきますと、子供を連れていくということがまず不可能ですよね。それなのに、嵐山町ではそこのところで皆さんに評価をいただいているので、このまま続けていくということです。

この８市町村、この表のところですけれども、私もなぜこんなに格差があるのかなと思ったのですけれども、東松山市は１人当たりが１年間２万5,000円とか２万4,000円、滑川町は18歳までが窓口払いなしで１年間２万5,000円、小川町が15歳までで１年間２万1,000円、川島町が２万2,300円、吉見町が２万1,597円、鳩山町が２万1,384円、ときがわ町が２万528円で、嵐山町が27年度は１万7,642円、これはやっぱり窓口払いを続けることによって貧困の家庭の方が行かれなかった、医療に行かれなかったということですよね。そして、入院になってきますと、今度は高額療養費は保険者の関係になってきますから、保険者のほうになってきますから嵐山町のこの一般財源は使わないことになります。ですから、ここには出てきません。そういった状況があるということです。

それで、なおかつ、ほかのところから評価されているというふうに言われていますけれども、医者は確かに評価するでしょうよ。医者は、来てくれればいいだけですか

ら。それでもって、ワクチンのほうにお金を、嵐山町に一般財源が入っていくわけですから、医者にとっては経済的に何も損失はありません。

ですけれども、貧困の家庭にとっては、これは非常に大きな損失ですよね。これがずっと貧困の研究をしている人たちに言いますと、４歳、５歳までの健康問題が将来の子供たちの大人になってからの社会的な獲得、教育、教養、そういったものの獲得につながっていく、自信につながっていく。それが、今生活保護を使うと、若い人たちが、ひきこもりや自信がなくなって全く税収を支払わない人や、逆に税金からお金を使うように、もらうようになると3,000万円ぐらいの損失になるかもしれない、ですけれども、今の時間の段階で子供の貧困に関して、この健康に関してしっかりした予算を使っていくと、将来的には40年間ですよ、40年間から50年間にかけて3,000万ぐらいの税収は支払うであろうというふうに言われて、子供の貧困の問題が考えられています。

なので、このことについて私は何度も言いますけれども、これに関しては町長はほかの市町村と違って、これが嵐山町独自のとてもよい体制であるというふうにおっしゃっていますけれども、学年費、学年費はだから所得の再配分の間違いですよね。ほかの市町村では、貧困の子供の家庭が出しているお金を、嵐山町は貧困の子供の家庭に出してあげる部分を学年費という形で、貧困ではない子供と、それから貧困の子供と同様に出しているということになりますから、再配分の形が間違っている。貧困の子供に対して、家庭に対して、決してよい方向ではないと考えていますが、それを先ほども最初の段階でお話ししていますけれども、評価されているというふうに言われていますけれども、私は全く評価されていないと思いますし、今回の子供の貧困の要綱、大綱に係る要綱でも、子供の貧困の、子供の医療費に関しては各市町村で償還払いで負担をしているところもあるけれども、窓口払いの廃止をしていくところに焦点を当てなくてはいけないというふうな形で大綱についての意見のまとめというのがありまして、７月からこの大綱について、７月までに大綱が決められるわけですけれども、これ市町村にとっては市町村のここのところまでは入っていかないと思うのですけれども、この部分に関しては嵐山町は問題が大き過ぎるなと思っていますので、それについて伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　いろいろお話をいただきましたけれども、要するに評価をするかしないかというところだけだと思うのです。私は評価をしますと答弁をさせていただいたのですけれども、議員さんは評価をしないということですから、そこのところではもう見解の相違、どうしようもないです。

それで、窓口払いは不公平だって言いますけれども、みんな誰も払わなくていいということになれば誰も払わないわけですから、再配分も何もないわけですよね。全部同じ方向のやり方です。ですから、今と全く変わりはないということになります。

それと、出していただいたこの資料、これは当初から想定をしてこういうふうになるだろうということでこの事業を始めたわけです。計画どおりというか、予想どおり、全く予防医療をしっかりやっていただいて、それでほかに比べて３割ぐらいな形の削減が進んでいるということです。ですから、当初計画をして、当初説明をした中にあるように、そういうような状況で今推移をしているということでございます。そして、これらが評価をされているというふうに認識をしております。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　この問題に対しては、少し時間をとろうと思いましたので、わざと質問項目も少なくしています。言いますけれども、国の調査をもとに試算すると、貧困の目安は、２人世帯で、母１人子１人ですよね、約177万以下、そして３人世帯で約217万円、４人世帯で250万円となっているということです。

この中で、子供さんが急に救急や何かに医療かかるとします。救急で入ろうとしたときに、救急医療というのはほかの医療費よりも高いのです、１万円ぐらいいくのはざらだというふうに聞いています。この１年間177万円の世帯が、家賃を払って社会保険料を払って、そして食費を払って、教育費を払って、そして救急で医療にかかるということはまず難しいのではないですか。それで、言われているのが、子供の貧困家庭のほうは通院には行かない、通院回数は非常に少ない、だけれども入院回数は多いという結果が今の研究の中で明らかになっている、それを言っているわけです。

そうすると、これは、子供の貧困に関して、町長は全く貧困問題に関しては関係なく、公平性ということだけで子供の医療費を支援しているという、子供の生活を支援しているということですよね。今の問題というのは、確かに私もこども医療費については、窓口払いの廃止に関しては問題があるなと思っていました。ですけれども、今子供の貧困ということを考えたときには、これは改めていかなくてはいけないという

考えに立ってこの話を、ばらまきになるからいけないと思っていましたけれども、これはもう違う。今の日本の現状というのは、子供の医療費に関しては窓口払いの廃止をしていかなくてはいけない現状になっていて、そうしなければ子供たちがきっちり育っていかないという現状になっているということの認識が余りになさ過ぎるのではないかなと思うのです。

２人家庭177万円だとすると、１カ月に14万かそのぐらいです、15万いきますか、いかないですよね。それで、14万の家庭の中で、家賃を払って食費を払って、教育費を払って社会保険料を払って、そして歯医者さんに行ったり子供が緊急にけがをしたり、そういったときに医者に連れていくときに医者に行くお金がないから、では子供は医者にかからないで済ませていこう、そういう方がとても多いみたいです。それに関して町長は、私はこれは社会的なネグレクトだというふうに、これ４番になってしまいますけれども、考えるのです。

なので、ここに関しては、私は本当に最初は、これは子供の医療費の窓口払いの廃止は、ばらまきになってしまうなというふうな感覚がありました。ですけれども、子供の貧困と、今これだけのことが大きな問題になっているわけです。去年の６月ですか、子供の貧困対策基本法が制定されてから動きが変わってきています。その中で町長は、このこども医療費の問題をどう考えるか。これは結果ですから、当たり前です。当たり前の結果なのですけれども、この結果をなぜほかの市町村がやらないか。子供の貧困が余りに厳しい状況になっているからですよね。そこについて私は考え方を、私も改めたので町長も改めていただいて、そして本当に子供にとって何が必要なのか、財政の問題で考えるのか、今子供たちをこれから長い期間、20年、30年しっかりした子供を、自分に自信を持つ子供を育てていくためには、どうしても子供の医療費の窓口払いが必要だと思うのですけれども、その点について伺いたいと思うのです。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　毎回議会のたびにご質問いただいて答弁をさせていただいて、意見が一致できない状況なのです。

それで、貧困の連鎖、これを断ち切るために医療費の窓口払いをやめたらということなのです。議員さんは、貧困対策というのはどういうふうにしたらいいのかなというのが、根本的な問題というのは、根本的な解決についてのご意見というのは聞いた

ことがないですけれども、やっぱり貧困の問題にどこでどうするかというのは、貧困が起きないようにするのか、起きたら対策をとるのかというのがあると思うのです。

25条の憲法に書いてあるのは、前なのです。そういうのを起こしてはいけないと書いてあるのです。起こさないようにしましょう。起きてしまったらどうする。これは、だからセーフティーネットがあるわけですよね、今日本の国には。

それで、根本的な問題というのはやっぱり、政府でやるのには、政府というか行政がやるのは、差別的な助成をするのか、全体にやるのかという問題もあります。差別的にというのは、差をつけて、要するに生活の所得割合を見てやるとかということ、それと、そうではなくて全体的にやるというのがあると思うのです。そこのところをだから、どっちをどうとるかというのが、一番その公平、公正というところで意見がいろいろな立場になるところだと思うのです。

嵐山町では、今国でそういうようなことをやっているわけですから、その上で行政が、地方の行政が何ができるかというのは、国がやることとは違うと思うのです、基本的に。格差の是正といっても、格差の是正を小さな嵐山町がどこまでできますか。国がやることと嵐山町がやることでは、違うと私は思っているのです。ですから、嵐山町がやるべきこと、やれるべきことというのは、限られている中でどうやったらいいのかということです。

そういうことを思って言ったときに、いろんなものが、例えば経済的な問題であれば、学用品をはじめとしていろんなものを使う、それに対して応援をしていく。それで、もう一つ、経済的な差というか、その格差と言いますけれども、全体的に日本全部の中で、親の子供が何人欲しいですかというときに、アンケートは３人とかというのです。だけれども、実際問題は1.幾つとか２を割るとか。みんな３人欲しいと答える。だけれども、1.幾つというのは、そこの格差の人だけの問題ではないのです、子育ての中には。そういう状況がある中で選択をして、1.幾つきり、きりというか、の子供さんをつくっていっている。そういう状況が一つあるわけですよ、公平、公正の中で。そして、地方の小さな町がやること。国がやることではないのです。憲法25条というのは国がやるのです。だから、そこのところでは、毎回議論がかみ合いませんけれども、私はそういうものを基本的に考えて、嵐山町でやることは何をやるべきかというふうに考えてやらせてもらっています。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　全体的なご答弁だったのですけれども、私は１番に絞って今やっています。それで、こども医療費なのですけれども、こども医療費、ときがわ町のほうを見ました。ときがわ町は、ちゃんとどうやってやっていったら医療費がふえないかということの事業評価をやっています。予防接種もきっちり嵐山町と同じようにお金を出しています。

滑川町です。滑川町見たらわかります。これ18歳まで、こども医療費やっています。そして、それは嵐山町と違いますよね。18歳というのは一番、高校生の段階というのは、最も医療費のかからないところですから、やったとしてもそれほどの金額にはならないでしょうけれども、でもこれだけになっています。そして、子供の１年間の医療費は２万5,289円ですから、嵐山町と比べると１年間で8,000円ぐらい違います。

私は、嵐山町に関して言えば、こども医療費の窓口払いは廃止しなければ、もう嵐山町にというのは魅力が非常に少ないだろうなというふうに見たのは、ときがわ町のホームページです。空き家バンクをやっています。こども医療費も全部窓口払い廃止しています。そして、予防接種もというふうな形になっています。私自身は、これはこども医療費は子供の貧困という視点から、今回入っていますから、この貧困の視点でやっていきますけれども、例えば子供さん、救急医療にかかったら１回１万円、それをそのときに払わなくてはいけないというふうになったときに、その親御さんたちは本当につらいと言います。

貧困になれば貧困になるほど、医者にかかる率が高い、1.3倍違うと書いてあります、別の本ですけれども。1.3倍の違いがあるというのは、要するに子供がふだんちゃんと世話をしてもらえていないからなのです。御飯も、朝御飯とか昼御飯とか晩御飯とかきっちり食べさせてもらえない。お風呂にもちゃんと入らせてもらっているかどうかわからない。ダブルワーク、トリプルワークの場合は、特にそういうふうになっていきます。そういうふうな家庭のお子さんが、どのくらいいらっしゃるかというのはわからないのですけれども、この数字ですと年々、年々この数がふえてきている。子供の数が減少しているのに、年々、年々その数がふえていく。その中で嵐山町は、こども医療費に関しては、相変わらず窓口払いの廃止をしないで続けていく。ほかの市町村は、子供の医療費の窓口払いは廃止している。そして、そのときのショックの差というのは大きいのです。私も医療機関に行ってみましたけれども、本当に嵐山町だけ窓口払い、医療費無料でいいですよと、無料でいいですよという中に入っていな

い医療機関ですよね。

嵐山町の親御さんがそれを見たときに、特に貧困の家庭の方がそれを見たときに、何て嵐山町は不親切な町なのだろうかと思うのが当然なのではないですか。特にゼロ歳児から、ゼロ歳児のお子さんが一番医療にかかります。ゼロ歳児のお子さんというのは、学年費や何か関係ないです。保育園に行っていない方も多いです。

そういうふうな形の中で、やはり私は子供の医療というのは、先ほどの話ですけれども、町長の話ですと、普遍的に全体的にやるか、所得格差に応じて支援するかという形のどちらかをとるかというやり方があるというふうな話でした。ですけれども、これは各国のやり方を見てみますと、全体的に普遍的に支援をするほうが、大人になってから将来的には効果が高い、それが実証されて、ある程度研究で出されています。それは、民主党がやったやり方ですよね、一つのやり方です。子供手当という。そして、今自民党が格差の形で、所得格差でやっていこうとしています。

ですけれども、嵐山町の場合は、私はそこのサポートのことを言っているわけではなくて、こども医療費の窓口払いの廃止というところの１点でやっているのです、１番に関しては。それで、町長は全体の中の一体どうなのですか。私だって子供を育てているときは、子供の医療費なんて、窓口払いの医療費は全部払っていましたから、ほかの皆さんもそうです。私たちの年代の方はそうかもしれません。そのとき申請式で返ってきました、３歳ぐらいまでは。だから、いかに窓口、このまま申請しないで医療にかかれたらどんなにありがたいかなというふうに思っていましたけれども、それはこの年になったらそういうふうには、子供を育て上げてしまった段階になったらそうは思いません。

ですけれども、子供を育てている段階の人たちは、医療費がほかの市町村が医療費を払わなくてよくて、15歳まで払わなくてよくて、滑川町は18歳まで払わなくてよいというのを医療機関に行ってみて、そして苦しい生活をしている人たちがどのように感じるかということで、それで町長はそれは国の責任だというふうに言われますけれども、実際に嵐山町はこども医療費の支援をしているわけです。窓口払いの廃止をするかしないかで、窓口払いの現金で払える人は、それだけの現金を持っているお金のある人、公務員とか会社員で正規の職員についている人です。

ですけれども、こども医療費の窓口払いをしなくてはいけないから医療機関に行けないという、この１年間のときがわ町と嵐山町の差を考えたら、3,000円ぐらいの差

ですよね、１年間の3,000円の分。そこの部分は、申請するのが面倒くさいから申請しないという人もあるかもしれないけれども、お金がないから医療にかかれない、そういう人のほうが多いのではないですか。

それを、嵐山町は福祉的な措置として子供支援として、そこを考えるときに、こども医療費の窓口払いの廃止をしていくという視点がないといけないのだと思うのです。それは、ほかの方がどんなに嵐山町の議員の、保守系の議員の方がそれに賛成しようとしても、賛成したとしても、嵐山町の一般的なお母さんたちは、本当におかしい、嵐山町だけどうしてこうなの、特に救急なんかにかかったりするお母さんたち、年中ぐあいが悪くなって救急にかからなくてはいけないお母さんたちは、本当につらいなと思っている方が多いです。聞いてみると、救急で搬送されていって、お金がないから次の日でいいですよというふうに言われて、１万円とか２万円とかを工面するのが大変だというふうなことを聞いています。それが、窓口払いの廃止がされていたら、そこの部分だけは少なくとも気分的には楽なわけです。それは非常に、お金がないということは、とても子供を育てている中でストレスがあります。そこのことに関しての思いやりがないのが、こども医療費の窓口払いの廃止をしない嵐山町の現状ではないかと思うのですけれども、これはセンスの違いではないと思います、私は。いかに子供や、それからお母さん、子供を育てている親、貧しい家庭の中で子供を育てている人に対しての共感力のなさだと思うのです、嵐山町の。そこのことについて伺いたいと思います。ですから、社会的ネグレクトを実際にはしているのですよ、嵐山町は。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　思いやりがないという話があったのですが、そんなことは全くないのです。もうそんなことないのです。

一つこういうのは前から言っていますけれども、数字が発表になっているというか、担当から出ているからあれなのですが、介護認定の発生率というのがあるのです。それで、これは介護認定だけではないのです、介護というのは。その前の健康状態というのからつながっているのです。こういう予防医療というものが、嵐山町ではいろんな形でだんだん、だんだん定着をしてきている。それは、若い人からお年寄りまでそういうような状況が定着をしてきているのだと思うのです。

要するに、お医者さんにかからないでいられるというのは健康状態ですから、これが一番いいことで、そういうふうになるように行政、政治というのはいかなければいけないのだと思うのです。かかりやすいからどんどん病気になったのではどうしようもないのです。かからないようにならなければいけない。

それで、先ほども話ありましたけれども、この格差の発生の中で、全体をやるか一部をやるかという話が、それで外国の話がいろいろ出たり、いろいろなあれありました。これも議員さんももうご承知だと思いますけれども、全体と、ですから発生前に全体のところですよね。そこのところに資金を投入するのか、あるいは発生した後その人たちにやるのかというのが、世界の中でも、いろんな専門家の中でも議論がこうあるわけなのです。

それで、さっきおっしゃったかもしれないですが、全体のほうが効果はあるのですよ、全体に出したほうが。というのは、川上というか、発生をする前の段階に出したほうが。では、何でそっちのほうがいいかと言ったら、出す総額が桁違いに大きいわけなのです。発生をしたところで出すのではなくて、発生をする前に出すというのは、もう財源の投入というのは桁違いに大きい。ですから、世界の中のいろんな数字の中では、そちらのほうが効果があると言われているのです。

しかし、それがなかなかできない状況が世界の中でも出てきている。ですから、川上ではなくて川下の状況にこうなってきてしまうということだと思うのです。嵐山町も、ですからそういう中にあって、何に貴重な財源を、お預かりしている貴重な財源をどう投入をして、それで思いやりの話が出ましたけれども、健康で楽しく毎日明るく生活ができるためにはどういうふうなことをやったらいいのかというのは、議会の議員の皆様方にお知恵をいただきながら、それで予算を出してご承認をいただく中で進めさせていただいている、こういう状況でございます。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　こども医療費に限って言っています。こども医療費に限って言っていて、町長は例えば救急の医療、救急車で運ばれたりとか、子供さんが救急車で運ばれたりとかいう事態に陥ったことがないのですよね、きっと。そして、その場でお金を持っていなかったりすることがあるということを経験なさっていないですよね、多分。

そういうふうなことが子供さんの貧困になれば貧困になるほど、そういうふうな医

療に、本来ならば医療にかかる機会が多い、通院などが多くて、それでそれができないために入院医療費のほうに行っている。相対的にいくと、今現在でこども医療費のほうに、窓口払いの廃止をしてしまったほうが割と医者にかかりやすいですから、救急な状況にならない。相対的な医療費というのは上がってこないというふうに考えられます。

それは、これはおもしろいなと思ったのですけれども、ときがわ町の、ちょっと今手元にすぐ見つからないのですけれども、ときがわ町の医療費の評価を見てみますと、ときがわ町は目標回数があって、評価が子供の医療費の年額、年の回数と、それから金額になっています。こんなことってあるのかなと思いながら見ていたのですけれども、評価をしていくときに、子供さんたちがなるたけ早期の段階で医者に行って、そして早期の段階で治療していく、そのために窓口払いの廃止をしていくというのが、ときがわ町の目標になっています。

ほかの市町村のは見ていないのですけれども、目標というのが出ていないから見ていないわけなのですけれども、それが本来のこども医療費の窓口払いの廃止の目的なのだと思うのです。嵐山町の場合は、こども医療費は後で還元するということですから、それは医療にかかりやすくはしないわけですよね。ワクチンの問題をやっていますと、こども医療費の窓口払いの廃止があるからワクチン接種が進むというふうな形になっていて、非常に問題が大きいというふうなことも言われています。

ですけれども、今回の場合、子供の場合は、かかる医療というのは風邪、ほとんどの場合風邪とかけがとかが多いのです。重篤なあれではないです。歯医者さんに行くとしても、歯医者さんでちょこっと治療をするとかそんな感じだけれども、お金がないから重くなって行くというふうな感じが多くなっていく。そうすると、逆に言えば、医療費全体は低くなっていくのではないですか。早い段階でやっていく。

そういうことを考えてきますと、財政の問題で、私はこども医療費の問題というのは、財政の問題で町長がやっていると考えています。こども医療費の問題、こども医療費が一体自分に幾らお金が、幾ら使っているか知ってほしいといったら、それなりの方法はあるはずです。それをやらないで、全く考えないで、嵐山町だけここで、こども医療費の窓口払いを廃止しないでずっとやっていくということに関して、嵐山町はどんなに頑張って、嵐山町、嵐山町、嵐山町を元気にしようなんて言ったって、ここのところで親御さんに嫌われますよね。そういうふうなことをお考えになったこと

ないでしょう。私は、子供の貧困というところで、今話していますけれども、これは私はマイナスになっていくと思いますけれども、これ以上やっても同じ、町長がしっかり自分で、本当に貧困というのとこども医療費がどういうふうな関係があるかというのをご自分で研究調査なさらない限り、方向が転換しないでしょうから、次に行きます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員）　次ですけれども、この地域の方とというふうな形で、貧困家庭の状況把握はしていないという形でした。貧困家庭の状況把握というのは非常にプライバシーの問題があると思うのですけれども、何らかの形でやっていかないと、これは調査ができないし、今のような形のご回答にしかならないと思うのです。

実際に本当に私も町の中を歩いていて、この家庭が貧困なのだろうかとかいうふうな形で見られないです、今。どんなことがあっても、皆さんかわいい格好の服を着ているし、だけれども、食費に困っていたりとか、そしてもうお母さんが子供の世話をできないから100円上げたりとか200円上げたり、それからコンビニに行って御飯買って食べてしまいなさいというふうな形で子供の状況がある。そこのところを、やっぱり何らかの形で調査していかざるを得ないと思うのです。

県がどのような形の行動計画を出してくるかわからないのですけれども、嵐山町独自でやっていかなくては、これだけ数がふえているので、保育園なんかに行ってできて、保育園なんかだとある程度できるのかもしれないけれども、学校段階ではどうなのかということを、私は近隣市町村とでも一緒でいいので、把握するべきではないかと思うのですけれども、特に休業日なんか、学童保育や保育園の休業日とか夜間に働いているお母さんたちっているはずで、それもファミリーサポートを使うことができるだけの情報を持っていらっしゃる方だったらいいのですけれども、そうでない方もいらっしゃると思うのです。そこのところがさらなる虐待に通じると思うので、それをやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

議員さんのご質問の中にもありましたとおり、プライベートの問題というのは個人情報の問題というのがかなり多くこの調査というのはあるわけです。そういったとこ

ろで、私どものほうからすると、ご質問の中に特に学校というお話もありました。先生の目の中で、きょうは食べてきたのかとか、そういった気になる子とか、そういった、あと体がお風呂に入ってなさそうだとか、そういったものを細かに見ていただいて、学校では現場では、要保護、準要保護のご案内というのもしてありますけれども、そういったお子さんの変化というか、状況を見た中でご相談をさせていただいて、そのご相談内容によって、私のほうがいいのか、福祉がいいのか、健康がいいのか、そういったところをそれぞれ相談業務をしているというのが現状でございまして、貧困家庭のこういった内容まで全体的に調べられるかというとかなり無理があるのではないかなと、このように感じております。

以上です。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　学童保育に全てのお子さんが入っていたりしてはいないと思うのです。保育園も利用されていない方もいらっしゃるかなと思うのです。そのときに、４～５歳ぐらいになったお子さんですけれども、そのときに学童保育に入っていたら、少なくとも土日は仕事をしていらっしゃいますかとか、土日の子供さんの状況を聞いてみるということはあるかなと思うのです。

あと、夜の状況で、家庭で夜の時間帯で、一人でいる時間帯が多いかどうかというのは、子供に聞いてみることはできるかなというふうに思うのですけれども、そういったことを調査していくことは、子供の貧困という視点が今まで嵐山町にも行政の中にもないわけですから、そういった視点でもう一回子供の生活を見直していくということが必要だと思うのですが、それはいかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

まず、貧困かどうかというのが、変な話、私どものほうは、現実的には調べることができないわけです。収入申告、税務課のほうで把握しているわけですね、所得の把握というのは。私どものほうで直接所得の把握をして、貧困かどうかというのは、調査のできない話でございますので、まずそこが一番問題があるのかなとは思いますけれども。

ですから、先ほどお話し申し上げましたように、保育園なり学校なり、そういった

中で変化のあるお子さんの状況で、ご相談をいただくという形で今対応しているというのが実際できる範囲かなとは思っています。

貧困かどうかの線引きというのは、所得の把握ができる状態でないとまずは言えないと思います。収入が例えば少ないという状況であっても資産があるというご家庭もあるでしょうし、その辺が一番ネックになるのかなとは思っています。

以上です。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　貧困調査ができないと、次のサポートの体制に行かれないのです。そこのところで問題になっているわけなのですけれども、ですけれども、要保護と準要保護の申請はあるわけですよね。あと保育園に入っていらっしゃる方は、保育園の申請もあるわけです。そこの中で、少しずつ把握するということは、私はできないことはないなというふうに思うのです。

ただ、本当に要保護と準要保護、それから所得の課税の部分ですよね。そこのところだけなのですけれども、それができないと次に行かれないので、特に夜間とか小学生高学年、中学生の夜の一人で過ごしている子供たちがどの程度いるかということです。そこのところが把握できる方法としては、把握できないのでという調査の方法がないのでという形ではなくて、何らかの形でつくってやってみるということはできないですか。何度言ってもあれですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

先ほど議員さんお話しのとおり、要保護、準要保護、そういった、また保育料の減免の関係、これは個人情報です。ですけれども、申請に基づいて調査をさせていただいている、それでわかるというのが現状でございまして、今の段階では、では全体的にそれが把握できるかというとなかなか難しいものがあると、このように考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　教育長さんが手を挙げています。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　基本的には、ただいまのこども課長の答弁のとおりでございます。

学校教育の視点から考えますと、一つこれは人権にかかわる問題なのです。やはり所得がどうこうとか、そういう問題が子供にわからない、わからないのがいいのかどうか私もわかりませんけれども、やはりこれは特に中学生、非常に気にします。そういった中で、学校ではいろいろな機関と連携しながら、子供の立場もやっぱり考え、特に要保護、準要保護は母子家庭が圧倒的に多いのです。つまり80％前後は、要、準とも母子家庭なのです。

こういう中で、やはりある意味では家庭を守りながら、また学校も校長さんを中心にしながら、一人一人の教育をやっていくということを視点にとると、これ非常に難しい問題があろうかと思いますので、この問題についてはやはり大きな問題ですけれども、貧困とこの人権、これあわせて考えていかなくてはいけないのかなということを考えております。

しかし、渋谷議員さんが貧困について非常に熱心に考えていただいていることに対しては敬意を表します。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　今の答えですと、結局お答えですと、難しいから何もできないという形になってきます。でも、難しいから何もできないではなくて、一歩切り込んでほしいなと思っています。

特に子供さんに関して言うと、中学生や何かはお話を聞いていると本当に厳しい状況があるみたいです。学校に本当は高校に進学してもいいけれども、進学したいけれども、もう親もこういう状況だからやらないというふうな初めからの諦めとか、それが貧困の連鎖を生むわけです。その貧困の連鎖を生まない方法をつくっていくというのが、今の教育行政に課せられているものだと思うのです。ですから、就学についてということ、次に行きますけれども、就学後については地域の連携ということでしたけれども、スクールソーシャルワーカーというのをお願いするようにしたのですけれども、それはどのような形になったのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　お答えさせていただきます。

念願のスクールソーシャルワーカーは以前にも質問ございましたですけれども、スクールソーシャルワーカー的な方を今年度菅谷小学校に導入いたしまして、現在進めておるところでございます。

先ほどの準要保護とか、そういった家庭とまた違った不登校の問題とか、あるいはいじめは現在ありませんですけれども、そういった問題に対してもワーカーがこども課の職員と一緒に家庭に訪問して、少しでも家庭のお話を聞いてあげるという、そういったことで現在、１人導入になりました。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　では、スクールソーシャルワーカーの方が中心になって、この地域の連携というのをやるべきことだと思うのです、本来。それがそうなっていないというのはどういうことなのかなと思いながらなのですけれども、嵐山町で初めて導入したのでこれからのこととして期待していきます。

４番目のことに関しては、町長は社会的ネグレクトに関しては、貧困問題に関しては社会的なネグレクトで嵐山町は行くというふうな形で対応していくというふうに考えられているなというふうに思います。というのは、子供の貧困と介護の問題とは違いますから。介護やそういうふうなものと全く違う状況にありますから、そういうふうな形で、これは町長は貧困、子供の貧困問題に対しては余り対応されないというふうに私は解釈いたしました。

それで、次に行きます。

○青柳賢治議長　２番目ということですか。

○13番（渋谷登美子議員）　はい、２番目です。

○青柳賢治議長　では、この際、一般質問途中ですけれども、休憩いたします。

休　　憩　午後　３時５５分

再　　開　午後　４時０９分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷登美子議員の一般質問を続行します。質問事項２の予防接種について。どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員）　では、予防接種についてです。

５月19日に開催された厚生労働省ワクチン副反応検討部会への厚生労働省の提出資料によると、肺炎球ワクチンプレベナーでは平成25年７月28日から平成26年10月と書いてありますが、２月28日に訂正します。までで、製薬会社ファイザーの報告では68、医療機関からの報告では26、うち死亡が２、未回復２が重篤な副反応となっています。

同プレベナー13では、平成25年10月28日まで製薬会社ファイザーからの重篤な報告は18で、医療機関からの報告は33で、うち死亡は３名、未回復２、不明２でした。

ヒブワクチンでは、平成25年７月28日から平成26年２月28日までで製薬会社サノフィーからの重篤な報告は75、医療機関からの報告は77、うち死亡６、未回復２、不明２です。

ロタに関しては、平成25年７月１日から平成26年２月28日でグラクソスミスクライン社からの重篤な副反応報告は49、うち死亡１、未回復１、不明７、医療機関からの副反応報告は18で、うち死亡１、未回復１です。５価ロタウイルスでは、メルク社から重篤副反応報告者は39、うち未回復１、不明７です。医療機関からの報告は10で、うち死亡１です。

本年度から町独自の助成であるＢ型肝炎ワクチンは、７月１日から２月28日までで、製薬会社２社からの重篤副反応報告は24、うち予後不明６、医療機関からの副反応報告は13、うち死亡１です。重篤な副反応報告は、調査をしていますと同時接種が多いです。予防接種に関する基本計画では、市町村は定期の予防接種の実施主体として医師会等の関係団体の連携のもとに、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供を行うなどを定めています。

ところで、現在の副反応被害は、診断書経費の自己負担、副反応被害と認定されるまでの早くても８カ月以上必要と言われているのですが、それまでの医療費は全て自己負担となり、被害者の負担はとても大きいものです。

嵐山町においては、予防接種に係る副反応被害を防止するために、住民への周知、医療機関に対しての協力をどのように求めていくのか、また予防接種への勧奨及びまた独自助成をする場合の危機管理、診断書費用や医療費等の支援について伺います。

この資料なのですけれども、この資料が、裏です、裏が予防接種スケジュールというのなのですが、生後１カ月から４カ月の間に、これ何回するのかちょっと数えてみます。15種類ぐらいやるみたいです。それで、それを同時接種でするわけです。１歳になってくると、ＭＲとそれから町独自の助成が水ぼうそうとおたふく風邪とヒブ、

小児肺炎球、四種混合、１歳３か月で水ぼうそうが２回目が町助成です。

そして、１歳２か月以降の小児肺炎球の補助的追加が１回で、これは７種類のワクチンの接種の完了者のみなのですけれども、小学校入学までにＭＲの２回目、日本脳炎を３歳で２回、４歳で１回で３回やります。おたふく風邪が１歳以上で町助成が１回、水ぼうそうが２回、町助成が１回です。小学校卒業でジフテリアと破傷風のＤＴというのをやります。それから、ヒトパピローマウイルスとＭＲ、Ｂ型肝炎ワクチン、中学校３年でインフルエンザワクチン町助成というふうな形になっていて、非常に厳しい、今までにない予防接種の状況になっています。

予防接種の状況がなぜこのように変化しているのかということなのですが、私も、私が子供を育てているときというのは６カ月までは予防接種は子供にしませんでした。それで、なぜこの予防接種がこれだけ頻繁になるかということになりますと、普通でしたら、昔でしたら、はしかは感染して免疫をつける、そしてそのうちに知らないうちに周りにある自然なウイルスに何度も何度も感染するので免疫の力が強くなった。ところが、ワクチンを打って免疫をつける、それが自然なウイルスを何度も感染することで免疫がさらに強くなるというのが20年ぐらい前みたいです。

そして、それがさらにワクチンを打ち免疫をつける、周りはワクチン接種で免疫をつけた人ばかりで、病気そのものが少ないために免疫を強くすることができない。現在ですが、親がワクチンで免疫をつけた世代のため、赤ちゃんに伝わる免役も弱いために、こんなにたくさんの免疫をワクチン接種をするという形になっていまして、本当にこのワクチンが必要だかどうだかわからない現状で、ワクチン接種がどんどん、どんどん進んでいて、多分最高で40種類ぐらい、小学校に上がるぐらいまでに40種類ぐらいのワクチンを接種するように、定期接種でするようになるだろうというふうに今言われています。

それで、嵐山町の場合、この予防接種に関しての副反応があったら、副反応この前もお話ししましたけれども、28日以内でないと副反応と認めてもらえません。なので、なかなか申請してもまず医療費が取れることもないです。ですけれども、これを放っておいていいのかということがありまして、少なくとも嵐山町では、予防接種の勧奨と、それから独自助成をする場合に、この副反応に関しての危機管理と、診断書費用や、診断書を持っていかないと副反応であるかどうかの診査も受けることができないわけです。

そして、それまでに医療費等の支援等、仮に副反応だと認定されれば医療費は出てくるわけなのですが、それも出て、ほとんどの場合出てこなくて、この前の死んだ方の状況を見てみますと、３種類のワクチンを同時接種した人なのですけれども、因果関係は評価できないとされています。接種後２日後に亡くなっているわけですけれども、因果関係は評価できないのです。そして、次に、７月３日に接種した人なのですけれども、接種３日後に心肺停止なのですけれども、死亡解剖がされていないのでワクチン接種との因果関係は評価できない。これでまた、副反応と認められていないのです。

２月の25日に、接種30分後異常が発見されたけれども、評価不能、ワクチンと接種の因果関係は評価できないという形になっています。

そして、11月22日に２種類の同時接種をした子なのですけれども、亡くなっています。それも、情報が不足しているため評価できない。

12月22日に２種類の同時接種をした子で、接種翌日に心肺停止で運ばれたのです、亡くなったのですけれども、これも因果関係は評価できない。

12月21日に接種した子で、３日後の早朝に呼吸停止状態で搬送されたのですけれども、死亡しているのですけれども、これも因果関係は評価できない。

４種類のワクチン混合で25日に接種されているのですけれども、接種の翌日に呼吸停止状況で発見されています。でも、これも、これ全部定期接種です、評価不能となっています。

４種類のワクチンを接種した子、２月26日なのですけれども、接種後２日後に死亡しているのですけれども、これは調査中と。４月９日に接種した子も、接種４日後呼吸停止が認められ、死亡なのですけれども、これも調査中という形で、非常にワクチン接種をしても副反応と、明らかに接種後２日後に亡くなっていたり、そういうふうなお子さんでも、予防接種と関係ないとされてしまうという状況で、昭和22年から今までの数なのですけれども、ちょっと今持ってきていないのですけれども、2,800ぐらいですか、それぐらいしかワクチンと予防接種との関係があるというふうにしか評価されていない。

そういうふうな現状の中で嵐山町が予防接種を続けていくわけです。特に独自の町助成をしていくわけですから、せめて診断書代ぐらいは出していくとか、そういった情報提供をしっかりしていって、これからも予防接種が多くなるわけですから、それ

についてどのように対策を考えるか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井いきいき健康課長。

○石井　彰健康いきいき課長　質問項目２につきましてお答えをいたします。

予防接種は、これまで多くの疾病の流行の防止に大きな成果を上げ、感染症による患者の発生や死亡者の大幅な減少をもたらすなど、極めて大きな役割を果たしてきました。

予防接種によって獲得した免疫が感染症の流行を抑制していることが忘れがちとなっていますが、国民全体の免疫水準を維持するためには、予防接種の接種機会を安定的に確保するとともに、一定の接種率を確保することが重要であります。

一方で、健康な子供たちにワクチンを接種する行為については、極めてまれではありますが、重篤な健康被害を発生することがあり得ることは、町民の皆さんに正確に伝え、理解を得ることも重要であると考えております。

今後も接種者、医療機関等に対し、予防接種制度の概要、予防接種の流行性、安全性及び副反応、その他接種に関する注意事項等について十分な周知を図ってまいります。

副反応の対応等につきましては、厚生労働省の予防接種ワクチン分科会副反応検討部会で調査検討しておりますが、今後の国等の動向を注視しながら、迅速かつ的確な情報を対象者に提供してまいります。また、万が一事故が生じた場合には、直ちに嵐山町予防接種健康被害調査委員会を開き、迅速かつ適正に対応できるよう努めてまいります。

以上答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　予防接種検査会ですか、それはどのような形で出されるかわからないのですけれども、周知というのはやっていただくことは当然だと思うのですが、診断書費用とか医療費等の支援については、危機管理として嵐山町で初めから整えておくことが必要かなと思っているのです。定期接種の場合は、後から副反応が起きたと言って申請してから、８カ月後ぐらいには何とか審査が始まるみたいなのですけれども、それまで非常に重篤な被害があって重篤な状況が続いていって、介護をしたりしなくてはいけないのがほとんど副反応の状況みたいです。

やっと杉並区で１つだけですけれども、子宮頸がんワクチンの副反応被害に関しては、１年間44万円というふうな形で杉並区が出す形になりました。やっとです。そして、横浜市でもやっと、副反応と診断名がつかないものでも何とか出していくというふうな形になったわけなのですけれども、少なくとも嵐山町の場合は、診断書だけは予防接種をした場合に出すとかいうふうな形をつくっておかないと、予防接種にかかわる行政への信頼感というのは、私はもともともう損なわれてしまっているなというふうに思っているのですけれども、それが確立できないのではないかなと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをさせていただきます。

保護者等には、十分に予防接種を受けるに当たっての注意すべき事項と、また有効性等を十分理解した上で接種をしていただくということで、注意等説明をさせていただいているわけですけれども、また各医療機関でも医者のほうから、また注意事項等いろいろ説明をしていただきまして、保護者等同意をして接種をしていただくというふうな形になっております。

また、診断書料の関係なのですけれども、幸いにも嵐山町では今重篤な副反応被害ということはございませんけれども、今後十分検討していければというふうには思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　予防接種の副反応についての説明なのですけれども、一応予防接種の手帳を渡すというふうな形で、それを読んでくださいというふうな形になっていると思うのです。直接親御さんに説明をするという機会はないはずです。今まで聞いている範囲内ではないと思います。

それと、もう一つ、ドクターがそれについてしっかりチェックするかということに関しては、私は嵐山町でどの程度されているかどうかわからないのですけれども、チェックしていないお医者さんが多いです。情報公開請求で埼玉県の副反応についての報告書というのをとってみたのですけれども、ほとんど副反応が出てきているお医者さんというのは余りチェックしていないです。そういうふうな状況があるということ

がありますので、ドクターと今後どのような形で。副反応被害について、これだけの予防接種を行っていくわけですよね。

私は、本当は必要ない予防接種もかなりあるだろうなというふうに思っていまして、1994年までインフルエンザは予防接種されていたわけですけれども、インフルエンザの予防接種の副反応が大きくなったので、そしてインフルエンザは予防接種から外れたりしていますよね。そのくらい副反応というのは実は大きな問題で、副反応の被害の人は0.001％とか0.0004％とか、そんな形ですけれども、命を失う人は100％ですから、個人にとっては。それはとても甚大な被害なので、それは医療側とか製薬会社側から見た場合と個人から見た場合とは全く違います、状況が、数字の把握の仕方が。そうすると、そこのところをしっかり医療側がどう伝えるかということが大切で、37度ぐらい熱があっても平気で予防接種するお医者さんもいて、それが副反応の原因になっていたりとか。一遍に、これ同時接種を今進めているわけですけれども、私もこの同時接種というのはすごいなと思って見たのですけれども、４つ一緒にやる人は、やる場合は、右と左にやって、そして足にやるのですか、15センチ間隔、注射の針の位置がずれていたら、それで一遍に４つ予防接種ができるらしいのです。そうすると、一遍に４つの毒素が赤ちゃんの中に入っていくわけです。それで、子供の体が、私には考えられないようなことが今現在起こっているわけで、そこのところを、意外と同時接種をやっていくということは、これだけのことをこなさなくてはいけないわけですからやっていくわけです。だけれども、実際にはとんでもないことを、ワクチンですから細菌の薄めたのとか、不活化とかいろんなものをやっているわけなので、そこのところの危機意識とか危機管理というのを、ドクターも保護者も、それから行政もしっかりわかっていなくてはいけないと思うのですが、それは予防接種の簡単な手帳を渡すだけでよいのでしょうかと、診断書とかそういうことについて伺います、もう一度。

○青柳賢治議長　渋谷登美子議員、一問一答なのです。

○13番（渋谷登美子議員）　はい。

○青柳賢治議長　それなので、今その予防接種の説明の件についてでよろしいですか。

○13番（渋谷登美子議員）　それでいいです。

○青柳賢治議長　では、そのような形で答えてください。

答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　大変難しい話を言われていて、全く雲をつかむような話でわからないのです。それで、課長のほうも苦心して答弁していると思うのですけれども、予防接種を今まで嵐山町で国、そして県の指導を受けて、それと医師会の先生方のご指導をいただいてやってきた中で、変えなさい、これやめなさい、こうしなさいというのを言われていないわけです、今のところ。ですから、そのまま続けさせていただきますと。

ただ、今話の中で、予防接種の副反応被害が2,800例あると。そして、８カ月後にこの検査が始まるという、これでいいのですか。という話ですよね。ですから、こういうもののこのアンテナというのはしっかり上げていってしなければいけないのは、当然この行政のほうにもありますけれども、今の状況でこの2,800例というのが副反応被害と言いましたけれども、被害というふうに認めていないわけです。厚労省のお偉い先生がいるところの会では。ですから、認めれば、もうすぐよせということになると思うのですけれども、そうでなくてつながってきてしまっている。ですから、これらのことがどういうふうなことにこれからなっていくのかというのは、私ども行政のほうとしては本当に真剣にアンテナを高くして情報収集、それとまた地域の医師会の先生方にしっかりご指導いただいたり相談したり、県のほうに情報聞いたり、これは今まで以上にやっていかなければいけないなというふうに思っています。

少なくとも嵐山町の被害に、今おっしゃる0.0何％かわかりませんが、患者さんになった人については100％なのですから、そういうことが絶対に起きないように情報をとりながらやっていく。そして、予防接種というのは効果があるというふうに信じているからやっていくのであって、これが根本から全くひっくり返るようなことであれば、嵐山町だけでなくて日本の国がひっくり返ったようなことになっていくぐらいな大きな問題だと思いますので、しっかりと情報がとれるように気持ちをしっかり持って、取り組んでいきたいというふうに思っています。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　では、そのようにお願いするので、ですからこれは被害があったというふうな形があったときでも間に合うのかもしれないのですけれども、診断書費用や何か、少なくとも医療費等の支援については、十分な体制がとれるようにしていただきたいと思います。

次に行きます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員）　空き地空き家条例制定の進捗、そして課題について伺います。

これ、私のほうでは、一応報告書を読ませていただいた後の、空き地空き家のアンケート調査の報告を読ませていただいた後の質問です。パーセンテージ的に見ていないのですけれども、決して多い、60％ぐらいの回答でしたか、だから多くの方からの回答というか、61.6％の回収の中でいろんなことが行われているということがわかりましたので、それをまず、それを前提にして聞いています。

２番目です。空き地空き家については、近隣住民からの不安も多い。空き家の適正管理について、老朽度の基準を設け、利用不可能な場合の取り壊し等への助言、指導が行える制度が必要だが、見解を伺いたいと思います。

そして、空き家についての固定資産税の特例についての考え方を伺います。これは、空き家があったほうが、固定資産税が空き地にしておくよりも金額が低いので、空き家をそのままにしているという方もやはりこのアンケートの中に何％かいらっしゃいました。

それと、次です。住宅地にある空き家の場合、公的機関で借り上げ、高齢者等の居場所としての活用などの考え方はという形で伺います。空き家は、結構やっぱり市街地のほうの空き家が多いです。それも踏まえてこの質問をさせていただいています。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）から（４）の答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　それでは、質問項目３の（１）につきましてお答えをいたします。

空き家の適正管理に関する条例等の制定につきましては、先進自治体の条理等を参考に、地域の実情を考慮した条例を早急に制定してまいりたいと考えております。

現在の進捗状況でございますけれども、条例に盛り込む事項につきまして鋭意調査、研究を進めております。それから、課題といたしましては、老朽空き家への立入調査、この問題、住宅の老朽危険度の判定の方法、それから高額となります除却費用の負担の問題、それと固定資産税の特例措置、この取り扱いがあるというふうに思っております。

続きまして、質問項目３の（２）につきましてお答えをさせていただきます。埼玉

県では、空き家対策指針を作成をいたしまして、モデル条例とともに市町村に提示がなされました。この中で、著しく保安上危険であり、または著しく衛生上有害であると認める場合を判定するためのフローが示されました。

山形県が定めております老朽度危険度の判定基準なども紹介をされておるわけでございます。これらを参考に空き家の老朽度の判定の基準、また取り壊し等への助言、指導、勧告等を盛り込む方向で検討をしております。

次に、質問項目３の（３）につきましてお答えをいたします。住宅の用地として利用されている敷地につきましては、課税標準額が価格の６分の１及び３分の１の額とする特例がございます。一方、住宅を取り壊したことによりまして、住宅の用地としての利用がなされなくなった敷地につきましては、この特例措置がなくなりまして、平均して４倍弱固定資産税が高くなるわけでございます。このことが、空き家対策が進まない要因の一つというふうに言われておるわけでございます。

現在国会において、空き家等対策の推進に関する特別措置法、これは仮称でございますけれども、提出がされるというふうな報道もあるわけでございまして、この特措法の中でこの固定資産税の優遇措置が講じられるのではないかというふうに言われております。

次に、質問項目３の（４）につきましてお答えをいたします。現在町では、地区集会所等を会場に、高齢者の交流の場として触れ合いサロンを実施していますが、今後はこうした地域における支え合いの活動をさらに活性化するとともに、地域住民やボランティアのみならず、ＮＰＯや企業など、多様な事業主体による多様な通いの場を提供していくことが、介護予防や生活支援の充実を進める上で大変重要であります。

ご提案の高齢者の居場所としての空き家の活用は、空き家を迷惑施設としてではなく、有効な社会資源として捉えるものであり、空き家問題を解決する糸口になるだけでなく、高齢社会におけるまちづくりの一つの方向性を示すものにもなり得るものであります。実際に活用するにはさまざまな課題もあると思われますが、１つの手法にこだわらず、地域に合った具体的な活用方法について、その実現に向けて研究、検討を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　ありがとうございます。空き地空き家条例のアンケートを

見ましたら、やっぱりこれはアンケートの回答が60％というのは、多いのでしょうけれども、60軒ぐらいが返ってきていないということは、それだけ遠隔地にあったり、自分の今持っていらっしゃる家に関心がないというか、もう全然違うものであるということと、それからここのところで見たのは70歳代の方が、60代、70代の方がとても多いので、あとあれですよね、ほかのところも見たのですけれども、空き家を貸すという形になってきますと、これは国土交通省のほうの調査なのですけれども、やっぱり郊外とかを選ぶ方というのは50代、60代の方が多いので、そしてしかも駅に近いところで利便性があるところを求めていらっしゃるということで、ちょっと遠いと難しい。病院がないと、まず行かれないということがはっきり出ているのです。これは国土交通省の調べなのです。住宅に関する調べなのですけれども。

そうすると、嵐山町の場合、今現在で可能なのというのは、やはり市街地にある住宅をどのように活用していくかということが大きいのかなというふうに見ていて、市街化調整区域のものはどうすべきかというのは、それぞれの地域、地域によってやっぱりやり方があると思うのですが、そこについての対策の条例、条例の中ではそれはできないかもしれないのですけれども、空き地空き家に関しての推進計画ですか、それと老朽化したものは、老朽化しているものである程度もう取り壊ししてもいいよというものに関しては補助金を出しながら取り壊していく、そういったこう選別をしていく方法がこれから必要になってくると思うのですが、それについては全体的なことに関しての質疑になってきますが、どのような形で、これからまだ進捗状況があったので、これからの中に盛り込んでいくということになるでしょうか、それについて伺います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　アンケート調査、嵐山町の159人の空き家を持たれている所有者の方にアンケート調査を実施をしたというふうな結果でございます。

回収率が、今議員さんおっしゃられる61.9％、空き家の所有者が不明と、空き家はあるのですけれども、所有者が不明、管理人が不明というのも必ずあるわけでございまして、こういったものにどう対応していくか、所有者がわかった方には条例上でその管理義務ですとか指導、助言、勧告、場合によってはその命令ですとか、どこまで進むかわかりませんけれども、行政代執行まで行くのか行かないのか、公平公正を保

つために審議会を求めて設置をして意見を聞くのか。課題は尽きないわけですけれども、今ある嵐山町の空き家の現状というのが、渋谷議員さんがおっしゃられたように70歳以上の方が所有をしているというのが全体の42％、60歳以上ということになりますと、72.5％所有者の方が高齢化をしているという現状。それから、空き家の建物の古さ、24年以上たっているものが全体の70％、34年以上のもので見ても56％、古い建物が空き家になっているというふうな現状にあるわけです。

これをどういう形で空き家条例の中で位置づけて、空き家の所有者の方に責任を課したり、町として対策をどう講じていくかというふうなことになるわけですけれども、まず議員さんは市街地と農村部等ではちょっと違ってくるのではないかと。おっしゃられるとおりでございまして、市街地についてはできるだけ新しい建物は有効活用の方法をこの条例の中でも考えていく。空き家バンクのお話もございましたけれども、そういったものとも結びつけていくのが必要なのかなというふうに思っております。

農村部におきましては、先般この古民家を活用したいというふうなお話もあったりして、また市街地とは違う活用のことも考えられるのかなというふうに思っております。この管理ができない、実際著しく危険ですとか、著しく衛生上有害ですとか、そういった認定をされた建物を所有者がはっきりしている場合には、所有者の方にその責任を果たしていただく。その責任を果たすというふうなことになるわけですけれども、実際には解体等に大きなお金がかかるわけですから、それを条例上どう位置づけていくのか。それから、所有者がわからない場合、わからなくて近隣から非常に危険だと。台風が来るのだけれども、あの建物は大丈夫なのだろうかとか、あるいは犯罪の発生のおそれがあるとか、いろいろな危険が切迫しているような状態の場合に、町がそこのところにどこまで対応していくのか、これが大きな課題だというふうに思っております。

今、国会のほうでは、この特措法の制定に向けた動きがあるということでございまして、どのような果たして特措法に盛り込まれるのか、そのこともやはり町の条例づくりには大きくかかわってくると思いますので、国の動向、近隣市町村あるいは県内の先進地の条例の状況、調査をしておりますので、そういったことを総合的に勘案しながら町の条例に生かしていきたいと、このように考えております。

○青柳賢治議長　どうもご苦労さまでした。

○13番（渋谷登美子議員）　どうもありがとうございました。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　４時４５分）

平成２６年第２回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第３号）

６月１０日（火）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

第２番議員　　大　野　敏　行　議員

第９番議員　　川　口　浩　史　議員

第12番議員　　松　本　美　子　議員

第10番議員　　清　水　正　之　議員

第11番議員　　安　藤　欣　男　議員

○出席議員（１３名）

１番　森　　一　人　議員	２番　大　野　敏　行　議員
３番　佐久間　孝　光　議員	４番　長　島　邦　夫　議員
６番　畠　山　美　幸　議員	７番　吉　場　道　雄　議員
８番　河　井　勝　久　議員	９番　川　口　浩　史　議員
１０番　清　水　正　之　議員	１１番　安　藤　欣　男　議員
１２番　松　本　美　子　議員	１３番　渋　谷　登美子　議員
１４番　青　柳　賢　治　議員	

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	山　岸　堅　護
書　記	岡　野　富　春
書　記	久　保　かおり

○説明のための出席者

岩　澤　　勝	町　長
安　藤　　實	副　町　長
井　上　裕　美	総務課長
中　嶋　秀　雄	地域支援課長
中　西　敏　雄	税務課長
山　下　次　男	町民課長
石　井　　彰	健康いきいき課長
青　木　　務	長寿生きがい課長
植　木　　弘	文化スポーツ課長
大　塚　　晃	環境農政課長
山　下　隆　志	企業支援課長
根　岸　寿　一	まちづくり整備課長
新　井　益　男	上下水道課長

内　田　　勝	会計管理者兼会計課長
小久保　錦　一	教　育　長
簾　藤　賢　治	教育委員会こども課長
大　塚　　晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○青柳賢治議長　皆さんおはようございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、平成26年嵐山町議会第２回定例会第７日の会議を開きます。

（午前　９時５９分）

◎諸般の報告

○青柳賢治議長　ここで報告いたします。

まず、本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○青柳賢治議長　日程第１、一般質問を行います。

◇　大　野　敏　行　議　員

○青柳賢治議長　本日最初の一般質問は、受付番号５番、議席番号２番、大野敏行議員。

それでは、質問事項のごみステーションの管理運営について、どうぞ。

〔２番　大野敏行議員一般質問席登壇〕

○２番（大野敏行議員）　２番議員、大野敏行、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

私の質問項目は１点でございます。ごみステーションの管理運営についてということでございます。

私は、この２年間、志賀１区の環境美化委員になりまして、志賀１区では環境美化委員である証明としまして腕章をつくりまして、腕章をつくって最寄りの担当のごみステーションに出向いて、そこでチェックなんかしておるのです。そうでないと、けんかになったりしますので、「何であんた、こんなことで文句言うんだ」というようなことでけんかになったりしますので、これをしていますと、ああ、地元のこのごみステーション管理している人間なのだなということは相手もわかるものですから、話を聞いていただけるのですよ。結構効果ありますね。これは志賀１区でつくりました。

各地区の責任において管理運営しているごみステーションは、設置する場所、形態、

大きさ、製作費など区で賄っております。ただし、公地でのスペースがあれば、主にその公地を利用させていただいて、そこに設置しております。

ごみは、それぞれの種類に応じて搬出の曜日が決まっています。また、搬出時間も当日の午前８時までとなっています。しかし、決まりや約束事を守らない人が必ずいます。ステーションへ出してはならない大きなごみや家電品なども出されております。何日も集荷されず、赤紙がついたままの状況もちょくちょくお見受けします。そこで、次のことを確認しながらご提案をさせていただきたいと思います。

（１）としまして、ごみステーションに関する苦情が各地区よりどの程度出ているのか、または調査したことはあるのか。

（２）としまして、ごみ・資源・分別収集カレンダーは、町民に対してどこまで配布されているのか。

（３）ステーションに曜日ごとの集配表は添付されているが、啓蒙する看板がついていない。ぜひ啓蒙する看板をつけたらいかがなものかなというふうに感じます。

（４）啓蒙と同時に監視している看板、例えば目で見詰めている看板等が「全国で」と書きましたけれども、特に神戸市では評価を上げているということで、実績を上げていると聞く。検討をしてみたらいかがなものかなというふうに思います。

（５）状況のひどい場所には監視カメラの設置をつけることが可能であるかどうか。

その５点で質問したいと思います。よろしくお願いします。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）から（５）の答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　それでは、質問項目１の（１）につきましてお答えいたします。

ごみステーションに関する苦情につきましては、相談処理簿で過去５年間確認いたしましたところ、件数としては221件でした。また苦情の内容といたしましては、粗大ごみ、分別されていないごみ、テレビやパソコンの不法投棄などが主なもので、菅谷とむさし台からの苦情が多く寄せられています。

また、調査につきましては、実施したことはございません。

続きまして、質問項目１の（２）につきましてお答えいたします。ごみ・資源の分別収集カレンダーは、３月の広報紙と一緒に毎戸配布させていただいております。また、集合住宅にお住まいの方につきましては、管理会社等を通じまして戸別配布をさ

せていただいております。なお、自治会等に入られていない方につきましては、役場環境課と交流センターの窓口で配布させていただいております。今年度からは、転入者や２世帯住宅などの複数部必要な方に配布するため、印刷部数を8,000部から１万2,000部に増刷いたしました。

続きまして、質問項目１の（３）から（５）につきましては関連がありますので、一括してお答えいたします。ステーションの看板につきましては、自治会等の要望に応じて対応させていただいております。自治会によっては、ステーションの場所が道路の路肩や歩道で、看板を立てるスペースがないというところもありますので、地域の実情に応じて必要な看板を設置したいと考えております。

また、不法投棄が絶えないステーションは、職員や美化推進員さんの協力を仰ぎ、早朝パトロール等を実施し、実態把握をしたいと考えております。その後、監視カメラの設置等につきましては、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第２番、大野敏行議員。

○２番（大野敏行議員）　回答をいただきました。暫時、再質問をさせていただきたいと思います。

この苦情はどのくらい出ているかということで、大分さかのぼってお調べをいただきまして、過去５年間の確認をしていただきました。大変ありがとうございます。221件であるというようなことが出ておりました。そして、苦情が多いのが菅谷とむさし台からの苦情が多く寄せられているというようなことでございました。

今月の定例会に配付された地方自治法第122条による事務に関する説明書の中で、やはり２月14日、３月14日、４月11日、この３カ月にわたる粗大ごみがどのように出されているかということもつぶさにここに計上していただいております。２月につきましては、むさし台で２、川島で３、古里で６、３月につきましては、志賀で３、鎌形１、吉田１、４月につきましては菅谷で４、川島１、越畑２、このような形で出ておりまして、私は先ほど申しましたように志賀のごみステーション、志賀には10個あるのですけれども、そのうちの１つのごみステーションを２年間管理することで今行動しておるわけですけれども、粗大ごみを捨てる方は恐らく町内に住んでいらっしゃる方ではないのではないかという状況がよく読み取れるのです。

なぜそれが読み取れるかといいますと、10カ所あるうちの２カ所だけ、いつも粗大

ごみが多く捨てられておるのです。それは、菅谷―寄居線の県道に面していて、なおかつ車がとめられるといったところ。特に志賀１区の集会所のところのごみステーション、それから１の２の分団の消防車庫のところにあるステーション、この２カ所は特に多くそういったものが置かれているという状況があるのです。通りに面しているために、朝早く通勤のときに置いていってしまうのか、もしくは夜中に来て置いていくのか、ああいったことがあります。

それを町では赤紙を張って、これは収集できませんよということで啓蒙はしていただいています。１週間たつと、それを集荷していただくのですね。皆無にしろといってもなかなか難しいことではあるのですけれども、そこに対して、今ここに出ているように、第１点目にもありましたけれども、テレビやパソコンの不法投棄、分別されていないごみなどがあるということでございます。

一度そういったごみステーションごとの粗大ごみの、どういう形でそこに多く捨てられているのかというようなことも把握する意味でも、掌握する意味でも、各地区の行政に、環境美化委員にご協力願って、そこいらのものも一度調査してみることも必要ではないかなというふうに思うのですが、そこらを調査するというようなことが、行政にとってはそんなに手間ではないと思うのです、皆さんに協力してもらえればいいので。そういう投げかけを一度してみる、そういうことはいかがでしょうか。できますでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　先ほどお答えしたように、調査につきましては、今までは実施したことがございませんでしたが、環境美化推進員さんにはいろいろお手間をとらせるようなこともございますが、そういったことも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第２番、大野敏行議員。

○２番（大野敏行議員）　ありがとうございます。ごみを出すか出さないかは、やはりそこに生活している人たちが、いかに自分たちが決めた規則やルールを守っていく、そういう気持ちを持つかどうかなのです。多くの人が守っている場合には、よりその出している、数少ない出している人は、やはりこれはまずいかなというようなことで

気をつけていくほうになるのではないかなというふうに私は思うわけです。ぜひそこいらを、行政が中心になっていただいて、各地区のそういったところに協力依頼をして、一回調べていただきたいなというふうに思います。

（2）のカレンダーが町民に対してどこまで配布されているかということでございます。なぜそんなことを聞いたかといいますと、私がごみステーションにいて、ごみステーションでは、このカレンダーが各戸に配布されていまして、月曜日と木曜日は燃えるごみですよと、火曜日は資源プラスチックですよと、水曜日は金属と瓶ですよと、まあ隔週で変わりますけれどもね。土曜日も燃えるごみですよと、金曜日は廃プラスチックですよというようなことできちんと書かれているのですけれども、このとおり出してこない人がいるのです。

それで、こういう決まりがあるのだけれども、何であんたはこういう決まりどおり出せないのだという話をしましたら、私のうちにはこのカレンダーが来ていないと。そんなはずはないよと。カレンダーは全戸配布しているのだという話をしたら、私はアパートに住んでいるのですと。私は見たこともないと言うので、それが今新しいアパートは、各アパートの中でごみステーションをつくりなさいという指導になっているから、ここ10年来できたアパートではみんなそれができているのですけれども、昔からある、20年、30年前からあるアパートではごみステーションがないので、地域のところに出しているのです。そこいらで聞いたわけなのですけれども、自治会等に入られていない方につきましては、役場環境衛生課と交流センターの窓口で配布させていただいておりますと。それから、集合住宅にお住まいの方につきましては、管理会社等を通じて戸別配布をさせていただいておりますということでございます。そこいらを、なかなか徹底しろといっても、一連のそういったことはできるでしょうけれども、常にそれを徹底するというのはなかなか難しいと思います。

ただし、今年度から転入者や２世帯住宅者など複数部必要な方に配布するために、印刷部数を8,000部から１万2,000部に増刷しましたということで、対策は町はされているのだなということは、ここで確認をさせていただきました。なおかつごみに対する意識を町民にはもっと持っていただけるように、表示を少し、ごみステーションで表示でもいいですし、役場、環境農政課でもいいですし、「カレンダーがございます。ない方は、ぜひこれを持って帰って、しっかりと決められた日に出してください」という啓蒙をしていただきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　大野議員、答弁はよろしいですか。

○２番（大野敏行議員）　答弁はいいです。

（３）に行きます。ステーションに曜日ごとの集配表が添付されているが、啓蒙する看板はついていない。この件につきまして、ステーションの看板につきましては、自治会等の要望に応じて対応させていただいております。自治会等によっては、ステーションの場所が道路の路肩や歩道で看板を立てるスペースがないということもありますので、地域の実情に応じて必要な看板を設置したいと考えておりますという回答をいただきました。

ごみをしっかりと決まった、ごみステーションというのは、よりスペースが小さいほうが本当はいいのです。小さいほうがいいということは、しっかりと決まった日に出せば小さなスペースで足りるわけなのです。ところが、決まった日に出さないから大きなスペースが必要となってしまいますので、そういった啓蒙、しっかりと決められたごみは決められた曜日に出しましょうという看板を町ではつくる用意などはありますでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　先ほどもお答えさせていただいたように、集積場の事情も違いますので、各集積場の、あるいは自治体の要望に応じまして対応したいと考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第２番、大野敏行議員。

○２番（大野敏行議員）　わかりました。そうしたら、こういった話を区長会で集まったときとかそういったときにも、ぜひ出してください。それから、年に１回か２回環境美化委員長の集まりも、当然庁舎の中であるでしょうから、そのときにこういう話を出していただいて、ごみステーションについては役場と行政と地区とが一体となってこれを管理運営しているという、一体感を持った運営をしているのだよということをやはり打ち出してもらいたいと思っておるのです。その点よろしくお願いします。回答はいただいておりますので、結構です。

（４）啓蒙と同時に監視している看板、例えば目で見詰めている看板等が全国で実績を上げていると聞く。検討を望むということで、参考資料を提出させていただきま

した。私が今回、このごみステーションの問題の中で一番訴えたかったのは、この件でございます。「ごみの不法投棄はやめましょう」だとか、鳥の目でこう見ているものだとか、監視している方法の看板はいろいろあるのですけれども、この神戸市が打ち出した人の目の看板というのは強烈なのですね。ですから、ここにも書いてあるように神戸でも大論争になって、子供が泣くとか神戸にふさわしくないだとかいろいろあるのですけれども、私はこの目の看板を特にひどいところには出してもいいのではないかなというふうに思っております。この件につきまして、町ではどういう見解を持っていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　今、大野議員さんからいただいた資料を見させていただいたところなのですけれども、通常平べったい看板で、先ほどおっしゃられたように鳥の目だとか、そういったようなものは見たことがあったのですけれども、こういった実際人間の方の目というのは、ちょっと初めて見させていただいたところであります。

これによると、効果も大変大きな効果を上げているというふうな一方、また苦情、子供が泣いたりだとか、ちょっと神戸市については市のイメージにはふさわしくないというふうな批判も出たようなお話も載っております。こういったものを含めまして、嵐山町でこういったものがごみステーションのところに設置するのがちょっと適当かどうかも含めて、また設置することについても検討させていただきたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　第２番、大野敏行議員。

○２番（大野敏行議員）　これは、この看板はどういうところでつくられたかといいますと、神戸市の目力看板なのですけれども、誰かに見られている感覚に訴え、自転車やミニバイクの違法駐輪を減らそうと、神戸市が深層心理を研究する兵庫県警科学捜査研究所と共同で制作したと。効果としましては、５月から７月の実態調査をして、１日30台から40台の放置自転車があったところ、設置後３台から15台になったと。神戸の三宮の駅前で、広いですから15基もこの看板を置いたらしいのです。そこでは、大人から子供から全ての人が駅周辺ですから集まるところでございまして、当然子供も目にすることが多くありますので、そんな状況にもなっているかなというふうに思います。

町では、検討しますよと今回答をいただきました。検討するということは、やりますよということではないのですね。ですから、例えば私が管理運営しているところでこの目の看板を１カ所だけでもつけさせてもらってもいいかどうか、そこいらをちょっとお尋ねしたいと思うのですが、いかがなものでございましょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　大野議員さん、ここ２年ほど環境美化推進員さんをやられて、大変志賀のほうでは一生懸命やられているということでありますので、大野議員さんが担当しているステーション、そういうところでもやれるかも含めまして、ちょっと再検討させていただきたいと思います。

○青柳賢治議長　第２番、大野敏行議員。

○２番（大野敏行議員）　それはそうですよね。あなたがつけたから、あなたの責任だということになりませんので、これは当然町のほうに何かあれば苦情も来ますし、ぜひ啓蒙も含めて、町では真剣にそういったことに対処するのだよという姿勢を態度で示していただきたいなと。示せる場所がごみステーションであった場合には、そんなに多くの人には、大多数多くの人に迷惑をかけるようなことではないのかなというふうに思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

あと１年ちょっとで私もこの任期が終わってしまいますので、私の任期の中では、ぜひ回答いただきたいというふうに思います。町長、回答いただけるように検討していただけますでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えをさせていただきます。

ごみステーションの管理運営について、地域でお骨折りいただいているということでございまして、大変ありがたいことであるわけです。そして、いろんなご提言をいただきました。担当とすると、すぐすぐとか、いろいろな検討をするとか、衛生の役員さんに聞いてみる、いろいろ区長さんに相談する、あると思うのですが、すぐ行政としてできることを１つだけお答えさせていただきます。

答弁の中で件数が出てまいりました。５年間で221件、これ苦情が出ているということでございます。年間にすると、これが５分の１ですから、80件、100件近くある

わけですよね。それが地域で、後でまた担当と相談してみますけれども、どこのところまでどういうふうに処理をされて解決をされているのかということがあると思うのです。それで、実際私もそういうのをちょっと不勉強で大変恥ずかしいのですが、できておりませんでした。

早速ここらのところ、ごみステーション、これを行政の目で１回回らせていただいて、どんなぐあいなのか、どういうところでどういう問題なのかというのをもう一回、ごみの日だけは何カ所か回っているのですが、通常のところで回ったことがないのですね。ですので、今通常の日に担当課と、それとごみを処理、整理をする、そこの場所を見させていただいて、どういう状況なのか。それと、粗大ごみをはじめとして決められていない、ルールに合わないというようなことをやっている現状というのはどういうことなのかということを、ちょっと経験といいますか、実際見させていただきたいというふうに思っています。

それで、それ以前の問題として、嵐山町では自然を守り、環境を整えということで、町民全員で環境を整えて整備、きれいなところにしましょうよ、それが町民の中の一つの誇りでもあるわけですので、それを壊しているというか、守ってくれないというか。それで、今議員さんのお話ですと、町外の人かもしれないという話もありますので、それらに対してはどう言って、どういうふうにどうやったらという、ほかのところでもいろいろやっているでしょうから、さらに今までやっている以上に業者とも、また地域の役員さん、それから一般の町民の皆さんとも話を聞きながら、しっかりとした態度で取り組んでいきたいなというふうに思っております。

○青柳賢治議長　第２番、大野敏行議員。

○２番（大野敏行議員）　ありがとうございます。

（５）番に移ります。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○２番（大野敏行議員）　監視カメラの設置をということで、必要に応じて検討してまいりたいと考えておりますと回答をいただきました。正直言いまして、費用対効果の面からいったら、全くこれはつけるということがいいのかどうか、私も実はつけないで済めばつけないほうがいいと思ってはいるのです。当然のことでございます。

一生懸命真剣に真面目にごみ出しをしている人が約９割から９割５分、６分、７分いらっしゃるのでしょうかね。そうでない人が何人かいるという中で、一生懸命やれ

ばやるほどその人の口から、ぜひ犯人を捕まえてくれよという話が出てくるのです。出てきているのですよ。それには監視カメラの設置が一番だよと来ているのですけれども、これについては、どうしても私はつけろという意味でここに書いたわけではございません。今町長が答えていただいたように、ごみ問題について、ごみステーションについて、町のほうとしてももう一回よく精査してみて現状を調べてみたいと、見てみたいというような回答をいただきましたので、この件につきましては、この回答までということで結構でございます。

私たち町民が任された地域の環境をしっかりと守っていく、そのためにはそこを守っている人たちの気持ちも最大限にやはり酌んだり、代弁したりしていくのも大事かなというふうにも思います。町と一緒になって、いつでもきれいな嵐山町でありたいということを願って質問を終わりにします。ありがとうございました。

○青柳賢治議長　どうもご苦労さまでした。

◇　川　口　浩　史　議　員

○青柳賢治議長　続いて、本日２番目の一般質問は、受付番号６番、議席番号９番、川口浩史議員。

初めに、質問事項１の第６期の介護保険についてからです。どうぞ。

〔９番　川口浩史議員一般質問席登壇〕

○９番（川口浩史議員）　日本共産党の川口浩史です。一般質問を行ってまいりたいと思います。

１点目の質問といたしまして、第６期の介護保険について伺いたいと思います。

（１）として、保険料はどのくらいになるのでしょうか。

（２）として、利用料はどう変わるのか。

（３）は、要支援の予防給付が変わるということですか、どうなるのでしょうか。

そして、（４）徘回者の行方不明者が全国で年１万人になるということであります。こうした不明者の方を一刻も早く発見する方法として、ＧＰＳ機能を備えた機器の貸与が必要ではないかと思うわけですけれども、お考えを伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）から（４）の答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　それでは、質問項目１の（１）につきましてお答えをさ

せていただきます。

第１号被保険者の保険料につきましては、保険給付などの対象となる介護サービスの見込み量に基づく給付費及び地域支援事業費等の支出額と、国・県負担金等の収入額との差額を賄うことができるように設定するものでございます。

保険料の全国平均では、介護保険制度開始時に月額2,911円であったものが、第５期計画では4,972円となり、団塊の世代が75歳になる平成37年には8,200円になると見込まれております。町におきましては、第５期計画の保険料を第４期計画と同額の月額4,000円と、全国平均と比較するとかなり低い基準を設定することができましたが、要介護率が高くなる75歳以上人口の増加や国の推計値を鑑みれば、将来的には介護保険料の増額は避けては通れないものと考えます。

現在、第６期計画策定に向け事務を進めておりますが、今後第５期計画の実績及び制度改革を踏まえ、ニーズを的確に捉え給付費を適正に見込むとともに、支払準備基金の活用も念頭に置き、保険料を設定してまいります。

次に、（２）につきましてお答えをさせていただきます。持続可能な社会保障制度の確立を図るため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律案が５月15日に衆議院で可決され、現在参議院において審議されているところでございます。

この法案では、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、現役世代の過度な負担を避けるとともに、高齢者世代内で負担の公平化を図っていくために、65歳以上被保険者のうち一定所得のある方に２割の利用者負担をしていただく内容が盛り込まれています。具体的には、被保険者の所得上位20％に相当する合計所得金額160万円を自己負担２割の水準とする予定とのことでございますが、国の試算によりますと、実際に影響を受けるのは在宅サービス利用者の15％、特別養護老人ホーム利用者の５％などと推計をされています。ただし、高額介護サービス費の仕組みに基づき利用者負担額には上限が設けられているため、負担割合が２割となっても対象者全員の負担が２倍となるものではございません。

次に、（３）につきましてお答えをさせていただきます。今回の法案では、要支援者を対象とする介護予防給付の一部が見直され、訪問介護と通所介護については地域支援事業に移行し、新たな介護予防・日常生活支援総合事業として実施することとなります。移行の時期は、体制の整備に相応の期間を要することも踏まえ、第６期計画

の最終年度である平成29年度には全ての市町村で実施することとされております。

新制度への移行につきましては、既存の介護事業所によるサービスに加え、地域の実情に応じた住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組みを行うことにより、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、今後国から示される予定のガイドラインや先進地の事例を参考とし、町の特性に即した施策となるよう十分検討し、第６期介護保険事業計画に反映していきたいと考えております。

最後に、（４）につきましてお答えをさせていただきます。厚生労働省の推計では、要介護認定における認知症高齢者日常生活自立度のランクⅡ、これは道に迷うなど、それまでできたことにミスが目立つが、誰かが注意していれば自立できる状態のことを言います。このランクⅡ以上の認知症高齢者数が平成22年に280万人であったものが、平成37年には470万人に達するとされており、これは65歳以上高齢者の約８人に１人が認知症高齢者といった日も近いことをあらわしております。こうした中、近年認知症の方が徘回で行方不明になったり、事故に巻き込まれたりする事案が増加し、社会的な支援が求められております。町では、ご近所同士の声かけや気遣いといった「支え愛運動」や、要援護者を地域で把握する支え合いマップを活用した地域における見守り体制やネットワークの構築、認知症サポーター養成講座による認知症への理解を深め、認知症の方や家族を応援するサポーターの養成などにより、認知症の方やその家族が地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

ご提案をいただきましたＧＰＳ機能を備えた機器につきましては、民間の事業者各社でサービス提供がなされており、認知症の方を見守る手段としては有効なものであるため、地域での見守りを補完する手段の一つとして、今後導入に向け検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　保険料なのですが、そうすると今年度で決めていくわけですけれども、おおよその平均的な第４段階の、第４段階でしたかね、今ね、金額がどのくらいになるのかというのは、まだわからないですか。おおよそのことをちょっと聞きたいのですけれども。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

ただいま答弁をさせていただきましたが、現段階で、例えば今4,000円がこのくらいになるというお話については申し上げることができません。というのは、復唱になってしまいますが、まず第５期の実績がどうだというところを今検証中でございます。これについても、第５期計画は24年度から26年度までの３カ年ということになっておりまして、やっと３カ年中の２カ年の実績が出るところということでございます。

それと、一番大きいのは、ただいま申し上げました、今国で審議をされている制度改正がどういった形になるのか、具体的なところが今後ガイドラインで示されるということを先ほども申し上げましたが、では具体的に嵐山町ではどういった形になるのかというところがまだ見えない部分がございますので、現段階でどうということはなかなか申し上げられない状況であります。

ただ、これも先ほども申し上げましたが、今嵐山町の月額4,000円という保険料は、県内で見てもかなり安い、低い金額になっております。郡内でも鳩山が一番安いのですけれども、鳩山と50円違うのですけれども、郡内でもかなり安い単価になっております。こういったことでこれまではやってこられましたが、今後は今後のニーズがどうなるか、そういったこともあります。高齢者がふえてくれば、当然サービスを使う方もふえてくるということがあります。それと、サービス基盤が整ってくれば使いやすい状況が出てきますので、やはりサービスを使う方がふえてくる、こういった状況がございますので、なかなか今の基準を維持するというのは、かなり厳しいのかなというふうには感じております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうですか。ちょっと答弁の中に支払準備基金の活用も念頭に置きということで、ぜひ念頭ではなくて、実際にお考えいただきたいと思うのですけれども、現段階幾らぐらいあるのかわかりますでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

平成25年度末で申し上げますと、１億3,000万円ほどの残高がございます。ただ、５期計画の26年度の取り崩しということで3,510万円予定をしておりますので、これ

を差し引きますと、26年度末は9,500万円程度となるかと思います。この基金の活用についても、５期でもそうでしたが、こういったものを活用して保険料の上昇を抑えていくということを行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　保険料でもう一つ伺いたいのは、今まで生活保護の方だとか第２段階の方、50％でしたよね、半額。そして、これが今度は70％まで減額になると。そうしますと、その分の負担は保険料のほうに上乗せしていくというお考えであるのか、ちょっと伺いたいと思いますが。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

今議員さんがお話しの低所得者の保険料の軽減につきましても、今、国会で審議をされている法案の中にございます。これも今のお話のとおり、第１段階、第２段階の方については現行0.5、半分になっていたものを0.3、７割減ということでするというような法案になっていると聞いています。この減額をした分の財源につきましては、消費税増税分の財源を保険料とは別に公費で負担をするというようなことで、国の資料では書かれていたと思います。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうすると、この分のお金は保険料のほうには提案されないと、上乗せされないということでよろしいでしょうか。その点よろしければ、わかりました。

ちょっと次に移りたいと思いますが、利用料なのですけれども、この利用料が答弁のほうでもありましたけれども、１割の負担で済んでいたものが２割に引き上がると。この人たちがどのくらいいるのかということでは、先ほど在宅サービスで15％ぐらい、ホームに入っている人で５％ぐらいだということですけれども、嵐山町でも大体このぐらいの人数の人が負担が２倍にふえるということになりますでしょうか、それわかりますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

以前ちょっと調べたことがありまして、その数値を申し上げたいと思います。まず、今嵐山町で第１号被保険者というのは4,784人、これ25年の４月１日基準でございますが、4,784人。このうちの先ほど答弁をさせていただきました合計所得金額が160万円という基準、この基準については、今後政令で定めるというふうに国は言っております。まだこれで確定をしたということではございませんが、今そういうふうに言われておりますので160万円ということで調べますと、このうちの874人、18.3％がその２割負担の対象となるということがあります。ただ、この方たちが皆サービスを使うということではございませんで、それでそのサービスを使う方はこの方たちの一部ということでございます。

これを以前調べたときに、実際にサービスを使っている方たちの中でどのくらいかということでございますが、これサービスごとではございませんが、39人、利用者中の7.1％。これ25年の８月のデータで調べたのですけれども、サービス利用者の7.1％が２割負担の対象となるということが嵐山町ではございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　なるほど、7.1％ぐらいの方がね。所得で160万円、年金収入で280万円ぐらいの方がこの対象になるのだと、もうそれ以上の人が、だと言われているわけですよね。まあちょっと国の制度ですから、これもう本当にどうしようもないのですけれども、280万円の年金でしょう。これが高額に値するのですから、ちょっとこれは問題だなというふうに思うわけです。町もできるだけこうした方への配慮をしていっていただきたいというふうに思うのです。少しでも軽減をできるようにしていただきたいと思います。ちょっとここは具体的にまだ進んでおりませんので、要望にとどめておきたいというふうに思います。

それから、３番に移りたいと思いますけれども、予防給付の関係なのですけれども、ちょっとこれは先になるわけですね、３年先まで猶予の期間があるわけですよね。そういうことになるわけですけれども、この要支援の人たちが今受けているサービスを、嵐山町としてそのまんま受けていただくようになるのかどうか、ちょっとそのところは検討をしていっていただきたいと思うのですけれども、ちょっとその辺お考えを伺

いたいと思いますけれども。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

今、要支援の方が受けている訪問介護、通所介護をそのまま受けられるようにということでよろしいでしょうか。これも国の資料の中にあるのですけれども、今受けている方については、そのまま継続をして受けることができるようなことを国のほうでは考えているということではございますが、ただ制度的には遅くとも平成29年度末までには今の制度ではなくなるわけです。給付という形ではなくて総合事業という形、地域支援事業のほうに移行していくということでございますから、仮に今受けている方が、例えば平成30年にも同じサービスを使うということであれば、制度としては給付ではなくなるわけです。ですが、今のサービスと同等のサービスを受けていくことができるということになるものと理解をしております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　それで、この要支援への予防給付は介護保険会計の中でやっていこうというお考えなのか、ちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

介護保険の中には、大きく分けまして給付というものと、介護保険制度の中で給付でやるものと、地域支援事業でやるものとがあります。今回のこの要支援に関しては、その給付から地域支援事業に移るということになっています。

ただ、この介護保険については、財源としては国、県、町、あとは被保険者の保険料、こういったもので財源を構成しているわけでございますが、今回のこの総合事業に関しては、給付のときと同じ財源構成になっておりますので、その財源の部分については何ら現行と変わることはないということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　地域支援にしても給付事業にしても、介護保険の中でやって

いったら、どうしても事業をやる以上はお金かかるわけですから、その分は保険料にはね返ってくるわけですよね。やっぱり何でもかんでも介護保険の中に入れてしまうと、事業を、これは大幅な保険料の増加になっていくことにならざるを得ないわけです。ぜひこれ一般会計も大変ですけれども、やっぱり大幅な保険料の引き上げを招かないように、一般会計からも前はやっていたのですから、介護保険に関して、そっちでちょっと事業をお考えいただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

ただいまのこの地域支援事業につきまして、総合事業ですね、これにつきましては介護保険制度の中の、国として構築をした制度の中での事業ということでございますので、これは介護保険会計の中で行うべきものということで考えております。一般会計では考えておりません。

以上です。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　まあそうすると、これ一番最初の保険料の引き上げが、どうしても事業をやっていくわけですから、これは上がらざるを得ませんよ。もうお考えないということなので、もう大幅な引き上げを抑えるにはそういう方向しかないということを私は申し上げて、４点目に許可を得たいと思います。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○９番（川口浩史議員）　それで、今回ちょっとこの４点目の質問をしたきっかけは、４月24日に名古屋高裁で裁判があったわけです。この裁判というのは、どういう裁判であったかというと、2007年ですから平成19年に、当時85歳の奥さんがまどろんだ間にご主人が外出し、当時91歳です。愛知県の大府市のＪＲ共和駅の線路に入り、電車にはねられ死亡したということで、この電車がおくれたということでＪＲ東海が賠償を求めていたわけです。名古屋地裁は、遺族に720万円の賠償を求めてきたと。それは幾ら何でもひど過ぎるではないかということで遺族側が高裁に控訴して、その判決が出たのが４月24日だったのです。その結果は360万円、約半分まで減額されたのですけれども、それでも責任を負わされることになったということだったのです。ご存

じだと思うのですけれども。

やっぱりこういうことを、こういう裁判結果が出たわけですよ。これは、今最高裁に双方とも上告したということで、まだ結論ではないのですけれども、最高裁がよくお考えいただければいいのですけれども、通常はほとんど審議しないで高裁の判定を認めるというのが通例ですから、その危険が高いのではないかなというふうに私は危惧をしております。

徘回者に対して、いかに防いでいくかということが大事なわけで、課長幾つかお話しになっていました。支え愛運動を進めていって、支え合いマップを活用した地域の見守り体制やネットワークの構築をしていくのだと。住民には認知症のサポーター養成講座などを広めていって認知症の理解を深めると、これ結構なことですよ。でも、これで防げるのかということをやっぱりお考えいただきたいと思うのです。検討するというふうに書いてあるのですけれども、ぜひそれ検討段階ではなくて実施に踏み切っていただきたいと思うのです。

それで、ちょっと初めに伺いたいのですけれども、防災無線でよく徘回者が不明になっておりますという放送をされておりますけれども、これどのくらいなのか、ちょっと課長のほうに伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

防災無線で、平成25年度で申し上げますと、迷い人ということで放送させていただきましたのが、全部で７件でございます。このうち町内の方が５件、町外の方が２件という状況でございます。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　７件あったと。町内だけで見れば５件あったということですので、それでこの方は全員事故もなく発見されたのかどうか、それはわかりますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　その発見については、この防災無線については小川警察署からの依頼に応じて放送させていただいております。ただ、発見があった、なかったということは、連絡がある場合もありますし、またない場合もあると。記録としては、

こちらとしては発見があったというところまでは記録しておりませんので、大変申しわけありませんが、いなくなってそのままというような情報もありませんので、発見されたものというふうに考えてはおります。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　長寿生きがい課長は、そういう結果はわかるのですか。そこはつかんでいないですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

ただいまの防災無線での放送をした案件につきましては、これは通例、例えば徘回を要因として行方不明になった場合、まず警察に届けると思います。警察から直接地域支援課のほうに依頼がなされて放送というようなルートになっておるかと思います。そういった中で、現状では私ども長寿生きがい課、あるいは地域包括支援センターのほうに連絡というのは、あったりあるいはなかったりというようなことがありまして、全てを把握しているということではございません。

参考までに申し上げますと、平成25年に、これは私どもで把握をしている徘回を要因とする、いなくなったという件でございますが、全部で４件、４名の方がいらっしゃいました。この４名とも全て発見をされているということで把握はしてございます。

以上です。

○青柳賢治議長　ちょっと待ってください。

追加で答弁を中嶋地域支援課長に求めます。

○中嶋秀雄地域支援課長　今、青木課長からお答えをさせていただいたとおり、この放送については小川警察署のほうから捜索願が出されたもの、そちらの情報に基づいて町のほうに放送依頼がございます。しかしながら、町のほうにも、プライバシーの問題もありますので、必ずしもその方がどこの誰というところまでは情報がこちらには来ないと。特徴でありますとか、こういった方ですよという内容での放送原稿が参りまして、それに基づいて放送させていただいておりますので、必ずしもその方がどこの誰だというところまで町のほうも把握しているものではございません。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　生きがい課長のほうでは、全員が発見されたのではないかというようなことでありました。実際、嵐山町でもこうして不明者が出ていると。まあ幸いなことに大きな事故にはなっていない模様だということであります。

ただ、嵐山町も駅がありますし、私は交通事故がどうして起きないのかと思うくらいなのです。起きても不思議ではないのではないかなと、今後そういう事故も出てくるのではないかなというふうに思うのです。というか、そっちのほうが大きくなっていくのではないかなというふうに思っているのです。ですので、一刻も早く発見というのが必要なわけです。

それで、課長がおっしゃったこうしたことは少し時間差があると思うのですけれども、課長がおっしゃったこれをやって完成していくという段階は何年ごろまでを見ているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

こういった認知症の方が住みなれた地域で安心して生活を続けていくためには、やはり地域の力というのは大変重要かというふうに思っています。この地域の取り組みについては、では何年やればこれでよしということはないというふうに私は思っています。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうなのですよね。やっぱり支え愛運動、大変大事なのですけれども、これでいいということは、今課長がおっしゃったようなことで、ないというふうに思うのですよね。やっぱりそこを補完するものが大事なわけで、特にまだそういう社会になっていない段階では、こういうＧＰＳのような機能のついたもので補完するということが私は大事ではないかなと思うのですけれども、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

先ほども答弁をさせていただきましたとおり、基本としては地域での見守りがある、

その前に当然介護者、家族であったり、あるいはその方にかかわるケアマネジャーであったり、いろんなかかわっている方があります。地域があります。そういった方を補完する一つのツールとして、こういったものも大変重要だというふうに認識をしておりますので、前向きに検討していくということで考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　前向きにご検討いただくということで大変結構なのですが、町長に、その前向き度を伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えをさせていただきます。

この認知症の問題というのは、今一番喫緊の課題でもあるし、一番大きな問題で、しかも先がよく見えない状況であるわけです。それで、連日新聞、テレビで認知症のニュースが流れない日はないぐらいに流れているわけです。それで、地域でも関心が、日々刻々というぐらいに高くなってきております。

それで、どうすればいいのだということなのですね。それで先日の裁判の話、私も衝撃を受けました。衝撃というのは個人の問題だから、それぞれ受け方が違うのだろうけれども、私もいろんな感じでちょっと衝撃というような感じを受けたので、その直後に民生委員さんの会議がありました。そこでも挨拶の中でその話をさせてもらったのですけれども、今話が出ているこの補完のための器具、機材、これを使っていたのですよね。だけれども、スイッチを切ってあってだめだったということ。

それと、800何万だかなった中で半分になったというのがありますよね。半分になったというのは、見守りをしていた人が半分になったのではなくて、徘回をしていって鉄道の敷地内に入ってしまった、その責任は鉄道会社にあるよというので半々になったのです。ですから、裁判所は全体とすると、もう全て責任はそっちなのだということなのです。だから、ここが問題だと思うのですね。

24時間、一つも一刻も目が離せないわけですよ。そんなことというのは、機械、器具を使ったって何を使ったってできるはずがない。最終的には、今課長が答弁をさせていただいているように、もうマンパワー、これに尽きるのだと思うのです。それもあくまでも補完をどうするか、その補完ができるすべというのはどういうものが、日

々刻々ＩＴ機器が進化をしているわけですから、いろんなものが出てくる。だけれども、テレビや新聞で流れている中で、認知症と言われてそういう病気になってしまったと言われている人が、これを持ってとか何とかというと、持ってＧＰＳをやるのが嫌だとか言って取ってしまうとかなんとかという、うちではもうつけてもらっているものだと思って家庭の人はいるわけだけれども、そうではないというようなこと。だから、あくまでも補完なのですよね。

だから、いかにその地域の中で、認知症というのは誰もが通っていく道なのだという意識を全員の人が持って、それでそういうふうな地区の中で、地域の中で見守るというのか、関心を誰もが持ってもらう、これが一番大切なことなのかなというふうに思っています。

ですから、こういうような補助のものが、これがいいよというものが出てきた場合には、これは嵐山町だけの問題ではなくて、全国でそういうもののところに周知をして、それでいくと思うのですよ。ＧＰＳでも、それではさっきちょっと交通事故の話もありましたけれども、ただ持っていればいいのか。いろんな危険が想定をされてしまうわけなので、そういうことも含めた場合には、やっぱり誰かが見ていたら何かを言うとか、何かをどうする、やはりこのマンパワーをいかにもっと強くしていくかということが大切かなというふうに思っています。

それで、答弁でも言わせていただいておりますけれども、この認知症のサポーター講座、嵐山町では本当に担当を中心に、それと参加をしていただいているご理解がある熱心な人たちのおかげで、この認知症サポーターの数というのは近隣に比べても少なくない、多いぐらいなのですね。だけれども、先日も担当のところに話をしたのですが、これでいいのかと聞いたのです。どこまでがどういいのだかというのは、担当もわからないわけです。誰もわからないわけですよ、どれだけあったらいいのだというのが。だけれども、区長、区だとかって話も出ましたけれども、やっぱり担当のほうに行って聞いたら、隣組の数というのは、嵐山町でこの認知症のサポーターを受けていただいた人より、もっと隣組の数のほうが多いのです。ですから、少なくとも隣組の数ぐらいの認知症サポーターは嵐山町ではつくっていこうではないかと。

それで、隣組の中に１人は、少なくとも１人は気を張ってもらう人、そして隣組の中ですから、順番に行って今度はお隣の人が、その次がというようなことで、みんなで気を張ってもらうようなシステムを嵐山町の中でできないかな。これ区長会議もす

ぐあるので、そんな話を隣組の中に少なくとも１人、こういうような関心を持って、そして気を使っていただける人をつくっていきたいのだけれども、ご協力をお願いをしたいということで、区長さんにはお願いをしようと思っております。ですから、いろんな点がされます。

それともう一つ、認知症と言ってしまうと、もうなってしまった人なのですね。そういうふうに判断をされた人が認知症なのです。今大きな問題というか、大きく話題になっておるのは認知症の前段階の人、認知症でない人、この人たちの進行が、やりようによってはとめられるのだと、あるいは遅くできるのだというのが言われているわけですよ、テレビ、新聞で。それで、それはどうするのだというのがいろいろ言われているわけですが、ＮＨＫなんかでも何回か流れたということなのですが、情報によると鳥取県か島根県、どっちかだと思うのですが、そこのところのある町で、ＮＨＫか何かで流れたものを取り入れて始めた。そうしたら、すごい効果が出た。それで、その県は、ほとんどがもう皆やっているという講座があるのですね。それは、嵐山町で今やっている認知症予防の講座、この講座にプラス体を動かす部分というのが入ったようなものです。学習面のところというか、頭の体操の部分というのは、何かこうニュースとかほかのあれですから、細かいところはわからないのですが、大体同じような状況なのですけれども、それに体の、ダンスとか体を動かすこと、これを加えたものを島根だか鳥取だかでやっていて効果が出ている。それで、これが認知症の前段階の人はこれをやるといいよというふうに言われているわけです。

それなので、担当とも話しているわけですが、その講座に参加をしていただける人は募集定員の20名だったかな、20名ぎりぎりぐらいなのだそうです、参加をしていただける人は。ですから、これももうちょっと関心を持ってもらうというとどういうことなのだかあれなのですが、もっと人数が大勢参加をしていただいて、そしてこういうことをやっているのだよというのをあっちこっちのところで話に出るようなぐらいになるといいかなと、そんな感じもしております。認知症についてもそんなような状況で、議員さんと同じように大変な関心を持っておりますし、しかももう一つ言わせてもらうと、裁判ですから、三権の中でそういうふうにもう出てしまったわけですから、これが最高裁とか、上に行ってどうなるということであれば別ですけれども、現在の段階では、もうその見ている人がだめなのですよと、こう言われてしまったわけですから、それには現在とすればどうやって対応していったらいいのか、もうこれっ

きりないというふうに思うのですけれども。

○青柳賢治議長　川口浩史議員の一般質問の途中ですが、暫時休憩いたします。再開の時間は11時30分とさせていただきます。

休　　憩　午前１１時１６分

再　　開　午前１１時３０分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

川口浩史議員の一般質問を続行します。

川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　町長からご答弁いただきました。私も、ＧＰＳをつけておれば、これで完全だというふうには思っていないのです。実際に大阪市では何か事故があったらしいのです、つけていても。結局離れていって、その機材というか、見る人のほうが見ないと事故は防げないわけですので、ＧＰＳをつけていれば安全だと、安心だということではないというふうには私も理解をしております。

ただ、それがこの支え愛運動等で十分か、マンパワーを養成するだけで十分かといったら、認知症の徘回というのは朝８時から夕方５時、この時間帯だけではないのですよね。むしろ夜中が多いのですって。夜中、突然思い出して出ていってしまうと。鍵なんかかけていても鍵を外したりとか、場合によってはトイレの窓から出ていくということまでするそうです。ですので、もう夜中となったら支え愛運動というのは、しかも真夜中、深夜２時、３時、この時間帯、そういう時間帯に支え愛運動というのはかなり難しいのではないかなと思うわけですので、やっぱり両方組み合わせたものが必要ではないかなというふうに思うのです。

ちょっと新聞に載っているのですけれども、夜中の２時ごろご主人が出ていってしまったということがあって、昔商売をしていたところにうずくまっていたということであったのですけれども、その人は気がついたのですけれども、追いかけていったらわからなくなってしまったということでありましたので、そういう方のためにもＧＰＳ機能の活用ということになると思うのです。ぜひそういう点を、本当前向きにご検討いただきたいというふうに思います。

認知症にならないためにどうするか、ちょっとけさもＮＨＫでやっていたのですけれども、糖尿病などのああいう生活習慣病、やっぱり悪いらしいですね。やっぱり認

知症もそういう問題があると、それはご存じですか。ああ、ご存じね、だということで。それと、やっぱり頭を使うといいますか、新聞を読んだりとか旅をするとか、脳に刺激を与えることが大事だということなので、旅というとお金かかりますけれども、お金のかからない方法をいろいろご検討されて、ならない人の予防もぜひ講じていっていただきたいと思います。ＧＰＳは、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

２番に移りたいと思います。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○９番（川口浩史議員）　薬物使用を防ぐことについてです。

薬物を使用しないように、町、学校の取り組みについて伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、町の取り組みについて、石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　それでは、質問項目２につきましてお答えをいたします。私からは、町に関する取り組みにつきましてお答えをいたします。

薬物乱用防止については、県の保健医療部薬務課と県内の各保健所が所管となっており、嵐山町では東松山保健所管内薬物乱用防止指導員として２名の方が県から委嘱されております。町としては県と連携して、薬物乱用防止に取り組んでおりますが、平成25年度は８月３日の嵐山夏まつりにおいて、薬物乱用防止指導員とともに、保護司並びに更生保護女性会員がチラシ、ティッシュ、うちわなど計1,970個の啓発物資を配布して、薬物乱用防止を訴えております。また、10月１日から11月30日までの麻薬・覚醒剤乱用防止運動実施期間中には、11月３日の嵐山まつりにおいて、保護司がチラシ500部、ティッシュ1,000個を配布し、啓発を行ったほか、広報11月号には薬物乱用防止についてのお知らせを掲載し、また公共機関にポスターを掲示して薬物乱用防止を訴えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、学校の取り組みについて、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　質問項目２の学校の取り組みにつきましてお答えさせていただきます。

各小学校におきましては、全校児童を対象に非行防止教室を開催し、非行防止の観点から、各児童の発達段階に応じて薬物に手を出さないように小川警察の協力をいただき指導を受けております。また、特に５、６年生の児童と保護者を対象に薬物乱用

防止教室を実施し、ＤＶＤ等の教材を活用し、薬物の恐ろしさや誘われたときの断り方等、警察の方や薬剤師から指導をしていただいております。

続きまして、各中学校の取り組みでございますが、まず学校行事として、全校生徒を対象に薬物乱用防止教室を警察関係者や保健所、医師等外部指導者を招聘し、行っております。

次に、教科におきましては、保健体育の授業の中で覚醒剤、大麻、シンナー等の有機溶剤等について、依存症、幻覚、妄想、死などについて指導しております。また、養護教諭による保健授業の中で、喫煙、飲酒とあわせて薬物について指導しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　最近での芸能人であるとか、驚いたことに福岡県の春日市の小学校の校長が薬物を使用していたと、この方は57歳であったということです。それから警察官も、相模原署の警察官40歳の方も使用していたということでニュースになっておりました。

近年、この薬物というのが大変ふえているということで、あわせて報道もされているわけです。世界的にはアジア太平洋地域がかなりふえているということで、平成24年、一昨年ですが、過去最大、押収量が36トンにも及んでいると、アジア太平洋地域ですけれどもね。日本ではどうかというと、昨年850キロが全国で押収をされて、これは前年の２倍に当たるキロ数だよという報告であったのです。

ちょっと申し上げますと、薬物の中でも、いろいろシンナー等もあるのですけれども、一番強い薬物はヘロインとモルヒネだと、これが本当の意味での麻薬だと専門家がおっしゃっています。これは、ヘロインやモルヒネは中枢神経を不活発にする鎮痛作用が強く、依存性が非常に高いものなのだということです。その次に覚せい剤、コカイン、これは逆に中枢神経活発にし、脳をさえさせると、活動性を上げる薬物だということなのです。大麻はどうかというと、幻覚を引き起こすものであり、催幻覚薬というＬＳＤやＭＤＭ、これも幻覚を引き起こすものだということなのです。

どういう状況で薬物を使用してしまうか。ここで我々が、薬物が悪いというのはこうやって学校でもそういうビラでも配って、多くの人が知っていると思うのです。知っていますよね。たばこが体に悪いというのも知っているのだけれども、吸ってしま

うというね。同じようなことが薬物でも言えると思うのです。非日常を楽しみたいとか、痛みを和らげたい。この痛みというのは、生活の苦痛も含めての痛みを和らげたいと。あるいは痩せるためにとか、より楽しむためという、こういうことが入り口としてなってくるということなのです。一回使ったら、すごくいい気分になるかというと、初めて使った人はさほどならないのですって。「何だ、みんなが言っているのと違うじゃないか」と、こういう気持ちを持ってしまう、ここが恐ろしいのだと使用していた人が言っていたわけですけれども、そうしますと、この１回ぐらいというのが入り口になってしまうわけです。みんなで使っているから、ではちょっと試しにやってみようかというのがね。そこのところを防いでいかないと、やっぱり薬物の使用というのは防げないのではないかなと思うのですけれども、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをさせていただきます。

今議員のおっしゃったとおり、最近はまた若い人に薬物使用という形でふえてまいりました。それというのが、先輩や、また友達等からの勧めがふえているという状況がございまして、その辺につきましても、また県と連携をしまして啓発広報等していかなくてはいけないかなというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　ぜひしていっていただきたいと思うのです。一度使ってしまう、最初はそういうことでほとんど変化がないということらしいのですけれども、使っていくうちに大きな変化が出てきて、もう欲しくて欲しくてしようがないというふうになっていくらしいのです。脳の辺縁系というのが本能をつかさどる部分としてあるらしいのですけれども、そこに一旦刻み込まれると、20～30年でも残るということなので、そういうふうにならないようにしていってほしいのと、問題は薬物使えば警察に捕まるわけですね。捕まって何年間か収監をされるわけですけれども、収監されたら、先ほど申しましたように20～30年も残りますので、収監中もう何年もやめているから、もうこの人は大丈夫だろうというふうにはならないということで、また再犯してしまうということがあるということなので、非常に再犯率も高いということであ

ります。

何が大事かということをこの専門家は言っているのですけれども、安全な住居と経済の保障なのだということ、もうこれしかないというふうに言っているのです。捕まえて何年も収監して刑務所に入れておいても、出てきたらまた使用してしまうということですので、安全な住居と経済の保障という道をやっていってほしいと思うのです。

そのためには、我々一般人が、薬物を使用した人が仮にわかってしまった場合、やっぱり避けてしまうわけです、その人をね。我々自身が理解をして、その人と対応しないと、「あの人は避けているな」ということで、やっぱり俺にはこれしかないというほうにまた行ってしまうということなので、ＳＯＳを求めやすい環境づくり、それと我々が理解をするための場を全国につくっていくしかないというふうにおっしゃっているのです。そのために、ぜひこういうことを全町民に向けて講演をしていっていただきたいというふうに思うのですけれども、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

先ほど議員さんのほうからお話がありましたけれども、再犯率ということはやはり高いということでございまして、これに基づきまして、また町民に向けて、講演等もまた必要であれば検討していきたいと思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　先ほど申しましたように、ちょっと余りのんびりしていられないのではないかなと。アジア太平洋地域での押収量が36トン、だから隠れて使っているところというのはこの何倍になるのかわかりませんけれども、そっちの量もすごいと思うのです。昨年、警察庁では850キロの薬物を押収したと、前年の２倍だということで、この広がりのペースが非常に早いということを理解する必要があると思うのです。その理解をしたら、どうしよう、どうしようというようなことを余り考えている間はないのではないかなと思うのですけれども。

やっぱりそういう怖さと同時に、薬物依存になっている人は犯罪者でもあるのですけれども、犯罪は収監されて、刑期を終えれば普通の人ですので、ただやっぱり病気なのだという対応をしていかないといけないと。そこの社会的理解をしていかない限

りはだめなのだということで新聞に出ているのですけれども、そのために私は講演、ビラで配って簡単に理解できるかというと、私はそうはならないのではないかなと思うのですけれども、ちょっと町長に講演をぜひ、これ開いていただきたいというふうに思うのですけれども、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　薬物乱用というのは、もう古くして新しい問題なのですね。それで、小川地区の管内でも毎年これの大会を開いてやっているのです。それで、学校でもこういう状況なのですね。それで、これは子供たちにだめなのですよというのは、大人が子供に言っているわけです。その大人がやっているわけですから、今。それで、この中毒患者の増加傾向というのは、子供ではなくて大人のほうが今ふえているのです。こういう状況を、やっぱり難しさがこう出ているのだと思うのです。

ですから、おっしゃるようにやっぱり隔離をして、そこのところをきれいに、体をきれいにしていかないと、また再犯というようなことになっていく。ただ、それだけだったら個人で済むわけですけれども、この流れというのがきれいなルートでないわけですから、ほかのところの犯罪だとか、いろんなところの温床になってしまうと、さらに悪の循環になってしまう。

ですから、行政としては、今課長から答弁させていただいているようなことを地道にエンドレスの仕事でやっていくきりないかなというふうに思っています。ですので、なかなか新しいことというのはないわけですけれども、交通事故と同じで赤が出たら止まるというのは誰でも知っているのと同じように、この薬物もそういう状況なのは誰もがわかっているわけですから、これは息を長く、それぞれの人たちが意識を持った中で着々と進めていく、粛々と進めていく、これ以外ないかなというふうに考えております。町でもさらに力を入れてやっていきたいなと思っています。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　薬物に手を染めるというのは、やはりその根底には生きづらさというのが今の社会、日本にあるのだと思う、世界的にもあるのだと思うのです。やっぱりそこから逃避したいということが、そういう気持ちが湧くと、薬物へ少し一歩近づいていってしまうということでも話があったのですけれども、一つはだから薬物を使用しないような住民の理解を進めていくことと同時に、再犯をさせないという

取り組みをどう進めていくかということだと思うのです。新しい人がふえないだけではなくて、再犯もさせていかないということをね。それには周りの住民の理解が必要だと言うのです、専門家が。我々がどう対応するか。確かに危ない人はいるのですよ、暴力も振るうような。そういう人への対応は、また警察に任せていかないとならないのですが、多くは普通の人、普通に振る舞う人らしいのです。ただ薬を使ってしまうというだけのね。

その再犯を防ぐ道として、安全な住居と経済の保障だと。仕事をできるように何か見つけていくと、住居も保障していくと、そういう取り組みをしていくのと同時に、周りの人も、町民も特別な見方はしない。そういうものを我々が、そういうことで理解をしていかないと、特別視されているということでまた走ってしまうということですので、ぜひそういうことの講演会を町で開いていっていただきたいと思うのです。ちょっともう一度ご答弁をいただきたいと思うのですけれども。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　議員さんおっしゃるとおりなのですね。ですから、それを粛々と進めていくきりないと思うのです。校長先生もやる時代なのだから。だから、いいのか悪いのかということではなくて、そこのところに染まってしまうと抜けられないという恐ろしいことなので、それをどうするかということ。

だから、町でもこれをやったらいいとかということは、いろいろやっているわけです。子供に関しても地域に関しても、大勢人が集まるところでは係の人たちがティッシュを配ったりうちわを配って、薬物防止の恐ろしさの話をしたり、いろいろやっているわけです。ですから、それらをさらに粛々と進めていく以外ないかな。何かいい方法があれば教えていただきたいと思うのですが、そういうようなことを行政とするとやっていくきりないか。

それと、やっていただく人というのも毎年そういうようなことでかかわっている人も、どちらかというと決まった役の方にお願いをしてやっているというような行政のマンネリ感というのもあるかもしれないので、ちょっとまた違った視点からやる必要もあるかなとは思っていますが、なかなかどういうふうにしてどうやるというのも、いい案が担当としても浮かばないのだと思うのです。ですから、この地域、比企地区はこういう形でいきましょうと、そして警察の指導を受けながらいきましょうという

ことでやっているわけです。何かいい案がありましたらお聞かせを願いたいと思います。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　ですので、まず町民の理解をしていくということが、私はその人の、専門家の意見、話を聞いていて思ったのです。専門家の講演を聞きに行って、薬物依存に陥ったというか、そのなった人にどう対応するか。再犯を防ぐのは、やっぱり周りの住民なのだということを話していたのです。素っ気ない対応をしたら、やっぱり自分はだめなのだといって薬物にまた走ってしまうということでありますので、住民がどう理解をするか、そこを深める講演会を、今度しか私はないと思っておりますので、いや何かほかのことがありますよということであれば、それでもいいのですけれども、ぜひそれを進めていっていただきたいと思うのです。私は、それしか現段階ではないかなと、住民の理解をしていく道しかないかなというふうに思っておるのです。ぜひご検討ください。よろしく課長、お願いします。ちょっと町長弱気になっていますので。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　答えることがなくなってしまったのですけれども、いろいろやる中で一番難しいと思うのは、これやる人が内緒でやるわけですよ。ですから、誰かに言われてよすというのではなくて、誰かがやっているのだかわからないわけですよ、最初のつながりというのは。その最初の、やっている道中もそうだと思うのですけれども、ですからどうするのかということなのです。

　だから警察、薬物何とか何とかという、そのあれがあるのですよね。そこの係の方が来て、いつもこの講習を、話をしていただくのですが、そういうところが難しい。こういうふうにやっている、こういうふうにやっている、さっきおっしゃったように、これだけ外国から入ってきてしまっている。それで、金額にするとこれだけの金額で、それで使っている人たちはこういう人たちが使っているというような話を、それと子供ではなくて高齢者の人がふえているのだというような話をするわけなのです。だけど、だからこうやっているんだとなかなか、そういう人たちも言ってくれないわけですよ。だから何がいいのか、いろんな形のことをやっていただいているのでしょうけれども、これというのは。ですから、今まで我々がやっているような、嵐山町でも指

導をいただいてやっているようなことを粛々と一歩一歩やっていって、できるだけ大勢の人たちにそういう状況が理解をいただけるようなことをやっていく必要があろうなと。

それで、それだけの話をするというようなところになかなか集まってもらえないというのが、比企郡のその大会やっても人数がなかなかとなるわけです。ですから、組織で動員をお願いをしたりというようなことにもなってしまうのです。ですから、このやっている人、関心のある人というのは、ほんの一握りの人たちだけだと思うので、その人たちが町を挙げて大会をやって撲滅運動やりますから来てくださいと言ったときに、ほかの大勢の人は全部来るかもしれないけれども、この人たちだけは来ないかもしれない、そういう難しさというのはある。

だから、何かやったときにもなかなか集まっていただけない状況の中で、こういう運動を展開をして、それに先頭に立ってやっていただいている人たちに本当に頭が下がるし、敬意を表する。これからも、だからそういう人たちにご指導いただきながら一歩一歩進めていく以外ないかなと、そんな感じで申しわけありません。

○青柳賢治議長　ご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。再開の時間は午後１時30分といたします。

休　　憩　午前１１時５９分

再　　開　午後　１時３１分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　松　本　美　子　議　員

○青柳賢治議長　本日３番目の一般質問は、受付番号７番、議席番号12番、松本美子議員。

初めに、質問事項１のご当地ナンバープレートについて、どうぞ。

〔12番　松本美子議員一般質問席登壇〕

○12番（松本美子議員）　議長の指名がありましたので、12番議員、松本美子、一般質問をさせていただきます。

まず、ご当地ナンバーについての質問をさせていただきますが、原動機付自転車第１種、50cc以下ということですけれども、これのナンバープレートにつきまして、む

さし嵐丸あるいは嵐山渓谷、国蝶オオムラサキの図柄によりまして、去年度の８月１日より1,000台分の交付をするということで実施がされているわけでございますけれども、町への愛着とＰＲをするためだというふうに伺っております。そういったことを踏まえまして質問をさせていただきますけれども、まずＰＲの周知と、あるいは町民にはどのような声が上がってきているかということについてお尋ねします。

②ですけれども、新規の登録者の台数をお伺いさせていただきます。

③ですけれども、50cc以下の台数はどのくらいあるのかということと、それを使用中のナンバープレートを交換した方、これを実施することによりまして、あるいは希望しない方も中にはいるのかなということを思いまして質問させていただき、あくまでも従来どおりで結構ですよというような考え方の方もいるかなと思いまして、これの交付状況につきましてお尋ねをさせていただきます。

○青柳賢治議長　それでは、小項目①から③の答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　質問項目１の①についてお答えいたします。

ご当地ナンバープレートは、平成25年８月１日より交付いたしました。交付に当たっては、広報、ホームページ、朝日新聞及び埼玉新聞にて周知をいたしました。また、議会だよりの５月号においても掲載していただきました。現在は、役場の受付カウンター、税務課、ふれあい交流センター、観光協会、商工会のそれぞれの窓口及び橋上駅の通路のショーケースにおいてポスター等を掲示しております。また、一般財団法人日本経済研究所のホームページにも掲載しております。今後も広報、ホームページ等で周知と、バイクを取り扱っている販売店等にも周知をお願いしたいと考えております。また、旧ナンバープレートを使用している個人の所有者、新聞店及び郵便局等にご当地ナンバープレートの交換をお願いしたいと考えております。

町民の声については、好評ですが、反面、かわいいので自分のバイクに似合わないということで、通常のタイプのナンバープレートを求める方もおられます。

②についてお答えいたします。平成25年度の原動機付自転車１種（50cc以下）の新規登録台数は、合計103台でした。内訳ですけれども、通常のナンバープレートが80台、ご当地ナンバープレートが23台でした。

③についてお答えいたします。平成25年度の原付１種（50cc以下）の台数の異動状況ということで、平成25年４月１日から平成26年３月31日までの１年間になりますけ

れども、まず従来のナンバープレートですけれども、ご当地ナンバーの交付前の月ですけれども、４月から７月、これ41台です。すみません、当初の台数が824台で、４月から７月の４カ月が41台、８月から３月の８カ月が39台、合計80台の登録です。廃車なのですけれども、廃車が135台、交換による廃車が33台、計168台、計の確定の台数が736台になっております。

ご当地ナンバープレートですけれども、平成25年８月１日から交付になったわけですけれども、８月から３月まで新規登録は23台、交換が33台、計56台、残念ながら廃車も４台ありました。確定台数が52台。従来のナンバープレートとご当地ナンバープレートを合計しますと788台になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　それでは、再質問をさせていただきます。

意外と少ないなというふうに感じました。そういった中で、少しＰＲ的なものが、どのくらい重ねてやったのか、ちょっと私わかりませんけれども、その辺のところのＰＲが、せっかくこういうナンバープレートを、町の愛着なり町のために、いろんなことを思っていただきながら交付をしていこうという考え方でつくったわけですけれども、その辺につきまして再度、ポスターや何かも掲載しているということですけれども、バイクを持っている方にも通達というか、そういった細かい点についてはしていないということですか。これからもする予定はないということですか。１点、ではそれをすみません。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　８月の交付前に広報、あとホームページ等でも掲載して周知したのですが、なかなか交換してくれなかったと。私もこの間知り合いに、50ccのバイクに乗っていましたので、ちょっと尋ねてみました。こういうナンバーがあるけれども、知っていますかということで、知らないと言うのです。それで、だったら土曜日も開庁やっているので来てくれということで、すぐその方は交換していただきました。本当にちょっとＰＲ不足かなと思っています。

それと、一番これがまずかったなと思ったのが、販売店さんに言っていなかったのです。これが、町外の販売店さんです。お客さんはどうしても販売店さんで買うもの

ですから、それが嵐山の販売店さんではないのですね。町外の販売店さんで買うと、町外の販売店さんは知らないですから、お客さんに言われないと、従来のナンバーとご当地ナンバーどちらですかと聞きますから、そうすると販売店さんはお客さんに何も言われていないので通常のナンバーを持っていきます。今そういう状況なので、これからは町外の販売店さんにもちょっと周知をしていこうかなと考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　そういったような答弁の関係で、少しせっかくのご当地ナンバーが余り普及しなかったと、交付ができなかったというようなことですね。

それはそれといたしまして、これからのことですけれども、ポスターというようなことがちょっと私気にかかりましたけれども、これは役場のカウンターあるいは税務課、ふれあい交流センターとか、いろんなところに張ってあるということですけれども、これ以外のところでも、まだ掲載しているのですか。掲載はしていないですか、この回答の関係以外のところは。これからの予定も、もし聞かせていただければお願いします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　これからは町内の販売店さんにもポスターを掲示させてもらう、そういうふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　それでは、そんなふうによろしくお願いして、せっかくの町のＰＲにもつながるご当地ナンバーでございますので、ぜひともお願いしたいというふうに思っています。

それと、ナンバープレートの従来でのやはり廃車というような形、あるいは新規というようなことがあるわけですけれども、廃車の関係でも結構なのですけれども、例えば高齢者の方がある程度の年が来ましたのでナンバーはお返ししたいというようなことも出てくると思うのです。この中には年代的なものはちょっと書いていないのでわかりませんけれども、そうした中でバイクをお返ししてしまうと、今度は足の心配というようなものがあるわけですよね。そういった中で、せっかく町もそれにかわる

ようなデマンドのタクシー券とかいろいろやっているわけですけれども、担当課といたしましては、その場所ではこういう制度も引き続き利用できますよというか、そういった方向はお話をするというようなことはないのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　実は、新規も廃車も販売店さんが来るのが多いのですね、住民の方より。そういう点では、お話はしておりません。

○青柳賢治議長　第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　販売店さんということは承知はしておりますけれども、そうしますと、この辺のところでは町のほうの考えは、そういった考えは、あくまでも販売店さんのほうへという形で、75歳以上の方ですけれども、このタクシー券の関係ですが、利用できますと、そういうふうな問い合わせというか、何かあれば対応するでしょうけれども、ナンバーを返した時点のときには町のほうに持ってくるわけですよね。そういった中では、そうすると足が心配なのだよねというような相談があれば、もちろんこういう制度もありますよという、事業もありますよということでお話ができるのかもしれませんけれども、そこでナンバーをいただいたときに、お年寄りの方にはこういうものも、町でもいろんな方向ではタクシー券の関係はやっていますけれども、担当課としてもそういったこともお話をしていくということも、一つのやはりサービスにつながっていくのではないかというふうにも私は感じるのですけれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　税務課サイドでは、窓口ではそういうお話がありませんので、あえてタクシー券とか、お話はしておりません。

以上です。

○青柳賢治議長　松本美子議員、質問事項ご当地ナンバープレートでございますので、その辺のところをよろしくひとつお願いいたします。

○12番（松本美子議員）　はい。

○青柳賢治議長　第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　それでは、そういったことでしたらば、私はやはりナンバー

プレートを返しているという形のところから、観点から、少しタクシーのほうの観点まで踏み込んで話をさせていただいておりましたけれども、議長のほうからの指示でございますので、もしそういうことがナンバーをお返しされたときにお話ができるようであれば、ぜひ私としてはしてほしいというふうに思うところでございます。

では次、続けてすみません。

○青柳賢治議長　はい、どうぞ。

○12番（松本美子議員）　はい。それと同じようなことなのでございますけれども、新しく登録される方、あるいはこのプレートの関係でもそのままの物を使うとか、町の関係のほうのという考え方が余りにも少ないというふうに申し上げましたけれども、そういったときには、やはり新しい方につきましては、若者の登録の場合には、特に今交通事故とかいろんなものがかかってくる。高齢者でももちろん同じですけれども、そういうものの際でも、もちろん課が違いますからかわかりませんけれども、デマンドと同じような形の安全運転へというようなお話も、もちろん担当課としてはしていないということでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　バイクの登録に来ていただいた際には、保険等のお話をしております。それ以外のお話はしておりません。

以上です。

○青柳賢治議長　第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　そうですか。要望という形になって、少し交通の関係になるので、課が違うということになればそうかもしれませんけれども、この２点につきましては、少し税のことだけでなく、やはり安全運転というようなことを呼びかけていくということも必要かなというふうに思いますので、お願いできればぜひとも協力を、横縦の職員さんのつながりのもとでやっていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、ナンバープレートの関連で、税のほうだとちょっと難しいでしょうか、よろしいですか。ちょっと滞納の関係か、あるいは引き落としか現金払いか、その辺のところがちょっとお伺いしたかったのですけれども、違うということになれば結構ですけれども。

○青柳賢治議長　結構だと思いますよ。

○12番（松本美子議員）　よろしいですか。

○青柳賢治議長　はい。

○12番（松本美子議員）　では、すみません。税の関係につきましての滞納と、あるいはこれにつきましては引き落としの関係が多いのか、現金払いが多いのかということを、すみませんが、お尋ねをさせていただきます。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

　中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　手元に今資料を持っていないのでお答えできないのですけれども、私の覚えている限りは、口座振替より窓口の一般の納付書で納める方のほうが多いです。

　以上です。

○青柳賢治議長　第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　では、すみませんでした。少し質問状の中になかったということで申しわけなかったのですけれども、でも税務課さんですから少しわかっていただけるのかなと思いましたので、質問させていただきました。

　それで、これからも引き続きというようなお話で説明等が答弁でいただきましたけれども、やはり町民の声というものが非常に私は重要かなというふうに思い、それが普及していき、せっかくの事業計画を実施しているわけですから、それが町のほうにもつながり、町民にもつながっていくというふうになるかというふうに思っているわけです。

　好評ですが、その反面、かわいいので自分のバイクには似合わないというような声もあったということでございますけれども、この辺をどんなふうに捉えて、これからの方法ですけれども、このまんま、もう少ししっかりとＰＲをしていくという考え方のもとで、どんなふうに思いますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

　中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　税務課で26年度の組織目標の中に、ご当地ナンバーの普及ということで掲げております。先ほど申し上げましたとおり今後、現在従来のナンバーをつけている方が大半おりますので、その方たちに周知をしたり、販売店さん等にも周知

して、できるだけナンバープレートがはけるように努力したいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　それでは、このご当地ナンバープレートにつきましては多方面にお呼びかけをしていただきながら、あるいは広報等にもう一度、再度広報へ載せるなり、そういった形をとっていただいて、多くの方たちが利用していただきながら、町のＰＲも兼ねてということになると思いますので、できれば一日も早く多くの方が利用していただけるように努力をしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、２番のほうに移らせていただきます。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○12番（松本美子議員）　電話交換の事業について、関連することで質問をさせていただきますけれども、ダイヤルインの導入が始まりまして、とっても利便性が図られながら、楽だというか、利用しやすくなったというか、そういうふうな町民の声は私のほうも、大変皆様からは伺っております。そういった中で、交換機のリースにつきましては22年から28年の６年間ということでございますが、そのときの町のほうの考え方は、廃止の予定はダイヤルインの周知ができ次第というふうに伺っています。

そういったことを踏まえまして質問をさせていただきますが、①ですけれども、町民への周知の方法は、広報や何かでしているということは承知しておりますけれども、これを重ねてやってきているのか、あるいはお知らせのみで終わってしまっているのかということをお尋ねします。

それから、②ですけれども、ダイヤルインの周知ができたという判断ということでございましたから、それはどういったような基準で判断をなさっていくのかということをお尋ねさせていただきます。

それと、借り上げ料あるいは賃金のことでございますけれども、445万5,000円ほど、また今年度は１万2,000円ほどの増額でございましたが、それだけが人件費や何かでいろいろかかってくるわけです。そういった中で、交換代の利用で町のほうへの電話、あるいはダイヤルインの利用で町のほうへの直通にかかる、そういった状況をお尋ねをさせていただき、これは今後の方向性ということを伺っておりますので、よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　それでは、小項目①から③の答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　質問項目２の（１）につきましてお答えいたします。

町民の皆様への周知方法につきましては、平成22年２月に導入を行った際、広報、ホームページに掲載を行っております。また、各課からの発送文書の連絡先にはダイヤルインの直通電話を掲載しておりまして、町封筒の表面にはダイヤルインの一覧の印刷を平成24年度から行っているところでございます。

次に、（２）につきましてお答えいたします。周知ができたと判断する基準につきましては、業務時間内に代表電話番号であります2150に入ってくる着信本数、これが確実に減少したときが判断基準になると考えております。

次に、（３）につきましてお答えいたします。借り上げ料につきましては、平成22年２月から長期継続契約のリース契約を締結して、月額９万9,540円の支出を行っております。また、今年度増額となりましたのは電話交換手の賃金になりますが、常時２名体制で勤務しており、年によりまして、平日の勤務日数及び年次有給休暇の日数によりまして増減しているものでございます。

次に、利用状況と今後の方向性でございますが、以前も決算委員会等で何度かご質問がございました。ダイヤルイン導入以前のデータはございませんが、平成22年の調査時には代表電話番号への着信は、１日平均205本、現在１日当たり少ないときで105本、多いときは230本で、平均いたしますと140本前後の着信がございます。ダイヤルインの直通電話につきましては調査しておりませんので、現時点では把握しておりません。広報、ホームページ、通知、封筒で周知を行っているところでございますが、代表電話番号2150のイメージがまだ強いと思われますので、今後も引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

また、今後につきましては、電話交換は廃止していく方向でありますが、時期につきましては、代表電話番号への着信本数等を考慮し決定してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　まず、①でございますけれども、周知の件ですけれども、広報なり、あるいはホームページなりということで周知を行ってきたということですが、

なかなかこれがダイヤルインのほうに変わっていかないということを見ますと、やはりホームページはホームページなりに見る方、あるいは町の封筒にも一覧表も印刷したということの答弁がございましたけれども、これも受け取る方は町民の方たち全員が受け取るわけではないとか、いろいろな問題点があると思うのですけれども、これ以外のことで周知方法ですが、何か今後お考えがありますか。

私としますと、最低限度公共施設あたりには張り出すなり、あるいは町民の方々の毎戸に、一覧表をつくりまして広報とご一緒に配布をするなり、何かそういった方法もとっていき、だんだんダイヤルインのほうへ変えていくという方向をとらないと、いつになっても2150のほうが覚えやすいというか、それがずっとそのまんまで来ていましたから、そういった形で変更がなかなかしていけないのではないかなというふうには思っています。その辺につきまして、どんな考えを持っているかお尋ねします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　今ご指摘いただきましたように、着信回数がある程度の本数がございますので、周知が十分足りていないというふうには思っております。一番よい売り込みの方法というのは、やはり広報を一番皆さんが見ていただきますので、広報を平成22年の２月と22年の４月、23年の４月、これはある程度のページを割きましてさせていただきました。ここ５年、６年としていない状況もございますので、ここで広報担当課ともちょっと相談をさせていただきながら、ある程度の月数続けて、そのページをいただきながら周知をしてまいるのが一番いい方法かなというふうに私どもでは思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　そうしますと、広報に載せてこれからやっていきたいということですけれども、それはもちろんそうしてもらったほうが私もいいと思います。それと同時に、先ほど言ったのは番号ですね。広報の中に、各毎戸にいただけるように印刷していただき、お配りが広報とだったらばどこの家庭にでも届くわけですから、そういったものをつくっていただくことはできないでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　貴重なご意見をいただきましたので、内部で検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○青柳賢治議長　第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　なぜ私そこのことについて、各毎戸にダイヤルを書いたものを配布したらいいのではないですかと伺っているのは、やはり高齢者世帯なり、あるいは独居なり、いろいろいるわけですけれども、そういった方がなかなか広報の中をめくって張っておくとか、調べるのが大変だとか、いろいろそういったお話を聞くので、ついついダイヤルインのほうは使えないと、そういったお声をかなり聞きますので、それでしたら１枚に書いていただいた、刷っていただいたものを毎戸配布して、しっかりと張っておいてくださいというような方法がよいのかなというふうに思いましたので、前向きに検討していただけるということのようですので、その辺もご検討いただければというふうに思い、よろしくお願いをいたします。

それと、これは続いてということになると思うのですけれども、反対に町民からは、ダイヤルインはなかなか覚えられないというか、使いづらいというか、そういった声というものは、町のほうへは届くということは余りないですか。１点すみません。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　特にそのような話はございません。むしろ担当課に直接つながるということで、ご利用されている方は便利をされているというふうに考えております。

○青柳賢治議長　第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　確かに私も直通にかかったときは名字を言っていただいて、何々課ですよというふうな形でご親切な応対を職員さんがしてくれているということは常に感じています。そういったことを、もちろん交換業務のほうの方たちもご親切にしてくれてはいますけれども、早くに用事が足りますよね。それで、１回かけて、電話交換だとお待ちくださいということになって、また担当課ということになって、たまたま塞がっていれば、しばらく待たされるとか、いろんなそういったことがかなりありますので、ぜひともせっかくのダイヤルインを入れてやっているわけですから、こちらの方向に進めるよう努力して、それには町民への周知がまずは一番というふうに思いますので、重ねるようでございますけれども、お願いしたいというふうに思い

ます。

それと、③のほうに移らせていただきますけれども、内容的には借り上げ料あるいは賃借と増額の分につきましてはわかりましたけれども、こうやってみますと、やはりまだまだ随分利用なさっている方が多いなというふうに感じました。それにつきまして、なかなか交換はやはりどこでというようなことが難しいというようなふうにも、答弁かなというふうにも思っております。かといって代表番号への着信の本数ということですけれども、これが今の時点では到底まだ多いですから、なかなか切りかえるということが難しいというようなことですけれども、でもいつかはきちっと町民にお知らせをした時点で、やはり経費もかかってくるわけですから、削減をするためにも、私はダイヤルインのほうにしっかりと乗っていくべきだというふうに思いますけれども、町長はやはり、担当課の課長はこういうふうな答弁でございますので、その方向性は代表番号が、着信本数がある以上はというような形で、切りかえていくということが難しいというふうにお考えですか。それとも、いつごろまでにはきちっとそちらへ変えていきたいというような方向性が、見通しというか、そういうものがありますか、お尋ねします。町長にお願いできればと思っていますけれども。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。井上総務課長、どうぞ。

○井上裕美総務課長　すみません。先にちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

一つに交換台を廃止してダイヤルインに戻す目安、これって本当に難しい部分だと思います。一つ大きな目安としては、前から申し上げております平成28年の１月、１月がリース期限が満了いたします。そのリース満了期限が一つの大きな目安。しかしながら、その前に着信件数、今１日平均140本前後というお話を申し上げました。その中で100本を切る、あるいは件数が70～80本になる、そうなった段階は少し早目にできるかな。早目に対応するに当たって、どんなふうにするかというと、総務課に１人臨時職員を置いていただきながら、その少なくなった電話をまずとっていただく。もちろんその方がとれない場合には総務課の職員がやるわけですけれども、そういったような方法でいけるのではないかと。今の着信本数を、状況をよく把握しながら進めていければいいのかなというふうに思っております。

特に月曜日の着信というのがすごく多いのです。月曜日の10時半ごろまでの着信と

いうのが一番多いわけでして、その辺のところが一つの目安になるかな。月曜日の10時半ごろまでの着信本数が大分減少してきた段階、それが少なくなれば、28年の１月を待たずにできる部分もあるのかなと。一つの目安としては、そういうふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　やはりリースの関係のときの契約の日を目安ということでしたから、その辺に落ちつければいいのかなというふうに私も思っておりましたけれども、かといって代表の番号だということで、まだまだ皆さんが利用しているということですから、大変な努力だとは思っていますけれども、できる限り早目に、まずは周知ということだと思いますけれども、周知をしていただいて、それぞれの町民の方がダイヤルインが使えるようになるように努力をしていただくということと、そこは努力をしていただきたいというふうに思っています。

それと、交換の関係ですけれども、女性の方がやはりやっていらっしゃるということは承知していますけれども、申しわけないのですけれども、何年間ぐらい長い方で、特殊な仕事だということもわかっていますけれども、２名の体制だというふうに答弁いただいていますけれども、勤務しているのかなというふうなところはちょっとお尋ねできればと思っています。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えをいたします。

４人体制で、毎日２人勤務ということでお願いをしております。１つの目安として、３年を区切りに交代をしていただきまして、今現在４人の方につきましては、２年目の方が２名、今年からの方が２名、そういうことで４人体制で、今現実的に実施をさせていただいております。

以上です。

○青柳賢治議長　第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　それでは、交換のことにつきましては、交換等をしてくださっている４名の女性の方につきましても、ありがたいなというふうに私のほうも思ってはおります。そういうことも十分承知をいたしておりますけれども、３年が一区切

りだということですから、やはり４人で２人の体制で３年という形になってくると、必ず何人かは残れるような体制になっているのですかね、３年間区切りがたっても。全員がぱっとやめて、新しい方がどっと入ってくるという感じでは大変かなと思うので、その辺はどうなのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えいたします。

今申し上げましたように、２年の方が２名、１年の方が２名ということで、これで３年がたちますと交代していただくわけでございますけれども、必ず２名が残ると。新しい方が２名入っていただくと。今まではそういう形で実施してまいりました。

以上です。

○青柳賢治議長　第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　それでは、大変に電話交換の事業の関係ですけれども、質問をさせていただきましたが、できる限り、何か職がなくなるということは、私女性の立場では非常に申しわけないなというような気分も、気持ちもありますけれども、申しわけないですが、早目にこれはめどをつけていただきながら、それと同時に、めどをつけるには町民への周知の方法をいち早く、もう少ししっかりと取り組んでいただいていくことが重要かというふうに思っておりますので、よろしくお願いをします。

質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○青柳賢治議長　どうもご苦労さまでした。

◇　清　水　正　之　議　員

○青柳賢治議長　続いて、本日４番目の一般質問は、受付番号８番、議席番号10番、清水正之議員。

初めに、質問事項１の保育園の募集等今後の対応についてです。どうぞ。

〔10番　清水正之議員一般質問席登壇〕

○10番（清水正之議員）　日本共産党の清水正之です。一般質問を行います。

まず最初に、保育園の募集等今後の対応についてです。新システムが導入をされ、これから来年度に向けて新しい募集が始まるというふうに思います。子ども・子育てシステム対応がどうなるか。また、修正された児童福祉法では、市町村の保育実施義

務は残されるというふうになっています。そうした面では、嵐山町の場合、私立保育園ということでありますので、大きな変動はないのかなというふうには思います。

そこで、まず募集時期がいつになるのか。また、入所の手引きの作成、配布についての予定をお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、入所の手引きとも関連しますけれども、認定要件の変更があるのかどうか。

また、就労要件についても、保育時間の導入により時間制限というものが設けられるわけですが、嵐山町の場合にこうした要件が該当してくるのかどうか。

また、保育料の変更についてもあわせてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）から（４）の答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　質問項目１の（１）から順次答弁させていただきたいと思います。

（１）でございます。保育所の新規児童の入所申し込みにつきましては、例年と同じ時期を考えております。期間といたしましては、10月中旬から11月末日を予定しております。

また、入所の手引きの作成、配布時期につきましては、新制度の内容を記載した手引きの配布を、例年と同じ時期の10月中旬を考えております。

次に、（２）につきましてお答えいたします。保育の必要性の認定については、政省令で定められる事項をもとに市町村で定めることとなりますが、現行制度や町における運用実態等を勘案しながら検討し、現行制度のもとで入所できている子供が新制度への移行によって直ちに退所させられるようなことが生じないよう留意し定めることとなりますので、現行の基準が大幅に変更になることはないものと認識をしております。

続いて、（３）でございますけれども、新制度における保育時間につきましては、２区分の保育必要量を設ける方向で国では検討されておるところでございます。１つは、主にフルタイムの就労を想定した保育標準時間、現行の11時間の開所時間に相当する区分。２つ目として、主にパートタイムの就労を想定した保育短時間、おおむね８時間の保育時間の区分でございます。具体的な保育必要量については、公定価格の

議論と並行して検討がされるところでございます。

最後になりますけれども、（４）につきましてお答えさせていただきます。保育料につきましては、現行と同様、応能負担を基本に、保育標準時間及び保育短時間の区分を設けることが国では検討されております。嵐山町におきましても現行の保育料を考慮し、新たに示される国基準を参考に検討をしていきたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　まず、入所の時期が10月中旬から11月ということで、手引きについても10月中旬からということになると、周知の方法が入所申し込みと同時になるという感覚だと思うのですが、これだと周知はもっと早くていいのかなと。いいのかなというか、周知をもっと早くしないといけないのかなというふうに思うのですけれども、なぜ募集時期と手引き、手引きというか、手引きの場合はそれこそ後で答弁がありましたように、どういう要件で入れるか、どういう基準にするのか。先ほど時間の話が出ましたけれども、そういったものが盛り込まれていなければ手引きにならないと思うのです。そういうことから考えると、募集時期と手引きの配布時期が同じということは、保護者にしてみると、申請を出したけれども、どうなるかわからないというような不安が出てくるのではないかなと思うのですが、なぜ申請の申し込み時期と手引きの配布時期を同じにしなければいけないのか、その辺はどうお考えなのですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

議員さんご案内のとおり、まだ国の指示というか、決めたものというのが表示されていない中で、この配布時期、10月中旬というのは最終リミットということで表示させていただいておりますけれども、まとまり次第、それは前倒しでやっていきたいと、このようには考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　先ほど冒頭にお話をしましたけれども、今回の改正の中で、

多分ですよ、間違ったら言ってください。嵐山町の場合は、児童福祉法の24条１項が残されたために、町が措置をするという要件そのものが法律上残されたのですね。そういう面では、町が措置するということで、嵐山町の場合は私立４園ですから、大きな変更はないのかなというふうに感じていました。そういう点からすれば、今までの募集要件と大きく差があるとは思わなかったのですが、これからまだ国そのものがいろいろ動いてくるという要件が、どういう要件があるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

１番のご質問に限らず、ちょっと私の今わかる範囲でお答えしたいと思うのですけれども、国が示したのは保育の必要時間ということで、今までは11時間を基本に、認定要件とすると、昼間労働することを常態としていることということで、就労の時間の要件というのは特になかったのですね。パートでも何でも働いていれば申し込みできると。一番変わったところは、これは今までの議論を踏まえた整理案ということで、まだ案の段階でございますけれども、就労についてはフルタイムのほか、パートタイム、夜間など、基本的に全ての就労に対応するということでございまして、先ほどの答弁の中でも申しましたように、考え方とすると、標準時間の11時間のものと短時間のもの、これが８時間を標準として、８時間ということで今示されておりますけれども、それ以上の時間については延長保育というような考え方ができているということでございます。これは、全て今通っている、入園されている方に該当するかどうかというのは別として、経過措置として見ていく必要はあるのかなとは思いますけれども、考え方とすると、そういった面も変わってくるというのは現実にあろうかと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　質問が先に行ってしまう場合があるかもしれませんが、ご了承願いたいというふうに思います。

今、時間の関係が出ました。その時間の関係については、嵐山町の場合は８時間と11時間という話が出たわけですね。これは保護者の選択になるのかなというふうには思うのですが、そういう点ではちょっとお聞きをしておきたいというふうに思うのですが、延長保育の話が出ました。フルタイムの場合はいいのですが、パートの場合８

時間ということになると、超過料金の場合は自己負担になるという部分があるのだと思うのです。この延長保育をやらざるを得ない。あるいはそういうものが、週単位あるいは日数の単位で出てきた場合には、これは自己負担ということになるわけですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

今、11時間と８時間の保育料ということでお話をさせていただいておりますけれども、これも方針案ということで、決定ではございません。変な話、８時間勤務されている方が保育所に預けたいといったときに、では送り迎えの時間はどうなのだということになりますと、８時間では済まなくなるわけです。そういったところも、当然使いっていうのも今後の議論の中に含まれてくると。これは、今現在は考えておりますけれども、先ほどご質問の延長保育ということになれば、議員さんお話いただいたとおり、自己負担という形にはなってくるかなとは思っています。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　ちょっと一番最後よくわからなかったのですが、自己負担が入ってくるということになるわけですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　基本的には今までと同様、延長保育については自己負担が入ってくると、このようには考えております。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そうしますと、余計にやはりこだわるのですが、申請の時点と周知徹底を図る時点が必要になってくるのかなというふうに思うのです。そうしないと、今みたいに預ける時間、延長する時間について、長く預かってもらう時間については自己負担になるのだということですよね。そうすると、保育の認定というものが非常に大事になってくる。要するに、今までは保育の認定そのものは、時間は余り決められなかった。決めていなかったのですよね。要するに入所の要件に合致するかどうかということが判断基準であって、８時間になるか11時間になるかという、その基準というのはなかったわけですよね。その基準が今度出てくるということになると、

就労要件によって自己負担分が出てこざるを得ない。その辺の周知徹底をどう図っていくのか。10月申請で、10月の手引きということでは、これでは周知徹底が図れないのではないかなというふうに思うのですが、どうお考えですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

先ほどもお答えしたかと思うのですけれども、私どもとすればなるべく早く募集要項を固めて、もちろんご指摘のとおり案内をしたいというのが気持ちでございます。ただ、今の状況からいきますと、この10月中旬を考えているという回答でございますけれども、国のものが確たるものがなかなか出てこない中でタイムリミットというような、10月中旬ということで表示させていただきましたので、これはもちろんもっと前に、前倒しできる限りしていきながら、まとまった段階でご案内を申し上げたいと、このようには考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　ちょっと一緒になってしまうかもしれません。もう一つ、募集の認定要件については、基準そのものが大幅な変更はないというふうに担当のほうでは認識をしているということです。そういう面では、現在、昨年募集をした認定の要件と大幅な変更はないというふうにとっていいでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

認定要件につきましては、先ほど回答させていただいたように、就労の内容によって違ってくるというのが一つあるのかなと、このように考えています。

それから、それに従いまして、３歳未満と３歳児以上の今までは徴収金額があったかと思うのですけれども、これが細分化されて、３歳未満、３歳以上がそれぞれ先ほどご説明申し上げました保育標準時間と保育短時間ということに分かれてはくるのかなと思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　今までの話を聞いていて、一番変わってくるのは、要するに保育時間が一番変わってくるのかなと。そのほかの認定要件そのものは従来どおりというふうにとっていいということでいいでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

従来どおり、ただし就労の時間によって、先ほども申しましたように変わってくるのが大きな違いかなとは思っています。それから、そのほかに、新たに就学、職業訓練校等における職業訓練を含むとか、そういった方も保育の必要性があるというような考え方になってくるかと思います。一番大きく変わるのは、就労のフルタイムとパートの違いになるのかなとは思っています。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　管外保育の場合はどうなるでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　基本的には同じ内容になってくると、このように考えています。近くの、今現在の保育園の考え方として、認定保育園とか、そういった新たなものというのは考えていなさそうでございますので、そういった面では町内と同じ考え方でいいのかなとは思っています。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　では、最後ですけれども、保育料についてはどういう、国の基準という形でお話をしていますけれども、保育料については、国は変えていくという方向を出しているのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　今の私どものほうが把握しているものは、また多分としか言いようがないのですけれども、今までどおり８区分、８階層での料金体系になるのかなとは思っていますけれども、私どものほうは、それが公定が決まった段階

で、また影響がないようにするために18階層分という形で、児童福祉審議会等にも諮りながら料金を決定していきたい、このようには考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　現行の嵐山町の保育料の単価と比べて、国が示してきている保育料については差があるのか。高くなっているのか、低くなっているのか。状況はどういう状況になっていますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　あくまでもイメージなのですけれども、国が示しておるのは、例えばほとんど変わりない金額をイメージとして持っているみたいですけれども、保育の短時間の関係もありまして、そこの金額につきまして、標準時間より若干低い設定を考えておるようでございます。町につきましては、階層を細かくして、影響のないように今までもしておりますので、これからもそういった形にしないと影響が大きくなるという考え方でおります。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　保育時間によっての単価表というのは、別に定めるということになるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　嵐山町の保育徴収基準額表というのが今まであったかと思います。これと同じような形で保育短時間の欄ができてくる、このように考えております。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そうすると、保育料の金額というものは所得階層別になっていると思うのですが、同時に保育時間が８時間あるいは11時間ということになってくると、その単価というものは、保育料の単価表というものはどういうふうに変わるのでしょう。変わらないのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　ちょっと質問の趣旨がよくわかっていなかったのですけれども、今までの基準額表に、11階層区分でやっていますので、それにそれぞれというか、時短の単価が入ってくると、イメージとしてはそんな形になるかと思います。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　先ほど延長保育については個人負担になるというふうに言われました。そういう面では、保育料そのものは時間で決められるものではないのだと思うのですが、その部分の、要するに国そのものが時間をこういう時間にしなさいよと。２つの、本来３つなのですけれども、３つなのですが、嵐山町は２ついうことですから、２つの時間に分けるということですよね。延長した場合には自己負担が出てくるよということであれば、私は長いほうの時間に合わせるべきだというふうに思うのです。保育料を取るわけですから。そういう面では、延長保育ということになると、恐らくパートの人たちの、短い時間の人たちのほうが延長保育をする部分が出てくるのかなというふうに思うのです。だとすれば、その部分を何とか、町が国の方針に従って分けるわけですから、その部分の対応というのを町は考えていますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

国が今案として出ているのが、一月において48時間から64時間までの範囲内で市町村が定める時間以上就労していることとか、そういったことがあるわけでございますけれども、これはあくまでも市町村が定める時間以上とするということでございますので、この辺が今後の町の考え方というか、ご意見を聞きながら決定していく要件かなと、一番大きな問題になるのかなと思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　意見を聞くという話ですけれども、意見を出してもらう人というのはどういう人たちなのですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　この具体的なものは、どこまでの方々にご相談していくかというのは今後のこともあるかと思うのですけれども、基本的には、事業計画自体を今審議している中でそういった話も出てくるのかなと思いますし、出てこなかった場合、児童福祉審議会とか、それと料金の改定も含んでありますので、そういったところに諮問していきたいと、このようには考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　また一番先に戻ってしまうのですが、もう６月ですよね。今ですと、10月の最初に募集をするということですから、その間に今お話をしたようなものを解決をしなければならない。果たしてそういうものを解決をしながら、町の考え方からすると、できるだけ早く周知徹底を図るということですけれども、10月に希望者の保護者には、保護者に個人通知を出すわけでもないでしょうけれども、周知徹底を図ると。余りにも時間がなさ過ぎるなというふうに考えるのですけれども、その辺のスケジュールというか、なかなか国のほうの方針が出てこないという面はあるのでしょうけれども、いずれにしても10月から11月に募集をするということになると、まだ決まっていない。今も話をしても、決まっていない、あるいは決められない、そういう部分があるわけで、その辺の問題点をどうクリアしていくかという点での課題というのは、どう解決をするのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　答えになるかどうかわかりませんけれども、私どものほうは、国の決まった事項を踏襲、それを検討して、町のものとしていくという作業になるかと思うのですけれども、本当にタイトな時間で……

〔何事か言う人あり〕

○簾藤賢治教育委員会こども課長　ありまして、担当課といたしましても、今後果たしてどうなるのだろうという危惧は本当にございます。10月に向けて、条例や何かの制定とか、そういうのも改変もあるでしょうし、そういった課題を一つ一つクリアをしていきたいと、このようには考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　ぜひ混乱が起きないようにしていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

○青柳賢治議長　清水正之議員、一般質問の途中ですが、暫時休憩したいと思います。再開の時間を２時55分といたします。

休　　憩　午後　２時４３分

再　　開　午後　２時５５分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

清水議員の一般質問を続行します。

質問事項２の町長の政治姿勢について、どうぞ。

○10番（清水正之議員）　それでは、２問目の質問を行います。

埼玉中部広域清掃協議会の建設検討委員会は、建設用地の候補地選定で委員会を秘密会にし、以前裁判で和解をした場所に再び建設するということを決定をいたしました。地方自治体が住民と取り交わした約束あるいは契約、この場合は和解という裁判決定ですけれども、これそのものが私は地方自治体という使命からして、引き継がれなければならないのではないかと。同時に住民との約束、これは守らなければいけないのではないかというふうに思います。こうした問題が郡内で起きている、こうした例を参考にしながら、町長にこうした面での政治姿勢をお伺いをいたします。

まず第１は、町では町長が代表する団体があるのかどうか。

２つ目は、この間、協議会あるいは審議会等で秘密会にした例がこの嵐山町の中にあるのか。もしあるとすれば、それはどういう経過で行ったのか。

３つ目は、町あるいは町長が交わした住民との約束、あるいは契約そのものをどう考えていくのかお聞きをしておきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）から（３）の答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えをさせていただきます。

（１）番です。以前は、嵐山町長として団体の代表をしている団体が多くありました。私は、清潔・公平・平等、これを基本理念として町政を担わせていただいておりまして、まず平成17年から体育協会の会長、これを民間の方にお願いをいたしました。

現在、私が代表をする団体は、環境保全型農業推進協議会のみとなっております。他市町村との協議会等においても代表を仰せつかっているものはございません。

（２）番でございます。現在、町の協議会、審議会、これらで非公開で行っているものは、児童福祉審議会及び要保護児童対策協議会のみであり、児童の個人情報を取り扱うため非公開としております。また、平成23年度に開催をした管理型浄化槽整備推進事業民間事業者活用審査委員会では、ＰＦＩ事業を行う民間業者の評価・選定を行ったことから非公開といたしました。それ以外に、いわゆる秘密会にしたものはございません。

（３）番でございます。私は、「嵐山町の発展と町民福祉の向上、この一点を心魂に据えて、清潔・公平・平等を基本理念として町政執行を行う」、このことを公約といたしまして、嵐山町のかじ取りを仰せつかってまいりました。このことは何の揺るぎもございません。これまで町では、役場庁舎の移転ですとか、花見台工業団地の造成ですとか、インターチェンジ誘致などなどさまざまな大事業を行ってまいりました。それらの事業を実施するに当たり、地区からさまざまな要望を受けましたが、それらについても可能なものは実施をしてまいりました。現在、町として具体的な約束を行っているものはございません。町民の皆様からの要望につきましては、さまざまな背景、これらの状況がありますので一概に回答することはできませんが、先ほど申し上げましたとおり、私の政治公約を基本的な姿勢として、これからも町政を担っていく所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　町長の政治姿勢として、清潔・公平・平等という３点を挙げていただきました。そういう意味では、町の発展と町民福祉の向上ということで、その基本そのものは、町長の基本そのものは住民がしっかり、住民というものがしっかり根づいているのだというふうに思います。

そこで、もう少しお聞きをしておきたいというふうに思うのですが、要するに地方自治とは何か、地方自治ですね。私は、地方の運営について、住民の意思に基づいて行うことだというふうに考えますが、町長はどう考えますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　町民の意思に基づいて行うということでございますが、私が当初からあれしているのは、町民の皆様に対しまして、先ほどから言ったように町民福祉の向上、これをどうやったら達成ができるかということに心魂を据えてやっていきたい。それの基本となるのが、公正・公平・平等、これを原則としてやらせていただきたいということでございます。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そういう点では、町長はこの間、庁舎移転の問題、花見台工業団地の造成、インターの誘致の問題、インターの問題については、いろんな意見がこの経過の中でありました。そういう面では、可能なものは実施してきたということでは、住民に寄り添ってというか、住民を基本にしながら町政運営をしてきたということだと思います。

　もう一つ、では住民自治とは何かという点についてお聞きをしておきたいというふうに思うのです。地方自治そのものは、その地域の社会の住民の意思によって行われるのだというふうに私は思います。そういう点では、行政そのものが、町長の今お話をいただいたように、住民と話し合いをしながら、庁舎移転の問題でも、工業団地の問題でも、インターの問題でも進めてきたということだと思うのです。そういう面では、住民自治というものについての町長の考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　住民自治という質問ですけれども、地方自治というのは大きな基本がございます。地方自治だけでなくて、政治の中で大きな基本がございます。それは、イギリスのチャーチルだったですか、民主主義というのは一番できの悪い制度だと。しかし、これにまさるものはないというのがございますね。この民主主義というのを基本にして、政治が行われているわけです。そして、三権分立があって、それで憲法で制定されている中で、国に、地方に首長があり、議員があり、それでその中で多数決によって決められた仕方によって物事が運ばれていく、進んでいく。こういう一番基本的なベースがあるわけです。そして、それをいかに守っていけるか、これが地方自治の政治の自治の原点だというふうに思っています。ですから、そこのところは欠けないように、決まりを守って、法を守ってという一番大原則を尊重していきたいと

いうふうに思っています。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　地方自治法の中で、地方自治法の目的はこういうふうに書かれています。「この法律は、地方自治の本旨に基づいて」、それから「地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図る」。「地方自治の本旨に基づいて」、地方自治の本旨そのものは、これは判例というか逐条解説の中に載っていましたけれども、地方自治の本旨そのものは、一般的には団体自治と住民自治なのだと。住民自治とは何かという点では、地域の政治や行政にそれぞれの地域の住民が参画し、政治や行政が住民の住民による住民のために行われることなのだというふうに書かれています。同時に、地方自治体が住民の意思に基づいて、その責任において民主的に運営されるというふうにも書かれています。

そういう点では、では先ほど言った地方自治とは何か、住民自治とは何か。私は、ここには住民の意思というものがきちっと反映されていかなければならないものだというふうに思います。この住民の意思そのものは、嵐山町が行政を進めていく上で尊重されるべきものだというふうに考えていますが、町長はどう思いますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　住民の意思というのは、おっしゃるようにそれぞれの人が持っている考え方、自分の思いというものだと思うのです。そして、いろんな人が全ていろんなものを持っているわけですから、それを全てが全て通るということは当然できないわけです。そこには先ほど言っているような大前提があるわけですね。ですから、憲法の中にも三大義務なんて言われているように、そういうものがある。それで、それが許される範囲のことが法に書いてある。その範囲内の中で、それぞれの個人のものというのが発揮、主張ができる。そして、その主張が重なったときには、先ほど言った、一番悪い制度だと言われる民主主義にのっとってやりますよということに決まっているのではないかと思っています。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　住民の意思が重なった場合は、民主主義でやっていくというお話はされました。

もう一つお聞きをしておきたいと思うのですけれども、住民の意思そのものが市町

村運営に当たって、先ほど冒頭にお話をしましたけれども、町が約束をしたこと、あるいは住民との契約をしたこと、まして裁判の和解という裁判の決定がなされたもの、こういったものは引き継ぐべきだと思うし、引き継いでいかなければならないものだと思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　ちょっと先ほど言い残したのですが、住民の意思と言いましたけれども、住民の意思それぞれが全てではなくて、こういう感じの代議制度という形で日本はとっているわけですので、ちょっと先ほど欠けてしまいました。そういう中にあって、それぞれの個人の人が述べる。そして、そこのところで意見が合わなかった部分については、こういう行政の部分では、先ほど言ったように多数決ということになりますし、そのほかの部分については三権分立ということが決められていて、そこのところにのっとって行っていくということだと思います。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　では、具体的にお聞きをしておきたいというふうに思います。まず、町長は中部広域清掃組合協議会の役職はどういう役職を持っていますか。

それともう一つ、町長は比企郡の町村会の役職はどういう役職があるでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　比企郡の町村会のは順番が回ってきておりまして、副会長です。

〔「中部広域」と言う人あり〕

○岩澤　勝町長　比企郡の町村会ですよね。

〔「中部広域について」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　中部広域清掃組合協議会の中での役職というのはありますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　首長の代表の首長以外の同じ理事、理事です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　では、少し具体的な例でお聞きをしておきたいというふうに

思うのですが、先ほど冒頭でお話をしました。中部広域清掃組合協議会は、住民との約束、裁判によって決定された判決というか和解があるわけですけれども、この和解の中身は、これ十条というのですかね、債権者は吉見町飯田新田地区、同町江和井地区、同町と地区が書かれているのですが、ごみ処理施設を新設または増設しないという裁判の中での和解が住民と結ばれています。私先ほどお話をしましたけれども、住民とのこうした約束というものは守られなければいけないし、引き継がなければいけないものではないかなというふうに思うのです。

町長は、この間やってきた行政の中でも住民福祉の向上ということで、公平・平等というものを基本理念にしているのだというふうなお話がありました。そういう点からすれば、こうした裁判で確定し、あるいは和解という形ではあるにしろ、一地方自治体が住民と結んだこの判決というか和解の調書、そのものというものは引き継がれるべきだと私は思いますが、町長はいかがですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　三権の中の司法の中でおっしゃっていることというのは、和解というのがありましたということですね。そのとおりだと思うのです。そして、この和解になったのが、どことどこでなったのかというのが、私たちは説明を聞いておりまして、ここの今回の埼玉中部広域清掃協議会と和解をしているのではないという、弁護士をはじめとする司法の説明を受けております。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そういう点では、地方自治体というものは、地方自治体というものがどういうものかということだと思うのです。要するに、これ一部事務組合ですけれども、一部事務組合が結んだ和解の中で、事務組合が変わったからといって、そこに住んでいる住民との約束を一地方自治体が破ってというか、いいのかどうかという問題ですよ。私は、少なくも地方自治体が結んだものというものは、どんな状況が生じたにしても、あるいは自治体が変わったにしても、地方自治体という意味合いからすれば、それは引き継がれるべきだというふうに思うのですが、いかがですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　その和解というのは、先ほどから言っていますように司法上の決まり

事項であるわけですよね。それで、説明を受けているのが、ここの埼玉中部ではなくて比企中……ちょっと名前は、なのですね。それと、今お話しのところとの和解事項ということで、こちらの埼玉中部広域清掃協議会とは別物と言ったら、ちょっと言葉はあれですけれども、違うものだというふうな説明を受けておりまして、それらの影響が及ぶところではないというふうに聞いております。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　その話は私も聞いています。ただ、では嵐山町が、嵐山町という自治体、あるいは嵐山町が参画している一部事務組合、小川地区衛生組合、あるいは比企広域市町村圏組合、嵐山町が約束をしたものが、住民と約束したものが、小川地区衛生組合や比企広域に行ったら、またそれは別なものになるというものにはならないというふうに私は思います。一つの自治体が住民と約束を交わした。つくらないという約束を交わした。それは、たとえ事務組合が変わったにしても、その住民の意思は引き継がれるべきものではないかなと。これは住民の側から見れば、必ずそういうふうになると思うのですね。では、それに携わる首長としてはどう考えるかということだと思います。住民との約束というものが、私はだからこそ住民の意思というものが大事になるのだというふうに考えるのですが、いかがでしょう。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　冒頭申しましたけれども、大勢の人の意見というのは、全て１個、２個まとまっているわけではないということですね。そして、それらの中で調整がいかない場合には、行政のサイドでは多数決と言いました。それで、そのほかのところで意見が合わない場合には司法の場に判断を委ねる、これが大原則というふうに話をさせていただきました。その司法の場というのは、今回の場合だというふうに考えております。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　少なくも住民の意思は建設反対なのです。これ、そこの地域で立ててある看板です。私たちが産業廃棄物のところで立てた看板も同じですけれども、それがそこにいる人たちの住民の意思ですよ。同時に、その人たちは再び裁判を起こすと、これも住民の意思ですよ。そういう面からすれば、圧倒的にそこにいる人たちの住民の意思は建設反対です。今、アンケートの中で反対の人たちのほうが過半

数を超えたという話も聞いています。私はそういう面では、やはり住民の意思を尊重するという、行政の首長はそういう立場に私は立つべきではないかなというふうに思うのですが、この間のそれこそ私たちの地域の中でも、そういう形で町に協力をしていただきながら、あの反対闘争をやってきました。それが住民の意思だからこそ、町は受けてくれたのだというふうに私は思うのです。そういう点からすれば、私の地域の中でもそうした経験、経験というか活動を認めていただいたわけですが、そういう住民の意思そのものをきちっと尊重していくというものが、嵐山町長としてのやっぱり立場ではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょう。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　住民の皆さんがどういうお考えでいるかということを、地方自治をやっていく上では当然関心を持つし、それが大きなウエートになっているのは間違いないことであるわけです。それで、今反対というような話がありましたけれども、賛成というのも多いわけです。そして、施設をつくるのにはこういうようなものも、附帯設備、言葉は何と言ったらいいのでしょうか、そういうようなものも行ったり、熱を使った何か施設をつくったり広場をつくったり、いろんな形で地域の皆様が要望、希望を出しているようなものと一緒に建設をするのには大賛成ですという多くの人たちの意見というのも聞いております。それで、またおっしゃるように、そこのところでは反対ですという意見があるというのもよく存じておりますし、承知をしております。

そういう中で、吉見町を中心に地域の皆様方のご理解をいただくための努力を今していたり、また中でつくるものについての工場の中身についての研究、こういうものも進めているというような報告を受けております。その中で、今言った問題なのは、賛成の人と反対の人がいる。そして反対の人は、今言ったように、以前ほかの組織と裁判をやって、こういう結果が出ているということですね。そういうことは報告も受けていますし、知っています。しかし、私どもが説明を受けているのは、今言った状況の裁判で行うのには対象者が全く違うということで、前回のものは引きずっていないのだという説明を受けておりますので、私もそうかなというふうに思っております。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　多分、その話をしたのは顧問弁護士だというお話を聞いています。私も、いつもお願いをしている弁護士さんに聞きました。その弁護士さんは、

一地方自治体が結んだものというものは、たとえ名称がと言うとおかしいですけれども、変わったにしても、地方自治体が結んだものというものは重いものがあるというふうに言われました。私もそうだなというふうに思うのです。やはり自治体というものは、どんな自治体であろうと、一番身近な住民の意思を尊重していくというのは当然だというふうに思うのです。そういう面では、この裁判のときには新井敬三さん、前の町長。今度はまた町長そのものも変わりましたけれども、やはり自治体は止まっているものではないし、常に首長そのものは変わる場合もあるし、ただ変わらないのは住民の意思ですよ。そこに住む住民は変わらない。その住民の意思を尊重するのであれば、やはり裁判で和解をしている。住民と自治体が和解をするのですよ。その自治体が変わったからといって、住民の意思がほごになってしまうということは、私はあり得ないというふうに思うのです。

そういう点からすれば、町長これから、まだ町政を担っていくわけですけれども、やはりその住民の意思は、私は先ほど話をしたように、引き継ぐべきものであり、引き継がなければいけないものだというふうに思うのです。そこに住む住民の意思がそうであるならば、それは引き継いでいくべきものだと。たとえ代表名が変わったからといって、住民の意思がほごになってしまうということは、私はあり得ないというふうに思うのです。でなければ、名前だけ変えれば、いつでもその住民の意思がほごになってしまうということになってしまうではないですか。私はそんなことはあり得ないというふうに思うのです。それが、私は地方自治の持っている本旨だと思います。いかがでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　先ほどから申していますように、一つのことを行うときに、全て両方が、大勢が、誰もが賛成をしていって進んでいくのであれば全く問題がないわけです。しかし、そうでない場合には、議会の中では多数決。それで、ほかのところで考え方が合わなかった場合には司法の判断を仰ぐ。これがベース、基本。今回の場合には、残念ながらそこのところで、中部の場合はそういうふうな和解があった、ほかの組織同士で。今回の場合には、この埼玉中部、ここのところがやっていることであるので、前の和解の当事者同士のことはかかわりがないのだという司法の専門家の説明を受けて、そうなのかということで、私をはじめとして、理事というか首長、ほかの市長、

町長、村長、そういう人の理事がいいだろうということで進めている。今はこういう状況でございます。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　経過は私も承知をしています。そういう面では、８カ所の用地選定そのものが、私は問題があったというふうに思います。

もう一度聞きますけれども、岩澤嵐山町長として、この住民の意思、司法で結論が出た住民の意思そのものがあるのをほごにするという結果なのですが、その結果について、岩澤町長個人としてはどうお考えですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　前のあれですね、和解の話。

〔「はい」と言う人あり〕

○岩澤　勝町長　その……

○青柳賢治議長　大丈夫ですか。

○岩澤　勝町長　では、もう一度お願いします。

○青柳賢治議長　もう一度お願いします。

○10番（清水正之議員）　用地選定から、多分理事に入っているということですから、その経過そのものは承知をしているのだと思いますけれども、８カ所の用地選定からそこに決めた。その決めたところは裁判で和解が結ばれている。その裁判の中身は、この地域に増設、新設はしないという裁判の中身ですよね。そういうところに、先ほど話ししましたように再び、名前が違うからといって、そこのところに決めていく。これは住民の意思という問題からすれば、当初のアンケートの結果よりも、あそこの場所に反対という人たちのほうが53.4％ふえてきているのです。過半数の人たちが反対を表明をしている。これが住民の意思ですよね。そういうところに再び建設をすると。建設予定地として決定をするということに対して、岩澤町長個人の考えはどうなのでしょうかということです。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　個人というのは、こういったことは全く関係ないので、小川地区衛生組合の構成員の嵐山町。そして、小川地区衛生組合がご承知のような状況にある。そ

して、あそこのところでは、施設を新しくしたり大規模改修はできない。それで、ほかの選択肢はどうなのだということで、衛生組合の総意として、ほかのところにお願いをできるところがあったらしたらどうかという決定をいたしました。その中で、今回の場所に移ったということです。

それで、そこの場所をどうか、嵐山町長としてどうかということでございますけれども、そこのところは今までの説明、そして今話をしているように、全く瑕疵があるというふうな説明はありませんで、問題がない場所なので、そこのところを地区の住民の方々にご理解をいただけるような努力をしていくという、組合としての今努力をしている。そういう報告を受けておりますし、そのことに関して嵐山町長としては、そのとおりでよろしいだろういうふうに考えております。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　なかなか個人の意見を述べるのは大変なのだろうなというふうに思います。地元の人たちは、再び裁判を起こすという表明もしています。裁判を起こすということは、相手は中部地区広域清掃組合の協議会になるのかどうか、よくわかりませんが、少なくもこの協議会に嵐山町は負担金として98万円払っています。裁判が起こるということは、その裁判費用をどこから出すかということになってくるのだと思いますが、町長は今話をしたように、住民の理解をいただけるように努力していくという話をされましたけれども、裁判が起こったときのこの裁判費用、各自治体が持たざるを得ないのだろうなというふうに私は思うのですが、町長は負担金そのものをこの協議会から裁判費用として、裁判費用としてという形で負担金が来るかどうかわかりませんけれども、私はそういう住民の意思を無視するような進め方に対して起こす裁判に、各市町村がそのことによって負担金がふえるということであれば、私はこの支出は認めていくわけにはいかないなというふうに思うのですが、いかがですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　判断の基準というのは、結果になるわけですけれども、それに取りかかるとき、一番最初のときというのがやっぱり何かが問題があるようなところであったり、あるいはいろんな瑕疵が今までのやり方の中であったりというような法律的な問題があるようなことなんか当然ですけれども、そういうようなものが全くない。そ

して、地域の人たちも大勢の賛同者がいて、しかも施設はこういうようなものをつくっていただきたい。それで、ここのところを大いに活用していきたいというようなことだとか、いろんな判断の中でだったわけですから、それらを嵐山町だけではなくて広域の市町村の代表の人、そしてそれぞれが抱えている市町村の人たちのご理解をいただきながら、ここのところまで来ているということですので、そういう過程も含めて、ぜひご理解をいただきたいと思います。

そして、そこのところに当たっていくのに当たって、最大限地域の人たちのご理解をいただけるように丁寧な説明をしていく、そういうことをこれから心がけていきましょうということを大前提にして事業を進めさせていただいているということですので、重ねてご理解いただけるようにお願いしたいと思います。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　地域の人たち、予定としては８カ所の候補地が上がりました。そういう面では、選定方法あるいは決定方法に私は瑕疵があるというふうに思うのですよ。きちっとした住民の合意をとらないままで選定をしていく。だからこそ、その合意をとっていれば、こんなこと起きようはずがない。合意がないから、きちっとした話し合いができていないから、まして代表が吉見の町長ですよ。だからこそ、そういう問題が起こってくる。私は、裁判費用をもし各町村で求めるのであれば、ぜひ理事だということですから、協議会が出すということはやめてほしい。嵐山町がその費用を一部でも捻出するということであれば、私は違うというふうに思います。冒頭お話をしましたように、住民の意思というものは、少なくも現時点でとれているというふうには思いません。そういう面では、一つはその裁判費用についての町長の考え方、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　裁判の話出ますけれども、この裁判と私どもが進めている、今度一部事務組合のやっていることというのは、裁判のあれとは違うのですね。ですから、そこをあれしていただかないと、そこのところからスタートしているのですから。ですから、そこのところをご理解をいただいて、ぜひ清水委員さんですからお願いいたします。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そうは言いますけれども、町長ね、私手紙をもらいました。手紙をもらった人からもらいました。その中でも、このまま推移すれば裁判起こしますよ。相手はだって、当然中部広域の清掃組合になるわけではないですか、現時点で。それは、いつ起こすかによるのでしょうけれども、仮にだって、それが解散してしまったら訴えるところないなんて、そんなばかな話はないわけですよね。そういう面では、そういう意思を住民の人たちは持っているということなのですよ。それはどう対応しようがしまいが、看板まで立てて、裁判にも訴えて、地域の人たちにビラも配って、そういうことを地域の人たちはやっている。それが、その地域の人たちの意思ですよね。これは止めようもない。

もう一つ、私はぜひそれを提案してほしいというふうに思うのです。その時点になったらね。

もう一つ、町長は町村会の副会長でもある。これは、先ほど町長言いましたけれども、順番で来るから副会長なのだということなのかもしれませんよ。でも、現時点ではそういう中心、要するに町村会の中心的な位置にいる。そういう意味では、私はこの用地選定そのものが非常に住民の理解を得ないままで進んできている。住民との相違が、溝がもう出てきている。地域が二分するような話だという話もあります。そういう点からすれば、私はこれをもう一度白紙に戻して用地選定をやるべきだというふうに思います。裁判になったら、できるものもできなくなってしまうのではないですか。果たして順調に工事が進むかどうかだってわかりませんよ。そういうことからすれば、町長が町村会の副会長であり、中部広域の理事でもある。そういう役職の中にいるわけですから、ぜひそれを協議会の中で提案をしてほしいと思うのですが、いかがでしょう。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　どうなるかわからないことについて、わかりましたと言うわけにいきませんので、今の状況をできるだけ地域の皆様にご理解いただけるように、しっかりお願いをしますということを協議会のところでは話をしていきたいというふうに思っています。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　どうなるかわからないということだから、一番いいのは白紙

に戻して一から出直すというのが一番いいと思います。でも、少なくもその協議会の中で白紙に戻して検討したらどうかと。裁判費用は協議会の中の負担金として出すべきではないという提案をしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　その考え方は全くありません。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　考え方はないと。提案することもやらないということだと思うのです。だとすると、町長がやるのは、あくまでも理解を求めるために努力をするという提案しかやらないということになるわけですね。そういうことですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　今進めているのは、最初から話をしましたように、小川地区衛生組合という話から始まるわけなのですよ。それで、そういう形でここのところまで来て、それで新しい会社をつくって、一部事務組合をつくって、それでそこのところで小川地区でやっていたようなものを、ようなものというか、そういう焼却の事業をしていきましょうということで合意をして、それで力を合わせて今進めているところですので、やめましょうという話はできませんということでございます。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　この事業を取りやめるということの提起ではありません。当然小川地区衛生組合だって、毎年毎年修理代がかさんできて、そういう面ではもうあと何年もつかというような状況ですから、そういう経過の中で来ているというのは私も承知をしています。そういう点では、どこかに建設用地を求めていくという方法を選んだわけですね。しかし、その予定地の選定の仕方が私は間違っているのではないかと。それこそ冒頭に町長の考え方、お話を聞きました。地方自治とは何かという、地方自治体というものは何なのかという話になるのだと思うのですが、用地そのものの選定の方法をもう一回白紙に戻して検討すべきだと。吉見町の中では、その用地選定方法に異議があるからこそ、住民の理解をとって進めていないからこそ、こうした事態が出てきている。まして裁判が起こった場合に、どれだけ建設が進むのか、そのことだって考えていかなければいけない話ではないですか。そういう面からすれば、

私はむしろ用地選定をもう一回やり直したほうが、あるいは建設が早まるという可能性だってある。そういった問題を含めて協議会のほうに提起をしていただきたいというお願いですけれども、いかがですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　先ほど申し上げましたように、全くその考えはございません。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　それは、岩澤嵐山町長としての考え方でしょうか。それとも、協議会というものが集合の団体という中の一員という立場での考え方でしょうか。どちらでしょう。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　小川地区衛生組合に加入をしていた嵐山町、その嵐山町の考え方のもとで今度のところに加入をして、ここまで進んできている。ぜひこのまま進んで、予定をする期限のときに完成をさせたいということで会議に参加をさせていただいている、こういうことでございます。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　ちょっと時間もなくなってしまいましたけれども、いずれにしても、町長そのものは白紙に戻すことも負担金を増額というか、負担金そのものも受け入れるという立場ですか。白紙に戻すこともやらない、提案しない、裁判費用の負担金も受け入れるという立場ですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　今進めていることに反対はできないということです。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　質問が一番最初に戻りますけれども、そういう面では、住民の意思がそこにあっても、それを方向転換するという考え方はないということになるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　当然今度のここのところを選択するに当たっては、広域ということも考えております。これが第一です。嵐山町はどう判断したらいいのか、そういうことを考えた中でこのところの選択をして、それでそこのところに係る経費、こういうものを議会の皆様のご了解をいただいて拠出をさせていただいている。こういうことでございますので、ここのところで唐突に反対ですと言うことはできませんということでございます。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　唐突にという話では、私はないのではないかなと、この経過を見たときにそういうふうに思います。そういう意味では非常に残念です。町長が進めてきた住民の、町長の基本理念である清潔・公平・平等という立場から考えると、今度の用地選定そのものも、現在進行している状況そのものも、私は町長の姿勢とは相入れないというふうに思います。そういう面では、やはり嵐山町の行政を担って、行政の先頭に立ってやっていただいている。その理念や考えが、私は十分協議会の中で発揮できていないのではないかなと。長いものには巻かれろではないですけれども、私は町長が持っているその理念をきちっと協議会の中に発揮をして、やはり言うべきことは言うという立場に立ってほしいというふうに思うのですが、最後です。考えをお聞かせください。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　議会の皆様も、また町民の多くの皆様もご支援をいただいている今の中部のこの事業、これを一日も早く完成できるように、長としての努力を惜しまないつもりで努力をしていきたいというふうに考えています。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　先ほど言いました。やはり町長が、岩澤町長がこの間担ってきた清潔・公平・平等という、この基本理念をぜひ私は協議会の中で十分発揮をして、その立場から協議会の中に２つの提案をやっていただきたいというふうに思います。その２つの提案は、先ほど言ったとおりです。用地選定について白紙に戻して、もう一度考え直す。裁判が起こった場合には、その負担金は市町村に求めない。その提案をしていくということをぜひやってほしいというふうに思います。

　そのことをお願いをして、終わります。

○青柳賢治議長　ご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間は４時10分といたします。

休　　憩　午後　３時５７分

再　　開　午後　４時０９分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　安　藤　欣　男　議　員

○青柳賢治議長　本定例会最後の一般質問は、受付番号９番、議席番号11番、安藤欣男議員。

初めに、質問事項１の消防団体制について、どうぞ。

〔11番　安藤欣男議員一般質問席登壇〕

○11番（安藤欣男議員）　第11番議員、安藤欣男でございますが、質問に立たせていただきます。

その前に、町長には大変一般質問でご苦労さまでございますが、町長の責務の重大さというのを、座っていながらご苦労さんですねえというふうに思いました。最近テレビでは、安倍総理大臣が日本の国の生命、財産、それを守るのは内閣の責務だと言っています。地方自治体に当たりましては、首長である町長が、その地方自治体の生命、財産を守る責務を負っているというふうに私は思っております。そういう面では、この嵐山町が交通事故、死亡事故ゼロ、これが入ってきますと1,218日記録を更新しております。平成23年２月８日以来という、これ本当に記録的なことだと思うのですが、これも嵐山町が落ちついた状況にあるからということだと思っております。

私は消防体制についてご質問をさせていただきますが、この消防団の管理者は町長でございます。町長が管理者であって、各町村消防団があります。常備消防におきましては広域でやっておるわけですが、常備消防と一体となって消防団が活動をしているということは、あえて私申しわけないことだと思いますが、ここであえて言わせていただきます。

質問は、２項目にわたりましてご質問させていただきます。

まず第１は、消防団体制についてでございますが、消防団員団長以下、本当に献身

的な努力をされて消防活動に当たっていただいておりまして、感謝にたえないところでもございます。

平成26年度、新しく団長が変わったり団の役員が変わったりしてスタートしておりますが、ただ近年自然災害の多発、ゲリラ豪雨とかそういったものが起こったり、竜巻が起こったり、あるいは社会要因といいましょうか、などのそうした昼間、夜が逆転しているような人たちも出てきておる。また、高齢化社会の進展もありまして、防災面でも新しい課題ができているというふうに思われます。そういう面では、新しい視点で消防体制づくりをしなくてはいけないのではないかなというふうに思っておりまして、ここでお聞きをいたします。

（１）ですが、団員確保の現状と各部の運営で、現状課題があるのかどうかお聞きをしておきます。

それから、（２）ですが、近隣市町村では女性消防隊員あるいは女性消防団員の設置、確保と書いてありますが、確保が進んでおります。本町における取り組みの方向性について、まずお聞きをしておきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　それでは、質問項目１の（１）からお答えをさせていただきます。

まず、団員確保の現状ですが、本年４月１日現在の団員数は、定数93名のところ欠員２名で91名です。欠員が生じておりますのは、１分団１部と１分団３部で各１名の欠員です。しかしながら、団活動に大きな支障が出ている状況ではございません。

次に、各部の運営上の課題でありますが、まず第１に団員の中でサラリーマンとして勤める団員がふえたことによりまして、平日昼間の火災ですと、役場職員以外の団員がなかなか参集できないという状況になっております。

第２に、将来的課題になりますが、平成19年６月施行の道路交通法の一部改正で創設されました中型免許への対応が挙げられます。嵐山町にある５台の消防車のうち３台は中型自動車に該当いたします。少なくとも現在24歳以下の方は中型免許を取得しなければ、この３台の消防車を運転することができません。現状でも１分団１部に２名、２分団１部に１名ほど消防車を運転できない団員がおります。今後は、この中型

免許の取得が団員確保の支障になってくると懸念をいたしておるところでございます。

続きまして、（２）についてお答えをさせていただきます。女性消防団員につきましては、総務省消防庁が団員定数の10％まで女性の割合をふやそうとする方針を打ち出したこともあり、全体の消防団員数が減少している中で、年々右肩上がりに増加をしております。平成25年度の統計では、全国の消防団員のうち2.4％が女性でございます。また、全消防団の６割で女性消防団員が活躍しております。女性団員の主な活動は、ひとり暮らしの高齢者宅訪問、地域住民に対する防災啓発、応急手当ての普及指導、住宅用火災警報器の普及促進、あるいは広報活動や放送活動などで幅広く力を発揮していただいております。

比企広域管内では、東松山、吉見、小川、ときがわ及び東秩父の各消防団に女性消防団員が所属しております。一方、嵐山、滑川の２町では女性消防団員はおりません。今まで女性団員の確保について改めて消防団の意見を聞いたり、消防審議会でご検討いただいたことはございませんので、まずは消防審議会に諮問し、検討してみたいと考えております。また、あわせて消防団の中でも意見交換をしていただくよう要望してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　ありがとうございました。

（１）の関係でございますが、欠員は２だということでございます。ただ、欠員が２であっても、各部に聞いておるかどうかわかりませんが、実際入団した、あるいは１～２年でやめていってしまう、あるいは団員になっているけれども、出られないでいるというような人がいるのかどうか聞いておりましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

課題が結局そこで起こってくる……

○青柳賢治議長　安藤議員、今の人数まず確認よろしいでしょうか。

○11番（安藤欣男議員）　はい。

○青柳賢治議長　今の件について答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　今のご質問でございますが、確かに何人というふうには聞い

ておりませんが、ここのところではやはり１年、あるいは入って半年とか、そういったことで退団をされる団員さんもいらっしゃるというように聞いております。

その場合には、途中での追加といいましょうか、募集というのがなかなかできなくて、欠員補充ができないという実態はあるというふうに聞いております。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　そういうことが起こっているのではないかなというふうに想定をしたところです。というのは特別点検等でも、どうしても仕事の都合で出られない人がいるとはわかっていますが、欠席者が非常に多くなってきているということから想定して、結局これは部の運営にも支障が出てくるのかなというふうに思うのです。

この辺の問題とも絡まるわけなのですが、消防団の体制に今のところ問題はないということなのですが、団のほうにはないのだと思うのですが、各部の中では出てくるのだと思うのです。特に昼間の団員が少なくなってきておる。これは社会要因だからやむを得ないのですが、それの補充のためといいましょうか、昼間町内で働いている企業、あるいは特に役場の職員、あるいは農協の職員とか、そういう方の団員になっている人数というのは把握しているのですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　今昼間、嵐山町内の企業にいらっしゃる方、これについてはちょっと把握しておりません。しかしながら、今議員さんご指摘のとおり、嵐山町の役場の職員は今20名、団員として所属しております。それ以外の町内企業、あるいは町外、東松山ですとか近隣、そういったところにどのくらいの団員さんがいらっしゃるか、ちょっとそれは把握しておりませんので、それを把握する必要があるというように考えております。

そして、今ご質問の昼間の火事等の出動、こういったものに対して先ほど課題として、役場の職員以外で自営業の方はもちろん参加していただいていますけれども、人数的には少ない。一般の火災の場合にあっては、それでも何とか今間に合っているという状況だと思うのですが、いざこれが災害が起こった場合とかになりますと、そういった場合には役場の職員は、今度は防災体制の中の一員ということになりますので、そういったところの対応が必要になってまいります。

その中で、今課題となっておりますのが、本年度ですか、地域防災力の充実強化に

関する法律、これができまして、消防力の強化の法律案ができました。この中でうたわれておりますのが、まず１点は事業者の協力というものがうたわれております。事業者は、地元の消防団、そういった活動に協力をするということが定められております。また一方、町はその事業者に対してそういった協力体制をお願いしていく、推進をするという役割が、この法で定められております。

この辺につきまして、議員ご質問の町内企業に勤めていらっしゃる方、その団員さんがどのくらいいらっしゃるか。その企業を調べた上で、町といたしましても今後、昼間の火事等への出動、あるいは協力というものについても、町としてもお願いをしていかなくてはならないというように考えております。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　団員確保が難しいという状況は、もう何年も続いております。ただ、そういう中で、団員が抜けることができないと、どうしても長くなってきてしまうということが起こって、悪いほうに回転しているのかなと思うのです。役場の職員の方が20人もこの団員になっているということでございますが、なかなか特に役場の職員は抜けられなくなってきているのではないかなと思ったりするのですが、私は消防団員を経験して、その方が退団してから地域に戻って、地域でいろいろ防災活動に当たる、あるいは戦力になるというふうに思っているのです。ですから、本来は回転で団員確保がスムーズに回転する。しかも、それが新陳代謝にもなったり、そのためにどうするかということになるのですが、やっぱりこの消防団について、地域でもう少し考える必要があるかなと思うのです。

今、団員の募集について、それぞれの持ち場の中で地域は分かれておりますから、１分団のこの守備範囲、１分団１部の守備範囲、１分団２部の守備範囲、そういう守備範囲の中で団員の確保が任されてやっておるわけですが、それをその地域の区長さん、主に区長さんですが、区長さんにもお骨折りいただいて、この団員の確保をしていくと。あるいは地域に、ここのところは何人ぐらい出してほしいよというようなことをやっていくことの新たな視点になるのかなと思うのですが。

余談になりますが、私どもこれは老人会ですが、やっぱり区長さんに呼びかけをして、区長さんから区の新年会に話をしてもらうと。そうしたら、古里ですが、今回は大変大勢加入があった。やはり地域で、地域の問題として捉えていく必要がまたあるのではないかと思うのですが、これについて担当としてどんな捉え方をされています

か。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えさせていただきます。

全く議員さんのおっしゃるとおりだというふうに考えております。そこで、町長のほうからも、まず地元の嵐山消防団は地域の消防団だという意識を持っていただく。より身近に感じていただいて、自分たちを守る消防団が自分たちの地域から出ているのだという意識を持っていただきたいということで、町長からも区長会議のときにそのお話をしていただきまして、ぜひ嵐山消防団には地域の各字から最低１名は団員を確保していただきたいというお話をしていただきました。その効果もございまして、大分各字から団員が出てまいりました。

それともう一つは、やはり自治消防との関係でございます。この辺のところについても、消防審議会の中でもご審議をいただき、自治消防としてあった地域にあっては、嵐山町にあっては嵐山消防団をまず第一として考えていくという姿勢を明確にいたしまして、その中で自治消防を解散をしていただいて、それを嵐山消防団の団員として入っていただくということでご理解をいただいたところでございます。

今議員さんおっしゃられましたとおり、ただ区長さんも非常にその辺は理解をしていただいておりますし、何よりも嵐山の消防団の団員がみずから、その地域の中に入っていこうという姿勢を非常に明確に出していただいておりまして、今自主防災会で行っております防災訓練、あるいはその地域で行っております機材の点検、そういった中に消防団みずからが入っていただいて指導をいただいたり、あるいは助力を、助手というか支援という形で入っていただく。そういう消防団としての努力もしていただいております。地域の呼びかけ、そして消防団のそういった地域に入っていくという姿勢、これがさらに進んでいくように、町としてもその仲立ちをしていきたいというように考えているところでございます。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　町としても仲立ちをしていきたいということでございます。聞くところによりますと、今嵐山消防団の中で一番地域との連携がうまくいっているのが１の２だと思っています。ここが非常にやっぱり通常交流があるというか、団との地域との交流があるのですね。

ですから、やっぱり後援会をつくったから、後援会費を全町で集めて分配します。その各部から、では決算報告はこうですよというので回ってくるだけです。ですから、そういうのだとやっぱり消防団と地域が何か離れてしまう。ですから、団員確保も含めて、通常のこの連携が指導されるとなおよろしいのかなというふうに思っております。この点についていかがですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　私もそのように本当に思っております。と申しますのは、今消防団の皆さんにも機会があるたびにお話をさせていただくのは、今消防団は消防団という本来の目的は当然あるわけですけれども、嵐山町の中にあって、いわゆる若い世代の横のつながり、一つの目標を持ってつながりのある組織というのは、この消防団以外にはないのではないかと。それも全町的なものとしてあるのは、この消防団以外にはないのではないかなというふうに私はちょっと思っております。

そういった中で、若い皆さん方がせっかく一つの目的を持って、この消防団という組織の中に入っていると。この皆さんが、やはり嵐山町を、一緒に地域を考えていただくと。この消防団の組織を大きくしていく。消防力という組織だけではなくて、またもしかしたらそれを通じた違ったつながり、地域とのつながり、これができてくればさらにいいのではないかということで、ぜひ皆さんもお願い、消防団として活動するだけでも大変なのですけれども、地域の中にも入っていただいて、若い人たちと交流を図るというような活動もぜひ広げていただければというようなお話もさせていただいております。

それだけに、この法律の中でも、消防団はただ消防力の強化という位置づけではないのですね。地域の自主防災会を含めた指導、リーダー的な立場で重要な立場だと。しかも、これはかえることのない組織だというふうにこの法律はうたっております。全くそのとおりだというふうに考えておりますので、町としてもそういった支援、横の広がりといいましょうか、若者世代の広がりとしても、この消防団には期待をいたしておるというところでございます。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　団を守るということだけでなく、団員そのものが消防団に入っていろいろ勉強を、いろんなさまざまな職種の方々と交流するわけですから、本当

に勉強になるのだと思います。人づくりの場とすれば、最高の人づくりの場であろうというふうに思っておりまして、いろんな面から消防団の活動に、町ができることを精いっぱいやっていただきたいと。これは、後でまた町長にも答弁いただきますが。

この消防団、その次に、団員を欠くことの後に、これ次に進みますが、タンク車があるところが中型免許が必要だと。団員で持っていない方が出てきていると。将来、非常にこの問題が大きくなるかなというふうな懸念が出されました。私、団のほうから要望だということで、まあそうなのかと思ったけれども、将来的に問題が起こるであろうというふうには想定はしておりました。と同時に、消防団がこうして常備消防が充実する中で、タンク車を持つというのは大変な負担を団員にかけるというふうには思っております。

ただ、買うときには、どうも団員は戦力、いいものを欲しがりますから、どうしてもこうなってしまうのですが、この中型免許の問題につきましては、これから課題になると思います。それがネックで入らないという人が出てくる可能性も十分ありますから、その中型免許に対する、取得に対する対応も、公安委員会あるいは部でやるか町でやるか、いずれにしてもこの問題もいずれ考えなければいけない問題なのではないかなと思うのですが、これについていかがですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　これが先ほど申し上げましたように、一つの将来的な課題かなというふうに考えております。そこで、嵐山町では消防審議会で、この車両の問題について今後の嵐山町として消防団車両をどうしていくか、これを審議していただきました。25年度に１の２の車両が入りました。そして、この次に更新の時期を迎えますのが、31年に２の２が車両の更新を今予定をしております。ここで若干あくわけでございます。

町の消防審議会での一つの基本方針というものを出していただきまして、今後買っていく、31年以降に買っていく車両については、基本的にいわゆる中型免許ではなく、小型免許で運転できる車両を購入していくということは基本線として決めていただきました。ただし、これは嵐山町としての基本方針でございます。これは、町長のほうからも消防本部のほうにも言っていただいているのですけれども、広域としてそれぞれの町の消防団がどの車両を購入するかということではなくて、消防本部として広域

の常備消防と非常備消防のあり方、そして配備すべき車両、こういったものの基準をぜひ本部で出していただきたいということを町長からも意見として言っていただいております。私も、そのように幹事会等ではお話をさせていただいております。

なぜかと申しますと、これは嵐山町だけの問題ではなくて、広域管内の各市町村の全ての消防団の問題なのですね、この免許の問題は。そういったことを含めて、この免許の取得に関しても今後起こって、近々起こってまいりますこの問題に嵐山町がどうするかではなくて、例えば補助制度、免許取得の補助制度を設けるのであれば、基本的には消防本部としてそういった補助制度を設けるとか、統一的な管内市町村の対応が図れれば一番いいのではないかなというふうに考えております。

ですから、私どもとしますと、消防本部のほうにそういった制度改正といいましょうか、対応策をまず一つは意見として申し上げていきたい。それがもしなされなかった場合については、やはりもう一度消防審議会、嵐山町としての対応として、消防審議会あるいは後援会含めた今後の対応策というのは、やはり考えていかなければならないだろうというふうに考えているところでございます。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　大変前向きに、ただ確かに消防は嵐山町だけではありませんから、広く考えなければいけないということは理解できます。ひとつ前向きに、前向きといいましょうか、私は基本的には余り消防団員に負担かけないことが大事だというふうに、後でまた出てきますが、思っております。

したがいまして、私は消防団長で世話になったことがありますが、そのときにタンク車は買わない。要望は出されたのだけれども、だめという決断をしました。そのかわりに、違う消防力が上がるようなものをつくります。なぜかというと、即水というのはほとんどないのですよ。ほとんどない。消防団が行って即水して消火というのは、ほとんどないというふうに私は思っておる。でも、タンク車は持っておるところは大変な負担がかかります。そのことだけは申し上げておきます。

それから、中型免許についても、また審議会等でもいろいろ方向性を出していただけるかと思うのですが、それは一つ要望しておきます。

次に、（２）に行きますが、女性消防隊員の関係ですが、残っているのというか、近隣では嵐山町と滑川だけになったということです。それぞれ時代の趨勢の中で隊員を置いているのだと思うのですが、この近隣で消防隊、消防団員、どのくらいの確保

をされているのか、それだけは聞いておきたいと思います。

それから、これは嵐山、この議会でも平成13年に特定事件で上げているのです。その議会が、当時の総務委員会が千葉市に行って、そこで消防隊があるということで大変参考になって帰ってきたと思うのですが、その中にも女性消防隊員のことは書いてあります。したがいまして、近隣の状況等も聞いておければと思いますが。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　それでは、近隣の状況をちょっと申し上げさせていただきます。

まず、東松山の消防団、女性団員が現在９名でございます。それから、吉見消防が７人、小川が８名、ときがわが13名、そして東秩父が４名という女性団員が所属をしております。

なお、もう一点申し上げますと、この女性団員の定数、これを定めているのが吉見、吉見は女性団員の定数を10というふうに定めております。それから、ときがわの消防団が15と定めております。東秩父消防団が６人程度というふうに定めているようでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　消防隊、消防団の中に、定数の中に入れているのか。あるいは、消防隊として別に組織をされているのか、その辺はいかがですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　女性団員を加入するについて、定数をふやしたところは吉見、吉見の消防団が10人の増ということで定数をふやしております。それ以外のところについては、定数については変更しておりません。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　答弁でもありましたが、女性消防隊員、この仕事が近年ふえてきているのですね。ただ、ふえてきているけれども、ではどれだけの資格を与えているのかということがあったり、いろいろしてあります。ただ、そうは言いながら、啓蒙あるいは高齢者宅の訪問とか防災啓発、いろんな仕事は男性よりも女性のほうが

何か当たりがいいのかなと思ったり、消防団も何か近代化したなというふうな感覚も受けるのではないかなというふうに思っております。

審議会等で今後検討してみたいと考えておりますということなのですが、今年度すぐ、すぐといいますか、今年度中に新たに審議会でこの問題を検討に入るのかどうか。その辺も含めて、団員の確保の、団員の置かれ方の問題等含めて、町長さん、答弁いただけますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　団員については、基本的な考え方といいますか、消防団の基本的な考え方というのをちょっと話させていただきますが、今までとすると火事は消防署、常備にお願いをする。そして、消防団は後方支援ということが大原則で来ました。その中で、女性消防士というものをほかのところではどういうふうな位置づけにしているのかというのは、私ちょっと不勉強なのでわからないのですが、やはり女性団員に入っていただくということになると、女性の消防団員にお願いをすることというのは、おのずから限られてくると思うのです。

それで、嵐山町の場合には女性消防団員は、しばらく前の話ですけれども、消防団員は女性は入れないで頑張っていこうと。男性だけで火消しをする仕事なので、入れないで頑張っていこうということで、嵐山町は女性を入れないのだという話も聞いてきたわけですけれども、また女性を入れるということになったときに、重ねて言いますけれども、どういう仕事をお願いをしていくのか。今までと同じような後方支援でいって、ホースを持って筒先持って水を出すということはちょっとどうなのかなというような感じもしますので、そこをしっかり考える必要はあろうかな、ほかのところも聞いたらどうかなという感じもします。

それで、いいなと思うのは、今消防の団員の不足問題。そういう中で、今お話いただきましたけれども、地域との連携をとりながら、連帯をとりながら、情報をやりながら、地域のどこにもこういうふうな形で消防団員という、消防団というものを意識をしてもらうということで、それには男だけではなくて女の人も入るということになると、地域の中で誰々さんが消防団員というのが地域の中にあると、また違った認識が出てくるのかな。消防団に対する親しみ、近さというのかな、そういうようなのもできてくるのかなというような感じもします。

ですから、どういう形で活躍をしてもらうようにしたらいいのか。この答弁の中にもありますように、高齢者宅を訪問するとか、応急手当ての普及指導だとか、住民に対する防災の啓発だとかいうことというのは、今の消防団員とするとこれは、こういうことは少ないのかな、薄いのかなというような感じがしますので、こういうことをするのであればいいと思うのです。だけれども、今までと同じような後方支援に限っていこうということであるとすると、しっかり考えたほうがいいのかな、そんなふうに思っています。

人数的には、ですから現状で先ほど報告あったように、そんなに特別消防団員として、消防団として、非常備消防の傘下に入ったときに不足をしているというか、力が劣っているというような状況はないという話でございますので、人員をすぐすぐそういう意味でふやす必要は今ないかなというふうに思っています。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　今の答弁漏れがというか、それは課長から聞かせてもらいますけれども、一つは審議会いつ開くのですかということを申し上げたのですが。

近隣の女性消防隊員が置かれているところ、これについては定数を定めているところ、条例を改正しているのですね。だから、定数を定めても、その範囲内でということで緩やかなものがあるのだと思うのです。

消防隊の任務とか、今町長からおっしゃられた任務だとか、では消防隊をどういう、別枠の消防隊にするのか、団員の中に入れるのか、団の各部の中に入れるのか、そういうことについては、私は近隣の状況プラス・マイナスあると思うので、それは審議会でよく検討して方向性を出していただければよろしいかなと思うのです。ですから、それを今年度中に始める予定があるかどうか、それだけは聞いておきます。

○青柳賢治議長　では、答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　第１回目の答弁の中でも書かせていただきました。いい機会だというふうに思っております。改めまして、女性消防団員について消防団の中での議題として協議をしたことはないというように聞いておりますし、消防審議会の中でも、この議題を取り上げたことはございません。

そういったことで、まずは大事なことは消防団の皆さんがどのように考えて、定数問題含めて、定数というよりも各市町村でその定数の定義というのがちょっと曖昧な

ところもありますので、そういったことも含めて、まずは消防団の中でよく女性団員の加入について、まず１回はしっかりと協議していただきたいなと。それをもって消防審議会に、団長も消防審議会の会員というか委員になっておりますので、そういった中での意見交換ができればなと。今年、ぜひ議題として上げさせていただければなというふうに考えております。

◎会議時間の延長

○青柳賢治議長　ここで申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　２番目に移ります。

○青柳賢治議長　どうぞ。

○11番（安藤欣男議員）　消防応援協定についてでございますが、今町長から消防団は後方支援だということが出されましたが、まさにそのとおりでございます。小川消防署が新しくこちらに移転をされました。本当に機能がアップされたわけですが、これはバイパス沿いに来たものですから、嵐山町にとりましては、前よりよほど消防力が上がったというふうに私は思っています。救急出動にしても、大変機能がやりやすい場所に出てきて、嵐山町の消防体制はよくなったなというふうに思っております。ただ、消防団には近隣市町村に応援協定というのがあるわけです。火災が発生した場合に出動し合うという応援協定があるわけですが、申し合わせがありまして、これも各団ごとに近隣と申し合わせをやっておるわけです。

（１）の各部の出動範囲についてはどうなっておりますか。

それから、（２）の出動の指令の体制についてお伺いをしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　それでは、小項目（１）のほうからお答えをさせていただきます。

議員のご質問は、各部の出動範囲についてでございますが、嵐山消防団の出動範囲

としてお答えをさせていただきます。嵐山消防団の出動範囲は、原則として嵐山町区域内の火災に限られております。また、近隣市町の消防団と応援出動の協定や申し合わせというのは特別、協定書というような形ではしておらないようでございます。ただし、団本部会議において応援出動の範囲や種別を取り決めておりまして、比企広域管内の東松山市、滑川町、小川町、ときがわ町には嵐山町と隣接する大字のみに出動をしているというような状況でございます。なお、この場合におきましても、出動は１隊として、２隊を出動することはないということでございます。

続きまして、（２）についてお答えをさせていただきます。嵐山消防団の出動指令体制ですが、団員は団長からの指令を待って出動するのではなくて、火災情報を得た段階で出動しております。団員が火災情報を知る手段は、消防本部から配信される携帯メールと消防無線の傍受の２つがあります。まず、携帯メールですが、平成21年６月に消防本部が導入したもので、団員に対しては嵐山町内の火災のみ配信されます。次に、消防無線の傍受ですが、嵐山消防団ではこの受信機を全団員に貸与しております。団員は、自宅の寝室や居間または事務所に設置し、受信機で流れる火災指令が、事前に団本部会議で定めた出動範囲や種別に該当すれば出動しております。

嵐山消防団の火災出動に対する方針は、団長の指令を待つのではなく、事前の取り決めによって出動することで、何よりスピードを重視した出動体制をとっているというような状況でございます。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　ありがとうございました。

この出動の範囲、隣接の大字のみの応援出動をしておりますという、この隣接の大字のみという、このところがちょっとわからないのですが、大字というか、その隣接する消防隊が出るというのか。ただ、この後ろには、出動は１隊として２隊出動することはありませんということですが、これをもうちょっとかみ砕けませんか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　具体的な大字というのは、ちょっと私もわからないのですが、例えば古里であれば小川の接するところというところだと思います。

２隊は出動しないというのは、仮に今２隊が出動、例えば１の１と１の２が一緒に出動したといった場合には、話し合いでどちらか１隊が戻るというのでしょうか、応

援出動は１隊だけと。というのは、当然嵐山町内で同時刻に違うところで火災があった場合には、２隊が行ってしまいますと、残りが３隊ということになってしまいますので、基本的には嵐山町の区域内が出動範囲ということなので、応援出動は１隊のみということで、話し合いによって２隊出た場合はどちらかが戻るというような形で対応しているというように聞いております。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　団で決めている応援ですから、ただ、今出動体制、出動指令体制まで一緒に質問させていただきますが、例えば滑川町に火災が発生したと。大字和泉あるいは大字伊古だったという場合に、２の２が出ていく。また、もっと向こうだと菅谷１の１が出るところもあるでしょう。あるいは、その隣接ですから。そうした場合に、相手の消防団、これは出動体制が嵐山は即出ていく。あるいは、滑川の場合には、即は出ないのですね。そうしますと、嵐山消防団だけが応援に行くということでございまして、そこのところが曖昧だというふうに思っているのです。よく小川町から奈良梨の消防が古里のほうに来ているの見ます。お互いに連携するというのはいいわけですが、応援協定のみでなく、今答弁をいただきましたが、嵐山町の消防出動体制という指令体制、これが話されましたから申し上げますが、町長からもありましたように後方支援ですと。

常備消防がこれだけ充実をされ、あるいは常備消防はそれなりの仕事はありますが、常備消防の指令を聞いてみますと、「火災が発生しました」と。「どことどこの隊が出動せよ」という指令をきちっと出しているのですね、消防本部は。団については、これは出していません。団は消防団が、答弁にもありますが、消防団長が出すということになっています。ただ現在、この消防団員はそうはいいながら、傍受で出動しております。傍受ですので、それもとは各部に２～３台だったのですが、今は各団員がかなり持っているのではないかと思うのです。自宅の寝室だとか居間に置いたりして、その指令の情報が流れるものですから、それを聞いてさっと出ていく。それは確かにスピードがあっていいわけですけれども、そうはいいながら、出かけました、あるいは車庫まで行ったら消えてしまったとか、それはそれでいいのですけれども、消防団には出動指令というのが４段階あるのですね。第１出動、第２出動、第３出動、第４出動。ここの、なおかつ特命出動というのがあるのです。３階以上の建物の火災の場合には、はしご車が出た、これが特命出動。

第１出動というのは、枯れ草火災、車両火災、その他小さな火災。ただ、消防団の決まりの中には、昔からこれは40年も50年も前と同じ状況が続いております。昔はサイレンだけだった。サイレン聞くと、さっと出ていった。そうでないと、どこが火災だかわからないのですから。今は、傍受で動けるような状況になってきた。ということは、どこで火災が起こっているということはわかるわけですよ。ですから、出動体制というものは組めるのですね。心構えを持ってもらう。まずは心構え。

第１出動、第２出動をかけていただくということの中で出動するというのが、私は団員に余り負担もかけないし、昼間いる者だけはどうしても火災が起これば当然出てしまいますから、うちにいる者が本当に負担がかかってしまう。特に負担がかかる。ですから、ここのところもどこか、新しい時代になってきているわけですから、今はメールあるいはライン、そうしたものがあります。だから、そういうものの活用というのができる時代になっているのではないかなというふうに思っております。これは、その辺の認識はいかがでしょうか。まず、そのことだけ聞いておきます。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　実は、大変恐縮なのですけれども、今回安藤議員のこのご質問をいただきまして、消防団のいわゆる出動の指令体制というの改めて団員に聞いたわけでございます。どこの団も、嵐山と同じような形で出動しているのかなと。嵐山だけではなくて、ときがわやほかのところも同じような形で出動しているのかなと、私は団員の経験がございませんでしたので、そう思っておりました。しかしながら、嵐山だけがこのような体制で、みんな団員が受令機を持って、そしてもう指令を待たずに飛び出していくと。飛び出していくという言い方はおかしいのですけれども、ちょっと聞いた話だと、場合によってはときがわに出動していったら、ときがわの隊が来ていなくて、まだ嵐山のほうが早かったなんて、こんなようなお話も聞きました。

これは安藤議員にご質問をいただいたわけですけれども、これも議員さんの団長時代からの一つの伝統なのかなというような、そういった嵐山町の消防団の、やはり指令を待たずに出ていって、どこよりも早く消火活動に入るのだと。これは一つのやっぱり消防団の、嵐山の消防団のいいところだったのだというふうに思います。

しかしながら、一方規則を見てみますと、やはり団長の指令のもとに団員は動くのだということ。それから、管轄については、消防団は許可を受けないで管轄区域外に

火災、水防等の出動をしてはならないのだというのが規則ではあるのです。そういったことを考えて、今は一つのいい機会だというように思います。と申しますのは、今後デジタル化が28年の５月をめどに始まります。そうしますと、今各団員が持っております、いわゆる受令機、これは使えなくなります。そうすると、その消防本部からの火災の情報をとるのは、携帯のメールでとる以外にはなくなります。受令機は、事務所、消防車庫とそれから車両の中に置くということになりますので、今のような受令の仕方というのはちょっとできなくなります。

そういったことも含めて、いい機会でございますので、そういった指令体制、これももちろん団員の中で意見を聞きながら、より今議員さんおっしゃられたような本来の活動範囲、あるいは消防本部との、広域との関係、常備と非常備との関係、こういったものをしっかりともう一度ここで見直すいい機会なのではないかなというように考えておりますので、そういった点も提案をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　これは嵐山町だけの問題ではありませんで、今課長からもありましたように、指令体制が変わってデジタル化になるということですから、そこのところも喫緊にして、これは管理者からも広域の消防本部とよく打ち合わせをしていただくとよろしいかなというふうに思っております。

ただ、私は団員の負担の軽減するためのことを言っているわけですが、そうはいいながら消防の団員の士気の問題というのは揺るぎないものをつくっていただきたいというふうに思っております。そういう面では、特に今危険を伴う現場での仕事があるわけですから、消防団は火災だけではありません。したがいまして、訓練については今もやっていただいておりますが、団員の訓練は特に現状を下回ることなく、一層訓練はしていただきたいというふうに思っております。消防の訓練というのは、事故が起こらないための訓練ですから、その辺は消防団ともよく話してみるということですから、訓練についてはきちっとやってほしいということは強く要望はしておきます。

そういうことで、新しい時代というか、時代が大きく動いて交通事情、道路事情が変わったり、あるいは通信機器が変わったりしておる中で、この消防の問題というのは新しい視点で考えていく必要があるというふうに私は思っておりますので、あえて

ここで質問に立たせていただきました。消防は、特に生命、財産を守るために町長から委託するエリートの集団です。これについて、町長としても消防体制をどうするかという問題も含めて、決意をいただければありがたいというふうに思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　ご提言をありがとうございました。おっしゃるとおり消防の大先輩ですので、いろいろ詳しいところもあれなのですが、今ありましたところというのはいろんなことと、それぞれが全て問題点なわけですね。そういうものをクリアをしていかなければいけない。

それで、消防力の話が出たわけですけれども、本当にこういう時代で、今も雨がたくさん降っているわけですが、消防力そして防災力、そして地域力、この前の雪もそうですけれども、こういう人口減少の中で、消防団の消防団員ちょっと足りないから女性の力をということだけでなくて、消防力、防災はどうだ、今度地域力はどうだということで、そういうことを総合力としていろんなところに応援ができる体制をつくっていかないと、いろんなところでいざということになるのかなという感じがいたします。

ですから、地域の中でいろいろ連携をとるようにとか、またいろんな出動だとかエリアだとか、お話いろいろいただきました。そういうことを参考にして、今言ったように消防力、防災力、そして地域力、こういうものを上げて、嵐山町を安全安心な町にしていきたいというふうに、消防団員の皆さんと頑張っていきたいというふうに思っています。ありがとうございました。

○青柳賢治議長　ご苦労さまでした。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　５時１３分）

平成２６年第２回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第４号）

６月１１日（水）午前１０時開議

日程第　１　報告第　１号　専決処分の報告について

日程第　２　報告第　２号　専決処分の報告について

日程第　３　報告第　３号　平成２５年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告について

日程第　４　報告第　４号　平成２５年度嵐山町一般会計事故繰越し繰越計算報告について

日程第　５　報告第　５号　平成２５年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告について

日程第　６　承認第　２号　専決処分の承認を求めることについて（平成２６年度嵐山町一般会計補正予算（第１号））

日程第　７　承認第　３号　専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例等の一部を改正）

日程第　８　承認第　４号　専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正）

日程第　９　同意第　２号　嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第１０　議案第２６号　嵐山町社会教育委員設置条例の一部を改正することについて

日程第１１　議案第２７号　平成２６年度嵐山町一般会計補正予算（第２号）議定について

日程第１２　議案第２８号　平成２６年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第１号）議定について

日程第１３　請願第　１号　手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願

日程第１４　閉会中の継続調査の申し出について

追加

日程第１５　議案第２９号　工事請負契約の締結について

日程第１６　発委第　１号　手話言語法制定を求める意見書の提出について

日程第１７　発議第　９号　ＨＰＶワクチン健康被害に関する公的支援制度を求める意見書の提出について

日程第１８　発議第１０号　軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出について

日程第１９　発議第１１号　憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出について

日程第２０　発議第１２号　労働者保護ルールの改悪に反対する意見書の提出について

日程第２１　発議第１３号　教育委員会制度改革の中止を求める意見書の提出について

○出席議員（１３名）

１番　森　　一　人　議員	２番　大　野　敏　行　議員
３番　佐久間　孝　光　議員	４番　長　島　邦　夫　議員
６番　畠　山　美　幸　議員	７番　吉　場　道　雄　議員
８番　河　井　勝　久　議員	９番　川　口　浩　史　議員
１０番　清　水　正　之　議員	１１番　安　藤　欣　男　議員
１２番　松　本　美　子　議員	１３番　渋　谷　登美子　議員
１４番　青　柳　賢　治　議員	

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	山　岸　堅　護
書　記	岡　野　富　春
書　記	久　保　かおり

○説明のための出席者

岩　澤　　勝	町　長
安　藤　　實	副　町　長
井　上　裕　美	総務課長
中　嶋　秀　雄	地域支援課長
中　西　敏　雄	税務課長
山　下　次　男	町民課長
石　井　　彰	健康いきいき課長
青　木　　務	長寿生きがい課長
植　木　　弘	文化スポーツ課長
大　塚　　晃	環境農政課長
山　下　隆　志	企業支援課長
根　岸　寿　一	まちづくり整備課長
新　井　益　男	上下水道課長

内　田　　勝	会計管理者兼会計課長
小久保　錦　一	教　育　長
簾　藤　賢　治	教育委員会こども課長
大　塚　　晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○青柳賢治議長　皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、平成26年嵐山町議会第２回定例会第８日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

○青柳賢治議長　ここで報告いたします。

まず、本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第１日に文教厚生常任委員会に付託し、審査願っておりました請願第１号　手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願の審査報告が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会において、常任委員会所管事務調査報告の中に、町に対する要望事項等がございました。こちらの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じます。

次に、意見書の提出についての議案が提出されましたので、報告いたします。

発委第１号　手話言語法制定を求める意見書の提出について、発議第９号　ＨＰＶワクチン健康被害に関する公的支援制度を求める意見書の提出について、発議第10号　軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出について、発議第11号　憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出について、発議第12号　労働者保護ルールの改悪に反対する意見書の提出について及び発議第13号　教育委員会制度改革の中止を求める意見書の提出についてであります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上の６件及び議案第29号　工事請負契約の締結についてにつきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎報告第１号の上程、説明、質疑

○青柳賢治議長　日程第１、報告第１号　専決処分の報告についての件を議題といたし

ます。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　報告第１号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第１号は、専決処分の報告についての件でございます。

損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第１項の規定により専決処分をしましたので、同条第２項の規定に基づき議会に報告をするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長　それでは、報告第１号の細部につきましてご説明申し上げます。

裏面をごらんください。専決第２号、平成26年３月24日付の専決処分書でございます。

別紙をごらんいただきたいと思います。損害賠償額の決定についての件でございます。事故の概要でございますが、平成25年10月16日、台風26号による強風の影響によりまして、嵐山渓谷公園用地内の自生していた樹木が倒れ、相手方所有の物置の一部に接触し、物置、飼育小屋を破損したものでございます。

相手方でございますが、鎌形2627番地２、杉田幸一郎氏でございます。損害賠償の額につきましては54万309円でございます。

当該の件につきましては、議会からも専決処分事項といたしまして指定をいただいておりますので、地方自治法第180条第１項の規定に基づきまして３月24日に専決処分をいたしました。

なお、損害賠償額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険で全額措置されるものでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　この際、何かお聞きしたいことはありますか。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　倒れた樹木ですけれども、これは枯れていたとか、そういう見た目でわかるような状態だったのかどうか伺いたいと思います。

それから、どのような破損をしてしまったのか伺えればと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えいたします。

この塀と飼育小屋に隣接をしておりました、根本から枝分かれをしております約15メーターぐらいのある程度太い木なのですけれども、それが強風によりまして倒れました。当初、保険会社のほうも生木ではないかと、周りは生木だったのです。中心が少し腐っている部分がございまして、それで対象になったというものでございます。ですから、見た目ではわからなかったというものでございます。

以上です。

破損の状況です。飼育小屋、それからここにございます物置、その飼育小屋と物置が単管パイプにトタンを乗せた、それからコンパネを少し周りにめぐらしたものでございまして、それの一部でございましたけれども、損害賠償額といたしましては、それを全体を直した経費ということで損害賠償額をお示しをいたしました。

昨年の10月16日でございましたけれども、結構長い期間かかりました。これは、相手方がこの損害賠償額になかなか納得していただけなかったと、最終的には納得していただいたわけでございますけれども、示談ができましたので、今回報告させていただくものでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　本件につきましては、地方自治法第180条第１項の規定による議会の委任による専決事項の報告でありますので、これにて終わります。

◎報告第２号の上程、説明、質疑

○青柳賢治議長　日程第２、報告第２号　専決処分の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　報告第２号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第２号は、専決処分の報告についての件でございます。

損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第１項の規定により専決処分をしましたので、同条第２項の規定に基づきまして議会に報告をするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長　報告第２号の細部につきましてご説明申し上げます。

次ページをお願いします。専決第３号、平成26年３月27日付の専決処分書でございます。

別紙をごらんください。事故の概要でございますが、平成26年２月17日、大雪による役場駐車場の除雪作業中、職員の所持するアルミスコップが相手方所有の軽自動車に接触して、右側面後部ドアを破損したものでございます。

相手方でございますが、吉田2146番地１、松本美子氏でございます。損害賠償額につきましては４万2,000円でございます。

当該案件につきましても、議会から専決処分事項といたしまして指定していただいておりますので、地方自治法第180条第１項の規定に基づきまして３月27日に専決処分を行いました。

損害賠償額につきましては、先ほどと同様、全国町村会総合賠償補償保険で全額措置されるものでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　本件につきましては、地方自治法第180条第１項の規定により議会の委任による専決事項の報告でありますので、これにて終わります。

◎報告第３号の上程、説明、質疑

○青柳賢治議長　日程第３、報告第３号　平成25年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　報告第３号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第３号は、平成25年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告についての件でございます。

平成25年度に繰越明許を設定をした住民・税情報システム運用管理事業、農業用施設整備事業、小学校施設改良事業、中学校施設改良事業の４件、金額２億3,027万円の事業を平成26年度に繰り越しをしましたので、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき議会に報告をするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長　報告第３号の細部につきましてご説明申し上げます。

次ページをお願いします。平成25年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

３月議会で繰越明許費として議決をいただきました第２款総務費の住民・税情報システム運用管理事業、第６款農林水産業費の農業用施設整備事業、第10款教育費の小学校施設改修事業及び中学校施設改修事業の計４事業の繰越計算書でございます。

合計欄をごらんいただきたいと思います。金額でありますが、２億3,189万円、翌年度繰越額２億3,027万円、財源内訳でありますが、国県支出金5,846万3,000円、地方債１億6,680万円、一般財源500万7,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　この際、何かお聞きしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑がないようですので、本件につきましては、地方自治法施行令第146条第２項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎報告第４号の上程、説明、質疑

○青柳賢治議長　日程第４、報告第４号　平成25年度嵐山町一般会計事故繰越し繰越計算報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　報告第４号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第４号は、平成25年度嵐山町一般会計事故繰越し繰越計算報告についての件でございます。

24年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算書にて報告した幹線道路整備事業のうち、町道１―３号整備事業の一部工事請負費について翌年度に繰り越して使用するため、地方自治法施行令第150条第３項の規定に基づき議会に報告をするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長　報告第４号の細部につきましてご説明申し上げます。

裏面をごらんください。平成25年度嵐山町一般会計事故繰越し繰越計算書でございます。

第８款土木費、幹線道路整備事業の町道１―３号整備事業でございます。支出負担行為額が8,145万9,480円、支出済額5,662万3,360円、支出未済額2,483万6,120円、翌年度繰越額2,483万6,120円、財源内訳でありますが、地方債2,230万円、一般財源253万6,120円。平成24年度からの繰越明許分でございまして、平成26年２月の大雪によりまして工事の完成に不測の日数を要したため繰り越すものでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長　この際、何かお聞きしたいことがありませんか。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　この件につきましては、24年度事業の繰越明許だったものが大雪ということで延びているわけですが、なかなか進捗が見えないというふうに、２本に分けて発注されているわけですが、進捗状況がわかりましたらこの際お聞きしておきたいと思いますが、いかがですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長　お答えいたします。

進捗につきましては、路盤工等が終わりまして、あと舗装が終わる段階で、今月の20日までには完成する見込みとなっております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　完成するには両方がかかるという捉え方でよろしいのですか。それと、これで当然消費税が８％になるわけですが、その辺は読み込み済みで今進めているということですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

根岸まちづくり整備課長。

○根岸寿一まちづくり整備課長　お答えいたします。

この１－３号線につきましては、１工区と２工区とに分けまして発注いたしました。１工区につきましては25年度中に完成をしております。それと、２工区につきましては一応26年度にまたぎますので、消費税につきましては変更させていただきまして、８％で計算のし直しをしております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑がないようですので、本件につきましては、地方自治法施行令第150条第３項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎報告第５号の上程、説明、質疑

○青柳賢治議長　日程第５、報告第５号　平成25年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　報告第５号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第５号は、平成25年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告についての件でございます。

平成25年度に定めた第１・第２浄水場管理棟の耐震診断業務委託415万8,000円の事業を平成26年度に繰り越しをしましたので、地方公営企業法第26条第３項の規定に基づき議会に報告をするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長　報告第５号につきまして、細部説明をさせていただきます。

平成25年度嵐山町水道事業会計予算繰越計算書でございます。

事業名につきましては、耐震診断業務委託（その２）でございます。予算計上額415万8,000円、翌年度繰越額415万8,000円、財源内訳としまして、損益勘定留保資金415万8,000円でございます。理由につきましては、現施設の把握及び詳細な診断を行うに当たり、期間を要することとなったためでございます。

耐震診断業務委託の内容でございますけれども、第１浄水場の機械室と管理棟、いずれも平家建ての建物でございます。及び第２浄水場の管理棟の建物３棟につきまして耐震診断業務を委託したものでございます。

第１浄水場の機械室及び管理棟につきましては昭和46年に設置され、第２浄水場の管理棟につきましては昭和55年６月に設置された施設でございます。耐震診断に関する過去の大きな改正がある以前に建てられた建物であるため、今回委託を行ったものでございます。

業務の委託期間につきましては、当初平成26年１月29日から平成26年3月31日まで

でおりましたが、期間を平成26年５月20日まで延長したものでございます。

細部説明につきましては以上でございます。

○青柳賢治議長　この際、何かお聞きしたいことがありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑がないようですので、本件につきましては地方公営企業法第26条第３項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎承認第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第６、承認第２号　専決処分の承認を求めることについて（平成26年度嵐山町一般会計補正予算（第１号））の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　承認第２号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第２号は、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度嵐山町一般会計補正予算（第１号））の件でございます。

平成26年６月25日執行の埼玉県議会議員補欠選挙に伴い、平成26年度一般会計補正予算（第１号）を地方自治法第179条第１項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第３項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長　承認第２号の細部につきまして、ご説明を申し上げます。

次ページをお願いします。専決第１号、平成26年５月23日付の専決処分書でございます。

次から補正予算書になっておりますが、３ページをお願いします。平成26年度嵐山町一般会計補正予算（第１号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ750万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億3,250万

4,000円とするものでございます。

10、11ページをお願いします。歳入でございますが、第15款県支出金総務費委託金として、県議会議員補欠選挙委託金750万4,000円でございます。

12、13ページをお願いします。歳出でありますが、第２款総務費の県議会議員補欠選挙執行事業761万7,000円でございまして、主なものは議員報酬102万7,000円、作業員賃金316万3,000円、委託料のポスター掲示板設置・撤去委託料113万8,000円等でございます。第13款予備費でございますが、11万3,000円を減額し、補正後の額を1,720万3,000円とするものでございます。

14ページ以降につきましては、ご高覧願いたいと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、承認第２号　専決処分の承認を求めることについて（平成26年度嵐山町一般会計補正予算（第１号））の件を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎承認第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第７、承認第３号　専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例等の一部を改正）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　承認第３号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第３号は、専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例等の一部を改正する条例）の件でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成26年３月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第１項の規定により嵐山町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第３項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

中西税務課長。

〔中西敏雄税務課長登壇〕

○中西敏雄税務課長　承認第３号の専決処分について細部説明を申し上げます。

お手元に配付してございます新旧対照表及び参考資料をご参照ください。参考資料に基づいて説明させていただきます。

今回の嵐山町税条例等の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第４号）が平成26年３月31日に公布され、地方自治法第179条第１項の規定により、同日に専決処分をしたもので、議会の承認を求めるものです。

なお、今回の改正は、第１条及び第２条に分けて改正するものです。

第１条の改正。第23条、町民税の納税義務者等の改正。法人税法において、外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

第33条、所得割の課税標準の改正。地方税法の改正に伴い、号ずれによる規定の整備を行うものです。

第34条の４、法人税割の税率及び第34条の６の２、法人等の町民税の課税の特例の改正。地域間の税源の偏在を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税８％段階において法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税（国税）を創設し、その税収全額を地方交付税原資とするものです。この改正は、平成26年10月１日以後に開始する事業年度から適用するものです。

嵐山町では、資本金等によって下記の表のとおり３段階の税率を適用しております。１億円以下の法人等ですけれども、12.3％から9.7％、2.6％の引き下げです。１億円を超え10億円以下の法人、13.5％から10.9％、2.6％の引き下げです。10億円を超える法人、14.7％から12.1％、2.6％の引き下げになります。

第48条、法人の町民税の申告納付の改正。法人税法において、外国法人に係る外国税額控除制度が新設されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

第52条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の改正。法人税法において、外国法人に係る申告納付制度が規定されることに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

第57条、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の改正。地方税法の改正に伴い、号ずれによる規定の整備を行うものです。

第59条、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告の改正。地方税法の改正に伴い、号ずれによる規定の整備を行うものです。

第82条、軽自動車税の税率の改正。軽自動車税の税率の引き上げと「専ら雪上を多く走行するもの」の区分を削除するものです。

（１）原動機付自転車、軽２輪、小型２輪、小型特殊自動車、農耕作業用のもの及びその他のものに係る税率を引き上げるもので、平成27年度分以後の軽自動車税について適用するものです。

表をごらんいただきたいと思います。原動機付自転車ですけれども、50cc以下、1,000円から2,000円、1,000円の引き上げになります。50ccを超え90cc以下、1,200円から2,000円、800円の引き上げになります。90ccを超え125cc以下、1,600円から2,400円、800円の引き上げになります。ミニカー、これミニカーというのは、３輪以上で20ccを超え50cc以下のものをいいます。2,500円から3,700円、1,200円の引き上げになります。軽２輪、125ccを超え250cc以下のもの、2,400円から3,600円、1,200円の引き上げです。小型２輪、250ccを超えるものです。4,000円から6,000円、2,000円の引き上げです。小型特殊自動車、農耕作業用のもの、この農耕作業用のものというのはトラクター、田植機等をいいます。1,600円から2,400円、800円の引き上げ。その他のものですが、これはフォークリフト、タイヤローラー等で、4,700円から5,900円、1,200円の引き上げになります。約1.5倍の引き上げになります。

（２）３輪及び４輪以上の軽自動車に係る税率を引き上げるもので、平成27年４月１日以後に新規に取得される新車から適用するものです。なお、平成27年３月31日以前に車両番号の指定を受けた軽自動車については、現行の税率となります。

表をごらんください。３輪ですけれども、3,100円から3,900円、800円の引き上げ。４輪以上になります。乗用の営業用のものです。5,500円から6,900円、1,400円の引

き上げ。自家用、7,200円から１万800円、3,600円の引き上げ。貨物用の営業用になります。3,000円から3,800円、800円の引き上げ。自家用、4,000円から5,000円、1,000円の引き上げ。約1.25倍の引き上げになります。

（３）「専ら雪上を走行するもの」が所在している市町村は降雪量の多い地域等に限られることから削除するもので、平成27年度分以後の軽自動車税について適用するものです。

附則第４条の２、公益法人等に係る町民税の課税の特例の改正。租税特別措置法の改正に伴い、所要の措置を行うものです。

附則第６条、居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除、附則第６条の２、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除及び第６条の３、阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例の改正。単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、削除するものです。

附則第８条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の改正。肉用牛の売却による事業所得に係る免税措置等について、適用期限を３年延長し、平成27年度から平成30年度までとするものです。

附則第10条の２、法附則第15条第２項第６号等の条例で定める割合の改正。わがまち特例の導入になります。

（１）公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について見直しを行った上、その適用期限を平成28年３月31日まで２年延長するものです。

①水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水または廃液を処理するための施設について、課税標準を価格に３分の１の割合を乗じて得た額とするものです。これについては第１項になります。

②大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設について、課税標準を価格に２分の１の割合を乗じて得た額とするものです。第２項になります。

③土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設について、課税標準を価格に２分の１の割合を乗じて得た額とするものです。第３項になります。具体的な対象資産については、下記の表のとおりとなっております。

（２）浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者または管理者が、水防法に規定された浸水防止計画に基づき、平成26年４月１日から平成29年３月31日までに取得した浸水防止用設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の５年間価格に３分の２

の割合を乗じて得た額とする特例措置を創設するものです。第７項になります。具体的な対象資産については、下記のとおりとなっております。

（３）平成26年４月１日から平成29年３月31日までに取得したノンフロン製品（自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器）に係る固定資産税について、課税標準を最初の３年間、価格に４分の３の割合を乗じて得た額とする特例措置を創設するものです。第８項になります。具体的な対象資産については、下記の表のとおりです。

附則第10条の３、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の改正。耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置の創設です。

改正耐震改修促進法に基づき耐震診断を義務づけられた、①不特定多数のものが利用する大規模な建築物等（病院、旅館など）、②地方公共団体が耐震改修促進計画で指定した避難路に敷地が接する建物、③都道府県が耐震改修促進計画で指定した防災拠点となる建築物のうち、平成26年４月１日から平成29年３月31日までの間に国の補助を受けて耐震改修工事を実施したものに係る固定資産税について、その旨を工事完了後３カ月以内に市町村に申告したものに限り、工事が完了した年の翌年度から２年度分の税額の２分の1を減額する措置を講じるものです。

附則第16条、軽自動車税の税率の特例の改正。軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、３輪及び４輪以上の軽自動車に対して、当該軽自動車が初めて車両番号の指定を受けた月から14年を経過した月の属する年度分、13年を経過した翌年度になります。この軽自動車税について、重課税率を適用するもので、平成28年度分以後の軽自動車税について適用するものです。

表をごらんください。３輪は4,600円、現行が3,100円で1,500円の引き上げになります。４輪以上で乗用の営業用のもの、重課税率が8,200円、現行が6,500円、引き上げ率が2,700円になります。自家用１万2,900円、現行が7,200円、5,700円の引き上げになります。貨物用営業用4,500円、現行が3,000円で、1,500円の引き上げになります。自家用6,000円、現行が4,000円、2,000円の引き上げになります。

参考といたしまして、そこに例がありますけれども、平成20年中に新車として購入した車であれば、平成34年度から課税になります。

附則第17条の２、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の改正。優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場

合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を３年間延長し平成26年度から平成29年度とするものです。

附則第18条の２、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の改正。租税特別措置法の改正に伴い、規定の整備を行うものです。

附則第18条の２の２、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の改正。租税特別措置法の改正に伴い、規定の整備を行うものです。

附則第18条の２の３、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例の改正。租税特別措置法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

附則第18条の６、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告の改正。規定の整備と特例民法法人から一般社団法人または一般財団法人に移行した法人が設置する施設で、移行の日の前日において非課税とされていたものについて、平成25年度までの固定資産税及び都市計画税の非課税措置を継続する措置を廃止するものです。

附則第18条の６の２の改正。地方税法の改正に伴い、条ずれによる規定の整備を行うものです。

附則第18条の７、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例、18条の７の２、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例及び附則第18条の８、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限等の特例の改正。東日本大震災による特例については、条例の性格を踏まえ、必ず条例によって定められなければならないこととされている事項を除き、条例に規定しないこととするものです。

附則第18条の９、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の改正。規定を繰り上げ、附則第18条の７とするものです。

附則第18条の10、個人の町民税の税率の特例等の改正。規定を繰り上げ、附則第18条の８とするものです。

第２条の改正。第２条は、平成25年度で一部改正した嵐山町税条例の一部を改正する条例の一部改正で、規定の整備を行うものです。

附則第１条、施行期日を定めたもので、平成26年４月１日から施行するものと定められた期日から施行するものがあります。

第２条、町民税に関する経過措置を定めたものです。

第３条、固定資産税に関する経過措置を定めたものです。

第４条、第５条及び第６条、軽自動車税に関する経過措置を定めたものです。

以上、細部説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　初めに、法人町民税の件ですが、この減額、率の減によって、１億円以下の法人税はどのくらいの減額になるのか。１億円から10億円、この３項目わかりましたら伺いたいと思います。

それと、バイクや軽自動車が引き上げになるのですが、こちら、ちょっと項目を見るので、総額で幾らぐらいふえるのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　お答えいたします。

法人町民税については、先ほど説明の中で、平成26年10月１日以後に開始する事業年度から適用するので、翌年の27年９月決算、申告期限は２カ月後の11月の法人から適用になります。平成26年については影響はございません。

平成27年度については、９月から１月決算までの法人が影響いたします。25年度ベースで計算してありますけれども、影響する法人数、法人税割は、25年度で納めた会社が150社あります。それと、９月から１月までの決算の法人数は97社あります。それで、法人税割を納めた法人が29社。そして、法人税割の影響額が３つの税率で約260万ぐらいの影響です。まず、12.3％が約157万です。13.5が97万円、14.7が約10万です。そして、260万ぐらいの影響の額になります。

それと、28年度は全法人が影響になります。法人数が、25年度ベースで407社。法人税割を納めている会社が150社。150社納めている法人税割額が２億2,823万1,000円、そして影響額が4,394万円になります。12.3％の影響額が約1,720万円、13.5が920万円、14.7が1,740万円。大体このぐらいの影響額が出ております。

それと、軽自動車ですけれども、軽自動車税については、これも２輪及び小型特殊の関係は27年の４月からもう対象になってくるわけですけれども、一応25年度ベースで算出いたしました。２輪及び小型特殊の増収見込み額は約200万円の増となります。ただし、２輪及び小型特殊については年々廃車が多く、台数がふえていない状況ですので、今後増収見込みというのはどうかなと、見込めないのではないかなと推測して

おります。

それと、３輪及び４輪以上の軽自動車については、乗用の自家用のみ台数が年々ふえております。過去平均しますと、年間で約110台の増となっております。今回の改正によりまして約40万円の増となります。ただし、これは新規登録のみでありますので、先ほど説明したとおり、今登録している車については、27年３月31日までに登録した車については現行の税率になります。

それと、重課税については現在台数が把握できません。というのは、嵐山町だけではないのですけれども、全国の市区町村によることなのですけれども、古い軽自動車税については登録年月日、それが課税台帳に登録されていないのです。今後、これを軽自動車検査協会とすり合わせをしながら、初年度の登録の年度を把握していきたいと思っているのですけれども、これも現在総務省で調整を開始したところです。

以上です。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうしますと、我々が増税されるものは大変遺憾なことなのですが、町としてもこれでは財政上よくないわけです。これ、入ってこなくなるわけですから。何らかの補填を国は考えているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　お答えをいたします。

まず、法人税の関係の実効税率の引き下げに伴う代替財源ということで、財務大臣等も確実な財源でなくては困るというような話もしているようでございます。

町も当然、法人税については、国税五税のうちの法人税というのは交付税の原資の一つでございますので、それが少なくなるというのは困るわけでございます。過去の例で申し上げますと、例えば減収になった場合は、減収に対する補填の特例交付金でありますとか、あるいは減税の補填債の発行が許可される、そんなようなこともあろうかと思いますけれども、いずれにしましても地方には迷惑はかけないというようなお話もあるようでございますので、その辺は国のほうでしっかり措置をしていただければというのが私どもの希望でございます。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　法人町民税の関係ですけれど、先ほど課長は嵐山町ではこういう改正というふうに説明したと思うのですけれども、これ、消費税を導入するときに行った企業減税の一部なのかなというふうには思ってはいたのですが、そうであれば、企業減税であれば、この法人町民税だけでなくて、企業に対する減税というのが幾つかあると思うのですけれども、一番の減税のというか、一般的に言われていたのは、復興特別法人税、これが今まで３年を２年に前倒しするというような、そういう形でもやられてきたわけで、この税率改正は全国的にというか、国の方針としてこういう形でなったわけでしょうか。それで、改正後のこの税率というのは、これ全国どこでも同じになるということなのでしょうか。それ１点、お聞きをしておきたいと思います。

それから、軽自動車税の関係ですけれども、これも一緒の内容だったわけですね。普通車については、エコカー減税を延ばすという形で少し税収を抑えたというか安くしたと。そのかわりに軽自動車税を上げてくるのだということで、特に新規購入、それから、もう13年以上は税金上がるよという形になるわけで、そういう面では、この軽自動車税の引き上げを行う背景がもしわかっていたら教えていただきたいと思うのですが。

それから、附則の４条の２なのですけれども、公益法人の課税特例があるのですけれども、この公益法人、具体的にはどういうものなのか、嵐山町としてはどういう施設があるのか、特例の対象となるのか教えてもらいたいと思います。

それから、附則の18条の７なのですけれども、東日本大震災の条文が、条文としては全面削除という形なのですけれども、これは内容がよくわからないのですが、これは、例えば18条の９には固定資産税の関係が載っているわけですけれども、そうした東日本大震災にかかわった人たちの対応というのは、どういうふうに対応がされるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　お答えいたします。

法人町民税の関係は、これは先ほど説明の中にありましたように、地域間の税源の偏在を是正するということで、これ消費税８％に上がった段階で、先ほども申しまし

たうちの嵐山町については、9.7、10.9、12.1、引き下げ率が2.6ということで引き上げますけれども、県の場合、県の引き上げ率が1.8％なのですね。県と町の引き下げ率を合わせると4.4％になります。これは、先ほど言いました国税の地方法人税、これが4.4％になります。

それと、各自治体の税率ですけれども、この税率についてはまちまちです。ただ、引き下げ率は全国同じです。埼玉県においても、標準税率を使っているところ、また超過税率を使っているところ、あと不均一課税ということで標準税率とまた超過税率、２段階の税率を使っているところ及びうちの嵐山町と、３つ使っているのは、嵐山町と入間市です。嵐山町と入間市は同じ税率を使っております。

それと、軽自動車ですけれども、軽自動車税についてはこういうことが議論されたのです。軽自動車取得税の廃止に伴う税収の穴埋めとして、軽自動車税の増税が議論されているといった報道が盛んになされたが、今回の軽自動車税の見直しは、自動車関係税制のあり方に関する検討会報告書で指摘されているように、負担の公平の観点から見て著しい不均衡があるようなものについて、その是正を図ることによって税収を確保するという観点の一つとして軽自動車税の負担水準の適正化を図る趣旨であり、単純に自動車取得税の代替財源として税率の引き上げを行うものではないということで、こういうことになっております。

それと、附則４条の２の関係ですけれども、これは公益法人制度の改革によって、従来の民法第34条の法人にかえて公益認定を受けた法人と、公益を受けた法人というのは公益社団法人及び公益財団法人なのですけれども、この登録のみに設立されている法人の類型が設けられて、旧民法法人は平成25年11月30日まで特例民法法人として存続することができるものとされたということで、こういったことから廃止という形になっております。

それと、18条の東日本の関係ですけれども、この雑損控除等も今の東日本に限定しなくて、今の税法で大丈夫だということで、この部分が廃止になりました。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　では、１点だけなのですが、法人町民税については、引き上げ率が全国で同じに設定がされるというか、そういう形になっているということです。いわゆる、３月の税制改正の中で企業減税と言われているものの一つというふうに考

えていいのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　また、最近の新聞でも法人税を引き下げるという報道がなされています。そのところはまだ私のほうでも把握していませんのでちょっとわからないのですけれども、今後、そういう自治体にも、市町村にもその影響があるのかどうか、今後の動向を注視していきたいと思っております。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　確認だけさせてもらいたいのですけれども、10億円を超える法人というのは嵐山町の中に何社ぐらいあるのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　25年度ベースで32社です。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　すみません。私、疎くて申しわけないのですけれども、この34条の４の説明のところにある「地方法人税（国税）を創設し、その税収全額を地方交付税原資とするものです」というふうになっていますけれども、これはもう、地方法人税（国税）というのは法制定されているということですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　先ほど申し上げましたとおり、自治体の法人町民税を下げるに当たっては、国のほうで地方法人税、これを創設して、各市町村の法人税率を、法人町民税等を下げたわけですけれども、合計すると大体同じなのです。あと、国、県、嵐山町は町ですよね。合わせると同じ税率なのですけれども、国のほうに、先ほども言いましたけれども、県を1.8％引き下げて、町のほうを2.6％下げて、その4.4％を地方法人税ということで国のほうで各法人に課税するわけですけれども、その税収を全国的に地方交付税の原資として、嵐山町はどのぐらい来るかわからないのですけれど

も、そういう形で国のほうの施策になっています。

以上です。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　すみません。そうすると、この地方交付税原資となるわけだから、今までの法人税、嵐山町のその税額の部分というのは、どのくらいに配分されるかという配分率というのも、今までの交付税のあり方と同じというふうに考えていくのか、考えたほうがよいということではないのですよね。そこのところは全くわからないということで、地方交付税は少なくとも2.6％だとすると、若干、5,000万円分ぐらい上がるとか、4,000万円分ぐらい上がるとか、そういうふうな計算のもとに、嵐山町の場合はどの程度税額が上がらなければ本来と違う形になってくるかというのは、計算されているということではないということですよね。何年ということなのかどうか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　地方交付税そのものは国税五税、取得税、酒税、法人税、たばこ税、それから消費税です。これが国税五税と呼ばれておりまして、地方交付税の原資になっております。ただし、この率だけでは当然地方交付税が賄い切れないということで、その中で国が借金をしたり町が借金をしたりしながら最終的な地方財政計画というのができるのですけれども、ですから、ここのところで、例えば法人税が幾らか下がったにしても、直接その地方財政計画上には、もちろん影響はありますけれども、その額が、例えば嵐山町が幾ら少なくなるとか、そういうことが最終的にわかるかといえば、全然わからないということでございます。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　そうすると、今までの国の債務のほうに、返済のほうにほとんど回っていくということも当然考えられるということですよね。そこのところは約束されていないというふうに、今考えていいのですよね。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　その辺のことにつきましては私のほうでははっきりわかりませんけれども、最終的に交付税の原資そのものが少なくなれば、その分をどうにかしなく

てはいけないわけでございますから、国が言っているのは、少なくなった分の代替財源については確保するというふうに基本的には考えてくださっているようでございますので、それは浮いた分がそっくり国の返済に回るというふうにはいかないのではないかというふうに思っております。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

第10番、清水正之議員。

〔10番　清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員）　日本共産党の清水正之です。承認第３号　専決処分の承認を求めることについて反対をいたします。

本条例は、原動機付自転車、軽２輪及び４輪以上の軽自動車の標準税率の引き上げ、法人町民税の税率の引き下げが盛り込まれています。４月の消費税増税とあわせて自動車関連税制が大幅に見直されました。購入時に払う自動車取得税は、消費税８％のとき暫定的に縮減され、10％となった時点で廃止との方針が決まっています。

一方で、軽自動車やバイクを利用する人たちが払う軽自動車税は大幅な引き上げとなります。家庭では、軽自動車を含め、２台、３台と持っている家庭も多くあります。消費税増税の上に、自動車取得税の減収の見返りとして軽自動車税を増額することは、二重の弱い者いじめです。また、法人町民税の引き下げ、とりわけ大企業への引き下げは認められません。復興特別法人税は３年間を１年前倒しして２年で廃止、収益１億円以上の企業の交際費は一部非課税など、大企業優遇税制は行われています。その上、法人町民税の引き下げなど認められるはずがありません。

よって、本条例に反対いたします。

○青柳賢治議長　ほかに討論はございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、承認第３号　専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例等の一部を改正）の件を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○青柳賢治議長　挙手多数。

よって、本案は承認されました。

審議の途中でございますけれども、この際、暫時休憩いたします。再開の時間は11時25分といたします。

休　　憩　午前１１時１４分

再　　開　午前１１時２５分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎承認第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第８、承認第４号　専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　承認第４号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第４号は、専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成26年３月31日に公布されたことに伴いまして、地方自治法第179条第１項の規定により嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第３項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

中西税務課長。

〔中西敏雄税務課長登壇〕

○中西敏雄税務課長　承認第４号の専決処分について細部説明を申し上げます。

お手元に配付してございます新旧対照表及び参考資料をご参照いただきたいと存じ

ます。参考資料に基づき説明させていただきます。

今回の嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第４号）が平成26年３月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第１項の規定により同日に専決処分をしたもので、議会の承認を求めるものです。

第２条、課税額の改正。国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を２万円引き上げ、14万円から16万円に、介護給付金課税額に係る課税限度額を２万円引き上げ、12万円から14万円とするものです。この改正は、平成26年度以後の国民健康保険税について適用するものです。

表をごらんください。２万円、２万円引き上げて４万円になります。合計の限度額は、現行が77万円から改正後が81万円になります。

第18条、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収の改正。地方税法の改正に伴い、条ずれによる規定の整備を行うものです。

第21条、国民健康保険税の減額の改正。国民健康保険税の軽減措置について、４割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定方法の変更で、被保険者の数に世帯主を含めたものです。この改正は、平成26年度以後の国民健康保険税について適用するものです。なお、現行と改正後の算定方法は、下記のとおりとなっております。

附則第１項、施行期日を定めたもので、平成26年４月１日から施行するものです。

第２項、適用区分を定めたものです。

以上、細部説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　まず、限度額がふえるほうですけれども、金額としてどのぐらいの金額になるのか、人数はどのぐらいになるのか伺いたいと思います。

それから、この限度額に達するような人の所得というのがどのくらいになるのか、計算してあれば伺いたいと思います。

それから、４割軽減のほうなのですが、この改正後になりますと、今後は１人でも対象となるという理解でよろしいのでしょうか。さらに、今まで２人世帯以上でしか対象ならなかったわけですよね。その世帯については、対象となる所得の金額がふえると、つまりそれだけ減額される幅が広がるという理解でよろしいのかどうか伺いた

いと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中西敏雄税務課長。

○中西敏雄税務課長　お答えします。

まず、１点目の限度額が上がることによって約120万円の、これは平成25年度ベースです。120万円の増収の見込みになります。

それで、世帯ですけれども、これが後期分が28から23、介護が13から８、それぞれ減るのですけれども、税額については増収という形になります。

それと、所得なのですけれども、例といたしまして、４人世帯で夫婦２人、これは介護を納める40歳以上という形になります。それと子供２人になりますけれども、後期分、介護分、ともに所得は1,000万円を超えると限度額に達するという形になります。

それと、４割軽減の関係ですけれども、今度は世帯主が算定に加わりますので、１人でも対象になってきます。それと、１人プラスになるということは、所得の限度額というか、それ上がることになるので、その分対象者がふえてくるということになります。

以上です。

○青柳賢治議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうしますと、これによって４割軽減になる対象者の、というか、影響額ですね。これ計算されておりますでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長　まず、25年度ベースで申しわけないのですけれども、改正前の均等割が316人、改正後が657人、341人ふえます。それと、平等割ですけれども、改正前が135世帯、改正後が344世帯、199世帯ふえます。金額にして466万1,440円の減額です。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより、承認第４号　専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正）の件を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎同意第２号の上程、説明、質疑、採決

○青柳賢治議長　日程第９、同意第２号　嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　同意第２号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第２号は、嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件でございます。

嵐山町固定資産評価審査委員会委員、高木正好氏の任期が平成26年６月30日に満了することに伴いまして、新たに田幡正幸氏を選任をしたいので、地方税法第423条第３項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

田幡氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと思います。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第２号　嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、同意第２号　嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎議案第２６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第10、議案第26号　嵐山町社会教育委員設置条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第26号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第26号は、嵐山町社会教育委員設置条例の一部を改正することについての件でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

植木文化スポーツ課長。

〔植木　弘文化スポーツ課長登壇〕

○植木　弘文化スポーツ課長　議案第26号の細部について説明を申し上げます。

裏面をごらんください。嵐山町社会教育委員設置条例の一部を改正することについてでございます。

地域主権改革第３次一括法による関係法の改正に伴う条例委任に係る部分の改正で

あり、従来委員の定数を定めた第３条を委嘱の基準第３条と委員の定数第４条とに分け、以下の条項を１条ずつ繰り下げるものであります。

なお、委嘱の基準には、学校教育関係者及び社会教育関係者並びに学識者に加え、家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えるものです。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　この家庭教育の向上に資する活動を行う者というのは、どういう人を想定し、どういう内容で活動をするようになるのか、伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　お答えいたします。

社会教育の構成する部門を学校教育、それから社会教育、そして家庭教育というふうに３つに大きく分けております。特に、ここではＰＴＡ活動ですとか、あるいは学校の支援活動ですとか、そういった、特に学校や外以外の部分で子供たちにかかわる部分といいますか、そういった関係者をここでは指しておりまして、かなり多岐にわたるものになるかと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　例規を通っているのだから問題はないのかとは思うのですが、ちょっと理解ができないのですが、委嘱の基準のところに、今川口議員が質問したところの次ですが、「学識経験者のある者の中から」という、この言い回しというのは何か特別理由があってこういう言い回しになっているのでしょうか。そのことをお聞きしておきます。普通こういうふうには言わないのかなと思うのですが、何でこういうになっているのだか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　お答えいたします。

大変申しわけありません。これは恐らく印刷のミスかと思われます。

〔「印刷ミス」と言う人あり〕

○植木　弘文化スポーツ課長　はい。「学識経験のある者の中から」ということでございます。

〔何事か言う人あり〕

○植木　弘文化スポーツ課長　すみません。訂正いたします。印刷のミスでございます。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長　この際、暫時休憩します。

休　　憩　午前１１時４３分

再　　開　午前１１時４７分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議事の都合上、ここで暫時休憩といたしまして、午後の再開の時間は１時30分とさせていただきます。

休　　憩　午前１１時４８分

再　　開　午後　１時２９分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、植木文化スポーツ課長に発言を求められておりますので、これを許可します。

植木文化スポーツ課長。

○植木　弘文化スポーツ課長　先ほどは貴重なお時間をすることになってしまいまして、まことに申しわけございませんでした。まずはおわびを申し上げます。

お配りしたとおり、第３条中「学識経験者のある者の中から」を「学識経験のある者の中から」と訂正をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

なお、先ほどの川口議員のご質問に関して、若干の補足をさせていただきたいと思います。国の社会教育法では、平成13年の改正で、家庭教育の向上に資する活動を行う者を委嘱の対象に追加をされました。町では、平成12年以降、法律の趣旨は社会教育委員等に反映をさせておりましたけれども、条例の改正を行っておりませんでした。したがいまして、今回の法律から、条例への委任に際し、改めてこの項目を追加をさせていただいたものでございます。先ほどもお答えいたしましたけれども、ＰＴＡ、

あるいはＰＴＡ活動、子育て活動、あるいは子育て支援活動にかかわる非常に多岐にわたる活動範囲をする者というのがその対象となっております。

子育てはもとより、社会教育は学校・地域・家庭の連携で進めるものでございます。特に、家庭教育に関しては、さらに学習機会の充実を図ることが社会教育の重要な使命の一つであるという考えに基づくものでございます。

以上、おわびと訂正、補足をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　それでは、議案第26号の質疑を続行いたします。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第26号　嵐山町社会教育委員設置条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第２７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第11、議案第27号　平成26年度嵐山町一般会計補正予算（第２号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第27号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第27号は、平成26年度嵐山町一般会計補正予算（第２号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億5,759万9,000円を減額をし、歳入歳出予算の総額を57億7,490万5,000円とするものであります。

このほか、地方債の変更１件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長　それでは、議案第27号の細部につきましてご説明申し上げます。６ページをお願いします。

第２表、地方債補正でございます。変更１件ございまして、学校教育施設等整備事業、限度額１億6,610万円を１億4,060万円減額をいたしまして、補正後の限度額を2,550万円とするものでございます。

12、13ページをお願いします。歳入でございますが、第14款国庫支出金、民生費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金155万1,000円及び１つ飛んでいただきまして、総務費国庫補助金722万1,000円につきましては、社会保障・税番号制度に係る情報システム整備に要する経費が交付されるものでございまして、厚生労働省予算分として６システム、総務省予算分として３システムの事業費の確定に伴い減額するものでございます。

教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金7,035万5,000円の減額でございますが、小中学校の空調、志賀小の下水道つなぎかえ工事、これが25年度の補正予算で対応することができたため、減額をするものでございます。

第15款の県支出金、農林水産業費県補助金の経営体育成条件整備事業補助金2,635万4,000円につきましては、大雪によります被災農業者向けの経営体育成条件整備事業に要する経費に対し交付されるものでございまして、補助率は、撤去分が10分の7.5、再建分として10分の７でございます。

第18款繰入金の財政調整基金繰入金1,300万円でございますが、財源調整のための繰り入れでございます。繰り入れ後の財政調整基金残高は１億9,293万円となるものでございます。

第20款諸収入、雑入の彩の国さいたま人づくり広域連合職員派遣交付金493万6,000円でございますが、平成26年４月から１人広域連合に派遣をした職員の人件費相当分が交付されるものでございます。

第21款の町債です。学校教育施設等整備事業債、それから下の埼玉県ふるさと創造貸付金、それぞれの減額につきましては、小中学校の空調設備、志賀小の下水道つなぎかえ工事、こういった分の減額分でございます。

14、15ページをお願いします。歳出でございますが、各課にわたりまして、４月の人事異動に伴います職員配置によりまして人件費の増減がございます。補正後の人件費の総額でございますが、76万4,000円の減額となるものでございます。また、臨時職員の賃金につきましては、７月以降の分をそれぞれの科目に計上させていただいております。

16、17ページをお願いします。第２款総務費の住民税情報システム運用管理事業の電算委託料500万9,000円につきましては、社会保障・税番号制度導入のための所要のシステム開発、改修経費等を補正するものでございまして、総務省及び厚生労働省のそれぞれ所管するシステム設計及び改修の事業費が確定したことに伴いまして増額するものでございます。

次に、庁舎管理事業の工事請負費46万5,000円でございますが、庁舎１階東側の障害者トイレを多機能トイレとして整備するものでございまして、ウオッシュレットの暖房便座背もたれつき、オストメイト対応の簡易型を設置するものでございます。

その他、今回の補正で増進センター、やすらぎ、花見台工業団地管理センター、図書館の５カ所につきましても、同様に予算計上させていただいております。

一番下の地区集会所等補助事業の地区集会所等補助金14万9,000円につきましては、古里の尾根の公民館のエアコンの設置に対し、２分の１補助でございます。

20、21ページをお願いします。第３款民生費の臨時福祉給付金事業の印刷製本費及び通信運搬費につきましては、臨時福祉給付金の支給決定通知書の送付に要する経費でございまして、2,500世帯3,500人の送付見込みでございます。

22、23ページをお願いします。第４款衛生費の健康増進センター管理事業の工事請負費につきましては、多機能トイレの整備工事分でございます。

24、25ページをお願いします。第６款農林水産業費の農業者支援事業の経営体育成条件整備事業補助金3,403万5,000円でございますが、２月の大雪によります被災農業者に対し、農業用施設の撤去及び再建のための補助金でございまして、再建が12件分、撤去が16件分を予定しております。

その下の農地・水保全管理事業負担金67万5,000円でございますが、平成26年度か

ら新事業に移行することに伴いまして補正減するものでございます。

その下の多面的機能支払事業負担金、これが新規事業でございまして、補正理由欄にあるような活動に対して支援を行う経費でございまして、対象団体は６団体、土地改良区または組合でございます。

26、27ページをお願いします。第７款商工費の花見台工業団地管理センター管理事業の工事請負費は、多機能トイレ整備工事費でございます。

観光施設等管理事業の伐採委託料28万9,000円につきましては、蝶の里公園及び笛吹峠桜等の枯れ枝の伐採でございます。

工事請負費56万2,000円につきましては、菅谷の稲荷塚古墳、それから二瀬橋脇の観光説明看板の改修費用でございます。

30、31ページをお願いします。第10款教育費、小学校施設改修事業の工事請負費１億4,170万6,000円の減額及び中学校施設改修事業の工事請負費6,936万1,000円の減額につきましては、各小中学校の空調設備工事等、平成25年度事業で計上したため、減額するものでございます。

32、33ページをお願いします。

図書館管理事業の修繕料につきましては、ＤＶＤ視聴機器、エレベーターの制御盤内のＰＣボードの修繕でございます。

工事請負費につきましては、多機能トイレの整備工事分でございます。

最後に、13款予備費につきましては、472万8,000円を増額いたしまして、補正後の額を2,193万1,000円とするものでございます。

34ページ以降につきましては、ご高覧願いたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　13ページの社会保障・税番号制度システム整備補助金ですが、この税番号制度、これはいわゆるマイナンバーと言われているものなのでしょうか。ちょっと確認ですけれども、伺いたいと思います。

それから、多機能トイレを幾つかの施設で整備をしていくということなのですが、これは障害者団体からの依頼があってこうしたことをしようとしたのか、整備するお考えをちょっと伺いたいと思います。

それと、25ページの経営体育成整備事業ですけれども、これは大雪による件だということでご説明がありました。再建が12件、撤去が16件ということで、再建と撤去は数字が一致していないわけです。つまり、引き続き農業をやるという方が減ってしまったという、そういう理解でよろしいのでしょうか。そうであれば、ちょっと続けていけない理由を伺っていれば、伺わせていただきたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　まず、最初に答弁を中嶋地域支援課長、求めます。

○中嶋秀雄地域支援課長　私のほうからは、13ページの社会保障・税番号制度システムの整備費の補助金についてお答えさせていただきます。

川口議員、今ご質問のとおりでございまして、いわゆるマイナンバー制度に関するものでございます。当初予算では、この補助金分については計上させていただいておりませんでした。と申しますのは、まだこのマイナンバー制度、いわゆる番号制度に関する国の概要といいましょうか、そういったものが固まっておりませんで、当初予算での補助金の計上がちょっとできなかったということで、今回それが固まりましたので、確定として補助金の計上をさせていただいたというものでございます。

○青柳賢治議長　続いて、安藤副町長。

○安藤　實副町長　多機能トイレの関係についてお答えをさせていただきます。

先般、身体障害者福祉会と町長の懇談がございまして、ある方から、この健康増進センターを使う際、手が不自由で車椅子の方でトイレが利用できないと、非常にそういう悲痛なお話をいただきました。これを一つのきっかけにいたしまして、全ての公共施設のトイレをチェックをいたしました。

その中で、やはり障害者トイレ、障害者トイレだけではなくて、今、もう総合トイレという形で、男性も女性も、身障者もそうでない方も利用できる多機能なトイレがいろんなところに整備をされてまいりまして、嵐山町は障害者のトイレという位置づけがほとんどでございます。中に、今度新しく整備されましたふれあい交流センター、ここにはかなり機能が充実しておりまして、利用者からもかなり評価をいただいておるわけでございます。そういった評価の声、それから使いづらいという利用者の声、それらを全体的に考えまして、当面、今申し上げました５つの施設について、ウオッシュレット、それから暖房便座、それからオストメイト、腸の手術をした方等が利用するものですけれども、それだけは最低整備をしようと。今後、計画的に、それ以外

の部分についても充実をしていこうというふうなことになりました。今回は、第１弾として、今申し上げた３点について、場所については５カ所について整備をさせていただくというものでございます。

○青柳賢治議長　続いて、大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　私からは、経営体育成条件整備事業の関係についてお答えさせていただきます。

先ほど説明ありましたように、撤去が16件、再建が12件ということでございます。４件ほど減っている、再建のほうが少ないわけでございますが、この４件につきましては、今までは施設栽培をやっていたのだけれども、雪の後は施設栽培でなく露地栽培に移行するよとか、あるいは今ある施設のハウスを改修してそのまま続けるということでございまして、４件が全て農業をやめるという、そういうことではございません。

以上です。

○青柳賢治議長　９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　マイナンバー制度は、いい面ばかり報道されているわけですけれども、ちょっときょう用意してこなかったので、非常に問題点もあるということだけ一言申し上げておきたいと思います。

そうですか。多機能、ちょっと、では今後どうするのだということで聞こうと思ったのですが、今、お答えいただきましたので、第１弾ということであるということですので、わかりました。

経営体の関係なのですが、露地栽培を続けていただけるということなので、極端には嵐山町の野菜は不足するものではないなというふうに思うのですけれども、どうなのでしょうか。これ、仮に、４件やめてしまった場合に、嵐山町に供給する野菜というのは、ある程度の影響あるというふうになってしまうのでしょうか。ちょっと感想でもいいのですけれども、伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　４件の影響でございますが、まるっきりないというわけではございませんが、全体に占める割合としては少ないかなというふうに感じております。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　17ページの、先ほどの多機能トイレのことをお伺いします。

先ほどの副町長の答弁ですと、オストメイトと暖房便座ということで答弁がございました。あと、ウオッシュレットも恐らくつくのかなと思うのですが、今回は第１弾ですというご答弁でしたが、やはり介護をしている親をちょっと連れて歩いたときに、体の調子がよくなくて、途中で衣服を汚してしまうということがあったりもします。そういう中で、今、関越道とかのトイレなどにも、フィッティングボードといいまして、お着がえができるボードがあります。普段は畳んで収納ができておりまして、使うときはそれを下に落として、そこに上がって洋服が着がえられるというフィッティングボードというものがございますので、今後、そちらのご検討もお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、21ページの臨時福祉給付金支給決定通知書の送付に要するもので20万5,000円、2,500世帯に送付するということですが、いつごろをめどに送付をされるのか、教えていただきたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　畠山美幸議員、１点目はよろしいのですね。

○６番（畠山美幸議員）　１点目、答えていただけたら。

○青柳賢治議長　答弁を求めますか。

○６番（畠山美幸議員）　はい。

○青柳賢治議長　それでは、まず１点目の、安藤副町長、答弁を求めます。

○安藤　實副町長　先ほどご答弁申し上げたときに、ふれあい交流センターの総合トイレが非常に評判がいいという、その内容をちょっと申し上げますと、暖房便座、それからウオッシュレット、それからオストメイト、オストメイトも簡易型ではなくて、本格的なものがついております。それから、成人の方の介護用のベッドです。それは、大人でも100キロぐらいまではそのベッドでおむつ交換等ができるというもの、それから赤ちゃんのもの、赤ちゃんのおむつの交換のできるようなスペース。

今、お話のものについては、ふれあい交流センターにはついていないのですけれども、今申し上げた、もっと充実をした施設では、それがもうついているというふうなことでございますので、それらについては、現実に利用しているところ等も見させて

いただいて、これから北部の交流センター等の施設の整備を始めますので、そういったところでできるかどうか、スペースの問題もございますので、そういったところも十分検討させていただいて、つけられるものはつけていきたいというふうに考えております。

○青柳賢治議長　続いて、石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

臨時福祉給付金の支給決定の関係ですけれども、この給付金の申請期間が、６月２日から12月１日までを申請期間として定めてございます。申請が上がってきまして、なるべく早く決定をいたしましたら、順次、決定のほうの通知を送付をしたいと考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　１点、お聞きいたします。

24、25ページの中で、多面的機能支払事業負担金の関係ですけれども、先ほど６団体というふうにあったのですけれども、この６団体というのは営農団体なのでしょうか。その６団体の名称についてお聞かせ願いたいと思います。また、１団体が何人ぐらいの構成になっているのかもわかったらお聞きしたいと思います。

あと、どのような保全景観形成等をやるのかどうか、この辺のところについてわかりましたらお答え願いたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　６団体の名称ということでございますので、名称のほうから申し上げます。嵐山北部地域資源環境保全向上活動委員会、それが１つ。嵐山南部地域資源環境保全向上活動委員会、これが１つでございます。それから、嵐山中部地域資源環境保全向上活動委員会、それから古里農地・水を守る会、千手堂地区資源環境保全向上活動委員会、遠山地域資源環境保全向上活動委員会の６団体で、土地改良区、それから土地改良組合が中心になったものでございます。

それからあと、今、人数というふうなお話があったのですけれども、主に大体土地

改良区だとか、土地改良組合のほうが中心になっておりますので、大体その人数ということで、はっきりした人数のほうは、ちょっと申しわけございませんが、今、資料がございませんので、ちょっとお答えすることができません。

それから、この関係につきましては、従前は農地・水保全管理事業とていうことで制度ではやっていたのですけれども、今年度から２本型の直接支払い制度ということで制度の内容が２つに分かれまして、今までの農地・水の関係が資源向上支払い、それから創設されました制度が農地維持支払い制度でございます。この新しくできた農地維持支払い制度につきましては、これは多面的機能農地を支えるために、水路だとか道路を管理するということで、こちらにつきましては、構成団体としては農業者だけでもいいというふうな枠組みになっております。

それからあと、従前の組織を組みかえました資源向上支払いにつきましては、これは地域全体で取り組むということで、例えば農業者だとか、あるいは地域住民、それからＰＴＡだとか、そのほかにもいろいろ自治会だとか、そういった方が入りまして活動するということで、こちらの対象となるのが、例えば水路、農道、ため池の軽微な補修、それから景観の整備ということで、植栽だとか簡単なビオトープづくりとか、こういったものが支援の対象になっております。

以上です。

○青柳賢治議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　そうすると、それぞれの団体がそれぞれの形で活動を展開するという形で、水路だとかいろんな農地に接続する農道だとか、そういうところのいろんな調査だとか管理だとか補修だとか行っているのだろうと思うのですけれども、例えば、そこでいろんな活動の中でさまざまな問題が生じたときに、さらにこれを新たな補修だとかいろんな問題につなげた活動に展開していくという形になるのでしょうか。そこのところをお聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　国の補助制度でございますので、そういった対象になるかならないかということもございますので、その辺もよく検討しながら、また地域で取り組んでいただくような形になるかと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第27号　平成26年度嵐山町一般会計補正予算（第２号）議定についての件を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○青柳賢治議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第２８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第12、議案第28号　平成26年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第１号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第28号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第28号は、平成26年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第１号）議定についての件でございます。

人事異動に基づき、人件費を381万1,000円減額し、その減額分を予備費で調整するものです。

なお、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより議案第28号　平成26年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第１号）議定についての件を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎請願第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第13、請願第１号　手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願についての件を議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託してありますので、委員長から審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

川口文教厚生常任委員長。

〔川口浩史文教厚生常任委員長登壇〕

○川口浩史文教厚生常任委員長　それでは、文教厚生常任委員会で審査をいたしました手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願の審査について審査経過と審査結果をご報告したいと思います。

手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願が提出され、文教厚生常任委員会に付託となりました。

よって、本委員会は、６月６日午前10時から、202会議室において委員会を開会し、請願審査を行いました。説明員には、紹介議員の清水正之議員、請願者の西澤登志雄氏が来て説明を行いました。

なお、西澤氏は、自身が聾者であるため、手話通訳の方２人にお願いをして、請願審査となりました。

西澤氏は、聾学校では手話は禁止されており、意思疎通には発音した口の形を読み取る口話法教育が行われているということです。しかし、話す口の形を見て話を理解するのは、非常に難しいのが実情だとおっしゃっています。そのため、先生の話がよくわからないこともあり、先生とのコミュニケーションもとりにくくなり、心が傷つ

くこともあるということでした。口話法は、家族に限定されるものだということでありました。また、手話が法律にないため、居住地ではない市町村での利用は自由にできないこともあり、さらに災害情報も正確にわからないこともあるということです。

続いて、西澤氏は、平成18年に採択された国連の障害者権利条約には手話は言語であることが明記され、日本政府も改正障害者基本法では、全て障害者は可能な限り言語、これは手話を含みます。その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められたことを紹介し、このようなことから、手話を言語として法律の制定を求める請願を採択してほしいと説明を終わりました。

質疑では、問いとして、聾学校では手話が禁止になっているのか。答え、私は昭和45年ごろいたが、禁止されていた。問い、家庭によって手話が違うと聞いたが、法律になると統一されるのか。答え、手話は年代によっても変わるもので、統一するということはない。あくまで手話を求める法律を求めているだけです。問い、手話が言語として法律になると、口話法はなくなるのか。答え、口話法も意思疎通の手段なので、なくなることはない、という質疑がありました。

質疑終了後、続いて意見を求めたところ、意見はなく、直ちに採決に進みました。その結果、全員の賛成で手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願は採択されました。お配りしております用紙がその結果でございますので、ご高覧を願いたいと思います。

以上で審査経過並びに結果のご報告を終わります。

○青柳賢治議長　委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

本件に対する委員長報告は、採択すべきものであります。

これより委員長報告につきまして採決いたします。

委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、請願第１号は委員長報告のとおり採択すべきものと決まりました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○青柳賢治議長　日程第14、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎日程の追加

○青柳賢治議長　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議案第29号　工事請負契約の締結について、発委第１号　手話言語法制定を求める意見書の提出について、発議第９号　ＨＰＶワクチン健康被害に関する公的支援制度を求める意見書の提出について、発議第10号　軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出について、発議第11号　憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出について、発議第12号　労働者保護ルールの改悪に反対する意見書の提出について及び発議第13号　教育委員会制度改革の中止を求める意見書の提出についての件、以上７件につきまして日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎議案第２９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第15、議案第29号　工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第29号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第29号は、工事請負契約の締結についての件でございます。

菅谷小学校普通教室等空調設備工事の施工に関し、埼玉設備工業株式会社と工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　それでは、議案第29号の細部説明を申し上げます。

工事請負契約の内容でございますが、契約の目的、菅谷小学校普通教室等空調設備工事、契約の方法といたしましては一般競争入札、契約の金額は金5,054万4,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税額、金374万4,000円でございます。

次に、契約の相手方でございますけれども、川越市岸町１―15―16、埼玉設備工業株式会社、代表取締役有山賢市氏でございます。

続きまして、１枚めくっていただきまして、参考資料をごらんいただきたいと存じます。

２の工事の概要から説明させていただきます。

１）でございますけれども、電気設備工事の内容でございます。

１つに、受変電設備でございます。これは、いわゆるキュービクルとなります。それから、幹線動力設備でございまして、キュービクルからケーブルを引くものでございます。

次に、２）機械設備工事でございますが、空調配管設備、空調機器設備でございまして、普通教室18カ所、特別支援教室３カ所、図書室、音楽室それぞれ２カ所の設置になります。それから、集中制御設備でございますが、職員室に集中コントローラーを設置し、各教室で消し忘れ等を防止するという内容でございまして、集中管理できるようにするためのものでございます。それから、附帯工事になります。

次に、請負業者等審査選定委員会を平成26年５月７日に開催をいたしました。

次でございますけれども、公告期間といたしまして、平成26年５月14日から６月３日。

仕様書閲覧期間は、公告期間と同じ平成26年５月14日から６月３日でございます。

質疑応答書の提出日につきましては、平成26年５月21日でございました。

質疑応答書回答日につきましては、平成26年５月23日でございます。

入札参加申し込み締め切り日につきましては、平成26年５月30日。

次に、入札年月日につきましては、平成26年６月４日に実施をいたしました。

落札候補者入札参加資格審査及び認定日につきましては、平成26年６月５日でございます。

11の入札参加業者でございますが、株式会社朝日テクノ以下10ページの有限会社吉村設備まで17社でございましたが、そのうち、辞退が３社、不参加が１社ございましたので、入札参加者は13社になりました。

工期につきましては、平成26年９月12日まででございます。

契約保証金は請負代金の10分の１以上。

次に、契約金の支払い方法につきましては、前払い金、金2,020万円以内、残額につきましては、完成引き渡し後、一括支払いでございます。

次ページは、建設工事請負仮契約書の写しになります。

次に、Ａ３判を３つ折りにしてございます１階から屋上までの平面図の説明をさせていただきます。大変小さく見にくいかと思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

まず、１階の平面図をごらんいただきたいと存じます。上側の表示が管理特別教室棟、下側が普通教室棟となっております。なお、赤色で表示してありますのが室内機、青色で表示してございますのが室外機でございます。普通教室棟の左側、３教室が特別支援教室になります。教室の真ん中の上あたりに青色の表示がありますが、これが室外機の設置箇所となります。12基の表示となっておりますが、そのうち１階分が６基、残りの６基分につきましては、次のページの２階の普通教室棟の教室分の室外機となります。また、右上の角に室外機が２基ございますけれども、これは３階の音楽室の２基の室内機のものでございます。

続きまして、２階部分でございますが、普通教室棟は、先ほど申し上げましたが、普通教室の６教室となります。管理特別教室棟でございますが、左に２基の表示がご

ざいますが、音楽教室、中ほどにありますのは図書室でございまして、教室が普通教室に比べ広いので２基ずつ設置するものでございます。音楽室と図書室の間の上側に室外機を設置いたします。

次に、３階でございますが、管理特別教室棟の３教室の室外機は左に設置し、普通教室棟の普通教室６基の室外機につきましては、次のページの屋上の普通教室棟の真ん中あたりの上部に設置をいたします。なお、２階と３階の音楽室の室内機４基は、面積の関係で普通教室棟に設置するものより若干小さいものを設置いたします。

なお、設定図書につきましては、議員控室に置かせていただいておりますので、ご高覧をいただきたいと思います。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○青柳賢治議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　工期なのですが、議決日から26年９月12日までとなっていますけれども、具体的にはどのような形で進むのか。事業とはどのような関係になっていくのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えをさせていただきたいと思います。

きょう、ここで議決をいただきますと、本契約になるわけでございます。それ以降、会社においては準備をして、夏休みに入るとすぐにでも着工できるように準備を進めさせていただくということでございます。

なお、準備につきまして、室外機や何かの設置とコンクリートブロックを下に置くとか、そういったこともありますので、授業に影響のない範囲で、休みの前にも若干進めさせていただくという形になるかと思いますけれども、いずれにいたしましても、教室を使っての工事につきましては、８月末日までを目安に実施してまいりたいと考えておりまして、この９月の工期につきましては、１回稼働したりなんかして、ふぐあいあるかどうかというところまで確認した、そのための工期となっております。原則として、末日中に、主体工事は終わりにする予定で考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　そうしますと、今年度に関しましては、子供たちは利用可能な状況になるのかどうか伺いたいのですが。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきたいと思います。

工期は、なるべく、検査も済ますというような考え方でこの日を設定してございます。極力、９月に入ったらできるように、前倒しできればと、このようには考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　この平面図のところの１階部分なのですが、１階部分と２階部分の普通教室の室外機が１階の受水槽とプロパンの後ろということで、目隠しにはなっていますけれども、以前、アパートとか、そういうところの室外機が盗まれたというような事件が多発しました。そういうことを想定しますと、この１階の室外機は、ちょうど死角になっているところにあって、見た目にはいいのですけれども、そういう方々には、犯罪者の目につきにくくて、何かとられてしまうのかなと思い、大きなお世話かもしれませんが、ちょっとそういう心配があるのですが、何かフェンスをするとか、何か対策は考えていらっしゃいますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えをさせていただきたいと思います。

まず、この１階の平面図の教室棟と受水槽の間が結構あいているような絵になっているのですけれども、実際はそんなに広くないのですね。ですから、ぎりぎりの形にはなるのかなと思います。

それと、目隠しは特に今現在考えてはおらないのですけれども、ただ、この１階に設置する室外機につきましては、下に、耐震の関係もございますので、コンクリートブロックを置いて、それにアンカーボルトでとめてというようなことをしていますので、簡単には、やる気になれば何でもできるのでしょうけれども、ということでご理

解いただきたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　ちょっと、いろいろと心配かなと思ったので、念のために、設置したときにあんばい見ながら検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長　ほかに。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　確認なのですが、コンピューター室や理科室、視聴覚室、今回、そういうところ印がついていないわけです。こういうところ、どういうふうにお考えなのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　全ての教室につけられれば一番いいのでしょうけれども、一番子供たちがいる、多く過ごす普通教室が中心となって置いてございます。

それから、音楽室等につきましては、図書室もそうですけれども、静かに勉強もする、読むというようなこともありまして、特別教室の中では、音楽室と図書室に設置をすると。音楽室につきましては、楽器や何かの関係もありまして、学校の要望もありまして、特別にというか、なるべく置くような形に現在しております。

以上でございます。

○青柳賢治議長　ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　１点、確認ですけれども、工期の９月12日というのは、町の完了検査が終わった時点までを想定しているということだったと思うのですけれども、そういう面では、１日から学校始まると思うのですけれども、町の完了検査が終わらないと、本格稼働にはならないということなのでしょうか、それ１点です。

それから、今回、議会議決に必要があるので、菅谷小学校ということになったと思うのですけれども、いずれにしてもほかの小中学校については、同じような歩調で行うということでいいのかどうか。

随契になると思うのですけれど、入札業者のほうは、これ予算の関係ではないから

あれなのか、ほかの学校の入札業者というのは、今回の入札の希望者の、そういう人たちが随契として行うということなのでしょうか。

同時に、今、話があったように、そうすると、ほかの学校も特別教室については、小中学校含めて特別教室には入らないということなのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えをさせていただきたいと思います。

最初のご質問は、本格稼働が町の検査が終了後かというようなご質問だったと思うのですけれども、中間検査をして稼動ができると、その前に、十分業者が設置してから稼動は確かめるわけでございますけれども、それまでに、夏休み中には中間検査までは極力していきたいと、このように考えてございます。

それから、ほかの小中学校の契約の関係でございますけれども、菅谷小学校と同様、一般競争入札をしてございます。幼稚園につきましては、指名入札でもう既に発注はしてありますけれども、他の小中学校につきましては、いずれにしても一般競争入札ということで実施をしてございます。

それから、他の小中学校の特別教室棟ということでございますけれども、菅谷小学校と同様の仕様というか、教室の配置という形にはなっております。

以上です。

○青柳賢治議長　簾藤こども課長、１点目の完了検査のところ。そちら、わかりました。

では、答弁求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　契約担当課の立場として申し上げたいと思います。

先ほどの中間検査という話も出ましたが、最終的には完了検査をしていただいて、引き渡しが終わって、それから稼動するのがもちろん一番いいわけでございますので、それが１番。

それと、仮に、９月12日というのは、ある程度日にち的には余裕を持った日にちだと思いますが、そこまでに完了検査が終わらなかった場合でも、試運転という形ならできるかなと、そういう形でご理解いただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　ということは、１日から試運転という形でも動かすことは可能ということでいいわけですね、確認しておきたいと思います。

例えば理科の実験室なんていうのは、そこで児童生徒がやるわけで、果たしてこういう部分に入れなくていいのかな、これ県の補助金を使ってということもあって、できれはそういうところまで見込んでやっておいたほうがいいではないかなというふうに思うのですが、予算的には、そういう部分で、特別教室といっても、やはり頻度のある部分いうというのが、また必要性がある部分というのがやっぱりあるのではないかなというふうに思うのですが、その辺は予算措置というのはできなかったものなのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

全ての教室に設置するのが一番いいのかと思いますけれども、なるべく少なくやっていきたいということが一つあります。

それから、やり方とすると、たまたま嵐山町はこういう形で、全校一斉にできたということもございまして、特別教室棟でそんなに頻度がないと言ったら語弊がございますけれども、そういった教室につきましては、あえて設置するということは考えなかったということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　今、考えなかったという話なのですけれど、特別教室でやる授業のうち、普通教室ではできない授業というのはあるわけです。だから、さっき言ったように、例えば理科の実験なんていうのは、そこの教室を使わなければできない話です。そういう部分で、音楽室は入れたということなのですが、提案もなかったというのもあるのかもしれませんが、そこまで考えなかったというのは、やはりこれはちょっとあれかなという気がするのですけれども、普通教室ではできない授業、特別教室でないとできない授業というのがやっぱりあるのだと思うのです。その部分には、今回は仕方ないにしても、早急にやっぱり入れていくということは考えられないでしょうか、教育長。

○青柳賢治議長　答弁、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　すみません。言葉が適切でなくて大変ご迷惑をおかけいたしました。考えなかったというよりも、校長会とか学校とも相談の上で、要望が特に今なかったということでございます。

○青柳賢治議長　答弁を教育長に求めますか。

〔「いや、いいです」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　いいですか。

ほかに。

第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　ちょっとキュービクルの関係を質問したいのですが、相当の台数ですから、非常に電気を使うのではないかなというふうに思います。暑い日であればフルで回るのだというふうに思いますが、ちょっとこの図面を見ても、キュービクルの位置がわからないです。中の多分、今、既存のあるものをトランスか何かをかえて大幅に上げるのではないかなというふうに思うのですが、最大に使われたときの計算等は十分にできているのだというふうに思いますけれど、確認のために、途中でとまる、真夏の暑いときにとまるということは、子供とすれば非常に困難なわけでございますから、その点を安全性についてちょっとお聞きをしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えいたします。

大変失礼といたしました。この図面の中には表示ができなかったのですけれども、既存のところにつけてあるということでございます。

それから、それの需要ができる、全て賄えるということで、キュービクルを新しいものにかえさせてもらうということでございまして、それからキュービクルから専用の回線にそれぞれなっていきますので、その辺は問題ないと思っております。

また、デマンドコントローラーもつけますので、ある程度の設定は変化できるわけですけれども、とりあえずやってみて、落ちてしまう、それ以上の消費があった場合は落ちるようなシステムにもなっておりますので、完全にアウトになってご迷惑かけるというようなことは私どもは心配しておりません。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　特別教室棟にはないというのですが、既についてあるところにはこの図面にはないというふうに捉えます。

これで、契約等が進んで、大体電力の契約高も決まってくるのだと思うのですが、ランニングコストがもし積算してありましたらお伺いしておきたいと思います。していなければ、やむを得ませんけれども、

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　すみません。１台当たりのエアコンの消費電力とすると、普通教室棟のものが5.38キロワットということで、掛ける、このシステム、今回の空調設備につきましては、23カ所ございまして123.51キロワット。それから、ちょっと小さめの音楽室に配置するものにつきましては2.72キロワットということで、４キロワットということで10.88キロワット、計134.39キロワットということで想定はしてございます。

ただし、外気温や何かによっても、そこら辺はどのくらい消費するかというのは、私どももつかみ切れないところがございますので、設置した段階で真夏になりますので、そういったときに、どのくらい電力を使うかというものを把握しながら、先ほどのデマンドコントローラーの設定等も検討していきたいと、このようには考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　確かに気温によって違うわけですけれども、要するに契約金額というのはきちっと出るわけですよね。それが今度は使用量によって若干、そんなには変わらないのだと思うのですが、そこのところはまだわからないということなのでしょうか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　大変申しわけございません。まだ、正式に何キロでというところまではいっていないというのが現状でございまして、夏休み等の設置の段階で試運転等が整った中で、どのくらいかかるものかというものをはかりながら設

定していきたいと、このようには考えております。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。これより、議案第29号工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

議案審議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開の時間は２時50分とさせていただきます。

休　　憩　午後　２時３９分

再　　開　午後　２時５１分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発委第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第16、発委第１号　手話言語法制定を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口文教厚生常任委員長。

〔川口浩史文教厚生常任委員長登壇〕

○川口浩史文教厚生常任委員長　それでは、お配りしております意見書の提出について、朗読をして提出にかえさせていただきたいと思います。

発委第１号、平成26年６月11日、嵐山町議会議長青柳賢治様。

提出者は、私、文教常任委員長の川口でございます。

手話言語法制定を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第３項の規定により提出をいたします。

提案理由でございますが、６月９日開会した文教厚生常任委員会、先ほどご報告いたしましたが、「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願」の審査をした結果、採択となりました。

よって、採択に基づき本意見書を提出するものでございます。

それでは、意見書（案）を朗読してまいりたいと思います。

「手話言語法」制定を求める意見書（案）

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23年）８月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。

よって嵐山町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話がつかえ、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定するこ

と。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年６月　日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長　青　柳　賢　治

送り先は、衆参の両院議長、内閣総理大臣をはじめ、関係各大臣でございます。

以上です。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより発委第１号　手話言語法制定を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第17、発議第９号　ＨＰＶワクチン健康被害に関する公的支援制度を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、ヒトパピローマウイルスワクチンの健康被害に関する公的支援制度を求める意見書の提出についてですけれども、提案理由をお話しします。

子宮頸がんワクチンが承認販売されてから４年半経過し、公費助成が始まってから３年半経過しました。今までの予防接種に比較すると、圧倒的に副反応が多いワクチ

ンです。これは、先ほどグラクソ・スミスクライン社のサーバリックスのホームページのところを見てきたのですけれども、安全性という部分で重要な症状の発現率は40％あった。４価ＨＰＶワクチンでは34.7％であった。新たな免疫疾患は3.6％、自己免疫疾患は1.1％、そして４価ヒトパピローマウイルスワクチン、これはガーダシルのことを言うのですけれども、新たな慢性疾患が3.8％、そして自己免疫疾患が1.8％。重篤な有害発現率はサーバリックスで4.2％、４価、これはガーダシルのことを言いますけれども、４％と記されています。

これは、実は大和市とか鎌倉市、それから碧南市というところで、既に予防接種にかかわる症状の、接種していた人たちの症状をアンケート調査しています。そうすると、やはり何らかの被害があった、症状があったという人たちが40％から45％、失神、意識消失というのは３％から４％、その中から20％ぐらいの人が重篤な副反応という形で出ているのではないかなと思われるのですが、今現在、症状の被害の実態がわかっていないというのが現実です。

そして、それはどのような形であらわれてくるかというと、接種後１カ月以上を経過してから徐々に身体のぐあいが悪くなってくる方が多くて、なぜ自分がこういうふうな形の症状が出てくるのだろうということがわからないで、副反応と気づかないで悩んでいる少女たちがとても多いということ、中学生の段階のお子さんたちですから、親に心配かけない、そういうふうなことがあるのでなかなか自分の状態を言い出せないで苦しんでいる。そして、徐々にぐあいが悪くなっていくという状態になっています。

そして、接種してから３年経過すると重篤な副反応で健康な生活ができないで、身体的、精神的、経済的にも苦しい生活を強いられる状況になります。副反応に苦しんでいる人を少しでも救うために、本意見書を提出するという形です。

では、意見書案を読みます。

ＨＰＶワクチン健康被害に関する公的支援制度を求める意見書

2009年10月ＨＰＶワクチン（サーバリックス）は許可された。2010年11月、ワクチン接種に関し公費助成がされ、2013年４月には予防接種法が改正され、定期接種化となった。

販売開始から2013年３月31日まで、被接種者は累計864万人になったが、被接種者のうち一定数のものにギランバレー症候群や急性散在性脳脊髄炎、また広範な疼痛や

運動障害の副反応被害が発生した。

副反応被害については任意接種の場合の補償は医薬品副作用被害救済制度により、定期接種の場合は、予防接種法に基づく補償請求による。

ＨＰＶワクチンは定期接種以前の公費助成の接種が多く、したがって副反応被害は任意接種の場合の医薬品副作用制度被害救済制度に基づくもので適正な被害補償の道が閉ざされている。

医薬品被害救済制度では、予防接種法の救済制度と比較して以下の場合、補償範囲及び内容が限定されている。

① 補償対象が「病院または診療所への入院を要すると認められた場合に必要な程度の医療を受ける場合」に限定される。

② 障害児養育年金及び障害年金の金額が少ない。

③ 支給対象となる等級に障害３級は認められない。

ＨＰＶワクチン副反応は、症状の出現が様々で接種直後に出現する場合や１ヶ月以上経過して、痛み、咳・視野狭窄・記憶障害など数多くの障がいが出る。激痛が全身に移動することもあり、症状は固定されていないため、障害認定も難しい。また、症状が一様でないため、被害をワクチン副反応と気づくことが難しい。

現行予防接種法によって法的救済・補償を受けられる患者はごく一部でしかない。国が予防接種被害を償い、接種した副反応被害の女性たちが、いつ、どこでも安心して治療を受け、学校生活を送り、将来に希望を持つことができるよう、公的支援制度を確立することが求められている。

よって、国会及び政府においてはＨＰＶワクチン健康被害者に対して、予防接種法と同様の必要な法整備、予算化をすすめ、適正な救済を受けられる公的支援制度を確立するため、下記の事項について速やかに必要な措置を講ずることをここに強く要望する。

記

１ ＨＰＶワクチン接種後の副反応被害に対しての検査費・治療費・入院費への公的支援制度を確立すること。

２ ＨＰＶワクチンによる死亡者には一時金、治療中の被害者には健康管理手当、支援金を支給する法制度の確立を行い、持続的に治療を続けられる環境を整備すること。

３　ＨＰＶワクチン副反応被害者によって登校ができない状況の被害者にも学業が続けられる環境を整え、将来の希望をかなえることができる教育体制を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣です。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　１点だけ確認をさせていただきたいと思います。

ここで、副反応被害に対する補償制度のことが記載されておりますけれども、この場合には、ほとんどの方が任意接種の場合の医薬品副作用被害救済制度によるものだというふうにありますけれども、例えば定期接種の場合にもＡ分類というのとＢ分類というのがあると思うのですけれども、Ａ分類に関しては、積極的な勧奨が行われているもの、それに対する補償。それから、Ｂ分類に関しては、定期接種であっても厚生労働省として積極的勧奨は行っていないというような２種類の補償があると思うのです。ですから、そのＢ分類に関するものは補償内容というのは、この医薬品副作用被害救済制度とほとんど遜色ない、また同じような補償制度になっていると思うのですけれども、その点は間違いないでしょうか。

〔「今の言っていることがわかんなかったんですけども」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　答弁求めます。

○13番（渋谷登美子議員）　はい、いいですか。

今、Ｂ分類と言われているのはインフルエンザだけなのです。インフルエンザの予防接種だけだと思います。

そうすると、これ公的補償制度ＰＭＤＡに来るわけなのですけれども、Ｂ分類とＡ分類とあるわけなのです。現在の場合は、ほとんどの人がこのＢ分類の中にも入らないということです。だから、定期接種ではないわけですから、Ｂ分類がなくて、ＰＭＤＡが、薬品会社がお金を出しているところなのですけれども、そこが被害と認めたものだけこれに準じたような形で出すのかもしれないのですけれども、私が聞いている範囲では、この子宮頸がんワクチンの人でＰＭＤＡの認定を受けることができたという方はまだいないです。私の知っている範囲では。だから、これがそのままそこに

適用されるというふうに考えることはできなくて、杉並区の人だけ、今回やっと区のほうが公的助成をするので、これにはすごく重たい症状なのですけれども、公的な助成を、杉並区のほうでつくった助成で行われていてということです。だから、それがここに来るというふうには限られないということです。

よろしいですか。

○青柳賢治議長　第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　Ｂ分類のほうのものに関しては、もちろん今言われたようにインフルエンザのみが今あれですけれども、今このＨＰＶに関してのワクチンも積極的勧奨は今ストップしている状態であります。ただ、定期接種としては勧められているというような状況でありますので、ですからその補償内容が、例えば積極的勧奨をしていないＢ分類の補償と、それからあとはこの医薬品副作用被害の救済制度の補償が全く補償なんかが違うというようなことであれば大きな問題になるかなと思うのですけれども、実際はＢ分類のほうはほとんどこの内容と同じ補償内容になっていると思うのですけれども、その１点だけちょっと確認をしたいと思いますけれども……。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　ちょっと待ってください。Ｂ分類は定期接種ですから、定期接種法による補償ですよね。だけれども、これは公的被害救済制度で内容が限定されているわけですよね。

〔何事か言う人あり〕

○13番（渋谷登美子議員）　定期接種の場合、Ａ分類とＢ分類で、Ｂ分類の補償だとここになっているというふうに考えられたということですか。

〔「補償内容が」と言う人あり〕

○13番（渋谷登美子議員）　よくわからないだけれども、私。

〔「再質問の意味がよくわかってないんだけど、再質問からもう少し詳しく説明してください」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　では、そうしましょう。

渋谷登美子議員、佐久間孝光議員の再質問のところをもう一度お願いします。

○３番（佐久間孝光議員）　定期接種の中にも、今渋谷議員が言われたように、昔はＩ

分類、Ⅱ分類、今はＡ分類、Ｂ分類ですか、そういう中で２種類あって、Ａ分類というのが積極的勧奨が行われているものが対象になっております。

それで、Ｂ分類のほうは定期接種になっているけれども、積極的勧奨は行っていないというような形です。それぞれに対して補償内容がありまして、Ａ分類の補償内容はＢ分類に比べると非常に手厚いものになっています。Ｂ分類の補償内容と、それから今提起された医薬品副作用被害救済制度ですか、この中の補償内容というのはほとんど同じものであるということの認識はおありでしょうかということです。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　よくわからないのですけれども、Ａ分類の補償というのは、障害が認められた場合ですよ。認められた場合、死亡一時金とか、それから介護手当とかついてくるのです。ですけれども、今現在ではそういったものがないから、Ｂ分類の救済制度ではということと、Ｂ分類と同じかということですか、Ｂ分類と今ここに書いてある被害救済制度とが同じ内容なのかということですか。

○青柳賢治議長　そういうことです、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　ごめんなさい。私、勉強していないので、インフルエンザの被害補償がこれと同じかということかというのは、勉強していないからわからないです。全然わかりません。

○青柳賢治議長　よろしいですか。

ほかに。

第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　３点についてお伺いします。

まず、段落２つ目の販売開始から2013年３月31日まで、被接種者は累計864万人になったが、被接種者のうち一定数のものにギランバレー症候群や云々って書いてあるのですが、このまず一定数は何人なのか、パーセンテージでもいいです。おわかりでしょうか。

それと、こちらの記の２です。ＨＰＶワクチンによる死亡者には一時金という表記がしてありますが、現在死亡者がいるのでしょうか、お伺いをします。

そして３点目、今国ではＨＰＶワクチン接種の対応をどのようにしているか、伺います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　一定数といことですけれども、一定数というふうな形で国が把握しているものに関しましては、ちょっと今足し算しないとできないのですけれども、サーバリックスのほうは、医者からの報告が1,136件、そして製造販売業者のほうからが774件、ガーダシルのほうは医者からの報告が321件、製造販売業者からの報告が89件ですけれども、先ほどお話ししましたように、この一定数というのが全く被害の状況がつかめていないので、サーバリックスのホームページによりますと、これ数字は出ているのですけれども、その数字は書き写していないのですけれども、安全性では重要な症状の発現率は40％あった。そして、４価のワクチンでは34.7％あった。新たな慢性疾患、自己免疫疾患の発現率は3.6％と1.1％ということで、大体調べてみると、４％ぐらいが重篤といいますか、そういうふうな発現率になるのかなというふうに考えますけれども、それは失神とかそういうふうなものも含めてなのですけれども、それは大和市とか鎌倉市、それから碧南市、鹿児島のほうの町、幾つかの市町村で接種の調査をしているのですけれども、大体そのパーセンテージで出てきています。それは、これが予防接種法の追跡調査をしないと出てこない割合なので、ここで一定のというふうな形でしか出せないわけなのですけれども、市町村によってはそういうふうな形ではっきり追跡調査をとっているということです。なのでそういうことです。

それで死亡者ですけれども、２人おります。これは２人いますけれども、いずれも厚生労働省が認めていません。１人の方は22年８月か何か、新聞に出ていました。接種後２日目、もう一人の方は接種後２週間目、いずれも中学生だったと思いますけれども、死亡されています。

３番目は何でしたっけ、３番目は……。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長　厚労省の対応ですよ。

○13番（渋谷登美子議員）　厚労省の対応ですね。厚労省の対応ですけれども、今厚労省は１月20日に心因の反応というふうに結論づけました。心身障害というふうに結論づけましたので、心身障害として何カ所かの病院に送っていますけれども、幾つかの病院でしたけれども、３カ所の病院だけは普通に副反応被害として取り扱ってくれて

いますので、その３つの病院、３つの病院だったと思うのですけれども、少なくともその中の２つの病院だけは副反応被害として取り扱ってくれていますけれども、あとは全部精神疾患として取り扱っている状況になっています。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　今、３番目の質問は、国のＨＰＶワクチン接種の現在の対応はってお聞きしたのですけれども、それに対してお答えください。

それで、先ほど何人の方が一定数になるのかというのでお答えがございましたけれど、私の資料によりますと1,968件、100万回当たりに12.3件が出ているという資料がございます。

それと、死亡者に関しましては因果関係がまだはっきりしていない中で、私の資料のほうでは死亡者はおりませんということで回答が来ております。

先ほどの３番目の答弁をいただきたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　接種に関しての３番目の答弁というのでしたら、積極的な勧奨の中止ですけれども、実際には積極的な勧奨を中止した後ですけれども、かなり、やはり多くの方が接種しておりまして、これですと25年８月１日から９月31日というのが厚生労働省の資料に載っているのですけれども、サーバリックスですと、これは29年の８月１日から９月31日は接種延べ回数が587人かな。ごめんなさい、ちょっと、４月になっていますけれども、そのうちの報告では製造販売業者から28件、医者からの報告が30件で、それで私も埼玉県の情報公開請求でどのくらい出てきているかというのを見たのです。６月14日から医者がそれをチェックするようになっていて、６月14日からの副反応被害の報告が多くて、６月25日というのが一番ちょっとびっくりしたのですけれども、３回目で失神しているというふうな形のものが出てきています。

失神している子供さんの後の、そういうふうな状況ですけれども、失神した子供さんの20％は重篤な副反応になっていくというふうな形が一応資料としては、サーバリックスのほうのホームページの、ホームページではない、研究の中に出ています。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　厚生労働省が５月16日に医療機関などから報告されていない例も含めて調査を進めることを確認したということであります。因果関係を判断する

ための情報が不足しているためということで、接種の一時中止などは必要ないという意見が一致したということがあります。

今現在、この間、渋谷さんが配ってくださった手記は読みました。手記は読ませていただきまして、本当にお子さんが大変な状態にあるということが、本当にかわいそうにって、大変なことだということは、もう十分あの文書でわかりました。

それで、このたび信州大学医学部の内科の池田修一教授より、ＨＰＶワクチン接種後の副反応、主として痛み、しびれ、脱力感などについて、被接種者とそのご家族に対して適切な医療を提供するための診療体制の整備が整ったということで、ホームページのほうに、そういう被害に遭われた方のための痛みのケアということで、11カ所の病院の名前が載っております。そちらではペインクリニックをやっているということで、ぜひそういう疼痛ですとか、そういうような症状が出た場合にはこちらの病院にかかってくださいということで、ホームページのほうに載っていますので、今後はこれをどんどん啓蒙していただきたいなというのはあるのですけれども、一応そういうことで、因果関係はないということで報告をされております。

○青柳賢治議長　答弁はいいのですか。

○６番（畠山美幸議員）　いいです。

〔「ちょっと言わせていただき……」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　いや、渋谷議員……

○６番（畠山美幸議員）　結構です。結構です。

○青柳賢治議長　渋谷議員。ほか……

〔「言いたいことだけ言って、意味がないのに言いたいことだけ言うというのは……」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　渋谷議員、渋谷議員。

○６番（畠山美幸議員）　いやいや、今の答弁に対して、私はわかっている範囲のことをしただけです。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長　静粛にしてください。

〔「質疑の言い方をして、言いたいことだけを言って、討論もなく言いたいことだけを主張して、質疑要りません、それ何ですか」と言う人あり〕

○６番（畠山美幸議員）　いや、やっているではない、誰かも。

○青柳賢治議長　渋谷議員。

ほかに。

〔「それは許されることじゃないと思いますよ」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　いいです、ほかに。

〔「なし」「それって何ですか」と言う人あり〕

○６番（畠山美幸議員）　結構です。

〔「議長から質疑が許されているんだから、質疑をきちっとやりなさいよ」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ほかに。

〔「議長から許されて、質疑をどうぞって言われてる」と言う人あり〕

○６番（畠山美幸議員）　ええ、でも皆さんもいつも３番目には……

○青柳賢治議長　いや、いいですよ。

ほかには、だからほかに、いませんか。

〔「結構です、もう」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　では、質疑を終結いたします。

〔「こういうふうな質疑をするのではだめだよ」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより発議第９号　ＨＰＶワクチン健康被害に関する公的支援制度を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○青柳賢治議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長　渋谷議員、静粛にお願いいたします。

〔「いや、怒りますよこれは。ちょっと失礼ですよ」
と言う人あり〕

◎発議第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第18、発議第10号　軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出ですけれども、これは軽度外傷性脳損傷というのは、人口10万人当たり150人から300人が大体発症しているということです。それで、日本ではまだこれが十分に周知されていなく、労災認定もされないという状況になっていまして、多くの被害者の方が苦しんでいらっしゃいます。これは、私のところにぜひ、意見書を提出してほしいというふうな形でやってきたものなのですが、公明党さんがやっていたものです。読みます。

提案理由です。

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断絶するなどして発症する病気です。しかも、日本の医療において知られておらず、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、本人や家族、周囲の人たちもこの病態を知られないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々あります。医療機関をはじめ、国民・教育機関への啓発・周知が必要です。そのために、本意見書を提出しますということで、意見書案を読みます。

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気です。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの

多発性脳神経まひ、尿失禁など複雑かつ多様です。

この病態は、世界保健機構（ＷＨＯ）において定義付けがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏付け検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができると報告されています。

しかしながら、この軽度外傷性脳損傷は日本の医療において知られておらず、また、ＭＲＩなどの画像検査では異常が見つかりにくいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状です。

さらに、本人や家族、周囲の人たちもこの病態を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々あります。

以上のことから、医療機関をはじめ、国民・教育機関への啓発・周知が重要と考えます。

国におかれましては、現状を踏まえ下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望します。

記

１　業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。

２　労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査方法など、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。

３　軽度外傷性脳損傷について、医療機関をはじめ国民、教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣です。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより発議第10号　軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第19、発議第11号　憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、意見書の提出について、提案理由をお話しします。

きのうくらいのニュースですか、自公での協議は始まっているということですけれども、提案理由です。

憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認は、立憲主義に反し、日本を法治国家から権力者への支配国家への一歩を示しています。安倍政権は憲法改正について正面から国民的な議論等を問うのではなく、現行憲法の解釈では認められていない「集団的自衛権行使容認」を「解釈改憲」によって可能にすると国民不在の政治を行おうとしています。これは、戦争体制に入ることができるということを示しています。

憲法解釈の変更によって集団的自衛権の行使を容認することは、戦後、日本が築いてきた平和主義を崩壊させ、また国民不在で、国民に真を問うことなく、憲法を解釈改憲することは、立憲主義をも根底から破壊することになり、到底容認できません。

以上のことから、本意見書を提出します。

読み上げます。

憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書

今、安倍政権が進めようとする憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に、

多くの国民が「戦争に巻き込まれるのではないか？」等の不安と疑念を抱いています。

既に、全国60を超える市町村議会が反対の意見書を衆参両院に提出し、地方自治体からの懸念も日増しに高まっています。

これまで歴代政府は、憲法第９条の下に許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最低限の範囲にとどまるべきであると解釈してきました。集団的自衛権の行使は、米軍などへの攻撃に対しても自衛隊が反撃できるようにする、というものであり、憲法上、到底許されるものではありません。

これまで自衛隊は海外で１人の戦死者も出さず、他国民を殺すこともありませんでした。憲法改正の厳格な手続きも省いたまま、一内閣による解釈の変更だけ行使が容認されるなら、政治の意思によって活動範囲は際限なく広がり、海外での武力行使につながりかねません。

憲法の平和主義は、国民主権、基本的人権とともに憲法の３原則とされ、多くの国民が戦後日本の価値観としてきました。東アジアの緊張度が増している国際情勢の変化への対応は、平和外交による日本と東アジア地域全体の安全保障上の課題として取り組むべきです。

憲法前文と憲法第９条が規定している恒久平和主義、平和的生存権の保障は、憲法の基本原理であり、時々の政府の意向や国会の判断で解釈を変更することは立憲主義に違反し、許されるものではありません。

よって、嵐山町議会は、憲法第９条に反する集団的自衛権の行使を解釈の変更により容認することに強く反対し、安倍内閣が進める集団的自衛権の行使容認の解釈改憲に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長です。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第２番、大野敏行議員。

○２番（大野敏行議員）　１つだけ、ちょっとお尋ねしたいと思います。

今、日本の経済活動域が、日本だけにとどまらず海外に進出していって経済活動したり、国際貢献活動をしたり、そういった活動を日本人が数多くしております。世界の中に海外に出ていきますと、紛争地帯であったり、テロに遭ったり、そういったことに当たることがたまたまあります。日本人はそういったところで、そういうものに

遭った場合に、当然、その国の警察機構なりその国の軍隊なりがそれを制圧するのではありますけれども、日本として、その日本人の救済に対してどのような行動をとったらいいか、ちょっとその点をお尋ねしたいと思います。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　私、突然のあれなのでよくわからないのですけれども、国際ＰＫＯとかありますよね。国際協力で行うことができますし、今現在の形で集団的自衛権というのは戦争を行うということですよね。そのような形でなくて、外交的な政策で十分行っていけると思いますが、今までもそうですけれども、例えば一番最近、イスラエルか何かで拉致された人がいて、それは外交的な形で解決しているし、解決できなかった場合は亡くなっていますけれども、そのようなところに日本が戦争のような形でやっていくということにはならないですよね。集団的自衛権とは違いますね。

○青柳賢治議長　第２番、大野敏行議員。

○２番（大野敏行議員）　今まで日本は、平和外交ということで一切武器を持たず、貢献、高遠の貢献をしてまいりました。世の中の情勢が、社会の情勢が変わってきまして、日本もそこらのところに対して少しは貢献してくれよというのは、世界の中からそういう声が上がってきております。

日本は日本のことだけであれば、私は十分それでいいと思うのですけれど、そのようなことが必ずや出てきたときに、ではどういう行動をとれるかということでございまして、そのためには集団的自衛権の行使の容認がないとその対応はとれないものだというふうに思っております。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長　だから、行使の容認ができないと思っているということに対して、答弁してもらえれば。

〔「こういうふうに思っているというのは意見ですよね。今までもそうなのですけれども、質疑だか意見だかわからない。それは意見なのですよね、質疑なのですか」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　大野敏行議員。

○２番（大野敏行議員）　では、私の質問の仕方がちょっとまずかったのかなと思いま

すけれども、世界から日本も日本人を守るなら自分たちで守ってくれよと言われた場合には、どういうふうにされますか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　まず、集団的自衛権というのと自衛権とは違いますよね。集団的自衛権というのは、今憲法解釈ではできていないわけです。ですから、そういうふうな状況になるとするのならば、それは憲法を改正するしかないですよね、国民的に憲法を変えていく、そういうふうな手続をとるということが必要なのだと思いますけれども、それは今の現状ではできないことですよね。それをやろうとしているのが今の安倍内閣ということではないのですか。それでよろしいですか、そういう答えで。私どういうふうに答えていいかわからないです。

○青柳賢治議長　よろしいですか。

ほかに。

第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　文章の中の「我が国を防衛するため必要最低限の範囲にとどまるべきであると解釈して」というところで、最低限の範囲の防衛というのは、まずどういうことをいうのか、教えてください。

それと、下から何行目になるかな、憲法の平和主義のところから３個下がったところの、「国際情勢への変化への対応は平和外交による日本と東アジア地域全体の安全保障上の課題として取り組むべきです」ということですけれども、今国際情勢がいろいろ変化しているところで、これは平和外交って書いてありますけれど、どういう対応をされるのか、詳しく教えてください。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　自衛権の問題ですけれども、自衛権の解釈はいろいろとあると思うのですけれど、今、国際的にも許されているのは自衛権だけです。集団的自衛権、戦争というのは許されていないです。戦争するということは許されていないです。この集団的自衛権というのは、戦争を発令するということですよね。これは、アメリカが、集団的自衛権というのは、それぞれの人の考え方によると思いますけれども、憲法９条の考え方によりますけれども、私なんかは自衛隊自体も余り、私個人と

しては自衛隊も認めていないです。ですけれども、今の国としては自衛権、国の方法としては、自衛隊は、海外協力隊ですか、そこの後ろまではできるというふうな形になっていますよね。それ以上のことは今やっていないと思いますけれども……。

今、これからやろうとしているのは、これが政府が与党に示した事例というのが出ていますけれども、集団的自衛権でやろうとしているということは、離れ島における不法行為への対応、公海上での訓練などの実施中の自衛隊が遭遇した不法行為への対処、弾丸ミサイル発射等の米軍謀議、領海内で潜没航行する外国軍の潜水艦への対処、これは今までの状況の中でできるものですよね。

それから、国連ＰＫＯを含む国際協力など、戦闘地域での多国籍軍への後方支援、国連ＰＫＯの要請などで駆けつけの警護、国連ＰＫＯで任務遂行するための武器使用、これはちょっとまずいのではないかなと思いますけれども、利益国の同意に基づく邦人救出、これは自衛権ですよね。武力行使に当たる活動というのは、公人を乗せた米輸送機の防護、これは違いますよね、これは米軍機の防護というのは本来自衛隊が行うべきものではないですね。それから、周辺有事で武力攻撃を受けている米軍の防護、これも日本の防衛とは違いますよね。日本の自衛ではないですよね。

それと、周辺有事の際の強制的な停船検査というのもありますし、米国における日本領空を横切る弾道ミサイルの迎撃、これやっていますよね。周辺地域で弾道ミサイル発射警戒中の米艦の防護、これはどうなのですか、完全に集団的自衛権の発現になりますよね。米国本土が核兵器など弾道ミサイル攻撃を受けた際に日本近海で作戦を行う米艦の防護、これは米軍のことを日本がやっていくのですから、米軍の戦争に日本が参戦するということですよね。国際的な機雷掃海活動への参加、これは国際的だから何とも言えないですけれども、そういったことを言っていますよね。それから、武力攻撃発生時の民間船舶の国際共同護衛活動……

〔「聞いてないことを答弁」と言う人あり〕

○13番（渋谷登美子議員）　それが言っていることですよね。あなたたちは、聞いていないことを私に勝手にしゃべって言っているのですから、こちらもしゃべらせてもらいますよ。ちょっとひどいよ、本当に。

○青柳賢治議長　渋谷議員、今、中で答えてください。

よろしいですか、それで答弁は。よろしいですか、渋谷議員。

○13番（渋谷登美子議員）　それでよろしいのですか。そういうふうな形でよろしいの

ですか。

そして、あとあれですよね。どこだっけ、「東アジアの緊張度が増している国際情勢の変化への対応は、平和外交による日本と東アジア地域全体の安全保障の課題として取り組むべきです」、これは平和外交として従来やっていることをもっと進展させていくべきで、本来は憲法９条はこれをやっていくために、平和外交を進めるために、いろいろな海外への経済活動を進めていくべきだと思いますけれども、それをもっと進展させるべきだと思いますが。

それとも、北朝鮮とかそういうふうなことをおっしゃるわけですか。北朝鮮とか全然言っていることがわからないのですけれども

○青柳賢治議長　畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　日本国憲法の中に自衛権という言葉は入っていませんよね。それで、お聞きしたいのですけれども、さっき自分の国を守るためにということで自衛権がどうのこうのってお話があったのですけれど、日本国憲法の中には自衛権という言葉はありませんよね。

〔「ないです」と言う人あり〕

○６番（畠山美幸議員）　ちょっと、それを確認と、あと例えばＡ国がＥ国に侵略をされて、そのときに国連による制裁で国連の方々が助けに来てくれて、それまでＢ、Ｃ、Ｄの国連の方々が到着するまでの間は、Ａ対Ｅでタイムラグがある中、どういうふうにして、まず自国を守ったらいいのか、教えていただきたいと思います。

２つ、今の質問。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　国際法の中で自衛権というのは常識です。自衛権はあるというふうに確立されています。国際利益の中で、それはごく当たり前のことで……

〔「憲法のことじゃないでしょう」と言う人あり〕

○13番（渋谷登美子議員）　日本国憲法にないというのは、憲法９条の中に、私は、だから自衛隊というのは認めていないですって言っています。自衛隊というのは認めていないのですけれども、日本国憲法の中で解釈をしていきながら自衛隊というのをつくってきたわけですよね。だから、国は自衛隊というのを認めているということではないですか。私の立場と国の立場とは違います。考え方は違います。

それと、私は防衛庁の人間でも何でもないものですから、外交官でも何でもないものですから、戦争の国際状況になったときにどのような体制をとったらいいかというふうなことについて、今この頭の中で、図示でもされていて言われるならともかく、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ国がって、云々かんぬんというふうに言われたって、何も答えようがないです。

○青柳賢治議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　憲法には自衛権という言葉はありません。しかし、自衛権は国際社会の中で国家固有の権利として認められているということです、さっき渋谷さんがおっしゃったとおりです。憲法の条文になくても、日本は国家として自衛権を持っている、憲法に載っていなくても自衛権を持っているということです。

それで、先ほども侵略をされた場合に、国連が到着する場合タイムラグがあった場合に、集団的自衛権は、国連の集団、安全保障の中で認められた権利であるということで、ちょっとどこ読んだのか忘れてしまった。先ほどの、国連は全ての加盟国に武力行使を禁ずる、その上でＥ国が加盟国のＡ国を侵略した場合、国連が加盟国の軍隊で構成する国連軍を組織し、Ｅ国に対して国連による制裁をし、侵略排除をする制度がありますと。国連軍が動くまでの間、Ａ国は武力行使禁止の例外的措置である個別的自衛権を行使して単独で反撃するか、または関係の深い国に集団的自衛権の行使を要請して、共同して反撃するかということがやっていかないと、タイムラグがあるときは、ではどうしたらよろしいのでしょうか。

○青柳賢治議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　私は防衛大臣でもないですし、外交官でもないのです。それで、おっしゃることは何て言ったらいいかわからないのですけれども、ふだんも外交努力を続けていくということは一番大切です。戦争自体もしないということが一番大切で、今やっているのは戦争自体を起こそうということをやっているわけです。それで、それもしかも憲法も改正しないで、憲法をということをやっていこうということですよね。

私に関して言えば、防衛大臣でもありません。自衛隊の幹事でもありません。そういうことを聞くのがどうかしていると思いますけれども……。

○青柳賢治議長　ほかに。

12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　１点だけ、すみません。お尋ねさせていただきますけれども、意見書の関係で、裏面ですけれども、上から４行目ぐらいになると思うのですが、全国60を超える市区町村議会が反対の意見書を衆参に提出したと、申しわけないですけれど、この60を超えるというところの部分なのですが、埼玉県内でも結構ですけれども、どのような形で、何件か挙げていただいて、どことどこが出しているよということが、おわかりでしたら質問させていただきますけれども

○青柳賢治議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　４月27日の朝日新聞で61となっていました。そして、埼玉県ですと鳩山町ですか、今どこが出しているかわからないのですけれども、ここのところでいろいろなところの町村の……

〔「桶川通ったよ」と言う人あり〕

○13番（渋谷登美子議員）　桶川通ったということです。なので、今の状況ですごく動いていますから、これだけの厳しい状況になっていますので、動きがあるので、それについては６月議会が始まってからどんどん出てきていると思いますので、それは把握していないということです。鳩山町だけは、でも桶川通ったということですね、小平も通ったって言っていました。

○青柳賢治議長　ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　時間が経過しているので、質問しようかどうか迷っているのですが、ただ３月議会の当議会にも出ました。またほぼ同じものがまた６月議会に出てきたということで、考え方はほぼ同じものが出てきているわけですが、今国会で大変大詰めを迎えている状況です。それはやはり、国際情勢が大きく変化をしている時代になってきているということだと思うのです。渋谷議員さんは、渋谷議員さんだけではありませんが、この集団的自衛権を行使容認をするということは直ちに戦争につながるということをおっしゃっています。それは、国民にはわかりやすく説明できるのかと思うのですが、私はそうは思っておりません。戦争の抑止につながるというふうに思っております。

集団的自衛権、これは今、ここにもありますが、東アジアで、大変なベトナムと中国との紛争が起こっています。ああいう状況を見、また日本で尖閣の問題、竹島の問題等々あります。なおかつ、防空圏を勝手に引かれたなりなんかしています。こうい

う問題に対して、どう考えるのですか。それだけ、まずお伺いします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　いいですか。この意見書は憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使の容認に反対する意見書というものであって、まず手続的な問題があります。それをいきなり、どんなことがあったとしても、首相が戦争体制、あるいはそういうふうなことに持っていくというのは、国民不在になっていくということが問題なのであって、そこのところで私がそれに対して、アジアやなんかに日本がどのような対応をするかということを聞かれたとしても、それは今までの平和外交でやっていくしかないだろうというふうにしか答えることができません。それはそうですよ、今できないわけですから。

○青柳賢治議長　第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　日本は平和外交でずっとやってきています。それができないような状況が起こっていると、自衛権は認めるって言っているのですよ、自衛権は認めるということですから。

〔何事か言う人あり〕

○11番（安藤欣男議員）　憲法を変えればいいですよ、それは。

○青柳賢治議長　静粛にお願いいたします。

○11番（安藤欣男議員）　憲法は変えられないでしょう、すぐは。

〔何事か言う人あり〕

○11番（安藤欣男議員）　憲法は変えられないから、解釈をやっぱり調整をしながら、国際的に現時点の日本の行き方を考えていきましょうよということですから。それは今、では集団的自衛権の行使はどこでどういう状況の中でやるのだというのは今詰めているではないですか、国が一生懸命やっているわけです。だから、国際的な問題、外交的な問題というのは、私は国会が決めることだと思っております。ですから、国会議員の方々にきちっとやっていただく、我々はその国会議員の支援したりなんかしていますから、そういうことで意見がぶつかるのは当たり前のことではないですか。

〔「質問なの」と言う人あり〕

○11番（安藤欣男議員）　質問ですよ、質問ですよ。憲法改正をしないでできるというふうに思っているのですか。今の状況が、では今の国際的に起こっている状況が平和

外交だけでできると思っているのですか。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　平和外交でできるように努力していくというものを政府は常に持っているということです。それができないからといって解釈、改憲をして、自分の思いで外交していくというのは立憲主義に反していて、日本の法治主義というものを根本から崩すものであるから、これはいけないというふうに言っているわけで、それでよろしいのですか。

私は、今の現状では平和外交を、日本政府は平和外交、あるいはさらなるいろいろな努力をして続けていかざるを得ない状況にあると思いますけれども……。

○青柳賢治議長　よろしいですか。

〔「いい、もう切りがない」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

議案審議の途中でございますが、この際、暫時休憩いたします。再開の時間は４時５分といたします。

休　　憩　午後　３時５５分

再　　開　午後　４時０４分

○青柳賢治議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を行います。賛成、反対、ほかにいますか。

それでは、反対討論、大野敏行議員。

〔２番　大野敏行議員登壇〕

○２番（大野敏行議員）　２番議員、大野敏行、反対討論を行います。

グローバル世界の中で、日本人の生活圏、経済活動圏が国内のみでなく、いやも応もなく海外へと進出し、海外に居住する日本人は、いまや150万に達しました。また、海外に渡航する日本人は1,000万人以上となっております。それが現在、その地域の紛争に巻き込まれたり、テロ行為に遭ったりする場面も多々ふえてまいりました。

そんなとき、言わずと知れた私たち同胞が救いの手を指し伸ばすのは、至極当然の

ことであると思います。集団的自衛権の行使ができない場合、丸腰の自衛隊がどのような行動がとれるだろうか。閣議決定の原案骨子は、国際法上集団的自衛権の行使は認められている。自国の存立を全うし、国民の命と暮らしを守るための必要最小限度の武力行使は認められる。集団的自衛権を行使するための法整備について、現在、今後とも検討する。グレーゾーン事態への対応など、切れ目のない対応を可能とする法整備を進めるとあります。

安倍首相は、集団的自衛権の行使容認について、閣議決定をもって最終的な判断としたいと明言した。歯どめについては、自衛隊の活動を定める個々の法律をつくる場合、国会の関与、それぞれで歯どめがなされていると強調した。戦闘を目的とした海外派遣の禁止、連盟国と日本との密接な関係の確認、そして国会承認を例示しました。

もう一点は、平和的、平和対軍国ではなく、孤立対協調であり、国際社会の潮流は防衛協力や人道的な連帯、そして新たな国際環境に適した安保法制の確立があります。

以上のことから、戦争を行うための集団的自衛権の行使でないことであり、意見書の提出に反対をいたします。

○青柳賢治議長　10番、清水正之議員。

〔10番　清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員）　憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書について賛成をいたします。日本共産党の清水正之です。

まず、この議論の中で話がありました。今の国会の中で集団的自衛権とは何かという議論もされています。

まず最初に、憲法９条のもとで自衛隊にされる武力行使はどんなものがあるかという点について、これは2003年の10月の参議院の内閣法制局長官の答弁ですけれども、「憲法９条は我が国自身が外部から攻撃を受けた場合における必要最小限の実力の行使を除いて、いわゆる侵略戦争に限らず、国際関係において武力を用いることを広く通じるものである」というふうに国会答弁で述べています。

同時に、集団的自衛権とは何かという問いかけに、これは横畠内閣法制局長官が答弁をしていますが、「集団的自衛権とは、国際法上自国と親密な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が、日本が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力を持って阻止することが正当化される権利」というふうに言っています。

この法制局長官が述べているように、集団的自衛権の行使とは日本に対する武力攻

撃がなくても、他国のために武力を行使するということであります。自衛という名前がついておりますが、日本に対する武力攻撃を実力を持って阻止する個別自衛権とは、根本的に異なるのです。

日本はアフガン、イラクの戦争のときも、自衛隊員、それから他国軍の一人も殺し、殺されなかった。これは２つの歯どめがあったからです。その１つは、武力行使をしてはいけない、戦闘地域には行かないという、この２つの歯どめがあったために、日本はこの２つの戦争の中でも、後方支援という形で行ってきました。そのために、これは小泉内閣が当時言っていた言葉ですが、「自衛隊が行っているところは戦闘地域ではないのだ」というのが小泉首相のその当時の国会での答弁でした。このように、集団的自衛権とは、他国の戦争のために日本が戦闘地域まで行くということです。

今、安倍内閣がこうした問題を閣議決定で行おうとしています。時々の権力者がこの閣議決定で憲法解釈を自由に変えることができる、これは立憲主義の否定につながるというふうに思います。このように、今進められようとしているのは、他国の戦争に日本の若者たちが、戦闘地域に行けることを許すのかどうか、これが集団的自衛権の根本であります。我々は、私たちは平和の日本を守る、若者を戦場に送らない、これが私たちのルールだというふうに思います。そのためには、この集団的自衛権の中身、よく理解していただいて、この嵐山町から声を上げていく、そのことが必要だと思います。日本を戦争できる国にしないことは私たち大人の役目だというふうに思います。

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより発議第11号　憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔可否同数〕

○青柳賢治議長　採決の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、本件は地方自治法第116条第１項の規定により、議長採決します。

発議第11号について、議長は否決と採決します。

よって、本案は否決と決しました。

◎発議第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第20、発議第12号　労働者保護ルールの改悪に反対する意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

河井勝久議員。

〔８番　河井勝久議員登壇〕

○８番（河井勝久議員）　発議第12号について提案をいたします。

労働者保護ルールの改悪に反対する意見書の提出であります。

これについては、３月の定例会の中でも、私のほうから意見書を提出いたしました。残念ですけれども、否決というふうになりました。今、国会の中で労働者保護ルールの改悪、改正に対して、議論がされているわけでありますけれども、日々のニュースの中でもその内容については、逐次報告されているわけでありますけれども、依然としてこの労働者のさまざまな問題について、なかなかその規制緩和だけでいこうという形が出されております。

こういう中にあって、この問題についてはやっぱりきちっとしたものをしなければならないという形で、提案するところであります。

現在、政府は成長戦略の名のもとに、政府内の労働政策審議会で行われている議論は、企業の都合を優先して、労働者保護ルールの改悪にとどまらず、派遣労働者の拡大、解雇や労働時間の規制緩和など次々に打ち出して、どれも労働者の生活を脅かしかねない内容であります。労働者が安心、安定的な雇用と公正の処遇のもとで、安心して働くことのできる環境整備を進めるため、労働者保護ルールの改悪反対を求めるものです。

以上のことから、意見書を提出するものです。

それでは案文を読み上げまして、提案にかえさせていただきます。

労働者保護ルールの改悪に反対する意見書

政府は、成長戦略の名のもとで、企業の都合を優先し、労働者保護ルールの改悪を次々に打ち出しています。派遣労働者の大幅な拡大、解雇や労働時間の規制緩和、職業紹介事業の民間開放など、どれも労働者の生活を脅かしかねない内容です。

これは、政府内の諮問会議・一部の財界会議体の協議提起を受けたもので、これらの会議には労働者のメンバーは一人もおらず、ＩＬＯ３者（公労使）構成原則を無視した場で、労働法制の緩和が議論されていることは極めて問題です。

本国会には、派遣法の改定案が提出されています。問題は「派遣期間上限３年」を外し、無期限にすることです。例外的・一時的な位置付けであった派遣を常態化させることになれば、正社員でもなく直接雇用の契約社員でもない不安定な間接雇用の派遣社員に次々に置き換えられ、「直接雇用」という雇用の大原則が根本から崩されかねません。また、合同会議で安倍総理は新たな労働時間制度の仕組みの検討を指示しました。残業や休日深夜労働には割増賃金を支払う必要がありますが、自分の裁量で労働時間を管理できる立場の管理職や研究者は例外です。これを一般社員にまで拡大するという提案です。

「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある限定された「ジョブ型社員・限定正社員」の拡大を進める使用者にとって容易に解雇できる都合の良い働かせ方も問題です。

いま日本は、長時間・過密労働の蔓延化、非正規労働の急増やワーキングプアの問題の拡大に見られるように労働環境に関する深刻な問題が山積しています。経済成長の手段として雇用規制の緩和を行い、労働者を犠牲にすることは許されません。長時間労働、過労死の防止、不安定な働き方の防止、労働規制を順守しない「ブラック企業」への対策強化、労働基準監督体制の抜本的な強化など違法行為の取り締まりに向けた具体的な施策を実行するべきです。

よって政府に対し、次の事項について誠実に対応されるよう強く要望します。

記

1　常用代替防止という労働者派遣法の趣旨を堅持すること。労働条件の切り下げや地位のさらなる不安定化につながりかねない労働者派遣法改正案は撤回し、使用者側に立った法制度ではなく、働く人の立場に立った、労働者保護の法制度と理念を維持すること。

2　規制緩和については、労働者が人間らしい生活を継続的に営める安定雇用と安心して子育てができるなどの労働者環境整備に向け慎重な議論を行い、その実現がされること。

3　労働時間法制に関しては、労働者の生活と健康を維持するため、安易な規制緩和を行わないこと。長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入などは行うべきではないこと。

4　低賃金や低処遇のままの法改正ではなく、すべての労働者について同一価値同一

賃金原則を実現し、解雇に関する現行のルールを堅持すべきこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年６月　日

宛先は、衆参両議院議長、内閣総理大臣、副総理・財務大臣、経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣。

以上です。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　１点だけ、お尋ねさせていただきます。

中段のところなのですけれども、正社員でもなく直接雇用の契約社員でもない、不安定な間接雇用の派遣社員に次々と置きかえられるというような文面があります。この文面なのですけれども、こんなふうな形が整うと、それぞれの働く方が大変だなというふうなことがわかります。

現在、どのくらいな、パーセント的でも結構ですから、いるのかおわかりでしたらで結構ですから、お尋ねさせていただきます。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。

○８番（河井勝久議員）　どのくらいの数がいるのかというのはちょっと私もはっきりしませんけれども、これはかなりの数がふえてきているというのは確かです。その前に、いわゆる派遣村だとかそういう形で、労働者がいろんな形で日比谷だとか上野だとか、さまざまなところで年越しができないような状況にも遭われてきたと。それは、低賃金と、１つはそういう形での雇用制度が、かなり企業の中にもいろんなもので取り入れられてきた結果、出てきたと。それが問題になりまして派遣法の関係が出まして、３年間を過ぎた時点で、いわゆる正規労働者にしていくという形になってきたのですけれども、それを今度はさらに延長しようという形で出ています。

ホワイトカラー・エグゼンプションという形は、結構経営に携われるような形での、いわゆる人たちです。だから時間外だとかそういうものについては自分で管理できると。だけれども、そうではない人たちに対しては、さまざまな形で長時間労働をさせられたり、あるいはおまえもう来なくてもいいよとかという形も出てきているという形ですし、これからコンピューター社会になってきてみますと、コンピューターが使える人だけを一時的に雇って、それを正社員化しないで、その間が終わればすぐそれ

も解雇していくとかという形も出てきますので、実質的な数というのは相当ふえてきているということは、事実的にはわかりますけれども、何％かということは、まだ私も特にはわかりません。

以上です。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「賛成討論」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、労働者保護ルールの改悪に反対する意見書案の提出に賛成します。

ブラック企業の横行による若い人の貧困、格差拡大は大きな社会問題になっています。今、人口減少、生産労働人口の減少が日本の大きな課題の一つになっています。若い人が結婚して、生活できる労働賃金体系が崩れていて、長時間労働で低賃金、結婚したくても結婚できない、一人で自活することができないため親と生活するといった状況になっています。それは、５年前のリーマンショック後の派遣切りによって、年末に日比谷公園のテント村で生活せざるを得なかったことに象徴されます。

労働者保護ルールの改悪は、日本の将来を今よりもさらに暗くしていきます。同一労働、同一賃金はＩＬＯの意見書の前文に書かれている基本的人権の一つとして掲げてありますが、国際人権法でも、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の第７条、そして人及び人民の権利に関するアフリカ憲章の第15条においても、勤労権に関して、同一価値同一賃金を明記しています。

日本では、かつては一企業に対して滅私奉公で年功序列の給料体系、企業お抱えの福祉が一般的でした。そのために、同一価値同一賃金は日本の社会になじまないと言われていましたが、その結果、子供を持つ女性の賃金は男性の賃金の39％、ＯＥＣＤ諸国の78％の半分という衝撃的な結果になっています。同一価値同一賃金のルールが

ないと社会は育っていきません。

民間のワーキングプアに加え、官製ワーキングプアがふえている現実があります。今の日本の労働政策では、日本の将来が全く真っ暗、社会は育たない。人口減少はよいとしても、それを支えるシステムが育っていかない事態になります。ですから、この意見書案はぜひ提出して、皆さんで今の日本の状況を変えていかざるを得ないと思います。

本意見書案の賛成討論とします。

○青柳賢治議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより発議第12号　労働者保護ルールの改悪に反対する意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○青柳賢治議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長　日程第21、発議第13号　教育委員会制度改革の中止を求める意見書の提出についての意見を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

〔９番　川口浩史議員登壇〕

○９番（川口浩史議員）　それでは、教育委員会制度改革の中止を求める意見書を提案してまいりたいと思います。

初めに提案理由でありますが、教育委員会には課題があることは私も承知しております。しかし、この課題を改善するために教育委員会改革が今行われておりますが、この改革は問題であります。

その一番の問題は、教育長と教育委員長を一緒にし、新教育委員長にするのであります。そして、この任命は首長が議会の同意を得てはいきますが、任命、罷免もでき

るものになりました。これでは政治的中立性が損なわれることは明らかではないでしょうか。

戦前、教育は国の事務とされ、首長はその事務を執行しておりました。こうした国言いなりの教育が、軍国少年少女をつくりだし、日本人310万人、アジア人2,000万人にも及ぶ人命が亡くなったわけであります。

今回は首長の権限が強まるだけではなく、教育大綱を規定しています。この大綱は首長に決定権限があり、しかもこの大綱は国の教育振興基本計画を参酌してつくるとされております。国の関与が深く、ここにかかわっております。政治的中立性を損なう方向性は、戦前の痛苦からもやめるべきであると考えております。

それでは、意見書を朗読したいと思います。

安倍首相は、教育委員会について「責任の所在があいまい」、「形骸化している」と言い、戦後の教育制度の柱である教育委員会制度を改革し、首長が教育を支配できるような制度を目指しており、３月11日、「改革案」について与党間で合意に達したと報道されている。

安倍首相が目指す教育委員会制度改革の問題点は、首長が主宰する「総合教育会議」が、教育政策の基本である「大綱的方針」を策定する等、首長と国による教育介入を強める内容になっていることである。また、教育委員長と教育長を統合した新しい「教育長」を設け教育委員とともに、首長が直接、任命・罷免できる制度にしようとしていることも大きな問題である。

言うまでもなく、教育委員長は、住民からなる教育委員の合議によって教育行政を執行する機関である。戦前の軍国主義教育の反省から、憲法に沿って教育の自主性を守り、権力的支配を防ぐためにつくられた。今求められるのは、こうした戦後の教育委員会設立の原点に立ち返り、保護者や住民の視点に立ち、教育現場などの多様な意見を反映した国民の願いに応える教育委員会の民主的改革である。

よって、国におかれては、戦後の国策教育によって子供たちを戦場に送り込んだ痛苦の教訓に鑑み、国や首長が教育を支配することになる教育委員会制度の「改革」を中止されるよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年６月　日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長　青　柳　賢　治

提出先は、内閣総理大臣、文部大臣、衆参両院議長です。

○青柳賢治議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第３番、佐久間孝光議員。

○３番（佐久間孝光議員）　１点、お尋ねしたいと思います。

教育委員会制度改革、この進められている改革と今この意見書の一番最後のほうに「よって」と、最後の３行目ですけれど「国におかれては、戦後の国策教育によって子供たちを戦場に送り込んだ痛苦の教訓に鑑み」、この関係というのはどういうことなのでしょうか。まず、戦後の国策教育によって子供たちを戦場に送り込んだという事実があるのかどうか。それから、この改革との関連性はどういうふうになっているのか、それだけお願いします。

○青柳賢治議長　答弁を求めます。川口議員。

○９番（川口浩史議員）　大変失礼しました。私も文書をつくっていて気がつかなかったことですが、「戦後」ではありません、「戦前」であります。「戦前」に訂正をしていただきたいと思います。そのご指摘ありがとうございます。

〔何事か言う人あり〕

○９番（川口浩史議員）　「戦前」に直していただきたいと思います。

○青柳賢治議長　ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。反対、賛成、ほかには。

〔「反対」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　反対、賛成、ほかには。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長　賛成。

それでは、第３番、佐久間孝光議員、反対討論どうぞ

〔３番　佐久間孝光議員登壇〕

○３番（佐久間孝光議員）　３番議員、佐久間孝光。教育委員会制度改革の中止を求める意見書の提出に反対をいたします。

教育委員会制度の意義は、政治的中立、継続性と安定性の確保、地域住民の意向の反映であり、その特性は首長からの独立性、合議制、住民による意思決定、レイマン

コントロールであります。これは個人的、あるいは特定の党派からの影響から中立性を保ち、また教育の一貫性、安定性を確保し、地域住民の意向を反映しなければならないことを意味しております。

そういった意義、特性からはややもすると逸脱し、首長の強過ぎる権限、教育の継続性を脅かしかねない方向に進みつつあるのではないのかという不安を抱き、私自身も平成25年第１回定例会で一般質問をさせていただきました。

しかしながら、大津市前教育長に象徴される教育委員会の隠ぺい体質、昨日の川口議員の一般質問の際にも話題になった小学校校長による薬物事件、その他このたった１～２週間だけでも小学校の校長がトイレ内で女性教員を盗撮、中学校講師が電車のドアが閉まってしまったことに腹を立て、車掌を殴る、女性教諭が男児に不適切な行為、高校の校長がスーパーで万引き、元教諭らが女子学生に強制わいせつ、小学校教諭が大麻所持、教頭がＰＴＡ会費を流用等々、驚愕するような犯罪行為が次々と明るみに出ているのが現状であります。

また、今回提出されました意見書には、教育委員会の制度改正が子供たちを戦場に送りこんだ戦前の国策教育につながるとの趣旨の内容も含まれており、論議に大きな飛躍があると言わざるを得ません。混迷する教育現場の実情、意見書内の論議の飛躍等の理由から、私はこの意見書提出に反対をいたします。

論点、つけ加えさせていただきたいと思います。

これに関しては反対をいたしますけれども、この嵐山町の教育委員会に対して何か問題がある、不安なことがあるということではありません。私はむしろ非常にすばらしい教育行政を行っていただいているというふうに感じております。しかしながら、全国には1,800近い教育委員会かあるわけで、そういった国のレベルという観点から考えると、これはいたし方ないのかなということも感じているということをお酌み取りください。

以上です。

○青柳賢治議長　賛成討論。

続いて、第13番、渋谷登美子議員。

〔「賛成討論だよ」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　賛成討論どうぞ。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　教育委員会制度改革の中止を求める意見書の提出に賛成します。

私は、第２次安倍内閣がさまざまな教育改革を行って、第１次安倍内閣に続く愛国心教育、今以上の競争主義を持ち込んでいることに大きな懸念を抱いています。現状の教育委員会には、確かに問題点があると思います。特に大津市の問題では、教育委員会ではなく教育長が隠したという、隠ぺいをしたという現実があります。ちょっと今の話とは現実は違うのです。

現行の教育現場の意見、子供、家族意見の反映がとても遅いというのが、今の教育委員会の問題であるというふうに言われています。その問題は別の手法で解決できるものです。いろいろな問題がありますが、一番、それでも今まで教育委員会が形式的な部分が大きいとしても、合議制で行われていた、それが今度はこの見直しでは、首長に新教育長の任命権があります。形式的な教育委員会の合議制といえども、今までの経過からすると、とても大きいものがあります。

橋下大阪市長が違法な思想調査を行おうとしたときに、大阪市教育委員会がその決定を取り消す、島根県松江市で教育長が学校図書室から「はだしのゲン」の漫画を撤去しようとしたときに、教育委員会がその決定を取り消す、そういったような大きな教育の問題点の歯どめをしています。教育委員会の政治からの独立は、首長や教育長の暴走をとめる大きな役割を果たしてきています。

私は、今安倍政権では戦争のできる国づくりと、そして企業のための人づくり、労働法の問題改正なんかもそうです、国づくりを目指しているとはいえ、子供を守る視点が欠落していると思います。子供を守る視点が欠落していることを、それを別の形で教育委員会制度に、今の教育委員会制度に問題があるから教育委員会を変えていくという方向になっています。

教育委員会制度には、今もいろいろな問題があると思います。ですけれども、教育を今まで以上に中央集権化していくことには悪い方向、戦前の方向への転換をすること、そう思います。国民教育という形になっていく、そのことが一番怖いことだと思っています。ですから、教育委員会制度改革はやめなければいけないと考えています。

以上、賛成討論とします。

○青柳賢治議長　10番、清水正之議員。

〔10番　清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員）　日本共産党の清水正之です。教育委員会制度改革の中止を求める意見書について賛成をいたします。

政府が出した地方教育行政法改正案は、一言で言えば政治権力が教育を支配しようというものです。法案は、その自治体の教育政策の大もととなる大綱を決定する権限を首長に与え、しかもこの大綱は政府の教育振興基本計画の内包的な方針を参酌してつくられることが求められています。さらに、法案は教育委員会を代表する教育委員長をなくし、教育長に教育委員長の役割も与え、文字どおり教育員委員会のトップに据えようというものです。教育長は、今は教育委員会が任命し、罷免もできますが、首長が議会に同意を得て任命するように変えられます。

それから、教育委員会は教育長に対する指導監督の権限も奪われます。これらは、教育委員会と教育長との関係を逆転させ、教育委員会を首長任命の自治体幹部である教育長の支配下に置くものです。

もともと、教育委員会は戦後1998年の選挙で選ばれた教育委員たちが、その自治体の教育のあり方を決めるという、民主的な制度として発足をいたしました。安倍政権の狙いは、侵略戦争美化の愛国心教育と、異常な競争主義の押しつけという、安倍教育改革を強行するための教育委員会を、国と首長の支配下に置く、これが安倍政権の教育委員会改革の正体です。

私たちは、教育委員会の基本方向は、まず第一に、教育委員たちが保護者、子供、教職員、住民の不安や要求をつかみ、自治体の教育施策をチェックして改善すること。

２つ目に、会議の公開、教育委員の待遇改善や支援、教育への偏見や専門性を持つ人物の確保など、教育委員会の役割が実際に果たせる体制をつくること。

３つ目、政治的介入から教育の自由と自主性を守ること。

４つ目に、憲法と子供の権利条例の立場に立って行政を行うこと。

最後に、教育委員会の公選制など抜本的な改革を国民合意のもとで進めることが大切だというふうに考えます。

私たちの教育委員会改革の方向は、この５点を進めることだというふうに思います。今、政府が進めている安倍教育改革の名のもとに、侵略戦争美化の愛国心教育や異常な競争主義の押しつけではなくて、この５つの教育方向に基づいた教育改革を行うこと求めて、賛成討論とします。

○青柳賢治議長　討論を終結いたします。

これより発議第13号　教育委員会制度改革の中止を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○青柳賢治議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎町長挨拶

○青柳賢治議長　これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議長のお許しをいただきましたので、平成26年第２回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げさせていただきます。

今期定例会は６月４日に開会をされ、６月11日の本日まで８日間にわたりまして、極めてご熱心なご審議を賜り、提案をいたしました平成26年度一般会計補正予算、これをはじめとする諸議案を全て原案のとおり可決、ご承認を賜り、まことにありがとうございました。

また、嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましても、ご同意を賜り、深く感謝を申し上げる次第であります。

議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましては、十分検討をいたしまして対処をする所存でございます。

さて、梅雨入りしてから記録的な大雨が続いております。稲作には恵みの雨となりましたが、たびたび集中豪雨に見舞われた昨年の夏が思い起こされます。異常気象に伴う自然災害には、危機感、これを持ってその対策に万全を期してまいる所存であります。

議員各位におかれましては、時節柄くれぐれもご健康にご留意をいただき、さらなるご活躍をいただきますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の挨拶といたします。まことにありがとうございました。

◎議長挨拶

○青柳賢治議長　次に、本職から挨拶申し上げます。

本定例会は去る６月４日開会以来、本日まで８日間にわたり議員の皆様には真剣な、そして活発なご審議を尽くすとともに、議事進行に多大なご協力をいただき、ここに第２回定例会が無事閉会できますことを、衷心より厚くお礼申し上げます。

また、町長をはじめ、執行機関の皆様におかれましては、審議の間常に真摯な態度をもって審議にご協力いただき、そのご労苦に対しまして厚くお礼申し上げます。

町も議会もともに、住民の福祉向上という共通の大目的を追っています。今定例会を通じて、議員各位から述べられた一般質問、あるいは質疑など、意見、要望につきましては、今後の町政の執行に際しまして十分反映されますよう、要望する次第であります。

いよいよ、サッカーのワールドカップが開幕されます。日本代表監督は「信じる道を進む」と言っていました。日本チームを熱く応援したいものです。

結びに、執行部の皆様、議員の皆様には梅雨入り本番となりました。健康に留意されまして、ますますのご活躍をご祈念させていただきまして閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○青柳賢治議長　これをもちまして、平成26年嵐山町議会第２回定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後　４時５３分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員